

# 総務文教委員会

令和5年12月11日(月)

10時00分～時分

全員協議会室

【委員】 芦谷委員長、沖田副委員長、村武委員、岡本委員、永見委員、西田委員

【議長・委員外議員】

【執行部】 砂川副市長

(総務部) 坂田総務部長、西川市長公室長、森脇防災安全課長、山根人事課長、湯浅行財政改革推進課長、小林財政課長

(地域政策部) 田中地域政策部長、岸本政策企画課長、川合定住関係人口推進課長、末岡地域活動支援課長、永田まちづくり社会教育課長

(旭支所) 西川旭支所長、戸田防災自治課長

(教育委員会) 岡田教育長、草刈教育部長、藤井教育総務課長、山口学校教育課長、山本文化スポーツ課長

(消防本部) 田中消防長、赤岸総務課長、伏田予防課長、大橋警防課長

【事務局】 松井書記

---

## 【議題】

### 1 陳情審査

- (1) 陳情第108号 再配置計画のベースの計算について、全体面積を出し、全体維持費を出してから検討してほしいという陳情について
- (2) 陳情第111号 登下校は右側歩行等安全を厳守させてほしいという陳情について
- (3) 陳情第112号 命を守る行動のアドバイスをし、横断歩道での事故を減らそうという陳情について
- (4) 陳情第116号 庁舎内での録音録画をプライバシーの侵害にならない範囲で許可してほしいという陳情について
- (5) 陳情第117号 地方自治法2条14項の「最少の経費で最大の効果を」に違反するなという陳情について
- (6) 陳情第119号 情報の広報と市民の声の広聴(市)に関する陳情について
- (7) 陳情第123号 サン・ビレッジ浜田アイススケート場の施設の方向性の検討に関し、市が求める費用対効果についてわかりやすい説明を求める陳情について

2 議案第61号 浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例について

3 議案第62号 浜田市職員定数条例の一部を改正する条例について

4 議案第71号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

5 議案第75号 工事請負契約の変更について(浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事(金城町地内外))

(裏面あり)

- 6 議案第 82 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 7 議案第 83 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第 84 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 執行部報告事項
  - (1) 浜田地域津波避難訓練の結果報告について 【防災安全課】
  - (2) 米軍機低空飛行訓練による騒音状況及び要望活動について 【防災安全課】
  - (3) 浜田港の海上自衛隊艦艇物資補給基地活用の要望活動について 【防災安全課】
  - (4) 第 2 期公共施設再配置実施計画 別冊（令和 5 年度版）について 【行財政改革推進課】
  - (5) 中期財政計画及び見通しについて 【財政課】
  - (6) 廃止した市関連サイトのドメインに係る調査結果について 【政策企画課】
  - (7) 浜田市地域情報化推進計画の進捗管理について 【政策企画課】
  - (8) 浜田市まちなか交流プラザの活用状況について 【定住関係人口推進課】
  - (9) 浜田市地域公共交通計画の策定について 【地域活動支援課】
  - (10) JR 西浜田駅舎の更新等について 【地域活動支援課】
  - (11) 令和 6 年浜田市二十歳の集いの開催について 【まちづくり社会教育課】
  - (12) 和田サービスステーションの状況について 【旭支所防災自治課】
  - (13) 教育委員会自己点検・評価報告書について 【教育総務課】
  - (14) 島根県立高等学校の寄宿舎整備に関する要望書の提出について 【学校教育課】
  - (15) 浜田郷土資料館建替え整備について 【文化スポーツ課】
  - (16) その他
- 10 その他
  - ・【要望書】中国地区都市教育長会定期総会における宣言及び決議（委員会に配付）
- 11 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）
- 12 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて（委員間で協議）
- 13 取組課題について（委員間で協議）

陳情番号	108
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果等	

浜田市議会議長笹田卓様 2023年11月16日

浜田市日脚町 森谷公昭

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

●再配置計画のベースの計算について、全体面積を出し、全体維持費を出してから検討してほしい。

再配置計画のもととなる維持管理コストをすべて出した上で、このコストは仕方ないとか、政策的なものであるとか理由付けをするならしてほしい。

まず、全体コストを出すべき、全体の増加減少面積を出すべきです。

その結果、増えた、減った面積を把握して、計画との差異を検討すべきではないか？

施設の再配置計画というものがある。

浜田市は、全国平均の2倍の施設面積を持っている。

3割削減して、7割にしないと維持管理費がもたない、という報告があった。

しかし、コストが高騰してもその見直しはない。

計画と実際がどのように違っているか、同じになっているかのチェックもない。

本来は、予定と実際を比較し、差異分析をし、予定の正確さを高めたり、計画変更をしたり、調整をしていくべきものである。

予定と実際を比べようという意思がない。

開示請求でも予定は計画をした当初のまま。

実際は、各課がかかった費用をファイルしているだけで、計画通りか、多かったのか、少なかったのか検討した資料はない。

例えば、各課に計画、予定を意識してもらい、実際との差異を考えると、何か把握して次に生かすようなことをしなければ、市民に対して説明責任が果たせないのではないか？

何かしら検討しないと、計画を作ったが、その通りになったのか、なってないのか誰も知らない、これでいいはずはないと思うのだが、議員さんはどのように思われるか？

浜田市に対し、予算と実績の把握くらいは、するように働きかけてもらえないだろうか？

できれば、差異を次に生かすようにしてもらいたいものだ。



陳情番号	111
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果等	

浜田市議会議長笹田卓様 2023年11月16日

浜田市日脚町 [REDACTED] 森谷公昭 [REDACTED]

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

●登下校は右側歩行等安全を厳守させてほしい。

長沢町ダイハツの踏切からミミ美容室、二反田団地へと通じる通学路について、特に下校時は道路の両側に生徒が歩いており、車のすれ違いができず、片側通行のようになっている。

浜田一中、石見小学校の担当先生は右側歩行を指導していると言っているが守られていない。

事故があつてからでは遅いので安全な通行を守ってもらえるよう指導してほしい。



陳情番号	112
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果等	

浜田市議会議長笹田卓様 2023年11月16日

浜田市日脚町 [REDACTED] 森谷公昭 [REDACTED]

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

●命を守る行動のアドバイスをし、横断歩道での事故を減らそう

生徒、大人もだが、横断歩道を渡るのはいいのだが、横断歩道を渡ってれば100%安全と信じているような渡り方である。

周りに注意を払わず、万一車が来てもよけることのできないように思える。

横断歩道を渡るときは運転手の目を見るようにすると事故が防げると聞く。

それぞれが自ら安全な方法を見つければいいと思うが、車が来たら回避行動に移せるようにならないものか？

せめて、教育委員会が関与できる範囲では指導してもらえないだろうか？



陳情番号	116
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果等	

浜田市議会議長笹田卓様 2023年11月16日

浜田市日脚町 [REDACTED] 森谷公昭 [REDACTED]

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

●庁舎内での録音録画をプライバシーの侵害にならない範囲で許可してほしい。

長い会話を記憶するのは無理ですし、メモしても正確にすべてをメモすることは不可能です。

ICレコーダーを使えば、正確な情報が残るので助かります。

禁止規定を取り消していただけませんか？

安芸高田市では、ほとんどの市と同様録音録画が可能だそうです。

(総務課)

かつ、youtubeで注目されるようになって、職員は勉強するようになりとても良い傾向だと聞きました。

by 総務課長

島根県も担当者の判断に任せている。(人事課)



陳情番号	117
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果等	

浜田市議会議長笹田卓様 2023年11月16日

浜田市日脚町 森谷公昭

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

●地方自治法2条14項の「最少の経費で最大の効果を」に違反するな

川合課長が担当するまちなか交流プラザのセミナー室の利用状況がわかりにくい。

柏村印刷に外注しているということだが、図書館では職員が利用状況をアップしているがとても分かりやすい。

交流プラザはセミナー室1と2のカレンダーがあるが、二つ通して利用できるカレンダーはない。また、1、2がどちらかもわからない。

川合課長によると「1、2のカレンダーを見比べて、両方が空いていれば使えるということだ！」これは市民サービスといえるのか？

しかもセミナー室も一見利用時間帯が書いてないので何時まで使用予定かがわからない。

そのことをいうと、「マウスポインタを上を持っていくと表示される」ということだった。

浜田市の情報担当者でさえ気が付かなかった。

そのマウスポインタをかざしながら、両方が使える時間帯を探せと言われた。

しかし、図書館では職員がわかりやすい表を作っている。

柏村印刷に何十万円をかけ、市民がわかりにくい表ができ、わかりやすい変更も拒否でいいのか？

それなら、図書館と同じ方法を使ってほしい。

そもそも、図書館を参考にして表示すべきであったと思う。

このように浜田市では情報の横の共有化がなされていないように思う。

とりあえず、まちなか交流プラザの利用状況を把握する表は、即改善してほしい。

図書館ではできているのだから。



陳情番号	119
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果等	

浜田市議会議長笹田卓様 2023年11月16日

浜田市日脚町 森谷公昭

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

●情報の広報と市民の声の広聴（市）

安芸高田市では、市民に公開すべき情報は、youtube 動画で発信している

市長の発言動画はコメントも書き込める

切り取りも禁止していない

安芸高田市議会も議会動画はコメントできないが（議会に権限があるため）

切り取りは禁止していないし、切り取ったものについてのコメントも禁止していない。

この結果、議会や委員会での職員の発言も全国レベルで注目されることになった。

安芸高田市の話では、職員の答弁のレベルがかなり向上したということだった。

議員のレベルも全員とは言わないが向上しているように思える。

コメントについての弊害より言論の自由のほうが優先されている。

よそでは、正しい反対意見を抹殺するために、弊害を強調する手法があるとも聞いている。

浜田市もコメント可能な動画をできる範囲で発信することを検討したらどうか？



陳情番号	123
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果等	

浜田市議会議長様

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の施設の方向性の検討に関し、市が求める費用対効果についてわかりやすい説明を求める陳情

サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、今年の春の営業終了後に冷凍機と配管の故障が明らかになり、今シーズンは営業できない状態です。冷凍機は25年稼働しており、近年は不調を認識しながらも費用を理由に必要なオーバーホールを行わないと決めて運用してきたため、経年劣化によってこのようなことが起こることは予想できたはずですが、運転できない状態になるまでに冷凍機を更新して施設を存続、活用するという判断は行われませんでした。

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の今後については、浜田市は施設の方向性についての調査や検討を三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社へ委託しており、同社によって市民や市内の学生、利用団体等を対象に調査が行われているようです。

令和3年春、ソチオリンピック日本代表の町田樹さんやサン・ビレッジ浜田で練習するスケート競技団体の陳情書提出を受けた久保田市長は「あった方が良いが、費用のこともある。外部から人を呼び込む施設として再度検討する。」と回答下さいました。

通常、市のスポーツ施設の用途、目的は「市民の健康増進や、生涯スポーツの推進、競技力向上」等であるため、市民の利用を主に想定して設置されると思います。しかし、このスケート場は浜田市が主に市民の利用を想定して設置したものではなく、国が設置したものを、後に市が買い取ったという施設です。設置当初から、当時の浜田市民だけではなく、周辺市町や県外等、広域からの利用がありました。ピーク時は2万人以上、その後も安定して1万人以上の利用があり、開場期間が約半年間であるため、浜田市のスポーツ施設の中では日あたりの利用者数はトップクラスに高い施設です。そして利用者1人が負担する利用料金も、浜田市の公共施設の中で群を抜いて高い料金が設定されています。これは、冷凍機のランニングコストが年800万円程度必要という他の施設と異なる事情があったため、そこを利用者(受益者)が負担することで施設を維持するという観点から当然のことと考えます。

一方で浜田市の他のスポーツ施設(陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場、体育館等)も、イニシャルコスト、ランニングコストを利用者が負担して施設を維持するという考えに基づいて運営されていません。具体的な例を挙げると、陸上競技場は数年ごとに地盤沈下対策に3000万円~5000万円、野球場もフェンスや電光掲示板の修繕・更新に約1億円、市民プールも屋根の大規模修繕等、さらに大きな費用をかけていますが、これらの費用をまかなうために利用料金を大幅に上げるといったことは行われていません。これは「市民の健康増進や生涯スポーツの推進、競技力向上」等の目的を果たすため、市がその維持運営にかかる費用を予算化し、市民全体として負担しているということです。

令和3年春に浜田市教育委員会が行った「サン・ビレッジ浜田アイススケート場シミュレーション」を以下に示します。

サン・ビレッジ浜田アイススケート場 シミュレーション **未定稿** 平成29年度実績から

スケート場	更新費	年間 利用料収入	ランニングコスト								年間合計	年間収支
			電気代	水道・ガス代	灯油代	メンテナンス 年	メンテナンス 定額	修繕費	人件費	その他		
A 現状		9,300,000	3,180,000	250,000	4,410,000	2,010,000	1,200,000	150,000	4,600,000	1,580,000	17,380,000	-8,080,000
B 更新 キュービクル	80,000,000	9,300,000	4,000,000	150,000	0	1,700,000	440,000	150,000	4,600,000	1,580,000	12,620,000	-3,320,000
製氷庫	22,000,000											
LED化	35,000,000											
現状との差			-820,000	100,000	4,410,000	310,000	780,000	0	0	0	4,760,000	-4,760,000
C 多目的 人工芝	38,800,000	2,770,000	840,000	50,000	0	0	0	100,000	3,500,000	800,000	5,290,000	-2,520,000
LED化	35,000,000											
D 多目的 LED化												
E 多目的 LED化												
<p><b>E</b> 新たに更新した場合：Aの現状と比較して、年間で4,780,000円のプラス計上となる。冷凍機と製氷庫、LED工事を実施した場合、およそ140,000,000円と想定する。単純に指定管理料は、現状よりも約4,760,000円減額できるが、工事費の返済を考慮して、補助金なしの場合、137,000,000円/4,760,000円=28.8年。冷凍機の耐用年数は、約20年とされており、工事費返済が済まないうちに新たな冷凍機の更新が必要となる。年間利用料収入が約12,700,000円以上になれば、年間収支のバランスが取れると推定される。目標利用料収入が年間12,700,000円。平成29年度～令和元年度の利用料収入の平均が1人あたり約940円として、試算した場合、シーズン約13,500人以上の利用者数があれば収支のバランスが取れる。1/3補助26,400,000円となり、冷凍機53,640,000円+57,000,000円=110,640,000円。110,640,000円/4,780,000円=23.3年。2/3補助153,360,000円となり、冷凍機26,640,000円+57,000,000円=83,640,000円。83,640,000円/4,780,000円=17.6年。以上のことから2/3の補助金を得ることができれば、耐用年数で更新できる。</p> <p><b>見積の計算</b>  A社2基の見積金額:43,556,700円(税込)、機器設備費:24,687,000円+現地工事費:13,110,000円=37,997,000円  37,997,000円×1.45×1.1=60,805,215円(国の基準で建設費による試算)  60,805,215円+別途工事+キュービクル=約80,000,000円~90,000,000円</p> <p>【利用料収入：利用者数は別紙1を参照】</p> <p><b>C</b> 多目的施設にした場合、人工芝化とLED化で73,800,000円、ランニングコストは想定で年間マイナス2,520,000円となる見込み。年間で約2,520,000円マイナスとなるので、指定管理料は、約5,560,000円減額できる。室内テニス、ゲートボール等の軽スポーツ、フットサル(考え方としてスケボー)利用者数:15,800人、73,800,000円/5,560,000円=約13.2年、2,770,000円/15,800人=約175円/人。人工芝の耐用年数が、約20年とされており、更新費が約14年で換算できることになる。機器の更新やメンテナンスがないのは魅力的。電気代は機器がなく照明だけとなるので、840,000円/年、水道・ガス代も氷を張ることがないため、50,000円/年。人件費は、受付等がメイン業務となるので、パート雇用で3名体制とした。利用料収入が5,300,000円あれば収支バランスが取れる。利用者数:30,300人(厳しい)</p>												

冷凍機の更新と照明のLED化で、ランニングコストは年間476万円減少する試算になっています。しかし、この資料の説明文においては、スケート場として存続する場合も、用途変更する場合も、インシャルコスト(改修の工事費)についても、耐用年数の期間をかけて利用料金収入で「収支バランスがとれる(指定管理料無しで運営できる)利用者数」を求めようとしています。

浜田市の公共施設で、建設時や大規模修繕時に、以降の利用料金収入でその工事費と維持管理費をすべてまかなう(市の実質持ち出しは0)というものは無いと思います。多くの公共施設は、毎年度市民全体で施設の人件費を含む管理運営費用を負担しており、取得や大規模修繕等の大きな費用がかかるインシャルコストについては起債することで将来の市民も含めてその費用負担を平準化しています。

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用について、浜田市教育委員会がこうした現状に当てはまらない考え方でシミュレーションを作成している理由も不明です。

以前市議会に提出し採択して下さった陳情で、判断材料（調査や検討の項目）、判断基準（それらがどうであれば存続したほうが良い、または用途変更したほうが良いのか）の説明をお願いしましたが、執行部からは外部に調査検討を委託することを決めているという説明だけで、疑問に対する具体的な考え方が何も示されていないため、市の考え方が分かりません。

サン・ビレッジ浜田のアイススケート場の方向性について、費用対効果（例えば、これまでの施設の実績に鑑み年間〇〇人程度の一般市民と〇〇人程度の教育利用+年間 5000 人の交流人口の維持は必要である。そのために市として負担できる費用の限界は〇〇であり、根拠は〇〇である等）に関する市の考え方についての説明が必要かと思えます。

施設の方向性の決定を行うまでのいずれかの段階で、議会や市民にわかりやすく説明していただけるように、執行部に働きかけて下さいますようお願い申し上げます。

2023年11月17日

浜田市国分町

三島 淳寛



**令和5年12月浜田市議会定例会議  
条例議案新旧対照表**

**（総務文教委員会）**

## 新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

### 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

## 目次

議案第61号	浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第62号	浜田市職員定数条例の一部を改正する条例について	…	2ページ
議案第71号	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について	…	3ページ
議案第82号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について	…	8ページ
議案第83号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	…	31ページ
議案第84号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	…	32ページ

浜田市コミュニティー防災センター条例（平成17年浜田市条例第26号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）														
<p>（名称及び位置）</p>	<p>（名称及び位置）</p>														
<p>第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="89 351 598 432">名称</th> <th data-bbox="602 351 1104 432">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="89 435 598 563">上府コミュニティー防災センター</td> <td data-bbox="602 435 1104 563">浜田市上府町イ593番地14</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="89 566 1104 646">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	上府コミュニティー防災センター	浜田市上府町イ593番地14	〔略〕		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1135 351 1641 432">名称</th> <th data-bbox="1646 351 2152 432">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1135 435 1641 563">周布川西コミュニティー防災センター</td> <td data-bbox="1646 435 2152 563">浜田市治和町ロ158番1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 566 1641 694">上府コミュニティー防災センター</td> <td data-bbox="1646 566 2152 694">浜田市上府町イ593番地14</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1135 697 2152 778">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	周布川西コミュニティー防災センター	浜田市治和町ロ158番1	上府コミュニティー防災センター	浜田市上府町イ593番地14	〔略〕	
名称	位置														
上府コミュニティー防災センター	浜田市上府町イ593番地14														
〔略〕															
名称	位置														
周布川西コミュニティー防災センター	浜田市治和町ロ158番1														
上府コミュニティー防災センター	浜田市上府町イ593番地14														
〔略〕															
<p>（目的外使用等の禁止）</p>	<p>（目的外使用等の禁止）</p>														
<p>第7条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>	<p>第7条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 <b>ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。</b></p>														

現行	改正後（案）
<p>（職員の定義）</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、消防本部及び<b>水道事業</b>の各機関に常時勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項の規定による一般職に属する地方公務員（臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職に限る。）を除く。）をいう。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <b>550人</b></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員を含む。ただし、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の適用を受ける職員を除く。） <b>118人</b></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) 消防職員 <b>122人</b></p> <p>(8) <b>水道事業部局</b>の職員 <b>34人</b></p>	<p>（職員の定義）</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、消防本部及び<b>公営企業</b>の各機関に常時勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項の規定による一般職に属する地方公務員（臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職に限る。）を除く。）をいう。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <b>453人</b></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員を含む。ただし、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の適用を受ける職員を除く。） <b>47人</b></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) 消防職員 <b>140人</b></p> <p>(8) <b>公営企業の事務部局</b>の職員 <b>38人</b></p>

現行	改正後（案）
<p>（変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3)の2 <b>キュービクル式のもの</b>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <b>雨水等</b>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) [略]</p>	<p>（変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3)の2 _____ 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <b>その筐体は雨水等</b>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) [略]</p>

現行	改正後（案）
<p>2 〔略〕 （蓄電池設備）</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。</u></p>	<p>2 〔略〕 （蓄電池設備）</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p>
<p><u>ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p>	
<p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>	<p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) 〔略〕</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) 〔略〕</p>

現行

(13) 蓄電地設備

(14)・(15) [略]

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類					離隔距離 (c m)				
					入力	上 方	側 方	前 方	後 方
[略]									
厨房 設備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こ ろ・グリ ル付こ んろ・ グリドル 付こ んろ、 キャビ ネット 型こ んろ・ グリル 付こ んろ・ グリ ドル 付こ ん ろ	14 k W 以下	10 0	15 注 4	15	15 注 4
				据置型レ ンジ	21 k W 以下	10 0	15 注 4	15	15 注 4
	不 燃	開放式	組込型こ ろ・グリ ル付こ んろ・	14 k W 以下	80	0	—	0	

改正後 (案)

(13) 蓄電地設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) [略]

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類					離隔距離 (c m)				
					入力	上 方	側 方	前 方	後 方
[略]									
厨房 設備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こ ろ・グリ ル付こ んろ・ グリドル 付こ んろ、 キャビ ネット 型こ んろ・ グリル 付こ んろ・ グリ ドル 付こ ん ろ	14 k W 以下	10 0	15 注 4	15	15 注 4
				据置型レ ンジ	21 k W 以下	10 0	15 注 4	15	15 注 4
	不 燃	開放式	組込型こ ろ・グリ ル付こ んろ・	14 k W 以下	80	0	—	0	

現行								改正後（案）									
			グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ							グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ							
			据置型レン ジ	21 k W 以下	80	0	—	0		据置型レン ジ	21 k W 以下	80	0	—	0		
〔 新 設 〕									<u>固</u> <u>体</u> <u>燃</u> <u>料</u>	<u>不</u> <u>燃</u> <u>外</u>	<u>木炭を燃料と するもの</u>	<u>炭火焼き器</u>	—	<u>10</u> <u>0</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>
									<u>不</u> <u>燃</u>	<u>木炭を燃料と するもの</u>	<u>炭火焼き器</u>	—	<u>80</u>	<u>30</u>	—	<u>30</u>	
	上記に分類されない もの	使用温度が 800℃以上の もの	—	25 0	20 0	30 0	20 0		上記に分類されない もの	使用温度が 800℃以上の もの	—	25 0	20 0	30 0	20 0		
		使用温度が 300℃以上 800℃未満の もの	—	15 0	10 0	20 0	10 0			使用温度が 300℃以上 800℃未満の もの	—	15 0	10 0	20 0	10 0		

現行								改正後（案）							
		使用温度が 300℃未満の もの	—	10 0	50	10 0	50			使用温度が 300℃未満の もの	—	10 0	50	10 0	50
[略]								[略]							

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）																				
<p>（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 403 421 483">号給</th> <th data-bbox="421 403 1104 483">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="91 483 421 611">1</td> <td data-bbox="421 483 1104 611">円 <u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 611 421 691">2</td> <td data-bbox="421 611 1104 691"><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 691 421 770">3</td> <td data-bbox="421 691 1104 770"><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 770 421 850">4</td> <td data-bbox="421 770 1104 850"><u>533,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 <u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 403 1467 483">号給</th> <th data-bbox="1467 403 2152 483">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 483 1467 611">1</td> <td data-bbox="1467 483 2152 611">円 <u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 611 1467 691">2</td> <td data-bbox="1467 611 2152 691"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 691 1467 770">3</td> <td data-bbox="1467 691 2152 770"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 770 1467 850">4</td> <td data-bbox="1467 770 2152 850"><u>539,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 <u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>
号給	給料月額																				
1	円 <u>376,000</u>																				
2	<u>422,000</u>																				
3	<u>472,000</u>																				
4	<u>533,000</u>																				
号給	給料月額																				
1	円 <u>380,000</u>																				
2	<u>427,000</u>																				
3	<u>477,000</u>																				
4	<u>539,000</u>																				
<p>2～5 〔略〕 （特定任期付職員における職員給与条例等の適用除外等） 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条及び第26条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。 3 〔略〕</p>	<p>2～5 〔略〕 （特定任期付職員における職員給与条例等の適用除外等） 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条及び第26条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 3 〔略〕</p>																				

現行	改正後（案）
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第11条 医療職給料表の適用を受ける職員に新たに採用された職員には、月額<b>41万4,800円</b>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（期末手当）</p> <p>第26条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<b>100分の120</b> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第11条 医療職給料表の適用を受ける職員に新たに採用された職員には、月額<b>41万5,600円</b>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（期末手当）</p> <p>第26条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<b>100分の122.5</b> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<b>100分の120</b>」とあるのは「<b>100分の67.5</b>」とする。</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第29条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<b>100分の122.5</b>」とあるのは「<b>100分の68.75</b>」とする。</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第29条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡</p>

現行

した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に**100分の100**を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に**100分の47.5**を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
[略]		円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>	<u>319,200</u>	<u>362,900</u>
	2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	<u>321,400</u>	<u>365,500</u>
	3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	<u>323,700</u>	<u>367,900</u>
	4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	<u>325,900</u>	<u>370,500</u>
	5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	<u>328,100</u>	<u>372,400</u>
	6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	<u>330,100</u>	<u>374,900</u>
	7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	<u>332,300</u>	<u>377,200</u>
	8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	<u>304,200</u>	<u>334,500</u>	<u>379,700</u>
	9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	<u>306,100</u>	<u>336,400</u>	<u>382,100</u>
	10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	<u>308,400</u>	<u>338,600</u>	<u>384,800</u>

改正後 (案)

した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に**100分の102.5**を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に**100分の48.75**を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
[略]		円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>	<u>240,900</u>	<u>271,600</u>	<u>295,400</u>	<u>323,100</u>	<u>365,500</u>
	2	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>	<u>242,400</u>	<u>273,200</u>	<u>297,500</u>	<u>325,300</u>	<u>368,100</u>
	3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>	<u>243,800</u>	<u>274,700</u>	<u>299,500</u>	<u>327,500</u>	<u>370,500</u>
	4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>	<u>245,200</u>	<u>276,300</u>	<u>301,400</u>	<u>329,500</u>	<u>372,900</u>
	5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>331,500</u>	<u>374,800</u>
	6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>305,000</u>	<u>333,500</u>	<u>377,300</u>
	7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>306,600</u>	<u>335,400</u>	<u>379,600</u>
	8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,300</u>	<u>382,100</u>
	9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>	<u>384,500</u>
	10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>	<u>387,100</u>

## 現行

11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	<u>310,600</u>	<u>340,600</u>	<u>387,400</u>
12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	<u>312,900</u>	<u>342,800</u>	<u>390,100</u>
13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	<u>315,000</u>	<u>344,600</u>	<u>392,500</u>
14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	<u>317,100</u>	<u>346,600</u>	<u>394,800</u>
15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>319,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,000</u>
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>	<u>350,600</u>	<u>399,400</u>
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	<u>352,300</u>	<u>401,200</u>
18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	<u>354,300</u>	<u>403,200</u>
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	<u>356,100</u>	<u>405,100</u>
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>	<u>406,900</u>
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>	<u>408,800</u>
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>	<u>410,600</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>

## 改正後 (案)

11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>	<u>389,700</u>
12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>	<u>392,300</u>
13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	<u>257,500</u>	<u>292,100</u>	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>	<u>394,600</u>
14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>	<u>258,700</u>	<u>293,700</u>	<u>320,200</u>	<u>349,000</u>	<u>396,900</u>
15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	<u>322,100</u>	<u>350,900</u>	<u>399,100</u>
16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	<u>324,000</u>	<u>352,800</u>	<u>401,400</u>
17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>325,900</u>	<u>354,500</u>	<u>403,200</u>
18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>327,900</u>	<u>356,500</u>	<u>405,100</u>
19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>329,800</u>	<u>358,300</u>	<u>407,000</u>
20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>331,700</u>	<u>360,200</u>	<u>408,800</u>
21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>	<u>410,600</u>
22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>	<u>412,400</u>
23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>	<u>414,200</u>
24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>	<u>416,000</u>
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>
26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>
27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>
28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>
29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>
30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>
32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>
33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>
34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>

現行								改正後（案）							
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>	49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>	50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>	53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>	54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>	55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>	56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>	57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>	58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>		62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>	

現行

改正後（案）

63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>	
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>	
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>	
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>	
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>	
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>	
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>	
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>	
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>	
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>	
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>	
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>	
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>	
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>	
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>	
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>	
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>	
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>	
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>	
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>	
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>	
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>	
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>	
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>		
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>		
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>		

63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>	
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>	
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>	
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>	
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>	
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>	
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>	
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>	
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>	
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>	
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>	
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>	
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>	
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>	
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>	
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>	
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>	
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>	
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>	
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>	
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>	
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>	
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>	
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>		
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>		
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>		

現行

89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>		
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>		
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>		
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>		
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>		
94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>				
95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>				
96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>				
97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>				
98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>				
99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>				
100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>				
101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>				
103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>				
104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>				
105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>				
106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>				
107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>				
108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>				
109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>				
110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>				
111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>				
112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>				
113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>				
114		<u>301,000</u>					

改正後 (案)

89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>		
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>		
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>		
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>		
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>		
94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>				
95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>				
96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>				
97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>				
98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>				
100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>				
101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>				
102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>				
103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>				
104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>				
105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>				
106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>				
107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>				
108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>				
109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>				
110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>				
111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>				
112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>				
113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>				
114		<u>302,000</u>					

現行								改正後（案）								
115		<u>301,300</u>						115		<u>302,300</u>						
116		<u>301,700</u>						116		<u>302,700</u>						
117		<u>301,900</u>						117		<u>302,900</u>						
118		<u>302,100</u>						118		<u>303,100</u>						
119		<u>302,400</u>						119		<u>303,400</u>						
120		<u>302,700</u>						120		<u>303,700</u>						
121		<u>303,100</u>						121		<u>304,100</u>						
122		<u>303,300</u>						122		<u>304,300</u>						
123		<u>303,600</u>						123		<u>304,600</u>						
124		<u>303,900</u>						124		<u>304,900</u>						
125		<u>304,200</u>						125		<u>305,200</u>						
[略]	基準給料 月額	[略]	基準給料 月額	基準給料 月額												
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>	

別表第2（第3条関係）

## 医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
[略]		円	円	円	円
1		<u>253,600</u>	<u>338,400</u>	<u>400,400</u>	<u>471,700</u>
2		<u>256,100</u>	<u>341,400</u>	<u>403,300</u>	<u>474,000</u>
3		<u>258,600</u>	<u>344,200</u>	<u>405,900</u>	<u>476,200</u>
4		<u>261,100</u>	<u>347,100</u>	<u>408,600</u>	<u>478,500</u>

別表第2（第3条関係）

## 医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
[略]		円	円	円	円
1		<u>264,700</u>	<u>346,600</u>	<u>406,900</u>	<u>474,700</u>
2		<u>267,200</u>	<u>349,600</u>	<u>409,600</u>	<u>477,000</u>
3		<u>269,600</u>	<u>352,400</u>	<u>412,100</u>	<u>479,200</u>
4		<u>272,000</u>	<u>355,300</u>	<u>414,700</u>	<u>481,500</u>

現行						改正後（案）					
5	<u>263,300</u>	<u>349,800</u>	<u>411,000</u>	<u>480,700</u>		5	<u>274,100</u>	<u>357,800</u>	<u>417,100</u>	<u>483,700</u>	
6	<u>267,100</u>	<u>352,800</u>	<u>413,300</u>	<u>482,900</u>		6	<u>277,600</u>	<u>360,800</u>	<u>419,100</u>	<u>485,800</u>	
7	<u>270,900</u>	<u>355,900</u>	<u>415,400</u>	<u>485,100</u>		7	<u>281,100</u>	<u>363,800</u>	<u>420,900</u>	<u>488,000</u>	
8	<u>274,700</u>	<u>358,700</u>	<u>417,300</u>	<u>487,300</u>		8	<u>284,500</u>	<u>366,600</u>	<u>422,800</u>	<u>490,000</u>	
9	<u>278,300</u>	<u>361,100</u>	<u>419,500</u>	<u>489,300</u>		9	<u>288,100</u>	<u>368,700</u>	<u>424,600</u>	<u>491,900</u>	
10	<u>282,300</u>	<u>363,700</u>	<u>422,200</u>	<u>491,400</u>		10	<u>291,600</u>	<u>371,200</u>	<u>427,300</u>	<u>494,000</u>	
11	<u>286,300</u>	<u>366,400</u>	<u>424,800</u>	<u>493,500</u>		11	<u>295,200</u>	<u>373,900</u>	<u>429,800</u>	<u>496,100</u>	
12	<u>290,300</u>	<u>369,200</u>	<u>427,500</u>	<u>495,600</u>		12	<u>298,700</u>	<u>376,400</u>	<u>432,200</u>	<u>498,200</u>	
13	<u>294,000</u>	<u>372,100</u>	<u>429,900</u>	<u>497,700</u>		13	<u>302,200</u>	<u>379,100</u>	<u>434,400</u>	<u>500,300</u>	
14	<u>298,000</u>	<u>375,600</u>	<u>432,400</u>	<u>499,800</u>		14	<u>306,100</u>	<u>382,500</u>	<u>436,900</u>	<u>502,200</u>	
15	<u>301,900</u>	<u>378,600</u>	<u>434,800</u>	<u>501,900</u>		15	<u>310,000</u>	<u>385,500</u>	<u>438,900</u>	<u>504,300</u>	
16	<u>305,700</u>	<u>382,200</u>	<u>437,300</u>	<u>504,000</u>		16	<u>313,600</u>	<u>388,800</u>	<u>441,000</u>	<u>506,400</u>	
17	<u>309,300</u>	<u>385,600</u>	<u>439,300</u>	<u>506,100</u>		17	<u>317,200</u>	<u>391,800</u>	<u>443,000</u>	<u>508,300</u>	
18	<u>312,800</u>	<u>388,300</u>	<u>441,700</u>	<u>508,100</u>		18	<u>320,700</u>	<u>394,400</u>	<u>445,200</u>	<u>510,300</u>	
19	<u>316,300</u>	<u>390,800</u>	<u>444,000</u>	<u>510,100</u>		19	<u>324,200</u>	<u>396,800</u>	<u>447,400</u>	<u>512,300</u>	
20	<u>319,800</u>	<u>393,400</u>	<u>446,400</u>	<u>512,100</u>		20	<u>327,700</u>	<u>399,300</u>	<u>449,500</u>	<u>514,100</u>	
21	<u>323,400</u>	<u>396,100</u>	<u>447,900</u>	<u>513,900</u>		21	<u>331,300</u>	<u>401,900</u>	<u>450,900</u>	<u>515,900</u>	
22	<u>327,100</u>	<u>398,300</u>	<u>450,300</u>	<u>515,700</u>		22	<u>335,000</u>	<u>403,900</u>	<u>453,300</u>	<u>517,700</u>	
23	<u>330,500</u>	<u>400,200</u>	<u>452,600</u>	<u>517,600</u>		23	<u>338,400</u>	<u>405,500</u>	<u>455,600</u>	<u>519,500</u>	
24	<u>333,800</u>	<u>401,800</u>	<u>454,900</u>	<u>519,500</u>		24	<u>341,700</u>	<u>407,100</u>	<u>457,800</u>	<u>521,300</u>	
25	<u>337,300</u>	<u>403,800</u>	<u>456,900</u>	<u>521,200</u>		25	<u>345,000</u>	<u>408,800</u>	<u>459,800</u>	<u>522,900</u>	
26	<u>339,800</u>	<u>406,100</u>	<u>459,200</u>	<u>523,000</u>		26	<u>347,500</u>	<u>411,000</u>	<u>462,100</u>	<u>524,700</u>	
27	<u>342,400</u>	<u>408,300</u>	<u>461,400</u>	<u>524,800</u>		27	<u>350,000</u>	<u>413,100</u>	<u>464,300</u>	<u>526,500</u>	
28	<u>344,700</u>	<u>410,600</u>	<u>463,700</u>	<u>526,600</u>		28	<u>352,300</u>	<u>415,100</u>	<u>466,600</u>	<u>528,300</u>	
29	<u>347,100</u>	<u>412,900</u>	<u>465,800</u>	<u>528,200</u>		29	<u>354,400</u>	<u>417,200</u>	<u>468,700</u>	<u>529,900</u>	
30	<u>348,900</u>	<u>415,000</u>	<u>468,100</u>	<u>530,000</u>		30	<u>356,100</u>	<u>419,300</u>	<u>470,900</u>	<u>531,700</u>	

現行						改正後（案）					
31	<u>350,700</u>	<u>417,000</u>	<u>470,400</u>	<u>531,800</u>		31	<u>357,800</u>	<u>420,900</u>	<u>473,200</u>	<u>533,500</u>	
32	<u>352,700</u>	<u>419,100</u>	<u>472,600</u>	<u>533,600</u>		32	<u>359,600</u>	<u>422,600</u>	<u>475,300</u>	<u>535,300</u>	
33	<u>354,900</u>	<u>421,000</u>	<u>474,600</u>	<u>535,200</u>		33	<u>361,500</u>	<u>424,500</u>	<u>477,100</u>	<u>536,900</u>	
34	<u>357,200</u>	<u>422,800</u>	<u>476,700</u>	<u>537,000</u>		34	<u>363,700</u>	<u>426,000</u>	<u>479,200</u>	<u>538,700</u>	
35	<u>359,300</u>	<u>424,600</u>	<u>478,800</u>	<u>538,700</u>		35	<u>365,800</u>	<u>427,800</u>	<u>481,300</u>	<u>540,400</u>	
36	<u>361,600</u>	<u>426,600</u>	<u>480,900</u>	<u>540,500</u>		36	<u>367,800</u>	<u>429,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,100</u>	
37	<u>363,700</u>	<u>428,500</u>	<u>483,000</u>	<u>542,100</u>		37	<u>369,700</u>	<u>431,500</u>	<u>485,400</u>	<u>543,700</u>	
38	<u>366,100</u>	<u>430,500</u>	<u>484,800</u>	<u>543,700</u>		38	<u>371,900</u>	<u>433,500</u>	<u>487,100</u>	<u>545,300</u>	
39	<u>368,300</u>	<u>432,400</u>	<u>486,600</u>	<u>545,100</u>		39	<u>374,000</u>	<u>435,300</u>	<u>488,900</u>	<u>546,700</u>	
40	<u>370,300</u>	<u>434,400</u>	<u>488,400</u>	<u>546,700</u>		40	<u>376,000</u>	<u>437,200</u>	<u>490,700</u>	<u>548,300</u>	
41	<u>372,500</u>	<u>436,200</u>	<u>490,100</u>	<u>548,200</u>		41	<u>378,000</u>	<u>439,000</u>	<u>492,300</u>	<u>549,800</u>	
42	<u>373,500</u>	<u>438,000</u>	<u>491,900</u>	<u>549,600</u>		42	<u>378,700</u>	<u>440,700</u>	<u>494,100</u>	<u>551,200</u>	
43	<u>374,300</u>	<u>439,700</u>	<u>493,700</u>	<u>551,000</u>		43	<u>379,300</u>	<u>442,400</u>	<u>495,900</u>	<u>552,600</u>	
44	<u>375,000</u>	<u>441,500</u>	<u>495,500</u>	<u>552,300</u>		44	<u>380,000</u>	<u>444,200</u>	<u>497,500</u>	<u>553,900</u>	
45	<u>376,200</u>	<u>443,300</u>	<u>497,100</u>	<u>553,500</u>		45	<u>380,900</u>	<u>446,000</u>	<u>498,900</u>	<u>555,100</u>	
46	<u>377,600</u>	<u>445,100</u>	<u>498,800</u>	<u>554,500</u>		46	<u>382,200</u>	<u>447,800</u>	<u>500,600</u>	<u>556,100</u>	
47	<u>379,100</u>	<u>446,900</u>	<u>500,600</u>	<u>555,500</u>		47	<u>383,500</u>	<u>449,500</u>	<u>502,400</u>	<u>557,100</u>	
48	<u>380,600</u>	<u>448,600</u>	<u>502,400</u>	<u>556,500</u>		48	<u>384,800</u>	<u>451,200</u>	<u>504,100</u>	<u>558,100</u>	
49	<u>381,700</u>	<u>450,400</u>	<u>504,000</u>	<u>557,500</u>		49	<u>385,600</u>	<u>452,800</u>	<u>505,600</u>	<u>559,100</u>	
50	<u>382,700</u>	<u>452,100</u>	<u>505,300</u>	<u>558,400</u>		50	<u>386,400</u>	<u>454,500</u>	<u>506,900</u>	<u>560,000</u>	
51	<u>383,700</u>	<u>453,900</u>	<u>506,600</u>	<u>559,300</u>		51	<u>387,200</u>	<u>456,200</u>	<u>508,200</u>	<u>560,900</u>	
52	<u>384,500</u>	<u>455,700</u>	<u>507,900</u>	<u>560,200</u>		52	<u>387,700</u>	<u>457,900</u>	<u>509,500</u>	<u>561,800</u>	
53	<u>385,400</u>	<u>457,600</u>	<u>508,900</u>	<u>561,000</u>		53	<u>388,500</u>	<u>459,800</u>	<u>510,500</u>	<u>562,600</u>	
54	<u>386,300</u>	<u>458,800</u>	<u>510,200</u>	<u>561,900</u>		54	<u>389,300</u>	<u>461,000</u>	<u>511,800</u>	<u>563,500</u>	
55	<u>387,000</u>	<u>460,000</u>	<u>511,500</u>	<u>562,800</u>		55	<u>390,000</u>	<u>462,200</u>	<u>513,100</u>	<u>564,400</u>	
56	<u>387,900</u>	<u>461,200</u>	<u>512,800</u>	<u>563,700</u>		56	<u>390,700</u>	<u>463,400</u>	<u>514,400</u>	<u>565,300</u>	

現行					改正後（案）				
57	<u>388,600</u>	<u>462,400</u>	<u>513,800</u>	<u>564,600</u>	57	<u>391,400</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,200</u>
58	<u>389,500</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>	<u>565,500</u>	58	<u>392,300</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>
59	<u>390,300</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,400</u>	59	<u>393,000</u>	<u>466,300</u>	<u>517,000</u>	<u>568,000</u>
60	<u>391,100</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>	60	<u>393,600</u>	<u>467,100</u>	<u>517,800</u>	<u>568,700</u>
61	<u>391,600</u>	<u>466,200</u>	<u>517,100</u>	<u>568,000</u>	61	<u>394,100</u>	<u>467,900</u>	<u>518,700</u>	<u>569,600</u>
62	<u>392,100</u>	<u>466,900</u>	<u>517,900</u>	<u>568,900</u>	62	<u>394,600</u>	<u>468,600</u>	<u>519,500</u>	<u>570,500</u>
63	<u>392,500</u>	<u>467,600</u>	<u>518,800</u>	<u>569,800</u>	63	<u>395,000</u>	<u>469,300</u>	<u>520,400</u>	<u>571,400</u>
64	<u>393,000</u>	<u>468,300</u>	<u>519,600</u>	<u>570,700</u>	64	<u>395,400</u>	<u>469,900</u>	<u>521,200</u>	<u>572,300</u>
65	<u>393,300</u>	<u>469,000</u>	<u>520,500</u>	<u>571,600</u>	65	<u>395,700</u>	<u>470,600</u>	<u>522,100</u>	<u>573,200</u>
66		<u>469,700</u>	<u>521,400</u>		66		<u>471,300</u>	<u>523,000</u>	
67		<u>470,400</u>	<u>522,100</u>		67		<u>471,900</u>	<u>523,700</u>	
68		<u>471,000</u>	<u>523,000</u>		68		<u>472,500</u>	<u>524,600</u>	
69		<u>471,300</u>	<u>523,900</u>		69		<u>472,800</u>	<u>525,500</u>	
70		<u>472,000</u>	<u>524,700</u>		70		<u>473,400</u>	<u>526,300</u>	
71		<u>472,700</u>	<u>525,600</u>		71		<u>474,100</u>	<u>527,200</u>	
72		<u>473,400</u>	<u>526,500</u>		72		<u>474,800</u>	<u>528,100</u>	
73		<u>473,800</u>	<u>527,300</u>		73		<u>475,200</u>	<u>528,900</u>	
74		<u>474,400</u>	<u>528,200</u>		74		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>	
75		<u>475,100</u>	<u>529,100</u>		75		<u>476,500</u>	<u>530,700</u>	
76		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>		76		<u>477,200</u>	<u>531,400</u>	
77		<u>476,200</u>	<u>530,600</u>		77		<u>477,600</u>	<u>532,200</u>	
78		<u>476,800</u>	<u>531,500</u>		78		<u>478,200</u>	<u>533,100</u>	
79		<u>477,400</u>	<u>532,400</u>		79		<u>478,800</u>	<u>534,000</u>	
80		<u>477,900</u>	<u>533,300</u>		80		<u>479,300</u>	<u>534,900</u>	
81		<u>478,500</u>	<u>534,100</u>		81		<u>479,900</u>	<u>535,700</u>	
82		<u>479,000</u>	<u>535,000</u>		82		<u>480,400</u>	<u>536,600</u>	

現行					改正後（案）					
	83		<u>479,500</u>	<u>535,900</u>			<u>480,900</u>	<u>537,500</u>		
	84		<u>480,000</u>	<u>536,800</u>			<u>481,400</u>	<u>538,400</u>		
	85		<u>480,400</u>	<u>537,600</u>			<u>481,800</u>	<u>539,200</u>		
	86		<u>481,000</u>	<u>538,500</u>			<u>482,400</u>	<u>540,100</u>		
	87		<u>481,400</u>	<u>539,400</u>			<u>482,800</u>	<u>541,000</u>		
	88		<u>481,900</u>	<u>540,300</u>			<u>483,300</u>	<u>541,900</u>		
	89		<u>482,400</u>	<u>541,100</u>			<u>483,800</u>	<u>542,700</u>		
	90		<u>483,000</u>				<u>484,400</u>			
	91		<u>483,600</u>				<u>485,000</u>			
	92		<u>484,000</u>				<u>485,400</u>			
	93		<u>484,500</u>				<u>485,900</u>			
	94		<u>485,100</u>				<u>486,500</u>			
	95		<u>485,700</u>				<u>487,100</u>			
	96		<u>486,300</u>				<u>487,600</u>			
	97		<u>486,800</u>				<u>488,100</u>			
[略]		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	[略]	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円		円	円	円	円
		<u>296,200</u>	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>	<u>466,000</u>		<u>297,300</u>	<u>339,700</u>	<u>394,300</u>	<u>467,400</u>

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第 19 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）																
<p>（常時勤務会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第 14 条 給与条例第 26 条から第 28 条までの規定は、任期の定めが 6 月以上の常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第 26 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 125</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（短時間勤務会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第 23 条 給与条例第 26 条から第 28 条までの規定は、任期の定めが 6 月以上の短時間勤務会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第 26 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 125</u>」と、同条第 4 項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬（常時勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>行政職会計年度任用職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">職務の級 号給</th> <th style="text-align: center;">1 級</th> <th style="text-align: center;">2 級</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">給料月額</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>150, 100</u></td> <td style="text-align: right;">円 <u>198, 500</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級 号給	1 級	2 級	給料月額	給料月額	1	円 <u>150, 100</u>	円 <u>198, 500</u>	<p>（常時勤務会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第 14 条 給与条例第 26 条から第 28 条までの規定は、任期の定めが 6 月以上の常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第 26 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 130</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（短時間勤務会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第 23 条 給与条例第 26 条から第 28 条までの規定は、任期の定めが 6 月以上の短時間勤務会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第 26 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 130</u>」と、同条第 4 項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬（常時勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>行政職会計年度任用職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">職務の級 号給</th> <th style="text-align: center;">1 級</th> <th style="text-align: center;">2 級</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">給料月額</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>162, 100</u></td> <td style="text-align: right;">円 <u>208, 000</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級 号給	1 級	2 級	給料月額	給料月額	1	円 <u>162, 100</u>	円 <u>208, 000</u>
職務の級 号給		1 級	2 級														
	給料月額	給料月額															
1	円 <u>150, 100</u>	円 <u>198, 500</u>															
職務の級 号給	1 級	2 級															
	給料月額	給料月額															
1	円 <u>162, 100</u>	円 <u>208, 000</u>															

現行			改正後 (案)		
2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	2	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>
3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>
4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>
5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>
6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>
7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>
8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>
9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>
10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>
11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>
12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>
13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>
14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>
15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>
18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>

現行			改正後（案）		
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>

現行			改正後 (案)		
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>

現行			改正後 (案)		
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>
94		<u>294,900</u>	94		<u>295,900</u>
95		<u>295,200</u>	95		<u>296,200</u>
96		<u>295,600</u>	96		<u>296,600</u>
97		<u>295,800</u>	97		<u>296,800</u>
98		<u>296,100</u>	98		<u>297,100</u>
99		<u>296,500</u>	99		<u>297,500</u>
100		<u>296,900</u>	100		<u>297,900</u>
101		<u>297,100</u>	101		<u>298,100</u>

現行			改正後（案）		
102		<u>297,400</u>	102		<u>298,400</u>
103		<u>297,800</u>	103		<u>298,800</u>
104		<u>298,100</u>	104		<u>299,100</u>
105		<u>298,300</u>	105		<u>299,300</u>
106		<u>298,600</u>	106		<u>299,600</u>
107		<u>299,000</u>	107		<u>300,000</u>
108		<u>299,300</u>	108		<u>300,300</u>
109		<u>299,500</u>	109		<u>300,500</u>
110		<u>299,900</u>	110		<u>300,900</u>
111		<u>300,300</u>	111		<u>301,300</u>
112		<u>300,600</u>	112		<u>301,600</u>
113		<u>300,800</u>	113		<u>301,800</u>
114		<u>301,000</u>	114		<u>302,000</u>
115		<u>301,300</u>	115		<u>302,300</u>
116		<u>301,700</u>	116		<u>302,700</u>
117		<u>301,900</u>	117		<u>302,900</u>
118		<u>302,100</u>	118		<u>303,100</u>
119		<u>302,400</u>	119		<u>303,400</u>
120		<u>302,700</u>	120		<u>303,700</u>
121		<u>303,100</u>	121		<u>304,100</u>
122		<u>303,300</u>	122		<u>304,300</u>
123		<u>303,600</u>	123		<u>304,600</u>
124		<u>303,900</u>	124		<u>304,900</u>
125		<u>304,200</u>	125		<u>305,200</u>

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度

現行

改正後（案）

任用職員に適用する。

任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

別表第2（第3条関係）

医療職会計年度任用職員給料表

医療職会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	<u>253,600</u>	<u>338,400</u>
2	<u>256,100</u>	<u>341,400</u>
3	<u>258,600</u>	<u>344,200</u>
4	<u>261,100</u>	<u>347,100</u>
5	<u>263,300</u>	<u>349,800</u>
6	<u>267,100</u>	<u>352,800</u>
7	<u>270,900</u>	<u>355,900</u>
8	<u>274,700</u>	<u>358,700</u>
9	<u>278,300</u>	<u>361,100</u>
10	<u>282,300</u>	<u>363,700</u>
11	<u>286,300</u>	<u>366,400</u>
12	<u>290,300</u>	<u>369,200</u>
13	<u>294,000</u>	<u>372,100</u>
14	<u>298,000</u>	<u>375,600</u>
15	<u>301,900</u>	<u>378,600</u>
16	<u>305,700</u>	<u>382,200</u>
17	<u>309,300</u>	<u>385,600</u>
18	<u>312,800</u>	<u>388,300</u>
19	<u>316,300</u>	<u>390,800</u>

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	<u>264,700</u>	<u>346,600</u>
2	<u>267,200</u>	<u>349,600</u>
3	<u>269,600</u>	<u>352,400</u>
4	<u>272,000</u>	<u>355,300</u>
5	<u>274,100</u>	<u>357,800</u>
6	<u>277,600</u>	<u>360,800</u>
7	<u>281,100</u>	<u>363,800</u>
8	<u>284,500</u>	<u>366,600</u>
9	<u>288,100</u>	<u>368,700</u>
10	<u>291,600</u>	<u>371,200</u>
11	<u>295,200</u>	<u>373,900</u>
12	<u>298,700</u>	<u>376,400</u>
13	<u>302,200</u>	<u>379,100</u>
14	<u>306,100</u>	<u>382,500</u>
15	<u>310,000</u>	<u>385,500</u>
16	<u>313,600</u>	<u>388,800</u>
17	<u>317,200</u>	<u>391,800</u>
18	<u>320,700</u>	<u>394,400</u>
19	<u>324,200</u>	<u>396,800</u>

現行			改正後 (案)		
20	<u>319,800</u>	<u>393,400</u>	20	<u>327,700</u>	<u>399,300</u>
21	<u>323,400</u>	<u>396,100</u>	21	<u>331,300</u>	<u>401,900</u>
22	<u>327,100</u>	<u>398,300</u>	22	<u>335,000</u>	<u>403,900</u>
23	<u>330,500</u>	<u>400,200</u>	23	<u>338,400</u>	<u>405,500</u>
24	<u>333,800</u>	<u>401,800</u>	24	<u>341,700</u>	<u>407,100</u>
25	<u>337,300</u>	<u>403,800</u>	25	<u>345,000</u>	<u>408,800</u>
26	<u>339,800</u>	<u>406,100</u>	26	<u>347,500</u>	<u>411,000</u>
27	<u>342,400</u>	<u>408,300</u>	27	<u>350,000</u>	<u>413,100</u>
28	<u>344,700</u>	<u>410,600</u>	28	<u>352,300</u>	<u>415,100</u>
29	<u>347,100</u>	<u>412,900</u>	29	<u>354,400</u>	<u>417,200</u>
30	<u>348,900</u>	<u>415,000</u>	30	<u>356,100</u>	<u>419,300</u>
31	<u>350,700</u>	<u>417,000</u>	31	<u>357,800</u>	<u>420,900</u>
32	<u>352,700</u>	<u>419,100</u>	32	<u>359,600</u>	<u>422,600</u>
33	<u>354,900</u>	<u>421,000</u>	33	<u>361,500</u>	<u>424,500</u>
34	<u>357,200</u>	<u>422,800</u>	34	<u>363,700</u>	<u>426,000</u>
35	<u>359,300</u>	<u>424,600</u>	35	<u>365,800</u>	<u>427,800</u>
36	<u>361,600</u>	<u>426,600</u>	36	<u>367,800</u>	<u>429,600</u>
37	<u>363,700</u>	<u>428,500</u>	37	<u>369,700</u>	<u>431,500</u>
38	<u>366,100</u>	<u>430,500</u>	38	<u>371,900</u>	<u>433,500</u>
39	<u>368,300</u>	<u>432,400</u>	39	<u>374,000</u>	<u>435,300</u>
40	<u>370,300</u>	<u>434,400</u>	40	<u>376,000</u>	<u>437,200</u>
41	<u>372,500</u>	<u>436,200</u>	41	<u>378,000</u>	<u>439,000</u>
42	<u>373,500</u>	<u>438,000</u>	42	<u>378,700</u>	<u>440,700</u>
43	<u>374,300</u>	<u>439,700</u>	43	<u>379,300</u>	<u>442,400</u>
44	<u>375,000</u>	<u>441,500</u>	44	<u>380,000</u>	<u>444,200</u>

現行			改正後 (案)		
45	<u>376,200</u>	<u>443,300</u>	45	<u>380,900</u>	<u>446,000</u>
46	<u>377,600</u>	<u>445,100</u>	46	<u>382,200</u>	<u>447,800</u>
47	<u>379,100</u>	<u>446,900</u>	47	<u>383,500</u>	<u>449,500</u>
48	<u>380,600</u>	<u>448,600</u>	48	<u>384,800</u>	<u>451,200</u>
49	<u>381,700</u>	<u>450,400</u>	49	<u>385,600</u>	<u>452,800</u>
50	<u>382,700</u>	<u>452,100</u>	50	<u>386,400</u>	<u>454,500</u>
51	<u>383,700</u>	<u>453,900</u>	51	<u>387,200</u>	<u>456,200</u>
52	<u>384,500</u>	<u>455,700</u>	52	<u>387,700</u>	<u>457,900</u>
53	<u>385,400</u>	<u>457,600</u>	53	<u>388,500</u>	<u>459,800</u>
54	<u>386,300</u>	<u>458,800</u>	54	<u>389,300</u>	<u>461,000</u>
55	<u>387,000</u>	<u>460,000</u>	55	<u>390,000</u>	<u>462,200</u>
56	<u>387,900</u>	<u>461,200</u>	56	<u>390,700</u>	<u>463,400</u>
57	<u>388,600</u>	<u>462,400</u>	57	<u>391,400</u>	<u>464,400</u>
58	<u>389,500</u>	<u>463,400</u>	58	<u>392,300</u>	<u>465,400</u>
59	<u>390,300</u>	<u>464,400</u>	59	<u>393,000</u>	<u>466,300</u>
60	<u>391,100</u>	<u>465,400</u>	60	<u>393,600</u>	<u>467,100</u>
61	<u>391,600</u>	<u>466,200</u>	61	<u>394,100</u>	<u>467,900</u>
62	<u>392,100</u>	<u>466,900</u>	62	<u>394,600</u>	<u>468,600</u>
63	<u>392,500</u>	<u>467,600</u>	63	<u>395,000</u>	<u>469,300</u>
64	<u>393,000</u>	<u>468,300</u>	64	<u>395,400</u>	<u>469,900</u>
65	<u>393,300</u>	<u>469,000</u>	65	<u>395,700</u>	<u>470,600</u>
66		<u>469,700</u>	66		<u>471,300</u>
67		<u>470,400</u>	67		<u>471,900</u>
68		<u>471,000</u>	68		<u>472,500</u>
69		<u>471,300</u>	69		<u>472,800</u>

現行			改正後（案）		
70		<u>472,000</u>	70		<u>473,400</u>
71		<u>472,700</u>	71		<u>474,100</u>
72		<u>473,400</u>	72		<u>474,800</u>
73		<u>473,800</u>	73		<u>475,200</u>
74		<u>474,400</u>	74		<u>475,800</u>
75		<u>475,100</u>	75		<u>476,500</u>
76		<u>475,800</u>	76		<u>477,200</u>
77		<u>476,200</u>	77		<u>477,600</u>
78		<u>476,800</u>	78		<u>478,200</u>
79		<u>477,400</u>	79		<u>478,800</u>
80		<u>477,900</u>	80		<u>479,300</u>
81		<u>478,500</u>	81		<u>479,900</u>
82		<u>479,000</u>	82		<u>480,400</u>
83		<u>479,500</u>	83		<u>480,900</u>
84		<u>480,000</u>	84		<u>481,400</u>
85		<u>480,400</u>	85		<u>481,800</u>
86		<u>481,000</u>	86		<u>482,400</u>
87		<u>481,400</u>	87		<u>482,800</u>
88		<u>481,900</u>	88		<u>483,300</u>
89		<u>482,400</u>	89		<u>483,800</u>
90		<u>483,000</u>	90		<u>484,400</u>
91		<u>483,600</u>	91		<u>485,000</u>
92		<u>484,000</u>	92		<u>485,400</u>
93		<u>484,500</u>	93		<u>485,900</u>
94		<u>485,100</u>	94		<u>486,500</u>

現行			改正後（案）		
95		<u>485,700</u>	95		<u>487,100</u>
96		<u>486,300</u>	96		<u>487,600</u>
97		<u>486,800</u>	97		<u>488,100</u>
備考 この給料表は、医師である会計年度任用職員に適用する。			備考 この給料表は、医師である会計年度任用職員に適用する。		

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年浜田市条例第36号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>

浜田市長等の給与に関する条例（平成17年浜田市条例第54号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>

## 浜田地域津波避難訓練の結果報告について

12月3日（日）、下記のとおり浜田地域で津波避難訓練を実施しました。

周布地区、大麻地区において、市民による高台への避難訓練が行われたほか、全職員を対象に安否確認訓練を行いました。

また、訓練終了後には参加町内等の代表者、及び協力機関と意見交換を行い、実災害時に適切な避難行動を行うことができるよう、防災意識の醸成と情報共有を図りました。

### 記

#### 1 日 時 令和 5 年 12 月 3 日（土）

9：00 第 1 報 訓練開始 防災行政無線、防災防犯メール、SNS 等

※防災行政無線屋外スピーカーは周布地区、大麻地区のみ作動

9：10 第 2 報 津波到達予想時刻を 9：40 と周知（第 1 報と同じ手段で周知）

9：30 全ての参加自主防災組織、町内の避難完了

9：56 第 3 報 訓練終了（第 1 報と同じ手段で周知）

10：30～11：10 意見交換、訓練終了

#### 2 対象地域 周布地区、大麻地区

周布町、日脚町、治和町、津摩町、西村町（一部）、折居町（浜田地域）

#### 3 参加者

(1) 協力機関 浜田警察署 2 人 交通整理・誘導  
消防団員 27 人 交通整理・誘導  
岩多屋 災害協定に基づく訓練資材の貸し出し（車いす 11 台）

(2) 地域住民 518 人（6 自主防災組織及び 1 町内 計 30 町内）

(3) 安否確認訓練 消防本部を含む市職員全員

#### 4 主な意見

- ・高台への避難は上り下り大変。車いすは、坂道では複数の支援が必要。
- ・無線やメールなどを機に避難開始し、合流しながら避難した。おおむねうまくいった。
- ・避難場所に大勢の人が集まり、集計が困難だった。班ごとに集計するなど工夫が必要。
- ・高齢者からは、自宅裏山に避難したいが、道が荒れていて困難との意見があった。
- ・本当の災害で、要支援者を助けられるかわからない。訓練では精いっぱいだった。
- ・普段から、自宅の周り、避難路はきれいにするように町内で話し合っている。まずは自分で取り組む、難しければ周りが手伝っている。
- ・（消防団）避難支援もするが自分が避難することを忘れないように指導している。いざというときは周り近所に声掛けや支援をしながら自分も避難する。
- ・（消防団）道路横断の際、点滅信号なので押しボタンを押し、青に変わってから渡る。車としてはいつも点滅信号なので見落としがち、特に避難の際は左右確認するよう徹底している。

#### 5 その他

要配慮者利用施設 1 施設 利用者 123 人 職員 30 人（10 月に津波避難訓練を実施）



## 米軍機低空飛行訓練による騒音状況及び要望活動について

米軍機による低空飛行訓練の中止等について、島根県西部の市町（浜田市、益田市、江津市、川本町、邑南町）で構成する米軍機騒音等対策協議会（会長：浜田市長）の各市長・町長が、本年5月31日の要望に続き、島根県知事とともに、防衛省及び外務省、地元選出国會議員に対して本年2回目となる要請を行いました。（平成25年度から11回目）

令和4年、浜田市では、平成24年の測定開始以降2番目に多く、70デシベル以上の騒音<sup>※1</sup>が測定されました。島根県全体でも、初めて2,000件を超える過去最高の測定回数となりましたが、本年も昨年に次ぐ高い水準で騒音が測定されています。また、休日や夜間の飛行訓練中止を求めているにも関わらず、特に土日の騒音が増えている状況です。

国に対する要望を1年に2回実施するのは今年が初めてであり、騒音測定の結果や被害の具体的な事例を示しながら、国による実態把握や米国側への伝達、訓練予定日時や訓練内容についての情報開示、住民の負担を軽減するために必要な措置を講ずることなどを要望しました。

防衛省からは、米軍にしっかり働きかけていくとの回答がありました。

令和5年10月末現在においても騒音が多く測定され、また住民からの騒音報告も多く寄せられています。今後も引き続き、米軍機の低空飛行訓練の中止等について、強く要望していきます。

また、そのような中、中国四国防衛局による音響調査が、昨年の旭中学校につづき、旭小学校で実施されています。

※ 1 かなりうるさい、かなり大きな声を出さないと会話ができない。騒々しい事務所の中、騒々しい街頭、セミの鳴き声（2m）、やかんの沸騰音（1m）「日本騒音調査HP、騒音値の基準と目安」から引用

- 1 要望月日 令和5年11月13日（月）国會議員、14日（火）防衛省
- 2 要望者及び要望先（敬称略）

《要望者》	《要望先》
米軍機騒音等対策協議会 (会長) 浜田市 市長 久保田章市 (副会長) 邑南町 町長 石橋 良治 益田市 総務部長 斎藤美佐男 江津市 市長 中村 中 川本町 町長 野坂 一弥	防衛省 防衛大臣 木原 稔 外5名 (対応者) 政務官 松本 尚 地方協力局長 大和太郎
島根県 知事 丸山 達也	外務省 外務大臣 上川陽子 外7名 (要望書送付のみ)
	国會議員（浜田市長のみで要望）
	衆議院議員 齊藤 鉄夫 (秘書)
	衆議院議員 高見 康裕 (秘書)
	参議院議員 青木 一彦 (秘書)
	参議院議員 舞立 昇治 (秘書)
	参議院議員 三浦 靖 (秘書)
	衆議院議員 高階恵美子 (秘書)
	青木事務所 (秘書)

3 国・県・市設置の騒音測定機による実測状況（最大値が70デシベル以上を記録した回数）

県・市設置	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4.10	R5.10
旭	334	703	240	100	107	41	64	134	207	388	318	339
金城	29	73	53	7	7	8	8	14	6	6	3	2
弥栄	9	13	4	0	0	3	7	2	4	10	2	16
計	372	789	297	107	114	52	79	150	217	404	323	357

旭(国設置)	166	1,005	506	505	369	273	425	713	1,059	1,267	990	1,041
--------	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-----	-------

※ 旭(国設置) R4は、9月2日から10月11日まで欠測。令和5年は9月末現在。

4 令和5年（1月～10月）の騒音等の報告件数・実日数

騒音等の場所	騒音等の報告件数			飛行音（レベル）※3					記録・報告者		
	全体	休日 ※1	夜間 ※2	5	4	3	2	1	市民	担当課	その他
浜田	16	0	11	0	0	6	8	2	13	3	0
金城	4	0	0	0	0	2	2	0	0	4	0
旭	137	0	4	3	15	31	62	26	133	4	0
弥栄	14	0	0	0	1	7	3	3	0	14	0
三隅	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0
計	172	0	16	3	16	47	75	31	146	26	0

※ 令和4年中は報告件数291件あり、そのうち休日0件、夜間22件

騒音日数	全体	休日 ※1	夜間 ※2	うち午後 9時以降
	81	0	11	0

※ 令和4年中は騒音日数117日あり、そのうち休日0日、夜間14日、うち午後9時以降5日

※1 休日・・・土曜日・日曜日・祝

※2 夜間・・・午後6時以降

※3 飛行音（レベル）

1：音は聞こえるが、会話の声、テレビの音はよく聞こえる。

2：音はうるさいが、会話の声、テレビの音は聞こえる。

3：音がうるさい。会話の声、テレビの音は聞こえるが、何を話しているか聞き取りにくい。

4：音が大きくうるさい。会話の声、テレビの音が聞こえない。

5：音が非常に大きく、会話の声、テレビの音が全く聞き取れない。窓ガラス、家具等が震動する。

5 平成24年以降の騒音等の報告件数

騒音等の場所	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4.10	R5.10
浜田	49	8	21	18	16	38	28	8	1	11	7	16
金城	143	46	87	40	25	11	12	25	28	5	5	4
旭	85	60	75	76	59	60	52	58	186	248	211	137
弥栄	27	9	5	3	0	3	7	11	5	27	7	14
三隅	3	2	4	0	1	0	1	0	2	0	0	1
計	307	125	192	137	101	112	100	102	222	291	230	172

6 曜日別の騒音回数（県等設置の県内11か所）

	月	火	水	木	金	土	日	合計
令和5年9月末	101	178	256	128	122	18	14	817
令和4年1年間	174	276	415	376	209	3	0	1453

## 浜田港の海上自衛隊艦艇物資補給基地活用の要望活動について

浜田市、浜田市議会、浜田商工会議所及び石中央商工会では、浜田港の有効利用に加えて経済効果の視点から、浜田港の海上自衛隊艦艇物資補給基地としての活用について、平成 26 年度から要望活動を行っています。

今年度で 9 回目となる要望活動を防衛省、地元選出国會議員に対して行いましたので、次のとおり報告します。

### 1 要望月日及び要望先

令和 5 年 11 月 16 日（木） 防衛大臣他 7 名、地元選出国會議員

### 2 要望者及び要望先対応者（敬称略）

《要望者》	《要望先対応者》
浜田市 市長 久保田章市 浜田市議会 副議長 川神 裕司 浜田商工会議所 副会頭 今井 久晴 石中央商工会 会長 田中 昌昭	防衛省整備計画局 整備計画課長 中野憲幸 防衛省海上幕僚監部 総務部副部長 海将補 南 厚 地元選出国會議員 衆議院議員 高見康裕（本人） 参議院議員 青木一彦（秘書） 参議院議員 舞立昇治（秘書） 参議院議員 三浦 靖（秘書） 衆議院議員 高階恵美子（本人） 青木事務所（秘書）

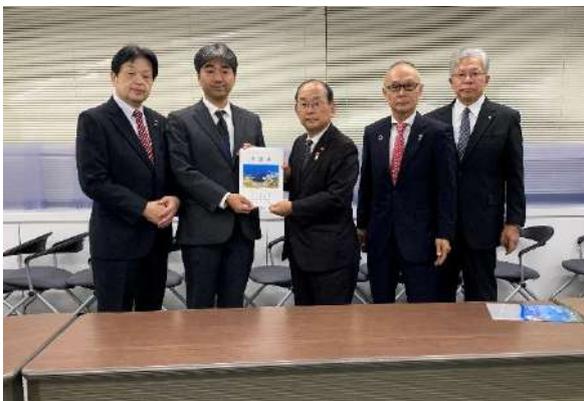
### 3 要望・説明事項

- ・ 要望活動は平成 26 年度から開始し、本年で 9 回目となった。
- ・ 港の整備が進んでおり、福井ふ頭を貨物船、旅客船が利用するとともに、長浜ふ頭を海上保安部の巡視船が利用している。地元経済界から港が整備されているので、もっと活用をすべきとの要望があり、行政、市議会が一体となって要望活動をすることとなった。
- ・ 浜田港は、舞鶴総監部と佐世保総監部の中間に位置している。日本海側の防衛の拠点として、また、浜田道を利用すれば広島市まで 1 時間半で行くことができるので、南海トラフ地震等の災害時には、山陽側への物資補給の玄関口として利用することができる。浜田道の 4 車線化も決まっていると同時に、臨港道路 4 号線で港に直結しており、利便性が高い。
- ・ 浜田市民は海に触れる機会も多く、自衛艦にも親しんでいるので海上自衛隊に入隊するものが多い。

【裏面に続く】

- ・ 市民の機運を盛り上げるために、毎年 2 隻程度自衛艦に寄港していただいている。防衛協会の活動も活発であり、自衛隊に好意的なまちである。
- ・ 令和 5 年度は、7 月は護衛艦「あさぎり」、9 月は砕氷艦「しらせ」に寄港をしていただき、「しらせ」では約 8 千人もの来場者があった。
- ・ 自衛艦の乗組員には、飲食や温泉などの観光でご利用をいただいている。
- ・ 浜田市には、温泉総選挙 2023 のうる肌部門 1 位の美又温泉、リフレッシュ部門 2 位の旭温泉があり、乗組員にも喜んでいただけたと思う。
- ・ 防衛力の強化等で物資補給基地として活用していただきたいが、まずは自衛艦の寄港回数を増やしてほしい。

#### 4 要望先の対応



(防衛省整備計画局)



(防衛省海上幕僚監部)

##### (1) 防衛省整備計画局

- ・ 毎年、補給基地誘致の要望をいただいているとともに、「しらせ」など自衛艦寄港の際には温かく迎えてもらっていることに感謝する。
- ・ 防衛力の強化は、南西諸島が対象となっている。予算は増えるが、人員が確保できないので、当面、日本海側の後方基地は舞鶴となる。
- ・ 浜田港は、舞鶴から 1 日、佐世保から 1 日の距離にあり、場所としては良いと考えている。今後とも補給基地として検討していく。

##### (2) 防衛省海上幕僚監部

- ・ 島根県に海上自衛隊の基地がない。浜田港は、大型艦艇が入港できる港である。
- ・ しらせ寄港では、市場で地元物販とコラボした。海上自衛隊においても中国の海産物輸入停止に伴い、海産物の利用促進に力を入れている。地元産業界との連携は、重要な課題である。
- ・ 浜田港は、舞鶴と佐世保から近い距離にあり、運用ニーズから新たな基地建設は難しい。当面、補給や広報等の可能な範囲で活用したい。

# 浜田市第 2 期公共施設再配置実施計画

(令和 4 年度 ～ 令和 7 年度)

## 【別冊（令和 5 年度版）】

令和 4 年 3 月 計画策定

令和 4 年 12 月 別冊（令和 4 年度版）

令和 5 年 11 月 別冊（令和 5 年度版）

浜 田 市

## 目次

中間総括 .....	2
1 はじめに .....	2
2 中間総括 .....	2
(1) 再配置計画の中間総括 .....	2
(2) 更なる徹底が求められる事項について .....	3
(3) 今後の課題 .....	4
令和4年度の進捗状況について .....	6
1 進捗管理方法の変更について .....	6
2 令和4年度の実績について .....	6
(1) 進捗状況まとめ（令和5年3月31日時点） .....	6
(2) 進捗状況（項目別）（令和5年3月31日時点） .....	7
3 令和4年度の実績について .....	8
4 令和5年度の実績経過について（令和5年12月1日時点） .....	9
5 令和6年度以降の実績予定、計画変更等について（令和5年12月1日時点） .....	10

## 中間総括

### 1 はじめに

浜田市公共施設再配置実施計画（以下「再配置計画」という。）は、平成 28 年度から令和 37 年度まで 40 年間の長期方針の下、総合振興計画と整合を図り、第 1 期（平成 28 年度から令和 3 年度まで）、第 2 期（令和 4 年度から令和 7 年度まで）の期間において、大規模改修等を迎える可能性がある施設、民間譲渡等を前倒しで検討する施設を対象に、施設別方針の履行状況等を集約、報告しています。

この度、第 1 期が終了し、第 2 期（4 年間）のうち 2 年間の経過した時点での中間総括をします。

### 2 中間総括

#### (1) 再配置計画の中間総括

令和 4 年度末までの公共施設の延床面積の削減実績は約 4,300 m<sup>2</sup>（▲1.2%）であるものの、第 2 期計画における令和 5 年度以降には、更に約 24,000 m<sup>2</sup>（▲6.4%）の削減が見込まれており、令和 7 年度末までで、延床面積ベース約 7%～8%程度の削減が見込まれることから、第 2 期終了時点までは、一定の成果が出るものと捉えています。

しかしながら、雇用促進住宅の譲渡のような大規模案件は終了し、現時点で削減が見込める案件が減少していることを踏まえると、削減目標の達成には、先送りになっている再配置計画の着実な履行や想定していない新規分に対する見合い削減策の具体化など一層の取組強化が求められます。

したがって、改めて、再配置方針に沿った計画的な公共施設の総量抑制等を徹底してまいります。

#### ア 令和 4 年度までの実績

計画策定時との比較で、施設数では 14.3%減少したものの、新規分の増加に伴い延床面積は 1.2%の減少にとどまりました。

地域集会所やポンプ車庫等 1 件あたりの延床面積が小さい施設の再配置が進む一方で、北分庁舎（+3,448 m<sup>2</sup>）等の新規取得や新規の整備が生じたため、計画開始から 7 年間の減少面積 24,300 m<sup>2</sup>（▲6.4%）に対し、新規分は 20,000 m<sup>2</sup>（+5.3%）となっています。

(表) 施設数等の現状、増減内訳（平成27年度と令和4年度比較）

	平成27年度 (4月1日)	令和4年度 (3月31日)	比較 (R4-H27)	
(1)施設数(施設)	503	431	▲72	▲14.3%
(2)延床面積(m <sup>2</sup> )	372,746m <sup>2</sup>	368,413m <sup>2</sup>	▲4,333m <sup>2</sup>	▲1.2%

※「(1)施設数」は、一般会計の行政財産(公共建築物)の数を示す。

	第1期	第2期(令和4まで)	計
① 新規	18,674m <sup>2</sup>	1,416m <sup>2</sup>	20,090m <sup>2</sup>
② 廃止、譲渡・貸付	▲18,632m <sup>2</sup>	▲1,687m <sup>2</sup>	▲20,319m <sup>2</sup>
③ その他	▲2,741m <sup>2</sup>	▲1,363m <sup>2</sup>	▲4,104m <sup>2</sup>
合計(①+②+③)	▲2,699m <sup>2</sup>	▲1,634m <sup>2</sup>	▲4,333m <sup>2</sup>

### イ 令和5年度以降の削減見込み

令和5年度以降に雇用促進住宅の譲渡、小中学校の統廃合など約24,000m<sup>2</sup> (▲6.4%)が見込まれます。

また、取得等に伴い一時的に延床面積が増加した施設についても、将来方針が「廃止」又は「譲渡」の施設については、長期的には削減が見込まれます。

## (2) 更なる徹底が求められる事項について

### ア 既存施設の譲渡等

産業振興、レクリエーション施設の譲渡に関しては、新型コロナウイルス感染症による施設収益力の低下等が影響し、**譲渡時期を当初計画から後ろ倒し**にしたものがあります。

また、まちづくりセンター分館など限られた地域住民を対象とする施設の地元譲渡に関しては、人口減少や地元自治会等の管理資源の問題から譲渡交渉が難航するケースも散見されます。

こうした施設は、譲渡後の解体費負担を軽減するための「**普通財産の弾力的運用**」等を取り入れ、交渉を継続していきます。

なお、老朽化に伴い施設の安全性に課題が生じるものについては、譲渡方針を改め、解体を進める必要があるものと考えています。

### イ 既存施設の更新、新規整備

施設更新に当たっては、「**統廃合及び複合化を基本**」とし、新規整備に当たっては、「**政策判断で必要なものに限る**」とし、「**長期的に新規施設と同等の既存施設を削減**」する方針です。

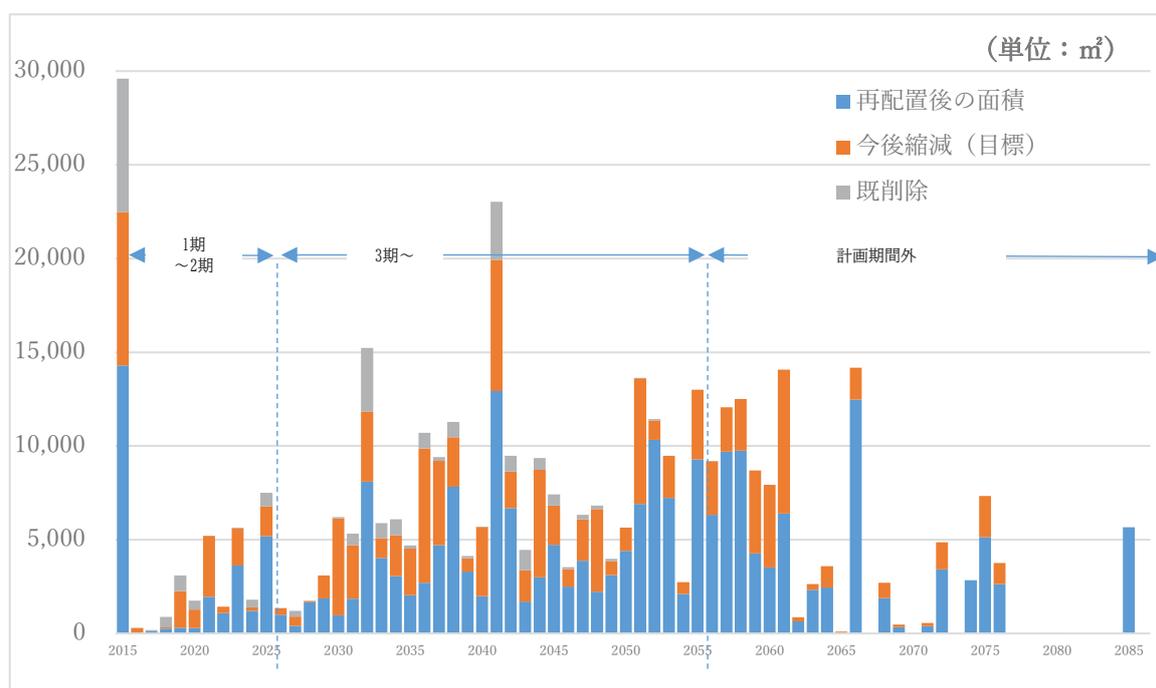
既存施設更新について、旭支所や杵束まちづくりセンターのように、想定以上に集約化を図られた事例がある一方で、統廃合、複合化等の検討が進んでいない施設も生じています。また、新規整備については、緊急的な防災対策等のため、同等の既存施設削減策が具体化していない施設もあります。

人口減少に応じた持続可能な公共施設のあり方について、施設更新時における統廃合・複合化の検討、再配置計画の想定を超えた増加分に見合う削減策の具体化など、部局横断的な検討を進めていきます。

### (3) 今後の課題

上述に加えて、建築価格の高騰も生じており、次回計画更新にあわせて、将来更新投資額の試算に用いる建築単価の見直しを検討する必要があります。また、再配置計画策定の一因となった市町村合併に伴う類似施設に関しても、改めて統廃合等の検討を進めることが課題と認識しています。

#### (グラフ) 更新時期ごとの公共施設面積（試算）について



※グラフは令和5年3月31日時点の状況です。

※再配置計画の管理台帳上の更新時期と実際の更新時期は異なります。

※再配置縮減(目標)も今後の方針変更等に伴い変更する場合があります。

(主な施設の状況等)

ア 平成 27 年度以前に（設定上の）更新時期を迎えている施設

- ・雲雀丘小学校(統廃合)、第四中学校（統廃合）、美川小学校（更新）
- ・石見幼稚園（統廃合）
- ・地元の意向や文化的価値に配慮し残存する施設

イ 平成 28 年度から令和 7 年度に（設定上の）更新時期を迎える施設

- ・浜田郷土資料館（統廃合）、金城歴史民俗資料館（統廃合）
- ・石見小（更新）
- ・金城支所（複合化）、三隅支所（複合化） 等

ウ 第 3 期以降に（設定上の）更新時期を迎える施設

令和 23 年度(2041 年)は、第一中学校(複合化)、ふるさと体験村(更新)、旭中学校（複合化）、旭学校給食センター（統廃合）、雇用促進住宅（小福井）(民間譲渡)、市役所本庁舎（複合化）の更新が集中しています。

このうち、雇用促進住宅（小福井）に関しては、令和 6 年 4 月の民間譲渡方針が決定しており、更新負担が軽減される見込みです。また、この時期に更新を迎える予定であった今市小学校、弥栄老人福祉センターについては、統廃合・複合化が完了しています。

エ 計画期間外に（設定上の）更新時期を迎える施設

現在の再配置計画が進展することに伴い、理論上、削減面積の 7 割相当が、この区分の面積として増加していきます。

## 令和 4 年度の進捗状況について

### 1 進捗管理方法の変更について

これまで、計画年度の 10 月 1 日を基準日として、進捗状況を報告していましたが、年度単位での進捗状況を明らかにするとともに、財産に関する調書等との整合を図るため、令和 5 年度別冊から「年度末」を施設面積等の集計基準日とします。

(令和 5 年 4 月 1 日以降の進捗状況に関しては、取組経過として記載します。)

### 2 令和 4 年度の実績について

令和 4 年度については、子育て世代包括支援センターの供用を開始し、雲城地区児童クラブを雲城小学校校庭内に移転するなど、子ども・子育て支援に関する施設整備を進めるとともに、感染症対応で急増する備蓄需要等に対応するため防災備蓄倉庫の整備を進めました。**(延床面積の増要因)**

対して、今市住宅及び重富住宅の解体、栃木住宅の公募売却を進めたほか、先述した財産調書との整合作業において、既に普通財産に移管した行政財産が再配置台帳に残っていた事案等を整理したことに伴い、約 1,300 m<sup>2</sup>の延床面積減となりました。**(延床面積の減要因)**

その結果、令和 4 年度末時点での一般会計の公共建築物の延床面積は 368,413 m<sup>2</sup>となり、令和 3 年度末時点からは約 1,000 m<sup>2</sup>の減、前回報告した令和 4 年 10 月 1 日時点からは約 838 m<sup>2</sup>の減となりました。

※子育て世代包括支援センター(620 m<sup>2</sup>)は、旧子育て支援センター(594 m<sup>2</sup>)からの建替え  
※雲城地区児童クラブ(148 m<sup>2</sup>)は、ふれあいジムかなぎ管理棟(333 m<sup>2</sup>)からの移転  
※防災備蓄倉庫(199 m<sup>2</sup>)は、長沢防災備蓄倉庫(73 m<sup>2</sup>)の代替として機能拡張

#### (1) 進捗状況まとめ(令和 5 年 3 月 31 日時点)

①対象施設数 238 施設(計画策定時 233 施設。+5 施設)

②実績(令和 5 年 3 月 31 日時点)

- ・計画終了となった施設数 14 施設(達成率 20.3%)
- ・削減面積の累計 1,634 m<sup>2</sup>(達成率 3.9%)
- ・将来更新投資額の削減額 191 百万円(達成率 1.5%)
- ・維持管理費の削減額 156 千円(達成率 0.1%)

※各指標の達成率は、第 2 期公共施設再配置計画の達成状況として、令和 5 年 3 月 31 日時点の実績値を令和 4 年度から令和 7 年度までの計画値の累計額で除して算出しています。

(2) 進捗状況（項目別）（令和5年3月31日時点）

① 計画項目数の推移

（単位：施設）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
計画	当初計画	-	10	32	20	8	163
	R4計画	-	11	32	22	11	162
	R5計画	-	7	30	22	10	169
	累計	-	7	37	59	69	238
実績	項目数	5	9				
	累計	-	14				

② 延床面積の削減計画、公共施設延床面積の推移

（単位：㎡）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
計画	当初計画	-	▲673	▲6,705	▲22,871	▲8,220	▲71,597
	R4計画	-	▲528	▲4,020	▲27,881	▲7,820	▲67,979
	R5計画	-	▲904	▲4,465	▲27,585	▲8,862	▲68,018
	累計	-	▲904	▲5,369	▲32,954	▲41,816	▲109,834
	延床面積の推移	370,047	369,143	364,678	337,093	328,231	260,213
実績	延床面積	▲619	▲1,015				
	累計	-	▲1,634				
	延床面積の推移	369,428	368,413				

③ 将来更新投資額の削減額

（単位：百万円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
計画	当初計画	-	▲186	▲1,852	▲8,989	▲2,051	▲19,123
	R4計画	-	▲193	▲710	▲9,924	▲1,984	▲18,348
	R5計画	-	▲195	▲776	▲9,882	▲2,255	▲18,171
	累計	-	▲195	▲971	▲10,853	▲13,108	▲31,279
実績	将来更新投資額	▲130	▲61				
	累計	-	▲191				

④ 維持管理費の削減額

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
計画	当初計画	-	▲156	▲16,869	▲72,286	▲75,765	▲97,536
		前年比		▲156	▲16,713	▲55,417	▲3,479
	R4計画	-	▲14,413	▲16,869	▲77,124	▲101,640	▲123,411
		前年比		▲14,413	▲2,456	▲60,255	▲24,516
	R5計画	-	▲156	▲16,869	▲76,767	▲101,283	▲123,411
		前年比		▲156	▲16,713	▲59,898	▲24,516
	累計	-	▲156	▲17,025	▲93,792	▲195,075	▲318,486
	実績	維持管理費	-	▲156			
累計		-	▲156				

### 3 令和4年度の取組実績について

項番	年度	通番 (注1)	施設名称	概要	面積増減	将来更新 投資額(注2)
1	R3 下半期	22	石見まちづくりセンター 後野分館（屋内体育館） (注3)	学校統合条件とした屋内体育館(旧講堂)の建替えのため、老朽化した屋内体育館の解体(第1期-No17)	▲190㎡	▲37,050千円
2	R3 下半期	-	病児・病後児保育室	令和4年1月供用開始 将来方針「複合化」	+90㎡	+12,285千円
3	R3 下半期	-	浜田市休日応急診療所	令和4年1月供用開始 将来方針「複合化」	+108㎡	+14,742千円
4	R3 下半期	-	子育て支援センター	老朽化した旧子育て支援センターの廃止(第1期-No65)	▲594㎡	▲115,830千円
5	R3 下半期	-	杵束分団消防ポンプ車庫 (4施設)	ポンプ車庫(1班から4班)を廃止	▲114㎡	▲19,563千円
6	R3 下半期	-	杵束分団消防ポンプ車庫	新設(令和4年1月竣工)	+81㎡	+15,805千円
R3下半期小計			施設数増減	▲2	▲619㎡	▲129,612千円
7	R4 上半期	-	子育て世代包括支援センター	令和4年4月1日供用開始(第1期-No65) 将来方針「複合化」	+620㎡	+84,303千円
8	R4 上半期	-	都川分団消防ポンプ車庫 (3施設)	ポンプ車庫(1班から3班)を廃止 (第1期-No187~189)	▲74㎡	▲14,840千円
9	R4 上半期	168	黒川改良住宅(集会所及び倉庫)(注3)	地元町内会への無償貸付 (単独建替→無償貸付)	▲100㎡	▲16,700千円
10	R4 上半期	174	今市住宅(旧:今市一般住宅)	用途廃止(解体)	▲115㎡	▲30,457千円
11	R4 上半期	175	重富住宅(旧:重富一般住宅)	用途廃止(解体)	▲115㎡	▲30,457千円
12	R4 上半期	179 186	栃木住宅(2号棟及び5号棟)(2施設)	用途廃止(入居者譲渡→公募売却)	▲279㎡	▲47,945千円
13	R4 上半期	230	岡見駅舎(集会所) (注3)	令和4年4月1日付で地元貸付(単独建替→地元貸付)(R8以降→R4)	▲54㎡	▲9,285千円
14	R4 上半期	-	その他面積錯誤		▲60㎡	▲19,753千円
R4上半期小計			施設数増減	▲6	▲177㎡	▲85,134千円
15	R4 下半期	49	東公園北広場トイレ	令和4年度に洋式化改修を実施。	-	-
16	R4 下半期	127	浜田消防署桜ヶ丘出張所	屋上防水等改修工事を実施。	-	-
17	R4 下半期	147	井野分団下今明班消防ポンプ車庫	【時期R5→R4】令和4年度末で廃止し、統合。	▲40㎡	0千円
18	R4 下半期	148	井野分団市場班消防ポンプ車庫	【時期R5→R4】令和4年度末で廃止し、統合。	▲12㎡	0千円
19	R4 下半期	-	井野分団1・2班消防ポンプ車庫	【R4新規】	+60㎡	+7,014千円
20	R4 下半期	234	防災備蓄倉庫	【R4新設】長沢防災備蓄倉庫(73㎡)の代替施設として整備	+199㎡	0千円
21	R4 下半期	235	雲城地区児童クラブ	【R4新設】	+148㎡	+17,301千円
22	R4 下半期	236	旭支所バス車庫	【R4新設】旧旭山村開発旭センター(2,142㎡)の解体跡地に整備	+110㎡	0千円
23	R4 下半期	-	その他面積錯誤等(注4)	6施設の増	▲1,303㎡	0千円
R4下半期小計			施設数増減	+8	▲838㎡	+24,315千円
合計			施設数増減	0	▲1,634㎡	▲190,431千円

(注1) 【施設別計画】における通番

(注2) 将来の更新負担に係る試算値

(注3) 棟のみの廃止、譲渡・貸付のため施設数にはカウントしない

(注4) 財産調書との整合調整

(石見まちづくりセンター佐野分館 ▲689㎡、三保まちづくりセンター▲814㎡等)

#### 【参考】再配置対象外施設

-	R4	-	浜田漁港水産物荷捌所 (4号岸壁荷捌所)	対象外	7,853㎡	-
---	----	---	-------------------------	-----	--------	---

#### 4 令和5年度の取組経過について（令和5年12月1日時点）

項番	年度	通番 (注1)	施設名称	概要	面積増減	将来更新 投資額（注2）
24	R5	51	サン・ビレッジ浜田	令和5年度に方針を決定。	-	-
25	R5	66	美又温泉会館	令和5年4月1日で条例廃止。 民間へ無償譲渡。	▲335m <sup>2</sup>	▲91,066千円
26	R5	109	原井幼稚園	令和5年4月からの幼稚園統合に伴い 廃止。	▲242m <sup>2</sup>	▲47,227千円
27	R5	110	石見幼稚園	令和5年4月からの幼稚園統合に伴い 廃止。	▲275m <sup>2</sup>	▲53,419千円
28	R5	111	浜田幼稚園 (長浜幼稚園) ※	令和5年4月からの幼稚園統合に伴 い、浜田幼稚園として開設。	-	-
29	R5	112	美川幼稚園	令和5年4月からの幼稚園統合に伴い 廃止。やまばと学級転入。	-	-
30	R5	113	やまばと学級	令和5年10月から美川幼稚園へ移転 開設。	▲79m <sup>2</sup>	▲11,447千円
31	R5	114	今市児童クラブ	県道改良に伴う支障移転	▲585m <sup>2</sup>	▲84,240千円
32	R5	118	三隅デイサービスセン ター	令和5年4月1日で条例廃止。 民間へ無償譲渡。	▲656m <sup>2</sup>	▲95,219千円
33	R5	149	防災行政無線二子山中継 局	時期防災情報システム移行に合わせ て建替え	-	-
34	R5	178	栃木住宅 (5施設)	条件が整い次第、入居者譲渡を予定 令和4年度の意向調査以降、進捗なし	▲615m <sup>2</sup>	▲105,756千円
35	R5	187	長安住宅4号棟	条件が整い次第、入居者譲渡を予定 令和4年度の意向調査以降、進捗なし	▲126m <sup>2</sup>	▲21,672千円
36	R5	190	寺組住宅4号棟	条件が整い次第、入居者譲渡を予定 令和4年度の意向調査以降、進捗なし	▲130m <sup>2</sup>	▲22,353千円
37	R5	193	錦ヶ岡住宅 (6施設)	条件が整い次第、入居者譲渡を予定 令和4年度の意向調査以降、進捗なし	▲707m <sup>2</sup>	▲121,626千円
38	R5	199	塚ノ元住宅3号棟	条件が整い次第、入居者譲渡を予定 令和4年度の意向調査以降、進捗なし	▲91m <sup>2</sup>	▲15,652千円
39	R5	200	下谷住宅 (2施設)	条件が整い次第、入居者譲渡を予定 令和4年度の意向調査以降、進捗なし	▲212m <sup>2</sup>	▲36,464千円
40	R5	202	城北住宅1号棟	条件が整い次第、入居者譲渡を予定 令和4年度の意向調査以降、進捗なし	▲114m <sup>2</sup>	▲19,642千円
41	R5	225	七条バス待合所 (2施設)	規模縮小での建替計画。施設状況が 良好のため時期変更を検討。	-	-
42	R5	228	旭温泉観音堂	地元への無償譲渡を打診中。	▲7m <sup>2</sup>	-
43	R5	65	美又国民保養センター (休養ホーム)	【R6→R5】休養ホームの用途廃止	▲291m <sup>2</sup>	▲49,986千円
44	R5	232	古湊漁港備蓄倉庫	【時期R5→R8以降】	▲9m <sup>2</sup>	▲3,834千円
R5集計					▲4,465m <sup>2</sup>	▲775,769千円

(注1) 【施設別計画】における通番

(注2) 将来の更新負担に係る試算値

5 令和6年度以降の取組予定、計画変更等について（令和5年12月1日時点）

項番	年度	通番 (注1)	施設名称	概要	面積増減	将来更新 投資額（注2）
45	R5	114	今市児童クラブ ※	県道改良に伴う支障移転	▲585㎡	▲84,240千円
46	-	237	今市児童クラブ	【R6新規】令和6年度に供用開始予定	+228㎡	-
47	R6	84	雲雀丘小学校	令和6年4月1日に原井小学校への統合。地元意向を踏まえ、閉校後の跡利用を検討	▲2,316㎡	▲485,838千円
48	R8以降	86	石見小学校 ※	現地付近での建替え。令和12年4月1日供用開始予定	-	-
49	R6	91	第四中学校	令和6年4月1日に第三中学校への統合。解体予定	▲2,634㎡	▲438,684千円
50	R8以降	92	美川小学校 (プール附属室以外)	現地付近での建替え。令和9年4月1日の供用開始予定	-	-
51	R6	165	災害公営住宅(岡見)	【時期R4→R6】	▲65㎡	▲11,218千円
52	R6	169	雇用促進住宅小福井団地	令和5年6月に入札を実施し、令和6年4月から民間譲渡を予定。	▲3,300㎡	▲1,377,764千円
53	R6	170	雇用促進住宅内田団地	令和5年6月に入札を実施し、令和6年4月から民間譲渡を予定。	▲3,993㎡	▲1,671,257千円
54	R6	171	雇用促進住宅国府団地	令和5年6月に入札を実施し、令和6年4月から民間譲渡を予定。	▲5,253㎡	▲2,171,898千円
55	R6	172	雇用促進住宅金城団地	令和5年6月に入札を実施し、令和6年4月から民間譲渡を予定。	▲4,942㎡	▲2,075,689千円
56	R6	-	周布川左岸地区防災拠点	令和6年度からの供用開始に向けて整備中(予定整備面積 244㎡)	-	-
57	R7	34	雲城まちづくりセンター	【時期R8以降→R7】複合化 現みどりかいかん内。庁舎等の再配置により、さんあいホーム内に移転	▲35㎡	▲10,250千円
58	R7	116	高齢者生活福祉センター (さんあいホーム) ※	【時期R8以降→R7】複合化 さんあいホーム内に雲城まちセンを移転し、複合化を予定	▲689㎡	▲193,843千円
59	R8以降	2	みどりかいかん	複合化 1階庁舎、2階をみどりかいかんとする複合化施設に改修予定	▲390㎡	▲111,660千円
60	R8以降	121	金城支所庁舎	【方針変更】複合化→廃止 解体。当面の間、車庫は活用	▲671㎡ →▲2,236㎡	▲161,267千円 →▲701,369千円
61	R8以降	74	縁の里地域振興施設	【時期R6→R8以降】指定管理期間の延長予定	▲210㎡	▲36,120千円
62	R8以降	64	リフレパークきんたの里	【時期R6→R8以降】	▲2,636㎡	▲1,122,899千円
63	R8以降	65	美又温泉国民保養センター(本館)	【R7民間譲渡⇒R8以降廃止】 (指定管理) R5.4月～R8.3月	▲2,806㎡	▲1,214,601千円
64	R8以降	-	美又温泉外湯	令和8年の供用開始を目指し、国民保養センターを廃止し、美又地区に公設の外湯を検討(約1,000㎡)	-	-
65	R8以降	79	天狗石農村交流研修センター	【時期R6→R8以降】地元譲渡の協議が整わず指定期間延長を予定 (指定管理) R3.4月～R6.3月	▲318㎡	▲45,792千円
66	R8以降	80	天狗石農村交流研修センター入浴施設	同上	▲43㎡	▲7,310千円
67	-	238	石見まちづくりセンター 長沢サブセンター	【R7新規】令和7年度中の完成・運用開始を予定。	+400㎡	-

(注1) 【施設別計画】における通番

(注2) 将来の更新負担に係る試算値

# 浜田市第2期公共施設再配置実施計画

(令和4年度～令和7年度)

【施設別計画(令和5年12月時点)】

浜田市

## ■表の見方

通番	第2期再配置計画の対象施設に対する通番
施設NO	施設ごとの番号
施設名称	施設の名称
計画概要及び実績概要・進捗状況	再配置における計画及び実績の概要・進捗状況
第2期時期	第2期再配置計画での再配置時期
所管課方針	施設の再配置方針
再配置実績	施設ごとの再配置実績
延床面積	施設の延床面積
面積増減	再配置計画及び実績に基づく面積増減
将来更新投資額削減額	再配置計画及び実績に基づく将来更新投資額削減額
維持管理費削減額	再配置計画及び実績に基づく維持管理費削減額

## ■凡例

取組終了済み項目
当該年度に取組が終了した項目
今後の取組予定、計画変更等
○実績、進捗状況等

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額 計画	将来更新投資額削減額 実績	維持管理費削減額 計画	維持管理費削減額 実績
1	285	日脚和泉集会所	耐用年数到来後の単独建替えに向けて老朽箇所の大規模修繕を行う。 ○R5進捗状況:特になし。ただし施設老朽化に伴い、屋上防水改修を令和6年度に実施する可能性あり。	R8以降	単独建替え		153㎡	0㎡		0千円		0千円	
2	336	みどりかいかん	庁舎も含めた複合化について検討を行う。 ○R5進捗状況:みどりかいかんと庁舎との複合化を予定。 R6みどりかいかん改修設計、R7改修工事	R8以降	複合化		1,301㎡	▲390㎡		▲111,660千円		不明	
3	400	木田生活改善センター(木田まちづくりセンター)	耐用年数は経過しているが、今後も使用できる状態であり、建物の状態を踏まえ大規模改修の際に規模縮小での改修を検討する。	R8以降	複合化		362㎡	▲109㎡		▲18,136千円		0千円	
4	413	市木生活改善センター(市木まちづくりセンター)	耐用年数は経過しているが、今後も使用できる状態であり、建物の状態を踏まえ大規模改修の際に規模縮小での改修を検討する。	R8以降	複合化		394㎡	▲118㎡		▲20,031千円		0千円	
5	108	多目的研修集会施設(弥栄会館)	弥栄支所庁舎の移転先として、施設の複合化について検討を行う。 ○R5進捗状況:弥栄支所庁舎のあり方について、支所内で検討会を開催した。今後、施設整備にあたり、複合化を含めて検討していく。	R8以降	複合化		1,484㎡	▲445㎡		▲124,459千円		不明	
6	548	三隅中央会館	当面の間、現状活用し、耐用年数到来までの方針決定を行う。	R8以降	複合化		1,503㎡	▲451㎡		▲130,328千円		不明	
7	552	井野地区多目的研修集会施設みのり会館	耐用年数経過後廃止に向け地域側と協議を行う。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		394㎡	▲394㎡		▲56,736千円		▲418千円	
8	553	大谷地区活性化施設八幡センター	耐用年数経過後廃止に向け地域側と協議を行う。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		366㎡	▲366㎡		▲172,752千円		▲354千円	
9	252	石央文化ホール	計画的に老朽箇所の大規模改修を行う。	R8以降	複合化		5,690㎡	▲1,707㎡		▲493,289千円		不明	
10	598	金城図書館	複合化に向けて引き続き検討していく。 なお、複合化決定までの間は随時改修を行う。	R8以降	複合化		264㎡	▲79㎡		▲22,917千円		不明	
11	255	浜田城資料館	令和2年10月から浜田城資料館として活用。建物は歴史的建造物であることから改修は必要最小限に留め、保存に努める。	R8以降	廃止(保存終了後)		549㎡	▲549㎡		▲94,271千円		不明	
12	253	浜田郷土資料館	浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料館展示室、三隅歴史民俗資料館の統廃合を検討する。	R8以降	統廃合		479㎡	▲144㎡		▲41,207千円		▲9,269千円	
13	376	金城民俗資料館	金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館は2館による統廃合を検討する。	R8以降	統廃合		268㎡	▲80㎡		▲22,982千円		▲939千円	
14	377	金城歴史民俗資料館	金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館は2館による統廃合を検討する。	R8以降	統廃合		174㎡	▲52㎡		▲10,192千円		0千円	
15	418	旭歴史民俗資料館	浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料館展示室、三隅歴史民俗資料館の統廃合を検討する。	R8以降	統廃合		387㎡	▲116㎡		▲33,564千円		▲46千円	
16	514	弥栄郷土資料展示室	浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料館展示室、三隅歴史民俗資料館の統廃合を検討する。	R8以降	統廃合		173㎡	▲52㎡		▲10,125千円		▲7千円	
17	524	三隅歴史民俗資料館	浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料館展示室、三隅歴史民俗資料館の統廃合を検討する。	R8以降	統廃合		406㎡	▲122㎡		▲35,177千円		▲162千円	
18	238	浜田まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		787㎡	▲236㎡		▲68,217千円		0千円	
19	231	石見まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		577㎡	▲173㎡		▲50,026千円		0千円	

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
20	232	石見まちづくりセンター宇津井分館	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	地元譲渡		230㎡	▲230㎡		▲39,564千円		▲650千円	
21	240	石見まちづくりセンター長見分館	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	地元譲渡		167㎡	▲167㎡		▲28,724千円		▲720千円	
22	590	石見まちづくりセンター後野分館	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	地元譲渡		909㎡	▲909㎡		▲147,222千円		▲971千円	
	590	石見まちづくりセンター後野分館(屋内体育館)	OR4実績:令和4年度の建替えに向けた解体。	R4終了	単独建替え	解体	190㎡	0㎡	▲190㎡	0千円	▲37,050千円	0千円	0千円
23	591	石見まちづくりセンター佐野分館	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	地元譲渡		1,804㎡	▲1,804㎡		▲757,516千円		▲1,525千円	
24	600	石見まちづくりセンター細谷分館	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	地元譲渡		180㎡	▲180㎡		▲30,907千円		▲1,000千円	
25	241	長浜まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		611㎡	▲183㎡		▲52,974千円		0千円	
26	237	大麻まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		149㎡	▲45㎡		▲12,953千円		0千円	
27	233	美川まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		625㎡	▲187㎡		▲59,615千円		0千円	
28	234	美川まちづくりセンター西分館	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	地元譲渡		490㎡	▲490㎡		▲84,194千円		▲910千円	
29	235	美川まちづくりセンター東分館	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	地元譲渡		188㎡	▲188㎡		▲32,336千円		▲610千円	
30	244	国府まちづくりセンター宇野分館	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	地元譲渡		726㎡	▲726㎡		▲124,789千円		▲1,080千円	

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
31	618	国府まちづくりセンター有福分館	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 OR5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		513㎡	▲154㎡		▲30,021千円		0千円	
32	372	久佐まちづくりセンター(くざ会館)	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 OR5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		791㎡	▲237㎡		▲39,691千円		0千円	
33	572	今福まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 OR5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		23㎡	▲7㎡		▲1,950千円		0千円	
34	571	雲城まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 OR5進捗状況:金城支所庁舎等の再配置により、さんあいホーム内に移転予定。	R7	複合化		118㎡	▲35㎡		▲10,250千円		0千円	
35	373	小国まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 OR5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		995㎡	▲298㎡		▲86,240千円		0千円	
36	581	今市まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 OR5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		0㎡	0㎡		0千円		0千円	
37	582	木田まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 OR5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		0㎡	0㎡		0千円		0千円	
38	139	和田まちづくりセンター(校舎、屋内運動場)	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 OR5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		3,047㎡	▲914㎡		▲264,175千円		0千円	
	139	和田まちづくりセンター(プール専用附属屋)		R8以降	廃止		30㎡	▲30㎡		▲4,320千円		0千円	
39	584	市木まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 OR5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		0㎡	0㎡		0千円		0千円	
40	567	安城まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 OR5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		50㎡	▲15㎡		▲4,292千円		0千円	
41	517	三保まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 OR5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		1,096㎡	▲329㎡		▲58,880千円		0千円	

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
42	516	三隅まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		1,535㎡	▲461㎡		▲76,924千円		0千円	
43	520	黒沢まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		1,110㎡	▲333㎡		▲64,767千円		0千円	
44	521	井野まちづくりセンター	まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)結果を踏まえての対応とする。 ○R5進捗状況:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を進めた。	R8以降	複合化		1,414㎡	▲424㎡		▲82,468千円		0千円	
45	254	サンマリン浜田	当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。	R8以降	統廃合		1,359㎡	▲408㎡		▲117,860千円			不明
46	246	浜田市陸上競技場	拠点施設として引き続き活用する。	R8以降	統廃合		957㎡	▲287㎡		▲81,877千円			不明
47	247	浜田市庭球場	新たなテニスコートを整備するまでの当分の間、現状活用する。	R8以降	統廃合		34㎡	▲10㎡		▲1,632千円			不明
48	248	浜田市野球場	拠点施設として引き続き活用する。	R8以降	統廃合		1,839㎡	▲552㎡		▲159,442千円			不明
49	250	東公園北広場トイレ	洋式化改修の実施 ○R4進捗状況:令和4年度に洋式化改修実施予定。 ○R4実績:令和4年度に洋式化改修を実施した。	R4	単独建替え		38㎡	0㎡		0千円	0千円	0千円	0千円
50	278	ラ・ベアーレ浜田	当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。	R8以降	統廃合		1,831㎡	▲549㎡		▲158,748千円			不明
51	249	サン・ビレッジ浜田(アイススケート場)	アイススケート場については、浜田市スポーツ施設再配置・整備計画において、令和5年度を目標に多目的室内広場へ用途変更を行うこととしている(ただし、令和3年度及び令和4年度の2か年の利用実績において、急激に利用者数が増え、令和5年度以降においても増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、見直しの検討を行う。)。また、外部から人を呼び込む施設としての検討も別途行う。 ○R4進捗状況:利用状況及び多目的施設への変更について調査・検討中。 ○R5進捗状況:令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少した。そのため令和5年度において、施設の方針を判断するための適正な数値が得られない。よって整備方針については令和5年度において、判断材料を整えて方針を決定する。 現在、施設の方針を判断するための調査等を行っている。	R5	用途変更		2,526㎡	0㎡		0千円			0千円
	249	サン・ビレッジ浜田(スポーツ広場休憩所)		R8以降	単独建替え		150㎡	0㎡		0千円			不明
52	209	ふれあいジム・かなざ(管理棟以外)	拠点施設として引き続き活用する。	R8以降	統廃合		6,023㎡	▲1,807㎡		▲521,964千円			不明
52	209	ふれあいジム・かなざ(管理棟 雲城地区児童クラブ)	雲城小校庭内への児童クラブ移転。 ○R4進捗状況:児童クラブ移転予定。当面は利用計画がないため、文化資料等を保管。	R8以降	廃止		333㎡	▲333㎡		▲141,858千円			0千円
53	211	旭公園野球場	当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。	R8以降	統廃合		223㎡	▲67㎡		▲18,060千円			不明
54	212	旭公園テニスコート	令和12年度を目標に用途変更を行う。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		18㎡	▲18㎡		▲3,096千円			不明
55	213	旭公園プール	拠点施設として引き続き活用する。	R8以降	単独建替え		548㎡	0㎡		0千円			不明
56	215	旭公園市民体育館	当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。	R8以降	統廃合		2,964㎡	▲889㎡		▲256,984千円			不明
57	494	弥栄運動広場施設	当面の間、現状活用する。	R8以降	統廃合		105㎡	▲31㎡		▲6,905千円			不明
58	542	岡見スポーツセンター(集会所)	耐用年数経過後、体育館は廃止とし、現状の集会所の部分については活用を図る。	R8以降	統廃合		419㎡	▲126㎡		▲20,988千円			不明
	542	岡見スポーツセンター(体育館)		R8以降	廃止(耐用年数経過後)		510㎡	▲510㎡		▲73,417千円			0千円

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
59	220	三隅中央公園	当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。	R8以降	統廃合		1,179㎡	▲354㎡		▲99,479千円			不明
60	523	三隅B&G海洋センター(体育館・事務室)	拠点施設として引き続き活用する。	R8以降	統廃合		1,102㎡	▲331㎡		▲55,224千円			不明
	523	三隅B&G海洋センター(艇庫)		R8以降	単独建替え		200㎡	0㎡		0千円			0千円
61	295	国民宿舎千畳苑	令和5年度から令和7年度までの指定管理期間中に民間譲渡を進める。 OR5進捗状況:譲渡へ向けて協議中。	R8以降	民間譲渡		3,877㎡	▲3,877㎡		▲1,635,899千円			不明
62	358	かなぎウエスタンライディングパーク	民間譲渡 OR5進捗状況:民間譲渡に向けた協議の申し入れを行った。	R7	民間譲渡		4,003㎡	▲4,003㎡		▲615,872千円			▲22,537千円
63	360	森の公民館	民間譲渡 OR5進捗状況:民間譲渡に向けた協議の申し入れを行い、譲渡までの大まかなスケジュールの確認を行った。	R7	民間譲渡		380㎡	▲380㎡		▲68,660千円			▲314千円
64	361	リフパークきんたの里	民間譲渡 R5進捗状況:民間譲渡に向けた協議の申し入れを行った。	R8以降	民間譲渡		2,636㎡	▲2,636㎡		▲1,122,899千円			▲980千円
65	355	美又温泉国民保養センター	R7民間譲渡⇒R8以降廃止(指定管理R5～R7) OR5進捗状況:美又地区に公設の外湯整備を検討中であり、その中で施設のあり方を検討する。	R8以降	廃止		2,806㎡	▲2,806㎡		▲1,214,601千円			▲927千円
	355	美又温泉国民保養センター(休養ホーム)		R5	廃止		291㎡	▲291㎡		▲49,986千円			
66	356	美又温泉会館	大規模改修実施のうえ、譲渡を進める。 OR4進捗状況:令和4年度中の譲渡に向け協議を行っている。 OR5実績:令和5年4月1日で条例廃止のうえ、民間譲渡。	R5	民間譲渡		335㎡	▲335㎡		▲91,066千円			▲14,257千円
67	588	旭温泉あさひ荘	耐用年数到来まで指定管理制度による管理運営を行う。 湯揚ポンプ室については、建替え実施時期を令和5年度としているが、現状のまま利用可能なため大規模修繕が発生した時点で建替えとする。 休憩棟についても、令和5年度に外構補修工事を実施することとしているが、現状で補修は不要なため、大規模修繕が発生した時点で建替えとする。	R8以降	単独建替え		437㎡	0㎡		0千円			不明
68	619	山陰浜田港公設市場(商業棟等)	将来的には民間事業者等への譲渡を検討しているが、施設稼働後、間もないため時期については未定。 ただし、仲買機能については支援の必要があるため、単独建替えを想定。	R8以降	民間譲渡		1,218㎡	▲1,218㎡		▲175,368千円			-
	619	山陰浜田港公設市場(仲買棟等)		R8以降	単独建替え		1,249㎡	0㎡		0千円			0千円
69	371	くゞ会館(体育館)	地域活動等に併う倉庫としての利用実態を踏まえて、地元からの要望があれば譲渡の方向で協議を進める。要望がない場合は、耐用年数経過後、解体し廃止する。	R8以降	地元譲渡		630㎡	▲630㎡		▲90,720千円			▲66千円
70	363	ふれあい会館	今福まちづくりセンターの大規模改修(建替え)と併せて、ふれあい会館の一部の機能を残したうえで、施設の廃止を行う。	R8以降	複合化		1,297㎡	▲389㎡		▲112,430千円			▲276千円
71	365	かたらいの家	地元譲渡 OR5進捗状況:地元譲渡に向けた協議の申し入れを行った。	R7	地元譲渡		249㎡	▲249㎡		▲42,785千円			▲674千円
72	367	地域材利用促進交流館	次期指定管理期間中(令和4～令和8年度)に譲渡協議を進める。	R8以降	地元譲渡		229㎡	▲229㎡		▲39,388千円			0千円
73	366	エクス和紙の館	民間譲渡 R5進捗状況:民間譲渡に向けた協議の申し入れを行った。	R6	民間譲渡		950㎡	▲950㎡		▲273,888千円			▲699千円
74	369	縁の里地域振興施設	地元譲渡 R5進捗状況:地元譲渡に向けた協議の申し入れを行った。	R7	地元譲渡		210㎡	▲210㎡		▲36,120千円			▲382千円
75	426	地域交流プラザ「まんてん」	複合化に向け、指定管理者やJA等関係機関と協議を行う。	R8以降	複合化		411㎡	▲123㎡		▲24,029千円			0千円
76	423	山ノ内農作業管理休養施設旭豊1号館	有償貸付に向けて、生産者組合と協議 OR5進捗状況:生産者組合に打診はしたものの、難航。	R7	有償貸付		241㎡	▲241㎡		▲34,632千円			0千円
77	424	山ノ内農作業管理休養施設旭豊2号館	有償貸付に向けて、生産者組合と協議 OR5進捗状況:生産者組合に打診はしたものの、難航。	R7	有償貸付		168㎡	▲168㎡		▲24,192千円			▲64千円

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
78	595	木田暮らしの学校	耐用年数到来まで指定管理制度による管理運営を行う。 体育館については、大規模修繕が発生するまでは現状のまま利用する。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		1,692㎡	▲1,692㎡		▲277,136千円		▲968千円	
79	389	天狗石農村交流研修センター	地元貸付(弾力的運用) R5進捗状況:指定管理更新に合わせ協議打診を行っている。	R8以降	地元貸付		318㎡	▲318㎡		▲45,792千円		▲357千円	
80	395	天狗石農村交流研修センター入浴施設	地元貸付(弾力的運用) R5進捗状況:指定管理更新に合わせ協議打診を行っている。	R8以降	地元貸付		43㎡	▲43㎡		▲7,310千円		0千円	
81	550	岡見漁業振興会館	耐用年数到来まで指定管理制度による管理運営を行う。	R8以降	単独建替え		868㎡	0㎡		0千円		0千円	
82	113	第二中学校	令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、次期学校統合計画時に検討することとしている。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化		6,813㎡	▲2,044㎡		▲585,756千円		不明	
83	118	松原小学校 (プール附属室以外)	令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、次期学校統合計画時に検討することとしている。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	複合化		6,459㎡	▲1,938㎡		▲559,630千円		0千円	
	118	松原小学校 (プール附属室)		R8以降	廃止(耐用年数経過後)		54㎡	▲54㎡		▲8,728千円		不明	
84	123	雲雀丘小学校	令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、令和6年度に原井小学校へ統合。なお、地元から統合後の校地及び体育館を含む校舎について、地域住民が活用できる形で存続の要望書が提出され、跡利用については地元の意向を伺いながら協議していくと回答している。 OR5進捗状況:令和5年9月議会に浜田市立小中学校条例の一部改正を上程し、雲雀丘小学校の項を令和6年4月1日付で削る予定。なお、地元より閉校後もこれまでのように会議等で使用したい旨の要望について令和5年6月議会個人一般質問において、閉校後も跡利用が決まるまでの間、配慮していきたいと答弁している。	R6	廃止		2,316㎡	▲2,316㎡		▲485,838千円		▲1,547千円	
85	112	第一中学校 (屋内運動室以外)	次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化		8,626㎡	▲2,588㎡		▲746,069千円		不明	
	112	第一中学校 (屋内運動室)		R8以降	廃止(耐用年数経過後)		639㎡	▲639㎡		▲92,016千円		0千円	
86	119	石見小学校	令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、現地付近での新築建替としている。	R8以降	単独建替え		6,064㎡	0㎡		0千円		不明	
87	130	三階小学校	次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化		4,352㎡	▲1,306㎡		▲347,682千円		不明	
88	120	長浜小学校 (プール附属室以外)	廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	複合化		6,130㎡	▲1,839㎡		▲529,178千円		0千円	
	120	長浜小学校 (プール附属室)		R8以降	廃止(耐用年数経過後)		13㎡	▲13㎡		▲1,872千円		不明	
89	114	第三中学校	次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化		7,201㎡	▲2,160㎡		▲568,501千円		不明	
90	121	周布小学校	次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化		4,829㎡	▲1,449㎡		▲386,131千円		不明	
91	115	第四中学校	令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、令和6年度に第三中学校へ統合。また、美川小学校建設事業に併せて解体予定。 OR5進捗状況:令和5年9月議会に浜田市立小中学校条例の一部改正を上程し、第四中学校の項を令和6年4月1日付で削る予定。また、令和5年8月に美川小学校新築事業基本設計業務契約済。本業務の中で令和6年度に第四中学校の解体を計画予定。	R6	廃止		2,634㎡	▲2,634㎡		▲438,684千円		-3,277千円	
92	122	美川小学校 (プール附属室以外)	令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、現地付近での新築建替としている。 廃止方針の棟については、美川小学校校舎等の解体に併せて解体する。 OR5進捗状況:プロポーザル選定会を行い、設計・実施委託業者を決定した。	R8以降	単独建替え		2,135㎡	0㎡		0千円		0千円	
	122	美川小学校 (プール附属室)		R8以降	廃止(耐用年数経過後)		64㎡	▲64㎡		▲10,532千円		不明	
93	593	国府小学校 (校舎、屋内体育館)	プール附属室の廃止(撤去)を行う。	R8以降	複合化		6,344㎡	▲1,903㎡		▲549,549千円		0千円	
	593	国府小学校 (プール附属室)		R8以降	廃止(耐用年数経過後)		67㎡	▲67㎡		▲11,524千円		0千円	

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額 計画	将来更新投資額削減額 実績	維持管理費削減額 計画	維持管理費削減額 実績
94	132	今福小学校 (プール専用付属室以外)	令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、次期学校統合計画時に検討することとしている。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	複合化		2,201㎡	▲660㎡		▲181,999千円		0千円	
	132	今福小学校 (プール専用付属室)		R8以降	廃止(耐用年数経過後)		27㎡	▲27㎡		▲3,888千円		不明	
95	131	金城中学校 (プール附属棟以外)	令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、次期学校統合計画時に検討することとしている。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	複合化		4,104㎡	▲1,231㎡		▲291,799千円		0千円	
	131	金城中学校 (プール附属棟)		R8以降	廃止(耐用年数経過後)		198㎡	▲198㎡		▲28,512千円		不明	
96	133	雲城小学校 (プール専用付属室以外)	令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、次期学校統合計画時に検討することとしている。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	複合化		2,928㎡	▲878㎡		▲229,613千円		0千円	
	133	雲城小学校 (プール専用付属室)		R8以降	廃止(耐用年数経過後)		14㎡	▲14㎡		▲2,016千円		不明	
97	134	波佐小学校 (プール専用付属施設以外)	次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	複合化		2,274㎡	▲682㎡		▲167,009千円		不明	
	134	波佐小学校 (プール専用付属施設)		R8以降	廃止(耐用年数経過後)		32㎡	▲32㎡		▲5,504千円		0千円	
98	142	旭中学校	次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化		3,921㎡	▲1,176㎡		▲293,400千円		不明	
99	145	弥栄小学校 (プール管理棟以外)	次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。 廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。	R8以降	複合化		3,597㎡	▲1,079㎡		▲281,565千円		0千円	
	145	弥栄小学校 (プール管理棟)		R8以降	廃止(耐用年数経過後)		115㎡	▲115㎡		▲16,524千円		不明	
100	149	岡見小学校	次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。	R8以降	複合化		3,373㎡	▲1,012㎡		▲291,801千円		不明	
101	380	今福教職員住宅	耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		400㎡	▲400㎡		▲168,990千円		不明	
102	379	雲城教職員住宅	耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		506㎡	▲506㎡		▲215,739千円		不明	
103	430	丸原教職員住宅	耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		115㎡	▲115㎡		▲16,488千円		不明	
104	435	旭学校給食センター	統廃合に向けて引き続き検討していく。	R8以降	統廃合		539㎡	▲162㎡		▲46,766千円		不明	
105	431	重富教職員住宅	耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		101㎡	▲101㎡		▲14,544千円		不明	
106	441	城北第一教職員住宅	耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		60㎡	▲60㎡		▲8,640千円		不明	
107	442	城北第二教職員住宅	耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		60㎡	▲60㎡		▲8,640千円		不明	
108	526	向野田教員住宅	耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		208㎡	▲208㎡		▲35,859千円		不明	
109	152	原井幼稚園	市内4園を長浜幼稚園舎に統合予定。 OR4進捗状況:令和4年9月議会で令和5年度統合が決定。 OR5実績:令和5年4月からの幼稚園統合に伴い廃止。	R5	統廃合		808㎡	▲242㎡		▲47,227千円		0千円	
110	151	石見幼稚園	市内4園を長浜幼稚園舎に統合予定。 OR4進捗状況:令和4年9月議会で令和5年度統合が決定。 OR5実績:令和5年4月からの幼稚園統合に伴い廃止。	R5	統廃合		915㎡	▲275㎡		▲53,419千円		▲1,000千円	
111	153	長浜幼稚園	市内4園を長浜幼稚園舎に統合予定。 OR4進捗状況:令和4年9月議会で令和5年度統合が決定。 OR5実績:令和5年4月からの幼稚園統合に伴い廃止し、新たに浜田幼稚園として開設。	R5	統廃合		892㎡	▲268㎡		▲76,181千円		0千円	

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
112	154	美川幼稚園	市内4園を長浜幼稚園舎に統合予定。 OR4進捗状況:令和4年9月議会で令和5年度統合が決定。 園舎にやまばと学級が移転予定。 OR5実績:令和5年4月からの幼稚園統合に伴い廃止。 令和5年10月にやまばと学級が移転開設予定	R5	複合化		447㎡	▲134㎡		▲22,538千円		0千円	
113	280	やまばと学級	老朽化が著しく、現美川幼稚園へ移転予定。 OR4進捗状況:令和5年度中に現美川幼稚園へ移転予定。 OR5進捗状況:令和5年10月から移転開設予定。	R5	廃止		79㎡	▲79㎡		▲11,447千円		▲130千円	
114	402	今市児童クラブ	県道改良による支障移転対象として代替施設を整備。 OR4進捗状況:令和4年度に新施設実施設計(6/10~R5.3/16)。 令和5年度解体及び新施設建設予定。 OR5実績:建設工事(竣工予定R6.1.31) 外構工事(竣工予定R6.3.29)	R5	廃止		585㎡	▲585㎡		▲84,240千円		0千円	
115	338	老人福祉センター(金城)	金城支所庁舎の整備方針に合わせ、活用を検討する。	R8以降	複合化		268㎡	▲80㎡		▲23,199千円		不明	
116	339	高齢者生活福祉センター(さんあいホーム)	周辺施設の統廃合を含め検討を行う。 OR5進捗状況:雲城まちづくりセンターを高齢者生活福祉センター内へ移転予定。 R5高齢者生活福祉センター改修設計、R6改修工事	R7	複合化		2,297㎡	▲689㎡		▲193,843千円		不明	
117	415	あさひやすらぎの家	指定管理者である旭福社会の経営が厳しい状況になっており、また、令和4年度から施設設備の更新の計画もあり、令和5年度からの譲渡が困難であるため、再度指定管理を継続させてほしいと回答を受けた。 次期指定期間の最終年度(令和7年度)までの譲渡に向けて協議を継続する。 OR5進捗状況:協議継続中	R8以降	民間譲渡		162㎡	▲162㎡		▲27,924千円		0千円	
118	533	三隅デイサービスセンター	公募(プロポーザル方式)による民間譲渡。 OR4進捗状況:令和4年7月29日に運営事業者選定審査会が開催され、譲渡先候補者が決定。12月議会において施設無償譲渡等について議題上程。令和5年4月1日建物無償譲渡完了予定。 OR5実績:令和5年4月1日で条例廃止のうえ、民間譲渡。	R5	民間譲渡		656㎡	▲656㎡		▲95,219千円		0千円	
119	5	市役所第2東分庁舎	耐用年数経過を待たずに廃止とする方針であるが、時期については、本庁舎等の空き室状況を勘案しながら判断する。	R8以降	廃止		335㎡	▲335㎡		▲48,289千円		0千円	
120	607	市役所北分庁舎(元浜田警察署)	使用開始10年を経過するまでは庁舎として利用し、その間に敷地の新たな利活用方法を検討する。	R8以降	廃止		3,352㎡	▲3,352㎡		▲1,236,219千円		0千円	
	607	市役所北分庁舎(車庫)		R8以降	単独建替え		86㎡	0㎡		0千円		0千円	
121	6	金城支所庁舎	庁舎の整備方針が決まれば昭和35年築の庁舎は早期に解体。その他は複合化を検討する。 OR5進捗状況:庁舎は解体。みどりかいかんとの複合化を予定。 R7庁舎解体設計、R8解体工事	R8以降	廃止		2,236㎡	▲2,236㎡		▲701,368千円		不明	
122	8	弥栄支所庁舎(庁舎西側公用車庫等)	弥栄支所庁舎と他の公共施設との複合化のうえ建替え、または他の既存公共施設への移転について検討する。 OR5進捗状況:弥栄支所庁舎のあり方について、支所内で検討会を開催した。今後、施設整備にあたり、複合化を含めて検討していく。	R8以降	統廃合		281㎡	▲84㎡		▲14,072千円		不明	
	8	弥栄支所庁舎(庁舎等)	弥栄支所庁舎と他の公共施設との複合化のうえ建替え、または他の既存公共施設への移転について検討する。 OR5進捗状況:弥栄支所庁舎のあり方について、支所内で検討会を開催した。今後、施設整備にあたり、複合化を含めて検討していく。	R8以降	複合化		1,639㎡	▲492㎡		▲146,762千円		0千円	
123	9	三隅支所庁舎	建替えの方針。耐用年数が到来する本庁舎及び消防会館は解体し、新庁舎を建築する。新庁舎の延床面積、部屋数等については検討中。 OR5進捗状況:令和5年度中に支所内における検討委員会を設置する予定	R8以降	複合化		2,894㎡	▲868㎡		▲237,169千円		不明	

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
124	10	消防本部・浜田消防署	・本部庁舎は平成27年度から数年度に分けて改修実施済。 ・訓練塔は 1.事務室等が無い訓練施設であること 2.耐震基準も合格していること 3.令和16年度に本部庁舎の移転新築を計画していること 以上から改修は行わない。	R8以降	単独建替え		1,695㎡	0㎡		0千円		0千円	
125	30	消防団資機材倉庫	地元の反対が強く、解体できない状態のため、当面の間は状態を維持していく予定。	R8以降	単独建替え		13㎡	0㎡		0千円		0千円	
126	45	久光水防倉庫	周布分団の統合計画に合わせ検討するため、当面の間は状態を維持していく予定。	R8以降	単独建替え		10㎡	0㎡		0千円		0千円	
127	11	浜田消防署桜ヶ丘出張所	防水工事を予定。 ○R4進捗状況:屋上防水等改修工事を実施中(10/28完了予定)。 ○R4実績:令和4年度屋上防水等改修工事を完了。 (令和4年11月9日竣工検査済)	R4	単独建替え		174㎡	0㎡		0千円	0千円	0千円	0千円
128	42	国分分団1.2班消防ポンプ車庫	国分、久代、下府分団を統合する方向で検討中。 ※地元の反対があり慎重に進める必要があるため、時期等は不明	R8以降	単独建替え		33㎡	0㎡		0千円		0千円	
129	613	上府コミュニティー防災センター	維持管理・運営等については地元で行う。また、一定期間は市が所有し、将来地元へ譲渡する予定(建物のみ)。	R8以降	地元譲渡		241㎡	▲241㎡		▲41,452千円		不明	
130	53	波佐分団第1班消防ポンプ車庫	令和10年度に波佐分団1.3班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R8以降	単独建替え		46㎡	0㎡		0千円		0千円	
131	55	波佐分団第3班消防ポンプ車庫	令和10年度に波佐分団1.3班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R8以降	単独建替え		46㎡	0㎡		0千円		0千円	
132	63	木田分団1班消防ポンプ車庫	1班及び3班の統合 ○R5進捗状況:建築場所協議開始	R7	単独建替え		15㎡	0㎡		0千円		0千円	
133	67	木田分団3班消防ポンプ車庫	1班及び3班の統合 ○R5進捗状況:建築場所協議開始	R7	単独建替え		15㎡	0㎡		0千円		0千円	
134	75	安城分団第3班消防ポンプ車庫	安城分団全体として検討するため、現時点具体的な計画なし。 ※分団と検討し、施設のあり方検討会で協議する。	R8以降	単独建替え		23㎡	0㎡		0千円		0千円	
135	93	岡見分団須津班消防ポンプ車庫	令和11年度に岡見分団須津、中山、郷班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R8以降	単独建替え		34㎡	0㎡		0千円		0千円	
136	94	岡見分団中山班消防ポンプ車庫	令和11年度に岡見分団須津、中山、郷班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R8以降	単独建替え		30㎡	0㎡		0千円		0千円	
137	95	岡見分団岡見郷班消防ポンプ車庫	令和11年度に岡見分団須津、中山、郷班を統合予定。 ※車庫建設に適した市有地がないため、建設場所、時期等について検討中	R8以降	単独建替え		24㎡	0㎡		0千円		0千円	
138	86	三保分団2班消防ポンプ車庫	1班～5班の統合 ○R5進捗状況:設計業者への設計委託業務	R6	統廃合		12㎡	▲4㎡		▲586千円		▲3千円	
139	87	三保分団1班消防ポンプ車庫	1班～5班の統合 ○R5進捗状況:設計業者への設計委託業務	R6	統廃合		9㎡	▲3㎡		▲438千円		0千円	
140	88	三保分団4班消防ポンプ車庫	1班～5班の統合 ○R5進捗状況:設計業者への設計委託業務	R6	単独建替え		35㎡	0㎡		0千円		0千円	
141	90	三保分団3班消防ポンプ車庫	1班～5班の統合 ○R5進捗状況:設計業者への設計委託業務	R6	単独建替え		11㎡	0㎡		0千円		0千円	
142	91	三保分団5班消防ポンプ車庫	1班～5班の統合 ○R5進捗状況:設計業者への設計委託業務	R6	単独建替え		30㎡	0㎡		0千円		0千円	
143	15	西部消防署	庁舎周囲の地盤沈下により、配管等の破損が頻繁に発生し修繕をしている状況。 よって早期移転を検討しているため改修は行わない。	R8以降	単独建替え		199㎡	0㎡		0千円		0千円	
144	102	岡崎コミュニティ消防センター	地元自治会と譲渡に向けた協議を進めるが、倉庫部分は休憩室とし、令和5年度に敷地内にプレハブの車庫を建築する。その後、方針を決定させる。 ○R5進捗状況:敷地内に三隅分団4班(地方班)消防ポンプ車庫(ガレージタイプ)移転増築契約締結 5年度中に建設予定	R8以降	地元譲渡		110㎡	▲110㎡		▲18,982千円		0千円	

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
145	103	鹿子谷コミュニティ消防センター	地元自治会と譲渡に向けた協議を進める。 なお、協議が整わない場合、普通財産無償貸付の弾力的運用を検討する。	R8以降	地元譲渡		83㎡	▲83㎡		▲14,352千円		0千円	
146	96	黒沢分団下古和班消防ポンプ車庫	単独建替え予定(令和8年度予定)	R8以降	単独建替え		36㎡	0㎡		0千円		0千円	
147	97	井野分団2班消防ポンプ車庫	1班及び2班の車庫統合。 OR4進捗状況:解体予定。 OR4実績:令和4年度末で廃止。R5年度解体予定	R4	単独建替え		40㎡	0㎡	▲40㎡	0千円	0千円	0千円	0千円
148	98	井野分団1班消防ポンプ車庫	1班及び2班の車庫統合。 OR4進捗状況:解体予定。 OR4実績:令和4年度末で廃止。R5年度解体予定	R4	単独建替え		12㎡	0㎡	▲12㎡	0千円	0千円	0千円	0千円
149	573	防災行政無線二子山中継局	次期防災情報システム移行にあわせて建替え OR4進捗状況:進捗なし。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	単独建替え		5㎡	0㎡		0千円		0千円	
150	106	公用車両(除雪車等)車庫(旭)	対応年数は経過しているが、引き続き使用できる状態であり、大規模修繕が必要となる時期に建替えとする。 OR4進捗状況:規模縮小での建替検討。	R8以降	単独建替え		291㎡	0㎡		0千円		0千円	
151	111	向野田車庫	公用車の車庫や倉庫として必要な施設であり、使用できる限り現状のまま使用する。老朽化により使用できなくなった場合は、敷地の半分が借地であるので、借地を返還し小規模の施設として建替えることも検討したい。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		435㎡	▲435㎡		▲170,472千円		▲23千円	
152	158	緑ヶ丘住宅	必要な修繕を行い長寿命化を図る。 OR5進捗状況:必要な修繕を行い長寿命化を図った。	R8以降	単独建替え		8,521㎡	0㎡		0千円		-	
153	160	小福井住宅	令和4年度中に建替等計画を策定する。 OR5進捗状況:R4に入居者へ居住意向アンケートを行い、建替方針を検討中。	R8以降	統廃合		1,600㎡	▲480㎡		▲76,797千円		-	
154	164	石原住宅	必要な修繕を行い長寿命化を図る。 OR5進捗状況:必要な修繕を行い長寿命化を図った。	R8以降	単独建替え		1,949㎡	0㎡		0千円		-	
155	156	日脚住宅	必要な修繕を行い長寿命化を図る。 OR5進捗状況:必要な修繕を行い長寿命化を図った。	R8以降	単独建替え		1,855㎡	0㎡		0千円		-	
156	168	日脚大久保住宅	必要な修繕を行い長寿命化を図る。 OR5進捗状況:必要な修繕を行い長寿命化を図った。	R8以降	単独建替え		4,125㎡	0㎡		0千円		-	
157	161	内田住宅	令和4年度中に建替等計画を策定する。 OR5進捗状況:R4に入居者へ居住意向アンケートを行い、建替方針を検討中。	R8以降	統廃合		317㎡	▲95㎡		▲15,206千円		-	
158	162	下府住宅	令和4年度中に建替等計画を策定する。 OR5進捗状況:R4に入居者へ居住意向アンケートを行い、建替方針を検討中。	R8以降	単独建替え		3,068㎡	0㎡		0千円		-	
159	165	上府住宅	必要な修繕を行い長寿命化を図る。 OR5進捗状況:必要な修繕を行い長寿命化を図った。	R8以降	単独建替え		2,318㎡	0㎡		0千円		-	
160	167	国分住宅	必要な修繕を行い長寿命化を図る。 OR5進捗状況:必要な修繕を行い長寿命化を図った。	R8以降	単独建替え		426㎡	0㎡		0千円		-	
161	177	波佐住宅	必要な修繕を行い長寿命化を図る。 OR5進捗状況:必要な修繕を行い長寿命化を図った。	R8以降	単独建替え		896㎡	0㎡		0千円		-	
162	186	旭ヶ丘団地	必要な修繕を行い長寿命化を図る。 OR5進捗状況:必要な修繕を行い長寿命化を図った。	R8以降	単独建替え		1,207㎡	0㎡		0千円		-	
163	187	都川団地	用途廃止 OR5進捗状況:全戸空き状態のため、廃止に向け準備を行う。	R6	廃止		166㎡	▲166㎡		▲23,963千円		▲210千円	
164	193	市場住宅	令和4年度中に廃止時期を検討する。 OR5進捗状況:2棟4戸中1棟2戸が空き部屋となったため、入居者等と協議を行い廃止時期を検討する。	R8以降	廃止		278㎡	▲278㎡		▲47,856千円		▲280千円	

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
165	198	災害公営住宅(岡見)	取得意向調査による入居者譲渡等 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:居住意向確認中。	R6	入居者等譲渡		65㎡	▲65㎡		▲11,218千円		0千円	
166	200	災害公営住宅(渡辺)	令和4年度中に廃止時期を検討する。 OR5進捗状況:居住意向確認中。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		75㎡	▲75㎡		▲12,880千円		-	
167	194	災害公営住宅(川本)	令和4年度中に廃止時期を検討する。 OR5進捗状況:空き部屋となったため廃止に向け準備を行う。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		75㎡	▲75㎡		▲12,853千円		-	
168	155	黒川改良住宅	必要な修繕を行い長寿命化を図る。 OR5進捗状況:必要な修繕を行い長寿命化を図った。	R8以降	単独建替え		5,121㎡	0㎡		0千円		-	
	155	黒川改良住宅(集会所及び倉庫)	OR4実績:地元町内会へ無償貸付。	R4終了	単独建替え	無償貸付		0㎡	▲100㎡	0千円	▲16,700千円	0千円	
169	173	雇用促進住宅小福井団地	民間譲渡 OR5進捗状況:令和5年4月に公募を開始し、令和5年6月入札を実施した。	R6	民間譲渡		3,300.2㎡	▲3,300㎡		▲1,377,764千円		▲13,000千円	
170	175	雇用促進住宅内田団地	民間譲渡 OR5進捗状況:令和5年4月に公募を開始し、令和5年6月入札を実施した。	R6	民間譲渡		3,993.4㎡	▲3,993㎡		▲1,671,257千円		▲13,000千円	
171	174	雇用促進住宅国府団地	民間譲渡 OR5進捗状況:令和5年4月に公募を開始し、令和5年6月入札を実施した。	R6	民間譲渡		5,253.1㎡	▲5,253㎡		▲2,171,898千円		▲13,000千円	
172	176	雇用促進住宅金城団地	民間譲渡 OR5進捗状況:令和5年4月に公募を開始し、令和5年6月入札を実施した。	R6	民間譲渡		4,942.2㎡	▲4,942㎡		▲2,075,689千円		▲13,000千円	
173	180	七条一般住宅	令和4年度中に廃止時期を検討する。 OR5進捗状況:入居者と協議を実施し、令和5年度中に意向を確認予定。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		70㎡	▲70㎡		▲12,123千円		-	
174	428	今市住宅	用途廃止し、解体 OR4実績:令和4年9月議会で条例改正(用途廃止)。 用途廃止後は施設解体予定。	R4終了	廃止(耐用年数経過後)	用途廃止	115㎡	▲115㎡	▲115㎡	▲48,776千円	▲30,457千円	0千円	0千円
175	432	重富住宅	用途廃止し、解体 OR4実績:令和4年9月議会で条例改正(用途廃止)。 用途廃止後は施設解体予定。	R4終了	廃止(耐用年数経過後)	用途廃止	115㎡	▲115㎡	▲115㎡	▲48,776千円	▲30,457千円	0千円	0千円
176	425	市木住宅	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:令和6年度用途廃止・解体に向け準備中。 OR5進捗状況:令和5年度中に退去予定あり。令和6年度用途廃止・解体に向け準備中。	R6	廃止(耐用年数経過後)		60㎡	▲60㎡		▲10,320千円		▲20千円	
177	445	長安住宅2号棟	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 OR5進捗状況:雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討	R6	入居者等譲渡		209.8㎡	▲210㎡		▲36,080千円		▲156千円	
178	451	栃木住宅1号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		114㎡	▲114㎡		▲19,523千円		▲78千円	
179	452	栃木住宅2号棟	公募売却の検討等 OR4実績:令和4年9月議会で条例改正(用途廃止)。 用途廃止後は公募により売却予定。	R4終了	入居者等譲渡	用途廃止	139㎡	▲139㎡	▲139㎡	▲23,865千円	▲23,865千円	▲78千円	▲78千円
180	453	寺組住宅1号棟	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 OR5進捗状況:雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討	R6	入居者等譲渡		215.6㎡	▲216㎡		▲37,076千円		▲156千円	
181	454	寺組住宅2号棟	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 OR5進捗状況:雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討	R6	入居者等譲渡		207.2㎡	▲207㎡		▲35,642千円		▲156千円	
182	456	寺組住宅3号棟	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 OR5進捗状況:雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討	R6	入居者等譲渡		204.7㎡	▲205㎡		▲35,206千円		▲156千円	
183	457	長安住宅3号棟	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 OR5進捗状況:雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討	R6	入居者等譲渡		216.0㎡	▲216㎡		▲37,144千円		▲156千円	
184	459	栃木住宅3号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		121㎡	▲121㎡		▲20,859千円		▲78千円	

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
185	460	栃木住宅4号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		114㎡	▲114㎡		▲19,691千円		▲78千円	
186	461	栃木住宅5号棟	公募売却の検討等 OR4実績:令和4年9月議会で条改正(用途廃止)。 用途廃止後は公募により売却予定。	R4終了	入居者等譲渡	用途廃止	140㎡	▲140㎡	▲140㎡	▲24,080千円	▲24,080千円	▲78千円	▲78千円
187	462	長安住宅4号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		126㎡	▲126㎡		▲21,672千円		▲78千円	
188	463	栃木住宅6号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。	R5	入居者等譲渡		126㎡	▲126㎡		▲21,603千円		▲78千円	
189	464	栃木住宅7号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		140㎡	▲140㎡		▲24,080千円		▲78千円	
190	471	寺組住宅4号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		130㎡	▲130㎡		▲22,353千円		▲78千円	
191	475	長安住宅1号棟	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R8以降	入居者等譲渡		632㎡	▲632㎡		▲108,635千円		▲390千円	
192	597	大坪住宅	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R8以降	入居者等譲渡		239㎡	▲239㎡		▲41,074千円		▲156千円	
193	446	錦ヶ岡住宅1号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		112㎡	▲112㎡		▲19,295千円		▲78千円	
194	447	錦ヶ岡住宅2号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		109㎡	▲109㎡		▲18,690千円		▲78千円	
195	448	錦ヶ岡住宅3号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		107㎡	▲107㎡		▲18,342千円		▲78千円	
196	449	錦ヶ岡住宅4号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		106㎡	▲106㎡		▲18,189千円		▲78千円	
197	450	錦ヶ岡住宅5号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		102㎡	▲102㎡		▲17,522千円		▲78千円	
198	458	塚ノ元住宅2号棟	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R8以降	入居者等譲渡		223㎡	▲223㎡		▲38,298千円		▲312千円	
199	465	塚ノ元住宅3号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		91㎡	▲91㎡		▲15,652千円		▲78千円	
200	467	下谷住宅1号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		106㎡	▲106㎡		▲18,232千円		▲78千円	
201	468	下谷住宅2号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		106㎡	▲106㎡		▲18,232千円		▲78千円	
202	470	城北住宅1号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		114㎡	▲114㎡		▲19,642千円		▲78千円	

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
203	474	錦ヶ岡住宅6号棟	条件が整い次第、入居者譲渡 OR4進捗状況:居住意向確認済み。入居者面談準備中。 OR5進捗状況:進捗なし。	R5	入居者等譲渡		172㎡	▲172㎡		▲29,588千円		▲78千円	
204	541	若者定住住宅	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。	R8以降	民間譲渡		565㎡	▲565㎡		▲86,025千円		▲546千円	
205	540	集団移転住宅	令和4年度中に廃止時期を決定する。 OR5進捗状況:R4に入居者へ居住意向アンケートを行い、段階的に移転意向の確認を行う。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		1,526㎡	▲1,526㎡		▲335,610千円		-	
206	207	ゆうひ公園	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え		40㎡	0㎡		0千円		0千円	
207	201	長沢公園	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え		10㎡	0㎡		0千円		0千円	
208	202	相生公園	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え		38㎡	0㎡		0千円		0千円	
209	203	平和公園	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え		35㎡	0㎡		0千円		0千円	
210	204	昭三公園	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え		17㎡	0㎡		0千円		0千円	
211	206	道分山公園	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え		28㎡	0㎡		0千円		0千円	
212	208	海のみえる文化公園(公衆便所)	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え		59㎡	0㎡		0千円		0千円	
	208	海のみえる文化公園(管理事務所、野外ステージ)	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		349㎡	▲349㎡		▲162,956千円		0千円	
213	205	宝幢寺山公園	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		12㎡	▲12㎡		▲5,112千円		▲19千円	
214	222	田の浦公園	当面の間、現状活用する。	R8以降	統廃合		296㎡	▲89㎡		▲23,391千円		0千円	
215	592	杉の森運動公園	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。 R5進捗状況:R4公園縮小に伴い、廃止に向けて検討中。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		12㎡	▲12㎡		▲2,640千円		▲11千円	
216	289	不燃ごみ処理場	耐用年数到来時期に改修、または単独建替えを検討する。	R8以降	単独建替え		2,274㎡	0㎡		0千円		0千円	
217	259	柴町バス待合所	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え		33㎡	0㎡		0千円		0千円	
218	286	柴町公衆便所	耐用年数到来時期に改修、または単独建替えを検討する。	R8以降	単独建替え		22㎡	0㎡		0千円		0千円	
219	287	浜田市火葬場	火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。	R8以降	統廃合		629㎡	▲189㎡		▲54,510千円		0千円	
220	294	桜ヶ浦公衆便所	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。 R5進捗状況:建替えに向けて検討中。	R8以降	単独建替え		21㎡	0㎡		0千円		0千円	
221	258	竹迫便所	機能に支障が生じるまで修繕で対応する。	R8以降	単独建替え		6㎡	0㎡		0千円		0千円	
222	302	長沢防災備蓄倉庫	単独建替え OR4進捗状況:建替えに伴う廃止。 長沢町防災備蓄倉庫の廃止年度は未定。	R8以降	廃止		73㎡	▲73㎡		▲12,191千円		0千円	
223	580	竹迫町バス待合所	現在、さほど老朽化は見られず、現状のまま継続使用、経年劣化が著しく使用困難となった時点で、石見交通と廃止等の協議を行う。	R8以降	単独建替え		5㎡	0㎡		0千円		0千円	
224	310	周布駅舎	JRからの譲渡物件(大正11年建築)で建築から100年近く経過しているが改修等を行い、使用可能な状態であるため現状のまま継続使用。経年劣化が著しく使用困難となった時点で、廃止を想定している。ただし、駅舎廃止に伴い雨除けがなくなるため、雨除け用の屋根の設置について検討を行う。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		83㎡	▲83㎡		▲14,224千円		▲63千円	
225	340	七条バス待合所(上り)	規模縮小での建替検討 OR4進捗状況:規模縮小での建替検討。 OR5進捗状況:規模縮小での建替検討(R5現在の施設状況が良好なため建替え時期再検討中)。	R5	単独建替え		9㎡	0㎡		0千円		0千円	
226	341	七条バス待合所(下り)	規模縮小での建替検討 OR4進捗状況:規模縮小での建替検討。 OR5進捗状況:規模縮小での建替検討(R5現在の施設状況が良好なため建替え時期再検討中)。	R5	単独建替え		6㎡	0㎡		0千円		0千円	

通番	施設NO	施設名称	計画概要及び実績概要・進捗状況	第2期時期	所管課方針	再配置実績	延床面積	面積増減計画	面積増減実績	将来更新投資額削減額計画	将来更新投資額削減額実績	維持管理費削減額計画	維持管理費削減額実績
227	394	旭火葬場	火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。	R8以降	統廃合		155㎡	▲46㎡		▲11,421千円		0千円	
228	422	旭温泉観音堂	地元自治会への無償譲渡 ○R4進捗状況:打診中、進捗なし。 ○R5進捗状況:打診を行っているものの進捗なし	R5	無償譲渡・貸付		7㎡	▲7㎡		0千円		0千円	
229	499	弥栄火葬場	火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。	R8以降	統廃合		232㎡	▲70㎡		▲20,146千円		0千円	
230	539	岡見駅舎	集落の集会所として位置付けられており、一部は地元集落に清掃管理を委託している。老朽化により使用できなくなった場合は、駅舎部分は廃止、公衆便所は単独建替を行う。ただし、駅舎廃止に伴い雨除けがなくなるため、雨除け用の屋根の設置について検討を行う。 ○実績:令和4年4月1日付で地元貸付。	R8以降	単独建替え		23㎡	0㎡		0千円		0千円	
	539	岡見駅舎(集会室)		R4終了	廃止(耐用年数経過後)	地元貸付	79㎡	▲79㎡	▲54㎡	▲13,557千円	▲9,285千円	0千円	0千円
231	306	ひゃこるネットみすみ情報ステーション	施設の機能統合(一部)を先行実施(令和5年度)するが、残る機能維持のため、当面の間、施設維持する。 R5進捗状況:令和5年度中に施設及び、機材等の貸付、譲渡について協議し、方針決定する。	R8以降	民間移管		984㎡	▲984㎡		▲141,706千円		0千円	
232	558	古湊漁港備蓄倉庫	廃止(取り壊し) ○R4進捗状況:事業費積算中。 ○R5進捗状況:施工方法の協議及び事業費積算中 構造にアスベストが含まれている可能性があることから、分析業務を要するため、計画に遅れが生じている。	R8以降	廃止(耐用年数経過後)		9㎡	▲9㎡		▲3,834千円		0千円	0千円
233	536	三隅火葬場	火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。	R8以降	統廃合		505㎡	▲152㎡		▲43,558千円		0千円	
234		防災備蓄倉庫	【R4新規】野原町にて令和4年度に建設工事完了。(単独建替え)	R8以降	単独建替え	新設	199㎡	0㎡		-			
235		雲城地区児童クラブ	【R4新規】令和4年10月17日に移転開設。(複合化)	R8以降	複合化	新設	148㎡	▲44㎡		-			
236		旭支所バス車庫	【R4新規】令和4年度中に新設(単独建替え)	R8以降	単独建替え	新設	110㎡	0㎡		-			
237		今市児童クラブ	【R6新規】令和6年度に供用開始予定 将来方針:複合化	R8以降	複合化	新設予定	228㎡	▲68㎡		-			
238		石見まちづくりセンター 長沢サブセンター	【R7新規】パブリックコメントを経て施設の建設整備計画を策定。建物設計業務及び用地取得等に着手。令和7年度中の完成・運用開始を予定。設置後の方針は、他のまちづくりセンターと同様「複合化」	R8以降	複合化	新設予定	400㎡	0㎡		-			
628		杵束分団消防ポンプ車庫	新設(令和4年1月竣工)	R3	単独建替え	新設	81㎡	0㎡		0千円			
630		病児・病後児保育室	令和4年1月供用開始 将来方針「複合化」	R3	複合化	新設	90㎡	▲27㎡		▲5,265千円			
631		浜田市休日応急診療所	令和4年1月供用開始 将来方針「複合化」	R3	複合化	新設	108㎡	▲32㎡		▲6,318千円			
627		子育て世代包括支援センター	令和4年4月1日供用開始(第1期-65) 将来方針「複合化」	R4	複合化	新設	620㎡	▲186㎡		▲36,130千円			

浜田市公共施設の状況(令和5年3月31日時点)

1 施設数等の現状

	平成27年度 (4月1日)	令和3年度 (10月1日)	令和4年度 (10月1日)	令和4年度 (3月31日)	令和5年度 (3月31日)	令和6年度 (3月31日)	令和7年度 (3月31日)	比較 (R4-H27)
(1)施設数(施設)	503	431	423	431				▲72
前年比(施設)	-	▲72	▲8	8				
(2)延床面積(m <sup>2</sup> )	<sup>[A]</sup> 372,746	370,047	369,251	368,413				▲4,333
前年比(m <sup>2</sup> )	-	▲2,699	▲796	▲838				
(3)将来の延床面積(m <sup>2</sup> )	<sup>[B]</sup> 234,509	231,019	231,400	229,765				▲4,744
削減予定面積(m <sup>2</sup> )	<sup>[A-B]</sup> 138,237	141,727	141,346	142,981				
削減率(%)	<sup>[(A-B)/A]</sup> 37.1	38.0	37.9	38.4				

※「(1)施設数」は、一般会計の行政財産(公共建築物)の数を示す。

※「(3)将来の延床面積」は、現行計画の「施設別方針」どおりに削減した場合の面積を示す。

2 施設数等の増減内訳

		R3年度下期~ R4年度上期 (10月~9月)	R4年度下期 (10月~3月)	令和5年度 (4月~3月)	令和6年度 (4月~3月)	合計
① 新規		+899m <sup>2</sup> (4施設)	+517m <sup>2</sup> (4施設)			1,416m <sup>2</sup> (8施設)
純増	新規整備	+899m <sup>2</sup> (4施設)	+517m <sup>2</sup> (4施設)			1,416m <sup>2</sup> (8施設)
	新規取得	-	-			- (増減なし)
所管替え等 による増	特別会計から 移行	-	-			- (増減なし)
	普通財産から 移行	-	-			- (増減なし)
② 廃止、譲渡・貸付		▲1,635m <sup>2</sup> (▲12施設)	▲52m <sup>2</sup> (▲2施設)			▲1,687m <sup>2</sup> (▲14施設)
③ その他		▲60m <sup>2</sup> (増減なし)	▲1,303m <sup>2</sup> (6施設)			▲1,363m <sup>2</sup> (6施設)
合計 (①+②+③)		▲796m <sup>2</sup> (▲8施設)	▲838m <sup>2</sup> (8施設)			▲1,634m <sup>2</sup> (増減なし)
所管替え等による増を除いた合計		▲796m <sup>2</sup> (▲8施設)	▲838m <sup>2</sup> (8施設)			▲1,634m <sup>2</sup> (増減なし)
④ 方針変更【参考】		+751m <sup>2</sup>				751m <sup>2</sup>
⑤ 再配置対象外施設 【参考】		-	7,853m <sup>2</sup> (1施設)			16,102m <sup>2</sup> (2施設)

※「③その他」は、単独建替え、統廃合、面積錯誤、漏れ等による増減の面積を示す。

※「④方針変更【参考】」は、将来の延床面積に影響する方針変更。参考数値

### 3 施設の増減一覧

#### ① 新規

計上 年月	地区	通番	施設名	施設別方針 (将来方針)	面積増減	備考
R5.3	三隅	—	井野分団1・2班消防ポンプ車庫	単独建替え	60 m <sup>2</sup>	新規整備
R5.3	浜田	—	浜田市防災備蓄倉庫	複合化	199 m <sup>2</sup>	新規整備
R5.3	金城	—	雲城地区児童クラブ	複合化	148 m <sup>2</sup>	新規整備
R5.3	旭	—	旭支所バス車庫	単独建替え	110 m <sup>2</sup>	新規整備
R4年度(下半期)小計				4施設	517 m <sup>2</sup>	
R4.4	浜田	—	子育て世代包括支援センター	複合化	620 m <sup>2</sup>	新規整備
R4.4	浜田	—	杵束分団消防ポンプ車庫	単独建替え	81 m <sup>2</sup>	新規整備
R4.4	浜田	—	病児・病後児保育室	複合化	90 m <sup>2</sup>	新規整備
R4.4	浜田	—	浜田市休日応急診療所	複合化	108 m <sup>2</sup>	新規整備
R3年度(下半期)～R4年度(上半期)小計				4施設	899 m <sup>2</sup>	

※石見まちづくりセンター後野分館(多目的ホール)は、既存施設への新築のため、新規分の施設数にはカウントしない。

#### ② 廃止、譲渡・貸付

達成 年度	地区	通番	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト 削減額(年)	再配置後 の状況
R4	三隅	147	井野分団下今明班消防ポンプ車庫	単独建替え	▲40 m <sup>2</sup>	0千円	解体 (予定含む)
R4	三隅	148	井野分団市場班消防ポンプ車庫	単独建替え	▲12 m <sup>2</sup>	0千円	解体 (予定含む)
R4年度(下半期)小計				2施設	△52 m <sup>2</sup>	0千円	
R3	浜田	22	石見まちづくりセンター 後野分館(屋内体育館)※	単独建替え	▲190 m <sup>2</sup>	0千円	解体 (予定含む)
R3	旭	—	都川分団1班消防ポンプ車庫	統廃合	▲15 m <sup>2</sup>	3千円	無償譲渡
R3	旭	—	都川分団2班消防ポンプ車庫	統廃合	▲44 m <sup>2</sup>	5千円	解体 (予定含む)
R3	旭	—	都川分団3班消防ポンプ車庫	統廃合	▲15 m <sup>2</sup>	5千円	解体 (予定含む)
R4	浜田	168	黒川改良住宅(黒川集会所)※	単独建替え→廃止	▲100 m <sup>2</sup>	—	地元貸付
R4	旭	174	今市住宅	廃止(耐用年数経過後)	▲115 m <sup>2</sup>	—	解体 (予定含む)
R4	旭	175	重富住宅	廃止(耐用年数経過後)	▲115 m <sup>2</sup>	—	解体 (予定含む)
R4	弥栄	179	栃木住宅2号棟	入居者等譲渡→廃止	▲139 m <sup>2</sup>	78千円	売却
R4	弥栄	186	栃木住宅5号棟	入居者等譲渡→廃止	▲140 m <sup>2</sup>	78千円	売却
R4	三隅	230	岡見駅舎(集会室)※	廃止(耐用年数経過後)→地元譲渡・貸付	▲54 m <sup>2</sup>	—	地元貸付

達成年度	地区	通番	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト削減額(年)	再配置後の状況
R4	浜田	—	子育て支援センター	単独建替え	▲594 m <sup>2</sup>	—	解体 (予定含む)
R4	弥栄	—	杵束分団第1班消防ポンプ車庫	統廃合	▲66 m <sup>2</sup>	—	継続利用
R4	弥栄	—	杵束分団第2班消防ポンプ車庫	統廃合	▲15 m <sup>2</sup>	11千円	解体 (予定含む)
R4	弥栄	—	杵束分団第3班消防ポンプ車庫	統廃合	▲21 m <sup>2</sup>	3千円	無償譲渡協議中
R4	弥栄	—	杵束分団第4班消防ポンプ車庫	統廃合	▲12 m <sup>2</sup>	—	無償譲渡協議中
R3年度(下半期)～R4年度(上半期) 小計				12施設	△1,635 m <sup>2</sup>	183千円	

※石見まちづくりセンター後野分館(屋内体育館)、黒川改良住宅(黒川集会所)、岡見駅舎(集会室)は、廃止、譲渡・貸付分の施設数にはカウントしない。

④ 方針変更【参考】 (既に廃止又は譲渡・貸付したものや効果に影響が無いものは除く)

地区	通番	施設名	施設別方針	面積	面積増減	備考
金城	121	金城支所庁舎	複合化→廃止	2,236 m <sup>2</sup>	1,565 m <sup>2</sup>	7割分の将来面積減
R4年度(下半期) 小計			1施設		1,565 m <sup>2</sup>	
浜田	51-2	サン・ビレッジ浜田 (アイススケート場)	廃止→用途変更	2,526 m <sup>2</sup>	2,526 m <sup>2</sup>	10割分の将来面積増
浜田	52-2	ふれあいジム・かなぎ (管理棟)	統廃合→廃止(耐用年数経過後)	333 m <sup>2</sup>	▲233 m <sup>2</sup>	7割分の将来面積減
浜田	84	雲雀丘小学校	複合化→廃止	2,316 m <sup>2</sup>	▲1,621 m <sup>2</sup>	7割分の将来面積減
浜田	86	石見小学校	複合化→単独建替え	6,064 m <sup>2</sup>	1,819 m <sup>2</sup>	3割分の将来面積増
浜田	91	第四中学校	複合化→廃止	2,634 m <sup>2</sup>	▲1,844 m <sup>2</sup>	7割分の将来面積減
浜田	92	美川小学校 (プール附属室以外)	複合化→単独建替え	2,137 m <sup>2</sup>	641 m <sup>2</sup>	3割分の将来面積増
浜田	113	やまばと学級	複合化→廃止	79 m <sup>2</sup>	▲55 m <sup>2</sup>	7割分の将来面積減
旭	114	今市児童クラブ	複合化→廃止	585 m <sup>2</sup>	▲409 m <sup>2</sup>	7割分の将来面積減
浜田	222	長沢防災備蓄倉庫	単独建替え→廃止	73 m <sup>2</sup>	▲73 m <sup>2</sup>	10割分の将来面積減
R3下半期～R4上半期 小計			9施設		751 m <sup>2</sup>	

⑤ 再配置対象外施設【参考】

建設年月	地区	No.	施設名	施設別方針 (将来方針)	面積	備考
R2.4	浜田	—	浜田漁港水産物荷捌所 (7号岸壁荷捌所)	—	8,249 m <sup>2</sup>	新規整備
R5.3	浜田	—	浜田漁港水産物荷捌所 (4号岸壁荷捌所)	—	7,853 m <sup>2</sup>	新規整備

#### 4 分類別面積一覧

大分類	小分類	令和4年10月		令和5年3月			増減
		施設数	延床面積	施設数	延床面積	構成比	延床面積
1 市民文化系施設	集会施設	13	7,447㎡	13	7,401㎡	2.0%	▲46㎡
	文化施設	1	5,690㎡	1	5,690㎡	1.5%	-
	小計	14	13,137㎡	14	13,091㎡	3.6%	▲46㎡
2 社会教育系施設	図書館	5	4,408㎡	5	4,470㎡	1.2%	62㎡
	博物館等	9	8,023㎡	9	8,023㎡	2.2%	-
	まちづくりセンター	35	23,943㎡	35	22,610㎡	6.1%	▲1,333㎡
	小計	49	36,374㎡	49	35,103㎡	9.5%	▲1,271㎡
3 スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	22	27,379㎡	22	26,989㎡	7.3%	▲390㎡
	レクリエーション・観光施設	9	13,312㎡	9	13,336㎡	3.6%	24㎡
	保養施設	3	3,886㎡	3	3,868㎡	1.0%	▲18㎡
	小計	34	44,577㎡	34	44,193㎡	12.0%	▲384㎡
4 産業系施設	産業系施設	24	17,336㎡	24	17,337㎡	4.7%	1㎡
	小計	24	17,336㎡	24	17,337㎡	4.7%	1㎡
5 学校教育系施設	学校	25	121,479㎡	25	121,543㎡	33.0%	64㎡
	その他教育系施設	17	6,002㎡	17	6,002㎡	1.6%	-
	小計	42	127,481㎡	42	127,545㎡	34.6%	64㎡
6 子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	4	3,062㎡	4	3,062㎡	0.8%	-
	幼児・児童施設	10	1,928㎡	11	2,076㎡	0.6%	148㎡
	小計	14	4,990㎡	15	5,138㎡	1.4%	148㎡
7 保健・福祉施設	高齢福祉施設	4	3,383㎡	4	3,383㎡	0.9%	-
	保健施設	2	753㎡	2	753㎡	0.2%	-
	その他社会福祉施設	1	3,356㎡	1	3,356㎡	0.9%	-
	小計	7	7,492㎡	7	7,492㎡	2.0%	-
8 医療施設	医療施設	1	108㎡	1	108㎡	0.0%	-
	小計	1	108㎡	1	108㎡	0.0%	-
9 行政系施設	庁舎等	9	23,214㎡	9	23,224㎡	6.3%	10㎡
	消防施設	85	6,401㎡	83	6,444㎡	1.7%	43㎡
	その他行政系施設等	11	1,878㎡	11	1,930㎡	0.5%	52㎡
	小計	105	31,493㎡	103	31,598㎡	8.6%	105㎡
10 公営住宅	公営住宅	19	35,606㎡	19	35,644㎡	9.7%	38㎡
	災害公営住宅	3	215㎡	3	215㎡	0.1%	-
	改良住宅	1	5,121㎡	1	5,121㎡	1.4%	-
	雇用促進住宅	4	17,489㎡	4	17,489㎡	4.7%	-
	弥栄定住住宅	0	0㎡	0	0㎡	0.0%	-
	地域定住住宅	28	4,834㎡	28	4,836㎡	1.3%	2㎡
	特定公共賃貸住宅	5	3,739㎡	5	3,739㎡	1.0%	-
	集団移転住宅	1	1,526㎡	1	1,526㎡	0.4%	-
	小計	61	68,529㎡	61	68,569㎡	18.6%	40㎡
11 公園	公園	24	1,786㎡	24	1,786㎡	0.5%	-
	小計	24	1,786㎡	24	1,786㎡	0.5%	-
12 供給処理施設	供給処理施設	3	11,532㎡	3	11,532㎡	3.1%	-
	小計	3	11,532㎡	3	11,532㎡	3.1%	-
13 その他	その他	45	4,420㎡	54	4,922㎡	1.3%	502㎡
	小計	45	4,420㎡	54	4,922㎡	1.3%	502㎡
合計		423	369,251㎡	431	368,413㎡	100.0%	▲838㎡

公共施設のランニングコスト等について

決算年度	大分類CD	大分類	小分類CD	施設分類	延床面積 (㎡)	施設関連収入 (千円)	施設関連支出 (千円)
R4	1	市民文化系施設	1	集会施設	7,401	226	19,637
			2	文化施設	5,690	0	59,277
	<b>1 合計</b>				<b>13,091</b>	<b>226</b>	<b>78,914</b>
	2	社会教育系施設	1	図書館	4,470	1,823	112,447
			2	博物館等	8,023	255	151,238
			4	まちづくりセンター	22,610	3,036	280,314
	<b>2 合計</b>				<b>35,103</b>	<b>5,114</b>	<b>543,999</b>
	3	スポ・レク系施設	1	スポーツ施設	26,990	10,760	196,994
			2	レクリエーション施設・観光施設	13,337	21,684	53,476
			3	保養施設	3,868	11,386	36,726
	<b>3 合計</b>				<b>44,194</b>	<b>43,830</b>	<b>287,196</b>
	4	産業系施設	1	産業系施設	17,337	3,251	51,988
	<b>4 合計</b>				<b>17,337</b>	<b>3,251</b>	<b>51,988</b>
	5	学校教育系施設	1	学校	121,543	5,279	193,097
			2	学校給食センター	3,855	0	250,316
			3	その他教育系施設	2,147	1,031	1,078
	<b>5 合計</b>				<b>127,545</b>	<b>6,310</b>	<b>444,491</b>
	6	子育て支援施設	1	幼稚園・保育園・こども園	3,062	679	11,267
			2	幼児・児童施設	2,076	80,926	126,517
	<b>6 合計</b>				<b>5,138</b>	<b>81,605</b>	<b>137,784</b>
	7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	3,383	0	16,338
			3	保健施設	753	0	1,044
			4	その他社会福祉施設	3,356	0	36,469
	<b>7 合計</b>				<b>7,492</b>	<b>0</b>	<b>53,851</b>
	8	医療施設	1	医療施設	108	19,478	10,264
	<b>8 合計</b>				<b>108</b>	<b>19,478</b>	<b>10,264</b>
	9	行政系施設	1	庁舎等	23,224	8,420	126,178
2			消防施設	3,278	1,787	55,239	
3			ポンプ車庫等	3,166	0	4,458	
4			その他行政系施設等	1,931	0	326	
<b>9 合計</b>				<b>31,598</b>	<b>10,207</b>	<b>186,201</b>	

決算年度	大分類CD	大分類	小分類CD	施設分類	延床面積 (㎡)	施設関連収入 (千円)	施設関連支出 (千円)	
R4	10	公営住宅	1	公営住宅	35,645	97,289	48,089	
			2	災害公営住宅	215	855	312	
			3	改良住宅	5,121	13,320	8,725	
			4	雇用促進住宅	17,489	81,340	37,316	
			7	地域定住住宅	4,837	12,473	5,505	
			8	特定公共賃貸住宅	3,739	21,814	5,401	
			9	集団移転住宅	1,526	1,679	1,662	
	<b>10 合計</b>					<b>68,570</b>	<b>228,770</b>	<b>107,009</b>
	11	公園	1	公園	1,786	2	10,334	
	<b>11 合計</b>					<b>1,786</b>	<b>2</b>	<b>10,334</b>
	12	供給処理施設	1	供給処理施設	11,532	47,929	119,091	
	<b>12 合計</b>					<b>11,532</b>	<b>47,929</b>	<b>119,091</b>
	13	その他	1	その他	3,401	73,034	124,961	
			2	火葬場	1,521	10,404	48,325	
<b>13 合計</b>					<b>4,922</b>	<b>83,438</b>	<b>173,286</b>	
<b>R4 合計</b>					<b>368,415</b>	<b>530,160</b>	<b>2,204,407</b>	

※施設関連収入は、各施設の運営に充当された特定財源（使用料、利用料金など。基金充当を除く。）です。  
 ※施設関連支出は、各施設の運営に要した需用費や委託料、施設に常駐する会計年度任用職員等の人件費です。  
 （正規職員の人件費や施設改修等に要した普通建設事業費は含みません。）

令和5年12月11日  
総務文教委員会資料  
総務部財政課

# 中期財政計画 及び見通し

- 「将来に責任ある持続可能な財政運営」を目指して -

計画期間 令和5年度～令和9年度（5年間）  
見通し期間 令和10年度～令和14年度（5年間）

令和5年12月

浜田市

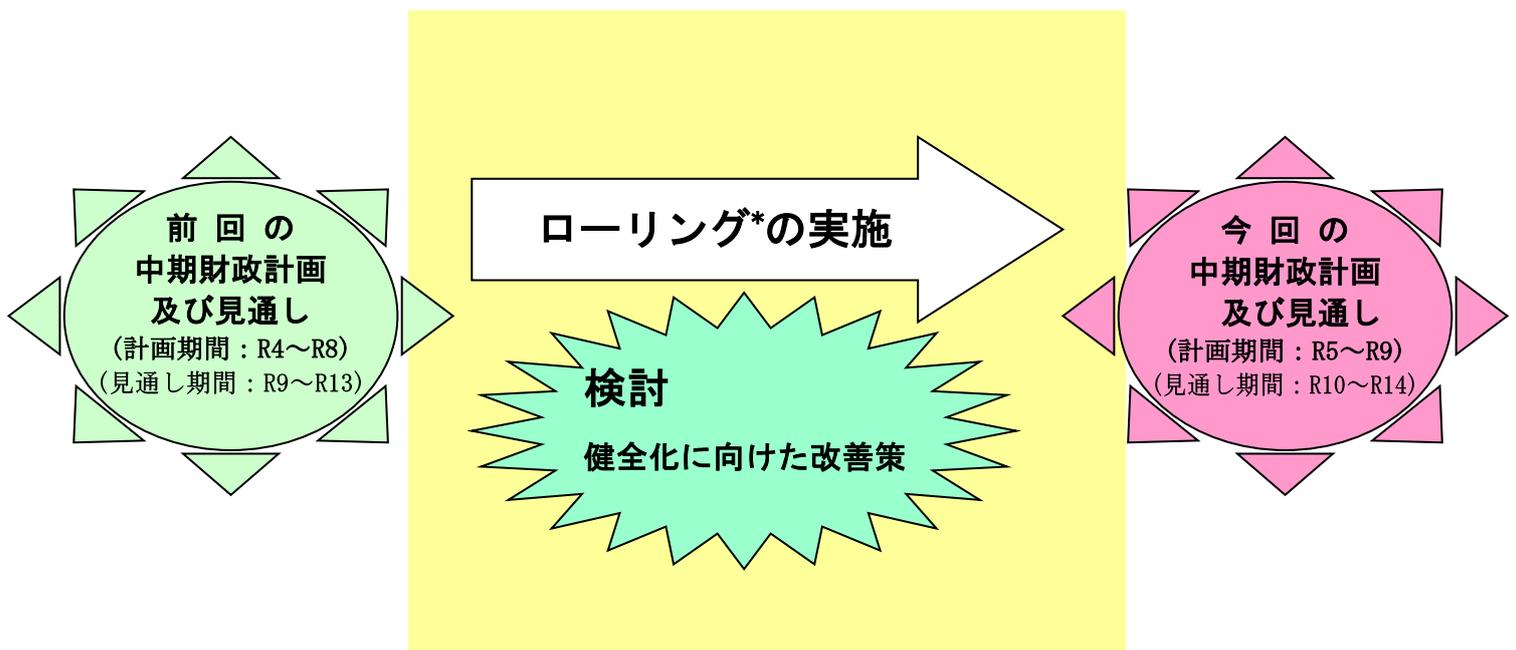
# 目 次

1	策定のポイント.....	1
2	計画の基本的事項.....	2
3	推計の前提条件	
	歳入.....	3
	歳出.....	8
4	財政計画	
	歳入内訳.....	13
	収支・基金内訳.....	13
	歳出内訳.....	14
	財政指標.....	14
5	財政計画・見通しの分析.....	15
6	主要事業.....	17
7	決算状況.....	19

本文中、\*の表示のある用語等については、別冊の用語解説をご参照ください。  
記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

# 1 策定のポイント

- (1) 令和4年度決算においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律\*（以下「財政健全化法」という。）に規定する実質公債費比率\*が10.8%（昨年度10.9%）となり、改善を図ることができましたが、類似団体\*の平均値（5.6%）との比較では依然高い水準で推移しております。さらに少子高齢化による人口減少問題、社会保障経費の一層の増大に加え、国際情勢による燃料や物価の高騰などの影響が見通せない中で、財政運営は先行きが不透明な状況が続いています。
- (2) 昨年12月に策定した中期財政計画及び見通しは、令和4年度から令和13年度までの10年を期間とし、地元沖合底曳網漁船の更新に係る支援経費に加え、金城支所庁舎移転に伴うみどり会館改修経費や雲城まちづくりセンター移転に伴うさんあいホームの複合化に係る経費を盛り込むとともに、原油価格・物価高騰に伴う影響額を見込んだ上で、令和8年度以降は、ふるさと応援基金\*の活用等により、財政調整基金\*を取り崩すことなく財政運営を行うことが可能と推計したところです。しかしながら、職員の定年引き上げによる影響も懸念されていることから、行財政改革に継続して取り組む必要性を強く訴えました。
- (3) 今回の中期財政計画及び見通しでは、期間は昨年度と同様に10年間とし、計画期間を令和5年度から令和9年度まで、見通し期間を令和10年度から令和14年度までとしています。新たな需要としては、次期防災情報システムの整備経費や美又地域再開発に係る経費を盛り込むとともに、労務単価の上昇や原油価格・物価高騰に伴う影響額に加え、職員の定年引き上げに伴う影響額を見込んでいます。



## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画期間

(計 画) 令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とする。  
(見通し) 令和 10 年度から令和 14 年度までの 5 年間とする。

### (2) 対象会計区分

普通会計\* (一般会計のみ)

### (3) 歳入推計

- ・地方税
- ・地方交付税\*
- ・国県支出金
- ・地方債等



現行の税制及び地方財政対策諸制度に基づき推計する。

### (4) 歳出推計

性質別経費ごとに個別に推計する。

### (5) 行財政改革等

- ① 行財政改革実施計画効果額を反映する。
- ② 公共施設再配置実施計画の需要を反映する。
- ③ 定員管理計画 (令和 5 年 10 月策定) を反映する。

### (6) 令和 6 年度以降の推計

- ① 普通交付税\*の算定に用いる国勢調査人口の置き換えに伴う普通交付税の逡減を見込む。
- ② 過疎対策事業債\*は令和 13 年度以降の発行延長を見込む。
- ③ 計画期間のみ財政調整基金及び減債基金\*による収支調整を行う。

### (7) その他

基準となる令和 5 年度については、今後の補正要因を加えた決算見込額を計上する。

### 3 推計の前提条件

#### 歳入

#### (1) 地方税（個人市民税、法人市民税、固定資産税\*、軽自動車税、たばこ税、入湯税）

（単位：億円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
地方税	98	94	91	88	84	82	80	77	76	75

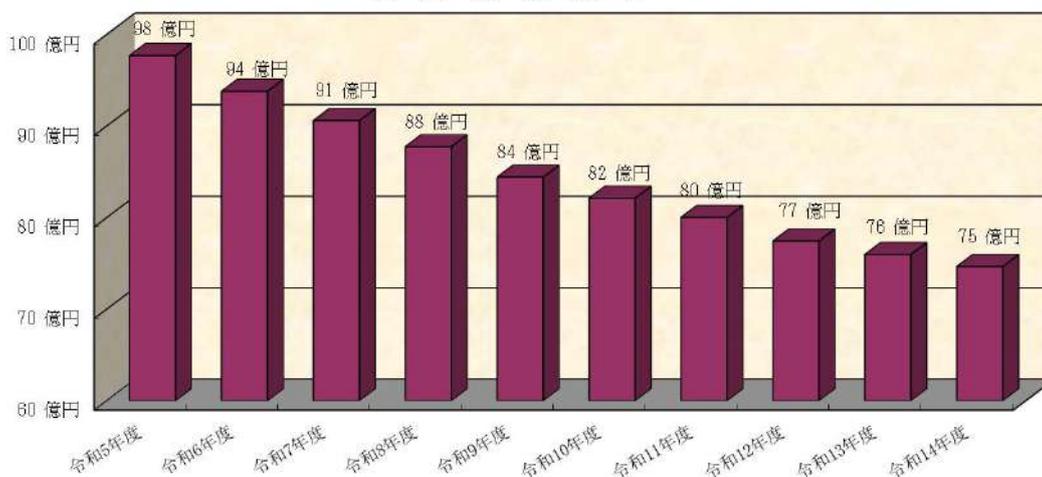
税目	推計方法
個人市民税均等割	・令和6年度以降、臨時措置分（+500円/人）終了による減を見込む。
個人市民税所得割	・人口減を考慮し、令和5年度以降毎年1%の減とする。
法人市民税均等割	・令和5年度と同水準を見込む。
法人市民税法人税割	・令和5年度と同水準を見込む。
固定資産税	・土地は地価の下落による影響を見込む。 ・家屋の評価替に伴う減収を3年毎に5%減と見込む。 ・償却資産*は三隅火力発電所及びクリーンエネルギー*発電設備の影響額を反映する。 (定率法のため、初期の減額幅が大きくなる)
軽自動車税	・種別割は令和6年度以降毎年1%の増とする。
たばこ税	・令和6年度以降毎年1%の減とする。
入湯税	・令和6年度以降毎年1%の減とする。

（単位：億円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
固定資産税（償却資産）	37.7	34.6	31.6	29.0	26.7	24.6	22.7	21.1	19.6	18.3
内、クリーンエネルギー分	1.6	1.4	1.2	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4

<参考> 固定資産税（償却資産）の令和4年度実績：14.9億円

地方税の推移



<参考> 令和4年度実績：74億円

## (2) 地方譲与税\*・各種交付金(地方消費税交付金\*等)

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
地方譲与税、各種交付金	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21

## (3) 地方交付税

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
普通交付税	94	95	94	90	91	91	92	93	91	91
特別交付税*	15	13	13	13	13	13	13	13	13	13

### 《普通交付税》

① 人口減による影響額を減じる。人口ビジョン\*の人口推計を反映させる。

	R2	R7	R12
人口ビジョンによる人口推計	54,592 人	49,788 人	46,062 人

- ② 基準財政需要額\*の個別算定経費\*(公債費算入分及び事業費補正\*を除く)及び包括算定経費\*は、令和6年度以降同水準と推計する。
- ③ 人口減少等特別対策事業費\*(2.7億円程度)は、令和6年度から令和10年度にかけて段階的に減少する前提で推計する。
- ④ 地域デジタル社会推進費\*(1.2億円程度)は、令和7年度までの措置を見込む。
- ⑤ 水道事業統合に伴う影響は個別に推計する。
- ⑥ 公債費算入分及び事業費補正は個別に推計する。

### 普通交付税・基準財政需要額・基準財政収入額\*の推移



### 《特別交付税》

通常ベースを13.2億円とする。

#### (4) 使用料及び手数料

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
使用料及び手数料	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4

- ① 令和5年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 雇用促進住宅の民間譲渡による使用料の影響額を見込む。

#### (5) 国県支出金

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
国県支出金	91	83	84	78	74	74	74	75	75	76

- ① 扶助費\*の増に伴う影響額を見込む。
- ② 投資的経費\*の財源となる場合は、個別に積算する。

#### (6) 繰入金

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
繰入金	16	24	25	13	7	7	9	7	8	11

- ① 各基金からの繰入金は個別に積算する。

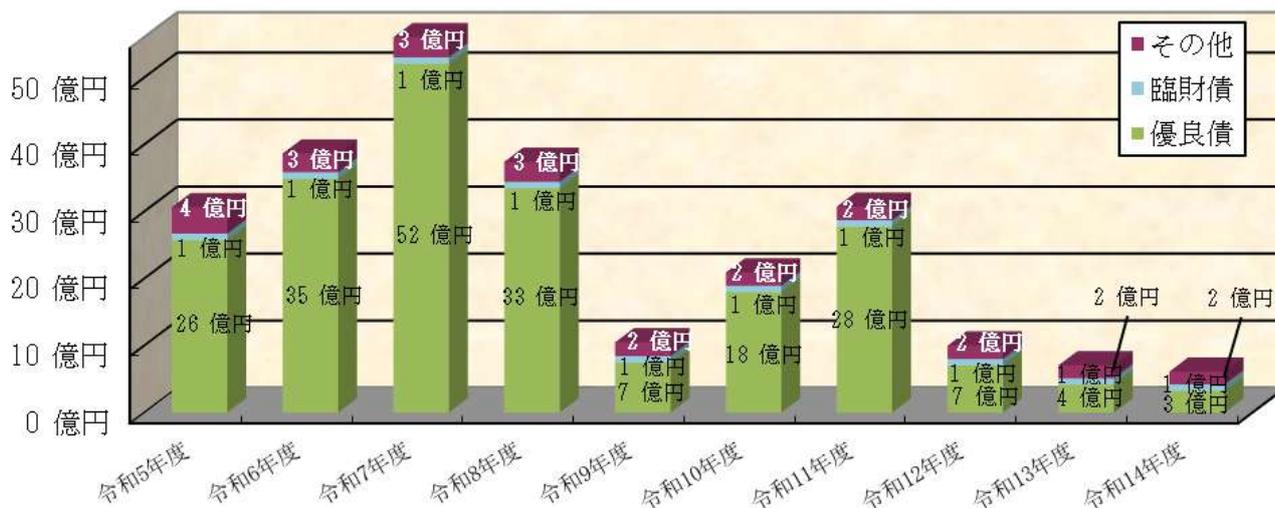
## (7) 地方債

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
地方債	31	39	56	37	10	21	31	10	7	6

- ① 現行の地方債制度により推計する。  
投資事業に対し、その財源として過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債\*といった交付税措置の大きい優良債を可能な限り活用する。
- ② 新過疎法の施行を受け、過疎対策事業債（ソフト分）について発行限度額の逡減を見込む。
- ③ 財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため、発行総額を適切に管理する。
- ④ 実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債\*（臨財債）は、令和5年度発行可能額（約1億円）をベースに見込む。

### 地方債の推移



※ 優良債とは、当市独自の表現で、借りた金額のうち後年度に普通交付税として措置される金額の割合が大きい地方債のことをいいます。(例：過疎対策事業債、辺地対策事業債\*、合併特例債\*、緊急防災・減災事業債\* (以下、緊防債)、緊急自然災害防止対策事業債\* (以下、緊自債)、緊急浚渫推進事業債\* (以下、浚渫債))

## (8) その他の収入（ふるさと寄附金\*）

（単位：億円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
ふるさと寄附金	12.5	12.5	12.5	10	10	10	10	10	10	10

- ① ふるさと寄附金の収入額は上記表のとおり見込む。
- ② 基金へ積み立てたふるさと寄附金は事業に充当するため計画的に繰入れる。
- ③ 新規施策の財源に令和6年度以降1億円、若者支援策として令和5年度から令和7年度まで0.5億円を毎年ふるさと応援基金から繰入れる。

（単位：億円）

ふるさと応援基金	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	合計
基金への積立額（歳出）	5.8	6.3	6.3	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	53.3
基金からの繰入金（歳入）	7.5	7.6	9.9	6.6	4.8	6.6	7.5	6.1	7.8	10.3	74.6
基金年度末残高	23.1	21.8	18.1	16.6	16.7	15.2	12.6	11.5	8.7	3.4	

### 〈採択ルール〉

- ① 他の財源が担保されていないものであること
- ② 継続事業でないこと
- ③ 経常的な事業でないこと
- ④ 寄附者の共感を得ることが出来る事業であること

なお、ハード事業については、原則として、優良債（過疎・辺地対策事業債等）の活用を優先する。

# 歳 出

## (1) 人件費\*

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
人 件 費	61	63	64	65	64	65	65	65	64	65

- ① 議員報酬
  - ・ 条例定数 22 人
- ② 特別職報酬
  - ・ 市長、副市長、教育長
- ③ 職員給与費
  - ・ 定員管理計画に基づく推計
  - ・ 消防職の 9 人増員分は、令和 6 年度から段階的に削減
  - ・ 会計年度任用職員\*への期末手当支給による影響を見込む。  
(令和 2 年度から)
  - ・ まちづくりセンターの設置に伴う会計年度任用職員の増を見込む。  
(令和 3 年度から)
  - ・ 児童生徒 1 人 1 台端末整備に伴う会計年度任用職員の増を見込む。  
(令和 3 年度から)
  - ・ 働き方改革の推進による時間外勤務手当の削減を見込む。  
(令和 4 年度から)
  - ・ 会計年度任用職員への勤勉手当支給による影響を見込む。  
(令和 6 年度から)

## 人 件 費 及 び 職 員 数 の 状 況

職員区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
正規職員	45 億円	46 億円	47 億円	48 億円						
議員・特別職	2 億円									
会計年度任用職員	11 億円	12 億円	12 億円	11 億円	11 億円	11 億円	12 億円	11 億円	11 億円	11 億円
その他	3 億円									
合計	61 億円	63 億円	64 億円	65 億円	64 億円	65 億円	65 億円	65 億円	64 億円	65 億円
正規職員数	552 人 (578 人)	562 人 (592 人)	576 人 (596 人)	587 人 (604 人)	594 人 (606 人)	595 人 (604 人)	596 人 (601 人)	600 人 (605 人)	601 人 (606 人)	603 人 (608 人)

※正規職員数：一般会計部門（消防職を含む）の正規職員数  
（ ）内は短時間勤務職員を含めた人数

## (2) 物件費\*

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
物件費	49	45	46	45	46	47	47	45	46	46

- ① 令和5年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 令和6年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として年間0.5億円措置する。
- ③ 直営施設(2施設)の外部委託化による影響を見込む。  
(令和5年度、令和8年度からそれぞれ1施設ずつ外部委託化)
- ④ 人口減少を勘案した事業費の削減を見込む。  
(令和8年度から段階的に縮減)
- ⑤ 令和2年度に整備した児童生徒1人1台端末に伴うランニング経費については、下表のとおり見込む。
- ⑥ 物価上昇による影響を、内閣府試算の消費者物価指数の上昇率で見込む。

### 児童生徒1人1台端末整備に伴うランニング経費の状況

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	合計
人件費分	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1.3
物件費分	0.3	0.3	0.3	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	5.4
合計	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	6.7

## (3) 扶助費

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
扶助費	76	73	74	75	75	76	77	78	79	80

- ① 令和6年度以降は毎年1%増と想定する。

#### (4) 補助費等\*

(単位：億円)

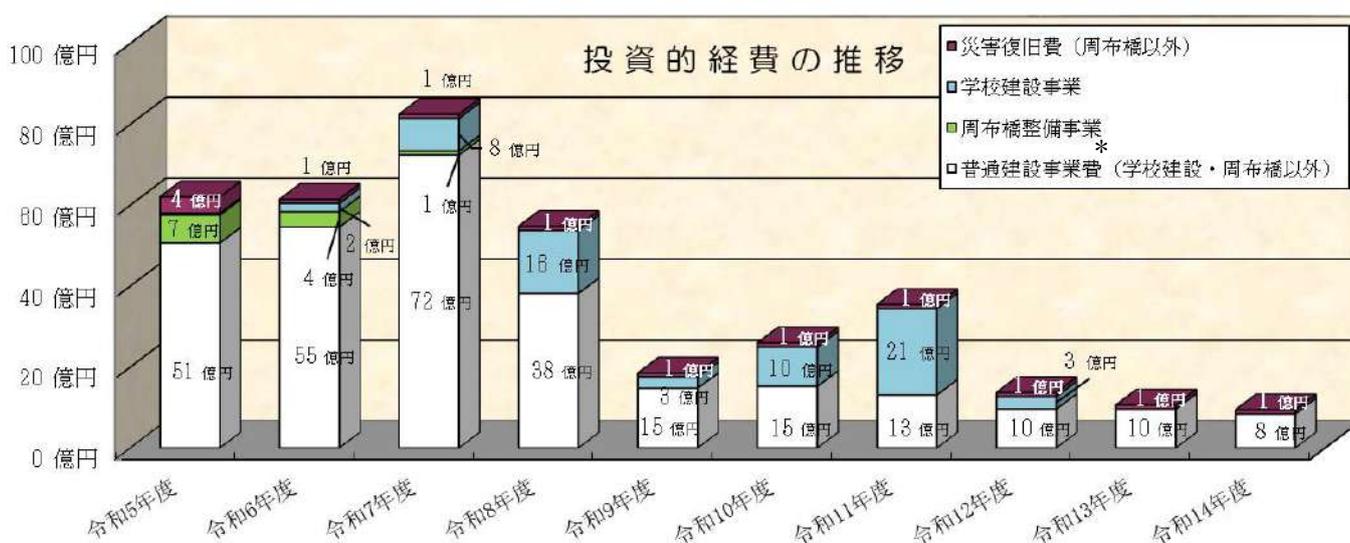
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
補助費等	52	53	51	45	44	42	41	40	39	39

- ① 令和5年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 公共下水道事業への繰出金\*は個別に推計する。  
(公営企業化により補助費計上)
- ③ 令和6年度から新たに公営企業化する下水道事業\* (農業集落排水事業・漁業集落排水事業・生活排水処理事業) への繰出金については、個別に推計したうえで令和6年度以降補助費計上する。
- ④ 令和6年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として年間0.5億円措置する。
- ⑤ 人口減少を勘案した事業費の削減を見込む。  
(令和8年度から段階的に縮減)
- ⑥ 令和5年度から令和7年度までの若者支援策として、ふるさと応援基金を財源とした若者支援ファンド (若者支援枠) を年間0.5億円措置する。

#### (5) 投資的経費

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
投資的経費	62	62	82	55	19	26	35	14	11	9



## (6) 公債費\*

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
公債費	59	57	53	43	41	41	42	42	40	41

- ① 令和5年度以降は個別に推計する。
- ② 借入金利は1.10%（前回同率）で推計する。  
(島根県の財政見通しと同率を見込む)
- ③ 実質公債費比率の更なる改善を図るため、令和7年度まで繰上償還\*を実施する。

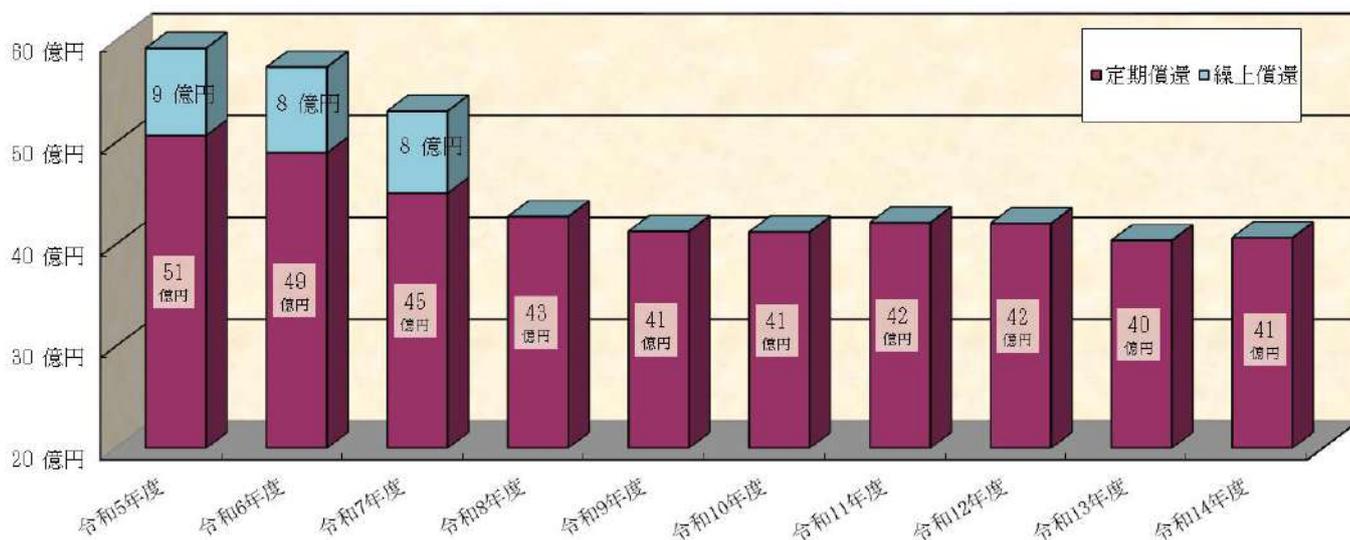
### 繰上償還の状況（計画含む）

(単位：億円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
繰上償還額	18	15	4	4	12	4	8	14	9	8
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	6	11	4	7	0	8	8	9	8	8

※債務負担行為・特別会計分を含む

### 公債費の推移



## (7) 積立金\*

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
積立金	18	14	11	8	6	5	5	5	5	5

- ① 令和9年度までの収支調整は減債基金で行う。
- ② 市民生活安定化基金\*は、新たに確保した自主財源の1/2を上限として積み立てを行う。ただし、市税に関しては、地方交付税の基準財政収入額として算入される額を除いた額の1/2を上限として積み立てを行う。(積み立てが行える期間の上限は3年とする。)

## (8) 繰出金

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
繰出金	34	29	29	29	29	29	30	30	30	30

- ① 令和6年度から新たに公営企業化する農業集落排水事業・漁業集落排水事業・生活排水処理事業への繰出金については、令和6年度以降、補助費等で計上する。
- ② 介護保険\*は受給者の見込等による影響額を反映する。
- ③ 後期高齢者医療\*に係る繰出金は2%程度の増と見込む。
- ④ 国民健康保険\*に係る繰出金において、保険料上昇抑制に係る繰出は見込まない。

(単位：億円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
農業集落排水事業	4.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業集落排水事業	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活排水処理事業	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
介護保険	11.7	11.7	11.5	11.5	11.5	11.4	11.5	11.7	11.5	11.5
後期高齢者医療	11.0	11.2	11.4	11.6	11.9	12.1	12.3	12.6	12.8	13.1
国民健康保険	6.1	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9
合計	33.8	28.8	28.8	29.0	29.2	29.4	29.7	30.2	30.3	30.5

# 4 財政計画

【第1表 歳入内訳】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
<b>1. 地方税</b>	億円 98	億円 94	億円 91	億円 88	億円 84	億円 82	億円 80	億円 77	億円 76	億円 75
内 市民税	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28
内 固定資産税	63	59	56	53	50	48	46	44	42	41
<b>2. 地方譲与税、各種交付金</b>	億円 21									
<b>3. 地方交付税</b>	億円 108	億円 108	億円 107	億円 103	億円 104	億円 104	億円 105	億円 106	億円 104	億円 104
普通交付税	94	95	94	90	91	91	92	93	91	91
特別交付税	15	13	13	13	13	13	13	13	13	13
<b>4. 使用料、手数料</b>	億円 5	億円 4								
<b>5. 国、県支出金</b>	億円 91	億円 83	億円 84	億円 78	億円 74	億円 74	億円 74	億円 75	億円 75	億円 76
<b>6. 繰入金</b>	億円 16	億円 24	億円 25	億円 13	億円 7	億円 7	億円 9	億円 7	億円 8	億円 11
内 財政調整基金		3	2	2						
内 減債基金	5	8	8	3						
内 まちづくり振興基金*	1	3	3	0	0	0	0			
内 ふるさと応援基金	8	8	10	7	5	7	8	6	8	10
内 市有財産有効活用推進基金*	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0
内 公共施設長寿命化等推進基金*	2	1	1	1	1					
<b>7. 地方債</b>	億円 31	億円 39	億円 56	億円 37	億円 10	億円 21	億円 31	億円 10	億円 7	億円 6
内 合併特例債	2	1	0							
内 過疎・辺地対策事業債	18	29	32	24	7	18	28	7	4	3
内 緊防債・緊自債・浚渫債	6	5	20	9						
内 公共事業等債・資金手当債*	2	3	3	3	2	2	2	2	2	2
内 災害復旧事業債	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 臨時財政対策債(可能額)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
<b>8. その他の収入</b>	億円 47	億円 28	億円 27	億円 23						
内 ふるさと寄附金	13	13	13	10	10	10	10	10	10	10
内 繰越金	11						0	0	1	1
<b>歳入合計</b>	億円 417	億円 401	億円 414	億円 367	億円 328	億円 336	億円 346	億円 323	億円 319	億円 319

【第2表 収支・基金内訳】

項 目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
<b>歳入総額</b>	億円 417	億円 401	億円 414	億円 367	億円 328	億円 336	億円 346	億円 323	億円 319	億円 319
正味の歳入総額*	401	393	406	367	328	336	346	323	318	319
<b>歳出総額</b>	億円 417	億円 401	億円 414	億円 367	億円 328	億円 335	億円 346	億円 323	億円 318	億円 319
正味の歳出総額*	398	388	404	366	327	335	346	322	318	318
<b>歳入歳出差額</b>	億円									
正味の歳入歳出差額	3	5	3	1	1	0	0	0	0	0
<b>基金年度末現在高(普通会計)</b>	億円 158	億円 149	億円 135	億円 130	億円 129	億円 127	億円 124	億円 123	億円 120	億円 115
財政調整基金	57	54	52	50	50	50	51	51	51	51
減債基金	32	28	23	21	22	22	22	22	22	22
まちづくり振興基金	22	20	17	17	16	16	16	16	16	16
ふるさと応援基金	23	22	18	17	17	15	13	11	9	3
その他基金	24	25	25	25	24	23	23	22	22	22

【第3表 歳出内訳】

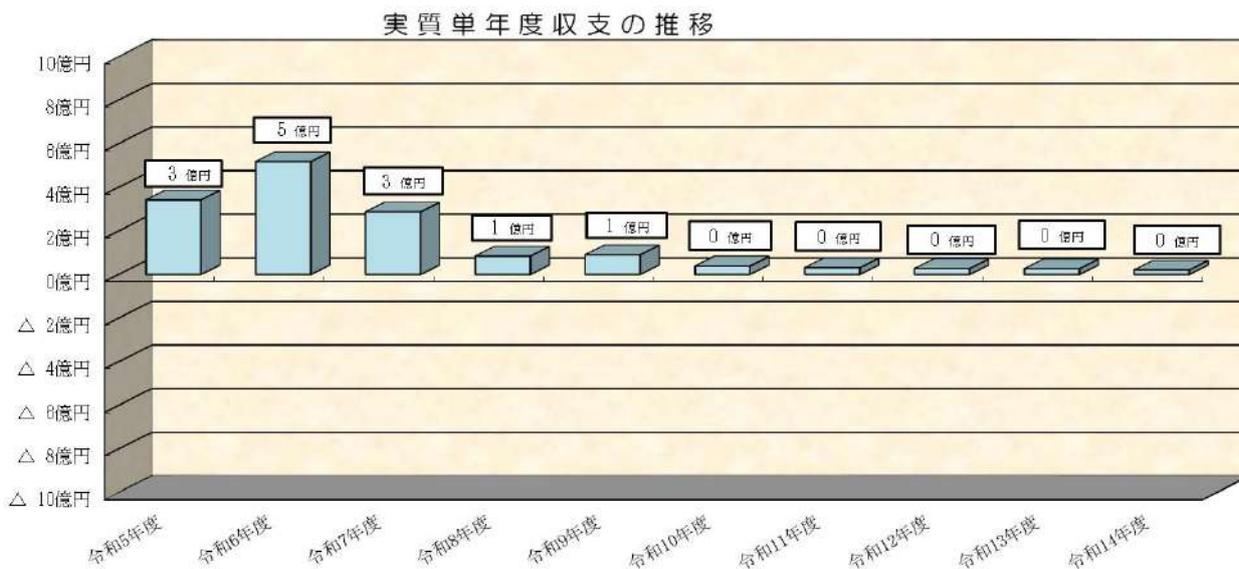
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
<b>1. 人件費</b>	億円 61	億円 63	億円 64	億円 65	億円 64	億円 65	億円 65	億円 65	億円 64	億円 65
内 議員報酬手当	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
内 特別職給与	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
内 職員給	45	47	47	48	48	48	48	49	48	48
正規職員数 ( ) 内は短時間勤務含む職員数	552人 (578人)	562人 (592人)	576人 (596人)	587人 (604人)	594人 (606人)	595人 (604人)	596人 (601人)	600人 (605人)	601人 (606人)	603人 (608人)
<b>2. 物件費</b>	億円 49	億円 45	億円 46	億円 45	億円 46	億円 47	億円 47	億円 45	億円 46	億円 46
<b>3. 扶助費</b>	億円 76	億円 73	億円 74	億円 75	億円 75	億円 76	億円 77	億円 78	億円 79	億円 80
<b>4. 補助費等</b>	億円 52	億円 53	億円 51	億円 45	億円 44	億円 42	億円 41	億円 40	億円 39	億円 39
<b>5. 投資的経費</b>	億円 62	億円 62	億円 82	億円 55	億円 19	億円 26	億円 35	億円 14	億円 11	億円 9
<b>6. 公債費</b>	億円 59	億円 57	億円 53	億円 43	億円 41	億円 41	億円 42	億円 42	億円 40	億円 41
内 繰上償還額(ア)	9	8	8							
(ア)による繰上償還影響額		△ 1	△ 2	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3
<b>7. 積立金</b>	億円 18	億円 14	億円 11	億円 8	億円 6	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5
内 財政調整基金	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 減債基金	0	5	2	1	1	0	0	0	0	0
内 ふるさと応援基金	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5
内 市民生活安定化基金	0	3	2	2	0	0	0	0	0	0
<b>8. 繰出金</b>	億円 34	億円 29	億円 29	億円 29	億円 29	億円 29	億円 30	億円 30	億円 30	億円 30
<b>9. その他</b>	億円 5	億円 4								
<b>歳出合計</b>	億円 417	億円 401	億円 414	億円 367	億円 328	億円 335	億円 346	億円 323	億円 318	億円 319

【第4表 財政指標】

区 分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
標準財政規模*	億円 206	億円 204	億円 200	億円 193	億円 191	億円 189	億円 188	億円 187	億円 183	億円 182
財政力指数*	0.413	0.447	0.475	0.471	0.469	0.465	0.458	0.450	0.445	0.441
経常収支比率*	% 89.1	% 92.1	% 93.0	% 93.9	% 94.6	% 94.6	% 95.9	% 95.6	% 96.4	% 97.3
実質公債費比率	% 10.7	% 10.1	% 9.1	% 8.2	% 7.3	% 6.8	% 6.7	% 6.7	% 6.6	% 6.5
地方債残高	億円 414	億円 397	億円 402	億円 399	億円 371	億円 353	億円 344	億円 315	億円 284	億円 252

## 5 財政計画・見通しの分析

- ① 歳入の根幹をなす普通交付税については、算定に用いる国勢調査人口の置き換えに伴う普通交付税交付額の段階的な縮減が見込まれます。こうしたなか、主要事業のローリングを行うとともに、新たな需要として、次期防災情報システムの整備経費や美又地域再開発に係る経費を盛り込むとともに、労務単価の上昇や原油価格・物価高騰に伴う影響額に加え、職員の定年引き上げに伴う影響額も見込んだ上で推計しております。
- ② こうした結果、実質単年度収支\*は、ふるさと応援基金の活用等により、財政調整基金を取り崩すことなく財政運営を行うことが可能となります。



- ③ しかしながら、学校建設計画をはじめとした大型投資事業に伴う地方債の償還が開始する令和10年度以降においては、財政運営が逼迫することが予想されます。加えて、児童手当の拡充をはじめとした国の少子化対策や、それに対する地方財政措置の動向も不透明であることなど不確定要素も多いことから、今後の財政運営に影響を及ぼすことが懸念されます。
- ④ このような状況下において、持続可能な財政体質を実現し、その状態を維持していくためには、さらなる行財政改革の取組が求められます。令和3年10月に策定した行財政改革大綱を踏まえ、人口減少等による変化に対応した体制づくりにあわせて、浜田市総合振興計画に掲げる政策実現、新たな行政需要への対応に必要な財源については、既存事業を随時見直しながら、「スクラップ・フォー・ビルド\*」による事業構築を図るなど、不断の努力による行財政改革に真摯に取り組んでいく必要があります。
- ⑤ 行財政改革の取組を加速することにより、「将来に責任ある持続可能な財政運営」を実現し、現役世代の責任として、将来世代により良い「浜田市」を引き継がなければなりません。

# 6 主要事業

事業年度							
区分	令和4年度以前	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
継続	221 百万円	25 百万円	92 百万円	104 百万円	30 百万円	78 百万円	112 百万円
	<p style="text-align: center;"><b>市有財産有効活用推進事業【全地域】</b> 6億6,200万円（2,600万円）</p>						
継続	1,740 百万円	245 百万円	147 百万円	41 百万円	258 百万円		
	<p style="text-align: center;"><b>高速情報通信基盤整備事業【全地域】</b> 24億3,100万円（1億5,500万円）</p>						
継続		141 百万円	77 百万円	255 百万円			
	<p style="text-align: center;"><b>石見まちづくりセンター (仮称)長沢サブセンター 整備事業【浜田】</b> 4億7,300万円（1億4,900万円）</p>						
継続		20 百万円	183 百万円	195 百万円	97 百万円		
	<p style="text-align: center;"><b>金城支所周辺施設※1整備事業【金城】</b> 4億9,500万円（3億6,400万円）</p> <p style="text-align: center;">※1: 金城支所庁舎及びみどり会館、さんあいホーム</p>						
新規			17 百万円	1,420 百万円	950 百万円		
	<p style="text-align: center;"><b>次期防災情報システム整備事業【全地域】</b> 23億8,700万円（7億1,500万円）</p>						
継続		44 百万円	1,586 百万円	794 百万円			
	<p style="text-align: center;"><b>エコクリーンセンター基幹改良工事負担金</b> 24億2,400万円（7億2,700万円）</p>						
継続	16 百万円	9 百万円	25 百万円	30 百万円	27 百万円	29 百万円	49 百万円
	<p style="text-align: center;"><b>杵束・安城地区圃場整備事業【弥栄】</b> 1億8,500万円（0円）</p>						
新規		119 百万円	34 百万円	857 百万円			
	<p style="text-align: center;"><b>美又地域再開発事業【金城】</b> 10億1,000万円（2億7,900万円）</p>						
継続	314 百万円	31 百万円	32 百万円	32 百万円	32 百万円	32 百万円	156 百万円
	<p style="text-align: center;"><b>戸地線改良事業【旭】</b> 6億2,900万円（9,700万円）</p>						
継続	930 百万円	395 百万円	271 百万円				
	<p style="text-align: center;"><b>浜田駅周辺整備事業【浜田】</b> 15億9,600万円（3億1,100万円）</p>						

事業年度							
区分	令和4年度以前	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
	110 百万円	29 百万円	32 百万円	32 百万円	32 百万円	32 百万円	63 百万円
継続	井野37号線道路改良事業【三隅】 3億3,000万円（4,600万円）						
	188 百万円	355 百万円	61 百万円				
継続	公共残土等処理場整備事業【三隅】 6億400万円（0円）						
	175 百万円	55 百万円	55 百万円				
継続	通学路等緊急安全対策事業【全地域】 2億8,500万円（0円）						
	315 百万円	688 百万円	382 百万円	100 百万円			
継続	周布橋整備事業【浜田】 14億8,500万円（1億7,900万円）						
	43 百万円	56 百万円	50 百万円				
継続	河川緊急浚渫事業【全地域】 1億4,900万円（4,500万円）						
		45 百万円	203 百万円	803 百万円	1,556 百万円	278 百万円	3,418 百万円
継続	学校建設事業【浜田】 63億300万円（18億9,800万円）						
	99 百万円	50 百万円	50 百万円	50 百万円	50 百万円		
継続	学校施設緊急改修事業【全地域】 2億9,900万円（0円）						
	135 百万円	154 百万円	20 百万円	14 百万円			
継続	学校施設（校舎・体育館）トイレ洋式化事業【全地域】 3億2,300万円（2,000万円）						
			45 百万円	190 百万円	494 百万円	24 百万円	
継続	歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）【浜田】 7億5,300万円（0円）						

※ 事業費ベースで記載しています。ただし、( )内は実質市負担を表します。

※ "区分"については、今年度の計画策定において新たに掲載した事業を"新規"、前年度策定の計画で掲載されていたものは"継続"としています。

※ テキストボックスの右側矢印がない事業は令和10年度以降も事業が継続しています。

※ 掲載している金額は、全体事業費ではなく、事業開始から令和14年度までの合計金額です。

## 7 決算状況

【第1表 歳入内訳】

	H30	R1	R2	R3	R4
1. 地方税	億円 73	億円 75	億円 74	億円 73	億円 74
2. 地方譲与税、各種交付金	億円 16	億円 16	億円 18	億円 21	億円 20
3. 地方交付税	億円 123	億円 122	億円 123	億円 131	億円 129
4. 使用料、手数料	億円 6	億円 5	億円 5	億円 6	億円 5
5. 国、県支出金	億円 98	億円 84	億円 136	億円 113	億円 104
6. 繰入金	億円 14	億円 14	億円 19	億円 12	億円 20
7. 地方債	億円 44	億円 45	億円 31	億円 34	億円 30
8. その他の収入	億円 37	億円 36	億円 33	億円 33	億円 39
<b>歳入合計</b>	億円 <b>411</b>	億円 <b>397</b>	億円 <b>440</b>	億円 <b>424</b>	億円 <b>421</b>

【第2表 収支・基金内訳】

項目	H30	R1	R2	R3	R4
<b>歳入総額</b>	億円 411	億円 397	億円 440	億円 424	億円 421
正味の歳入総額	406	389	434	414	399
<b>歳出総額</b>	億円 405	億円 391	億円 433	億円 410	億円 407
正味の歳出総額	399	382	423	397	393
<b>歳入歳出差額</b>	億円 6	億円 6	億円 8	億円 14	億円 14
正味の歳入歳出差額	7	7	11	17	6
<b>基金年度末現在高(普通会計)</b>	億円 154	億円 151	億円 160	億円 164	億円 157
財政調整基金	37	39	42	46	51
減債基金	46	43	40	44	36
まちづくり振興基金	27	26	28	25	24
ふるさと応援基金	21	23	23	23	25
その他基金	23	20	27	26	21

【第3表 歳出内訳】

	H30	R1	R2	R3	R4
1. 人件費	億円 59	億円 59	億円 60	億円 60	億円 60
2. 物件費	億円 42	億円 41	億円 42	億円 44	億円 46
3. 扶助費	億円 67	億円 70	億円 73	億円 82	億円 73
4. 補助費等	億円 42	億円 44	億円 100	億円 48	億円 48
5. 投資的経費	億円 81	億円 67	億円 37	億円 55	億円 66
6. 公債費	億円 56	億円 60	億円 54	億円 62	億円 62
7. 積立金	億円 17	億円 10	億円 28	億円 16	億円 13
8. 繰出金	億円 36	億円 36	億円 33	億円 33	億円 33
9. その他	億円 5	億円 4	億円 7	億円 8	億円 7
<b>歳出合計</b>	億円 <b>405</b>	億円 <b>391</b>	億円 <b>433</b>	億円 <b>410</b>	億円 <b>407</b>

【第4表 財政指標】

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
標準財政規模	億円 204	億円 201	億円 204	億円 210	億円 203
財政力指数	0.397	0.396	0.395	0.387	0.384
経常収支比率	% 91.0	% 92.9	% 91.4	% 88.9	% 94.3
<b>実質公債費比率</b>	% <b>10.5</b>	% <b>10.9</b>	% <b>10.7</b>	% <b>10.9</b>	% <b>10.8</b>
地方債残高	億円 530	億円 518	億円 498	億円 472	億円 441

「中期財政計画及び見通し」  
用語解説

令和5年12月

浜田市

用語	掲載ページ	説明
<b>あ行</b>		
い 一般財源		財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
<b>か行</b>		
か 介護保険	12	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割を負担することでサービスを利用することができます。
会計年度任用職員	8	従来は臨時・非常勤職員に替わる新たな任用制度に基づく一般職非常勤職員。新任用制度は令和2年4月から導入されています。
過疎対策事業債	2・6・7・13	令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）第2条の規定により公示された市町村が、同法第8条の規定により策定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和12年度までの時限立法）
合併特例債	6・13	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く20ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
き 基準財政収入額	4・12	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
基準財政需要額	4	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。
緊急自然災害防止対策事業債	6・13	災害の発生を予防し、拡大を防止するために緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和7年度まで）
緊急浚渫推進事業債	6・13	全国的に相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消するために河川維持管理計画等に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和6年度まで）
緊急防災・減災事業債	6・13	防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災及び平成28年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。 （令和7年度まで）
く 繰上償還	11・14	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。

用語	掲載ページ	説明																												
繰出金	10・12・14・20	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。																												
クリーンエネルギー	3	電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のことです。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれます。具体的には、太陽光、水力、風力、地熱などが挙げられます。																												
け 経常収支比率	14・20	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。																												
下水道事業	10	主に雨水（うすい）および汚水（おすい）を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行います。																												
減債基金	2・12・13・14・19	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。 <参照> (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。																												
健全化判断比率		<p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」（早期健全化基準のみ）により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">市町村の基準</th> </tr> <tr> <th></th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>11.25%～15.00%<sup>(注1)</sup></td> <td>20.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>16.25%～20.00%<sup>(注2)</sup></td> <td>30.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25.00%</td> <td>35.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>350.00%<sup>(注3)</sup></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資金不足比率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p><sup>(注1)</sup> 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.46%  <sup>(注2)</sup> 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.46%  <sup>(注3)</sup> 政令市は400.00%</p>	市町村の基準					早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	実質赤字比率	11.25%～15.00% <sup>(注1)</sup>	20.00%	-	連結実質赤字比率	16.25%～20.00% <sup>(注2)</sup>	30.00%	-	実質公債費比率	25.00%	35.00%	-	将来負担比率	350.00% <sup>(注3)</sup>	-	-	資金不足比率	-	-	20.00%
市町村の基準																														
	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準																											
実質赤字比率	11.25%～15.00% <sup>(注1)</sup>	20.00%	-																											
連結実質赤字比率	16.25%～20.00% <sup>(注2)</sup>	30.00%	-																											
実質公債費比率	25.00%	35.00%	-																											
将来負担比率	350.00% <sup>(注3)</sup>	-	-																											
資金不足比率	-	-	20.00%																											
こ 後期高齢者医療	12	75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢（75歳以上）になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るといった点が異なります。																												
公共事業等債	13	補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象として発行できる地方債です。事業費の原則90%充当であり、発行額のうち財源対策分（40%）の50%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。																												
公共施設長寿命化等推進基金	13	公共施設の修繕、改修等による長寿命化及び除却に関する事業を推進することを目的として、令和2年度に造成した基金です。																												
公債費	11・14・20	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。																												

用語	掲載ページ	説明
国民健康保険	12	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う社会保険のことです。
固定資産税	3・13	毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。
個別算定経費	4	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行う経費のことです。
<b>さ行</b>		
さ 財政調整基金	1・2・13・14・15・19	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。
財政力指数	14・20	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し 事業費補正	4	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
資金手当債	13	一般的に、発行額または元利償還金が後年度に普通交付税の基準財政需要額へ算入されない地方債のことをいいます。
実質公債費比率	1・6・11・14・20	地方債協議制度（平成18年度移行）において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借り入れに引き続き許可を要することとされています。 地方公共団体の一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率です。 財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
実質市負担	18	浜田市の造語で、地方債のうち、実際に償還が発生した年度に普通交付税により措置される金額を市費から差し引いた金額で、浜田市が実際に負担する金額です。
実質単年度収支	15	今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。
市民生活安定化基金	12・14	水道料金や国民健康保険料等の急増を抑制し、市民生活の安定を図るための財源として、平成29年度に造成した基金です。なお、企業立地等による税収や財産処分など、新たに確保した自主財源の1/2を上限に基金へ積み立てを行います。
市有財産有効活用推進基金	13	土地の利活用や処分のための公共施設の解体経費等の財源として、平成29年度に造成した基金です。
償却資産	3	会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることが出来る土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。
正味の歳出総額	13・19	歳出総額から財政調整基金積立金（収支調整のために積み立てた減債基金を含む）及び公債費繰上償還額を差し引いた実質的な単年度の歳出予算額を表しています。

用語	掲載ページ	説明
正味の歳入総額	13・19	歳入総額から繰越金、財政調整基金繰入金及び繰上償還財源としての減債基金繰入金を差し引いた実質的な単年度の歳入予算額を表しています。
人件費	8・9・14・20	職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費のことです。
人口ビジョン	4	令和3年12月に策定した「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」の中で提示している浜田市の人口の将来展望のことです。
人口減少等特別対策事業費	4	地方公共団体による人口減少対策等の取り組みを息長く支援する観点から、平成27年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
す スクラップ・フォー・ビルド	16	令和3年10月に策定した「浜田市行財政改革大綱」の中で掲げている行財政改革の手法のひとつで、政策の優先順位の再構築や既存事業を見直しをすることで生み出した財源を新規事業に充てることです。
<b>た行</b>		
ち 地域デジタル社会推進費	4	地域社会のデジタル化を推進するために、令和3年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	1	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成19年6月成立） 平成20年度の決算から特別会計や第3セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。
地方交付税	2・4・12・13・19	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。
地方消費税交付金	4	都道府県の地方消費税収入額のうち、清算後の地方消費税の2分の1に相当する額が人口及び従業者数の割合で市町村に交付されるものです。なお、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法の成立により、消費税率は平成26年4月に5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月には10%へ引き上げられました。
地方譲与税	4・13・19	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等があります。
つ 積立金	12・14・20	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と 投資的経費	5・10・14・20	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費のほか、災害復旧に要する経費も含まれます。
特別交付税	4・13	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。

用語	掲載ページ	説明
<b>は行</b>		
ひ 標準財政規模	14・20	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことです。
ひ 扶助費	5・9・14・20	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。
普通会計	2・13・19	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。当市の場合、平成23年度で住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止されたため、一般会計のみが対象となります。
普通建設事業費	10	道路、橋梁、学校、庁舎等公用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。
普通交付税	2・4・6・13・15	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
物件費	9・14・20	旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。
ふるさと応援基金	1・7・9・10・13・14・15・19	当市に寄附されたふるさと寄附金を適正に管理・運用するために創設した基金のことです。
ふるさと寄附金	7・13	自分の故郷や応援したい自治体などへ寄附することで、個人住民税の一部が控除される寄附金のことです。「ふるさと納税」とも呼ばれています。
へ 辺地対策事業債	6・7・13	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんびな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特例債です。地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
ほ 包括算定経費	4	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行う「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費のことです。
補助費等	10・12・14・20	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、公営企業会計への繰出金、報償費、保険料等の経費です。
<b>ま行</b>		
ま まちづくり振興基金	13・19	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金のことです。
<b>ら行</b>		
り 臨時財政対策債	6・13	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。

用 語	掲載ページ	説 明
る 類似団体	1	決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の区分のことです。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の2要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。
ろ ローリング	1・15	計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うことです。

## 廃止した市関連サイトのドメインに係る調査結果について

### 1 概要

令和 5 年 10 月 23 日（月）報道機関により、公共ドメインがオークションサイトに出品されていることが報道されました。

該当するオークションサイトには、令和 4 年 3 月 31 日付けで閉鎖した「hamadataiken.jp」のドメインも出品（11/10 現在は未掲載）されていたことを受け、市関連サイトのドメイン管理状況の調査を行いましたので報告します。

### 2 ドメインとは

#### (1) ドメインの概要

ドメインとは、「インターネット上の住所」であり、I P アドレス「000.000.000.000」のような数字で構成されるが、わかりやすいように「hamada.com」等のドメイン名に変換して表示することが一般的です。

ドメイン名はインターネット上に一つであり、重複することはありません。



#### (2) 取得方法

ドメイン名は米国の非営利公益法人「ICANN」が管理しており、日本ではドメイン取得サービス業者等を通じて取得することが一般的です。

#### (3) 年間維持費

年間ドメイン維持費は約 5,000 円～10,000 円。

#### (4) 廃止時に起こること

- ・ドメイン名廃止から 1 ヶ月～6 ヶ月は、元登録者を含め誰も登録不可。
- ・6 ヶ月経過後は第三者が同名ドメインを登録可能。

### 3 調査結果

- (1) 調査期間 平成 25 年度～令和 5 年度
- (2) 調査対象 市及び市関連団体が作成したHP（ホームページ）
- (3) 調査結果

#### ①HP公開状況

市及び市関連団体が運営するHPの状況は以下のとおり。

- ・継続公開中HP 17 件
- ・廃止済HP 6 件（うち現在アクセス不可 4 件、第三者が利用中 2 件）

#### ■廃止済HP

	HP名	アドレス（ドメイン）	廃止時期	現在の状況
1	はまおく	<a href="https://hamaoku.net/">https://hamaoku.net/</a>	平成31年3月31日	アクセス不可
2	浜田市空き家バンク	<a href="http://www.hamada-akiya.com">http://www.hamada-akiya.com</a>	令和4年3月31日	アクセス不可
3	はまだdeしごと	<a href="https://hamadataiken.jp/">https://hamadataiken.jp/</a>	令和4年3月31日	アクセス不可
4	はまごち	<a href="https://hamagochi.com/">https://hamagochi.com/</a>	令和5年3月31日	アクセス不可
5	浜田開府400年祭実行委員会	<a href="http://hamada400.jp">http://hamada400.jp</a>	令和2年3月31日	第三者が利用
6	浜田よりんさいと	<a href="https://hamayori.jp">https://hamayori.jp</a>	令和3年3月31日	第三者が利用

#### ②廃止済HPへのリンク状況

市及び市関連団体が運営するHP及びSNSからの、第三者が利用中のHPへのリンクはありませんでした。その他の廃止済HPへのリンクも削除済みです。

また、主要検索サイトで廃止済HPのタイトル等で検索しましたが、検索結果の中に、第三者が利用中のHPへのリンクは見受けられませんでした。

### 4 対応策について

廃止ドメイン名を第三者が利用することを防ぐ手段は無く、根本的な解決は困難であるため、今後は以下のとおり対策を行います。

- 対策1 ドメイン名の利用を終了する場合、不正使用防止のため、利用終了後一定の期間、当該ドメイン名の使用权を維持し、第三者が取得できないようにします。

なお、使用权を維持する期間は、当該ドメイン名を公表してから使用を終了するまでの期間以上とし、その期間が1年に満たない場合は1年以上維持します。（島根県ホームページ等作成ガイドライン基準）

- 対策2 市公式HPで、廃止ドメイン名と市は無関係と周知を行います。  
※現廃止済みHPについては周知済み

## 浜田市地域情報化推進計画の進捗管理について

### 1 計画の評価検証について

「浜田市地域情報化推進計画」に定める目標に対する進捗状況について、毎年内部評価を行うとともに、浜田市情報化推進協議会による検証（意見交換）を行います。

### 2 計画の進捗管理

- (1) 計画期間 令和 4（2022）年度～令和 7（2025）年度（4 年間）
- (2) 取組指標 計画に掲げる各施策に「指標」及び「目標値」を設定
- (3) 評価対象 計画の 1 年目 令和 4（2022）年度の実績

### 3 進捗評価の基準

評価は「A」「B」「C」の 3 段階評価とし、各目標値に対する評価基準は下記表のとおりとします。

評価	目標に対する実績
A 順調	100%以上
B 一定の進捗がある	99%～50%
C 遅れている	49%以下

### 4 進捗管理体制

#### (1) 内部評価

①名称	浜田市情報化推進本部会議
②構成	16 名 ※副市長、地域政策部長、各主管課長をもって構成。

#### (2) 外部検証

①名称	浜田市情報化推進協議会
②委員	12 名 ※団体推薦等
③任期	4 年間（2021 年度～2024 年度）
④所掌事務	高度情報化及び情報化計画に関すること。 情報化計画の取組の検証及び評価に関すること。

## 浜田市地域情報化推進計画 令和4年度実績の概要

### 1 実績の概要

令和4(2022)年度における施策の目標の達成状況は、下表のとおりです。

評価対象全32項目中14項目(44%)がA評価、6項目(19%)がB評価、1項目(3%)がC評価となっています。

C評価の項目に関しては、施策の見直しによる開始時期の変更によるものです。

既に達成状況がA(達成率100%以上)評価となった目標については、目標の上方修正を検討し、更に効果的な取組を進めていきます。

体系	施策項目数	達成状況				
		A	B	C	評価しない	評価対象外 (指標無し)
体系Ⅰ(地域の情報化) 元気で魅力的なまちづくりのための情報化	14	5 (36%)	3 (21%)	1 (7%)	0 (0%)	5 (36%)
体系Ⅱ(行政の情報化) みんなに優しい市民サービスのための情報化	13	6 (46%)	3 (23%)	0 (0%)	1 (8%)	3 (23%)
体系Ⅲ(基盤の整備) 情報化を行うための環境の整備	5	3 (60%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (40%)
合計	32	14 (44%)	6 (19%)	1 (3%)	1 (3%)	10 (31%)
令和4年度評価対象	21	14	6	1	-	-

### 2 進捗管理日程

時期	事務局・議会	内部(本部会議)	外部(協議会)
6月	達成状況照会・回答		
7月18日		本部会議 ・進捗評価決定	
10月26日			協議会 ・内部評価説明 ・意見交換・検証
12月	議会報告 (総務文教委員会)		

### 3 主な実績等

#### (1) 進捗評価が「A」で目標達成のため上方修正を行う施策

##### I-4 情報教育（モラル含む）の推進（P9）

###### 【指標】

端末や教育用ソフトウェアの使い方、著作権、情報モラル等の研修会の実施

###### 【令和4年度 主な成果と取組】（学校教育課）

夏季休暇中に1回研修を行ってきたが、R4(2022)年度途中から月1回程度講座を開くこととし、端末・教育用ソフトウェアの使い方について周知を行ったことで、授業への活用が促進された。

###### 【目標の修正】

令和4(2022)年度実績が令和7(2025)年度目標値を上回るため令和5(2023)年度から上方修正。

年度	実績（R2）	R4	R5	R6	R7
目標値	年2回	年4回	年4回	年4回	年4回
修正値			年13回	年13回	年13回
実績値	-	年11回			

##### I-11 マイナンバーカードの交付促進（P13）

###### 【指標】

マイナンバーカード交付率

###### 【令和4年度 主な成果と取組】（総合窓口課）

休日窓口の定期的な開設、申請サポートカーによる出張申請受付（まちづくりセンター、商業施設等）、マイナポイントの窓口支援を実施。マイナポイントの取得促進効果もあり、取得促進につながった。

###### 【目標の修正】

令和4(2022)年度実績が令和7(2025)年度目標値を上回るため令和5(2023)年度から上方修正。

また、令和5年度からは、国の方針変更に伴い、普及の基準を交付率から保有率に変更する。

年度	実績（R2）	R4	R5	R6	R7
目標値	34.35%	55%	60%	65%	70%
修正値			79%	81%	83%
実績値	-	77.8%			

※修正値はマイナンバーカード保有率

## (2) 指標及び目標を変更した施策

### I-6 情報関連企業の立地推進 (P10)

#### 【指標】

(変更前) 情報関連企業の誘致数

(変更後) 情報関連企業の誘致数 2 件の進捗率

#### 【令和 4 年度 主な成果と取組】(産業振興課)

企業が視察に来浜した際は、島根県と連携し、企業立地促進奨励金の案内、市内の空き物件の紹介のほか、島根県立大学、浜田商業高校や、ふるさと島根定住財団を訪問し、雇用の面での支援も PR するなど、誘致に努めた。1 企業の立地認定を行い、企業、県、市の 3 者で「事業所等の立地に関する覚書」に調印した。

#### 【目標の修正】

総合振興計画の進捗評価方法に合わせるため、件数表記から進捗率へ変更した。

年度	実績 (R2)	R4	R5	R6	R7
目標値	0 件	1 件	1 件	2 件	2 件
修正値	0%	25%	50%	75%	100%
実績値	-	25%			

## (3) 進捗評価が「C」の施策

### I-1 デジタル利活用者の増加促進 (P8)

#### 【指標】

(累計) デジタル活用基礎講座の各まちづくりセンターでの年間開催数

#### 【令和 4 年度 主な成果と取組】(政策企画課)

デジタル活用基礎講座 (スマートフォン講座) の開催を検討するにあたり、講座の共催団体と協議し、十分な準備期間を設けるため令和 5 年度から実施する計画とした。

#### 【目標の修正】

令和 5 年度から実施する講座開催数が目標値を上回る見込みのため。

年度	実績 (R2)	R4	R5	R6	R7
目標値	0 回	6 回	13 回	19 回	26 回
修正値			30 回	60 回	90 回
実績値	-	0 回			

# 浜田市地域情報化推進計画

[令和4年度実績]

令和5年12月

浜田市

## 浜田市地域情報化推進計画の進捗評価について(案)

### 進捗状況一覧

体系	施策項目数	達成状況				
		A	B	C	評価しない	評価対象外 (指標無し)
体系Ⅰ（地域の情報化） 元気で魅力的なまちづくりのための情報化	14	5 (36%)	3 (21%)	1 (7%)	0 (0%)	5 (36%)
体系Ⅱ（行政の情報化） みんなに優しい市民サービスのための情報化	13	6 (46%)	3 (23%)	0 (0%)	1 (8%)	3 (23%)
体系Ⅲ（基盤の整備） 情報化を行うための環境の整備	5	3 (60%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (40%)
合計	32	14 (44%)	6 (19%)	1 (3%)	1 (3%)	10 (31%)
令和4年度評価対象	21	14	6	1	-	-

### 体系Ⅰ（地域の情報化）

#### 元気で魅力的なまちづくりのための情報化

施策番号	施策名	指標	策定時 現状値	目標 (2025年度)	実績 (2022年度)	進捗 評価	担当課
I-1	デジタル利活用者の増加促進	【累計】デジタル活用基礎講座の各まちづくりセンターでの年間開催数	0回	26回	0回	C	政策企画課
I-2	SNS活用による行政情報の発信	—	-	-	-	—	政策企画課
I-3	Webアンケート活用に向けた検討	—	-	-	-	—	政策企画課
I-4	情報教育(モラル含む)の推進	【単年】端末や教育用ソフトウェアの使い方、著作権、情報モラル等の研修会の実施	年2回	年4回	年11回	A	学校教育課
I-5	民間企業の事業効率の支援	【単年】セミナー参加者数	27事業者	30事業者	38事業者	A	商工労働課
I-6	情報関連企業の立地推進	【累計】情報関連企業の誘致数2件の進捗率	0%	100%	25%	A	産業振興課
I-7	水産業のICT活用推進	—	-	-	-	—	水産振興課
I-8	農業のICT活用推進	—	-	-	-	—	農林振興課
I-9	観光情報の発信力強化	【単年】観光入込客数	938,866人	1,750,000人	1,340,757人	B	観光交流課
I-10	定住情報の発信力強化	【単年】移住定住情報サイトトップページへのアクセス数(ページビュー数)	19,514件	29,300件	18,405件	B	定住関係人口推進課
I-11	マイナンバーカードの交付促進	【累計】マイナンバーカード交付率	34.35%	70%	77.8%	A	総合窓口課
I-12	保健福祉等情報発信方法の検討	—	-	-	-	—	健康医療対策課
I-13	子育て支援アプリの活用推進	【単年】アプリ登録者数(年間出生数の7割)	0人	年間出生数の7割	166人	B	子ども・子育て支援課
I-14	アプリによる環境教育の推進	【単年】アプリ登録者数	0人	1,000人	4,640人	A	カーボンニュートラル推進室

※指標の変更が行われたものを赤字で記載しています。

## 体系Ⅱ(行政の情報化)

### みんなに優しい市民サービスのための情報化

施策番号	施策名	指標	策定時現状値	目標(2025年度)	実績(2022年度)	進捗評価	担当課
Ⅱ-1	防災・防犯情報の伝達手段の強化	【累計】次期防災情報システムの導入進捗率	0%	100%	10%	A	防災安全課
Ⅱ-2	オンライン(電子)申請の拡充	【累計】マイナンバーカードの電子証明書を利用したオンライン申請の項目数	0項目	16項目	42項目	A	総務課デジタル推進室
Ⅱ-3	窓口手数料のキャッシュレス化の検討	—	-	-	-	—	総合窓口課
Ⅱ-4	放課後児童クラブの児童管理等システムの検討	—	-	-	-	—	子ども・子育て支援課
Ⅱ-5	校務支援システムの導入	【累計】校務システムの全校導入	0校	全校(25校)	0校	評価しない	学校教育課
Ⅱ-6	公衆無線LANの活用促進	【単年】Wi-Fiへのアクセス回数	43,300回	60,000回	37,008回	B	政策企画課
Ⅱ-7	ホームページの見やすさ向上	【単年】トップページへのアクセス数(ページビュー数)	4,200,000件	4,400,000件	3,734,228件	B	政策企画課
Ⅱ-8	市が保有するデータのオープンデータ化の促進	【累計】マップONしまね、オープンデータカタログサイトへの掲載件数	15件	25件	15件	B	政策企画課
Ⅱ-9	保健指導等におけるタブレット端末活用の検討	—	-	-	-	—	健康医療対策課
Ⅱ-10	職員情報リテラシーの向上	【単年】職員向け情報関連研修の実施件数	3件	4件	5件	A	総務課デジタル推進室
Ⅱ-11	業務システムの最適化	【累計】最適化を実施したシステム数	0件	5件	3件	A	総務課デジタル推進室
Ⅱ-12	情報システムの耐災害性の向上	【累計】災害を意識して情報システムを整備した件数	0件	5件	3件	A	総務課デジタル推進室
Ⅱ-13	ICTを活用した業務最適化の推進	【累計】業務削減時間	0時間/年	1000時間/年	3400時間/年	A	行財政改革推進課

## 体系Ⅲ(基盤の整備)

### 情報化を行うための環境の整備

施策番号	施策名	指標	策定時現状値	目標(2025年度)	実績(2022年度)	進捗評価	担当課
Ⅲ-1	ケーブルテレビとの連携による行政情報の発信	【累計】職員研修の4年間の累計回数	1回	4回	1回	A	政策企画課
Ⅲ-2	小中学校のICT環境の向上	【単年】各校の教育用端末1台当たりの使用帯域を3.0Mbps以上確保	1.0Mbps未満	3.0Mbps以上維持	3.0Mbps以上維持	A	学校教育課
Ⅲ-3	ラジオ・携帯電話不感地域の解消	—	-	-	-	—	政策企画課
Ⅲ-4	地域情報番組の放送による地域間交流の促進	—	-	-	-	—	政策企画課
Ⅲ-5	高速情報通信基盤の構築	【累計】ケーブルテレビインターネット加入件数	3,650件	4,000件	4,311件	A	政策企画課

# 進捗状況詳細

## 体系 I (地域の情報化)

### 元気で魅力的なまちづくりのための情報化

I-1		デジタル利活用者の増加促進																		
施策概要	情報化社会に適応するため、ICTの利活用ができる方を増やすことを目的として、身近な場所（まちづくりセンター等）で、オンラインによる行政手続きや、よく利用される民間サービスの利用方法等の助言や相談を中心としたデジタル活用基礎講座を実施する。																			
令和4年度 主な取組と成果 (政策企画課)	デジタル活用基礎講座（スマートフォン講座）の開催を検討するにあたり、講座の共催団体と協議し、十分な準備期間を設けるため令和5年度から実施する計画とした。																			
今後の展開 (政策企画課)	令和5年度からは、5カ所のまちづくりセンターで、全6回のスマートフォン講座を行う予定。（計30回）毎年度継続して講座を行い、多くの市民が情報化による恩恵を受けられるよう、スマートフォンへの理解及び利用率向上を目指す。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】デジタル活用基礎講座の各まちづくりセンターでの年間開催数	0件	6回	0回	0%	C															
<table border="1"> <caption>年間開催数</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>						年	実績	目標	2022	0	6	2023	6	6	2024	7	7	2025	7	7
年	実績	目標																		
2022	0	6																		
2023	6	6																		
2024	7	7																		
2025	7	7																		

I-2		SNS活用による行政情報の発信				
施策概要	現在、防災、広報、定住等、様々な行政情報をSNSを活用して発信している。引き続き、各部署が情報発信を行う選択肢の一つとしてSNSを活用できるよう、機能・有用性を定期的に周知し、価値のある情報発信となるように進めていく。					
令和4年度 主な取組と成果 (政策企画課)	市で運営しているSNSや、その他の行政情報の発信手段を取りまとめて、他部署の職員が情報発信に活用しやすいように情報提供を行った。 また、市公式ホームページに掲載しているSNSリンク集が発見しやすいよう、リニューアルに合わせてトップページからの導線を作った。					
今後の展開 (政策企画課)	市が運営するSNSを情報発信に使いやすいよう、他部署の職員にも定期的に周知していく。 また、市民の方にも、市がどのようなSNSを運営しているか、各種行政情報発信手段（広報、CATV等）を利用し、周知を行っていく。					
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価	
—	—	—	—	—	—	

I-3		Webアンケート活用に向けた検討				
施策概要	<p>浜田市協働のまちづくり推進条例において、市民参画の機会を積極的に設け、まちづくりに反映するよう努めるものとしており、その方法の一つとして「アンケートの実施」を規定している。</p> <p>今後、スマートフォンの普及に伴い、市民の負担軽減や経費削減などからWebアンケートの実施を推進していく。</p>					
令和4年度 主な取組と成果 (政策企画課)	<p>簡単な操作でアンケートフォームを作成できる「LoGoフォーム」の試験運用を開始した。</p> <p>職員が簡単にウェブアンケートを作成でき、自動集計やオンライン決済にも対応しているため、今後の活用検討を行う。</p>					
今後の展開 (政策企画課)	<p>令和5年度から正式稼働。</p> <p>まずは各課でアンケート作成等に利用してもらう。</p> <p>今後は、どのような行政手続きに対応可能か検討を行う。</p>					
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価	
—	—	—	—	—	—	

I-4		情報教育(モラル含む)の推進																		
施策概要	<p>ICT活用が基礎学力として必要とされる現代の子供たちにとって、ICTの活用方法、情報モラルの教育が必要である。また、1人1台のパソコンを配布したことにより、家庭学習などにおいて自律的に使いこなすために積極的な情報教育が求められている。このことから、児童生徒や指導する教員に対して、ICT支援員を学校へ配置し各種支援を行う。</p>																			
令和4年度 主な取組と成果 (学校教育課)	<p>夏季休暇中に1回研修を行ってきたが、R4年度途中から月1回程度講座を開くこととし、端末・教育用ソフトウェアの使い方について周知を行ったことで、授業への活用が促進された。</p>																			
今後の展開 (学校教育課)	<p>浜田市教育研究会メディア教育部会と連絡を密にとり、夏季研修及び講座において現場が知りたい情報を発信することで、より教育面におけるICTの普及促進を行う。</p>																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】 端末や教育用ソフトウェアの使い方、著作権、情報モラル等の研修会の実施	年2回	年4回	年11回	275%	A															
<p>研修会の実施数</p> <table border="1"> <caption>研修会の実施数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>11</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実績	目標	2022	11	4	2023	4	4	2024	4	4	2025	4	4
年度	実績	目標																		
2022	11	4																		
2023	4	4																		
2024	4	4																		
2025	4	4																		

I-5		民間企業の事業効率の支援																		
施策概要	市内事業者の事業継続をしていくためには、販路開拓や集客効果の高い情報発信が必要となる。市民や観光客、若年層や高齢者など、それぞれの事業者にあった情報発信を行うため、ホームページの立ち上げ方や運用の方法、さらにはスマートフォンやタブレットの普及によるSNSの効果的な活用などを学ぶセミナーを開催する。																			
令和4年度 主な取組と成果 (商工労働課)	島根県よろず支援拠点と共催でセミナーを2回開催。 R4.9.12 集客、売上アップにつなげるため公式LINEを活用してみませんか？参加者17名、オンライン参加10名（24事業者） R4.11.18 集客、売上アップにつながるチラシを活用しませんか？参加者8名、オンライン6名（14事業者）																			
今後の展開 (商工労働課)	SNS等を活用したセミナーについては令和2年から通算して6回実施。セミナー参加者も固定されてきたことやセミナー内容も大きな変更がないことから、SNSの効果的な活用だけではなく、ICTを広く活用した業務改善や生産性の向上に繋がるセミナーの開催なども検討していく。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】セミナー参加者数	27事業者	30事業者	38事業者	127%	A															
<p style="text-align: center;">セミナー参加者数</p> <table border="1"> <caption>セミナー参加者数</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>38</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>						年	実績	目標	2022	38	30	2023	-	30	2024	-	30	2025	-	30
年	実績	目標																		
2022	38	30																		
2023	-	30																		
2024	-	30																		
2025	-	30																		

I-6		情報関連企業の立地推進																		
施策概要	雇用の増大に向けては、企業誘致等により雇用の場を確保していくことが重要である。そうしたことからソフト産業を立地した者のうち、一定の常用従業員を新たに雇用した場合、建物・敷地の賃貸料やインターネット接続に係る経費等の2分の1以内（限度1,000万円）を補助する。島根県の企業立地優遇制度との併用も可能。																			
令和4年度 主な取組と成果 (産業振興課)	企業が視察に来浜した際は、島根県と連携し、企業立地促進奨励金の案内、市内の空き物件の紹介のほか、島根県立大学、浜田商業高校や、ふるさと島根定住財団を訪問し、雇用の面での支援もPRするなど、誘致に努めた。1企業の立地認定を行い、企業、県、市の3者で「事業所等の立地に関する覚書」に調印しました。																			
今後の展開 (産業振興課)	企業の視察の際は、奨励金の案内、市の遊休施設を含めた空き物件の紹介、学校訪問等を行い、誘致を働かせる。島根県の企業立地優遇制度と浜田市の奨励金等は併用が可能であるため、企業の視察等での面談時には島根県と連携して対応する。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】情報関連企業の誘致数2件の進捗率		0%	25%	100%	A															
<p style="text-align: center;">企業誘致数2件の進捗率</p> <table border="1"> <caption>企業誘致数2件の進捗率</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>						年	実績	目標	2022	25	25	2023	-	50	2024	-	75	2025	-	100
年	実績	目標																		
2022	25	25																		
2023	-	50																		
2024	-	75																		
2025	-	100																		

I-7		水産業のICT活用推進				
施策概要	<p>漁業従事者の後継者不足や高齢化に伴い担い手の確保が課題となっている。そうしたことからICTを活用したスマート水産業の推進による生産活動の省力化や操業の効率化を図っていく。また、販路拡大対策としてICTを活用したECサービスの推進による購買の効率化を図る。</p> <p>取組については、JFや水産関連団体と検討しながら実施する。</p>					
令和4年度 主な取組と成果 (水産振興課)	<p>スマート水産業に係る他産地の先進事例の情報収集、ECサービスの活用状況について事業者からの聞き取り等を行った。</p>					
今後の展開 (水産振興課)	<p>引き続き情報収集を行い、ICT活用がもたらす省力化・効率化の効果や当市水産業への導入の可能性等について検討を行う。</p>					
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価	
—	—	—	—	—	—	

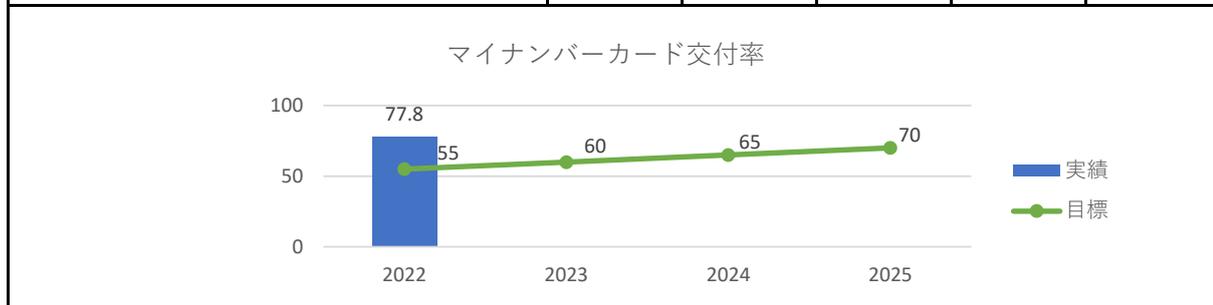
I-8		農業のICT活用推進				
施策概要	<p>現在、市内各地でドローンの活用やラジコン草刈機の導入により、農作業の省力化を推進している。また、民間事業者においては、GPS情報を利用したICT農業用ブルドーザを用いて、水田の均平化、乾田直播など作業時間の短縮や収量の増加などコストの低減を目指している。</p> <p>こうした省力化を図る取組に対して支援するとともに、新たなICT技術の導入をJAなどの関係機関と検討しながら農作業の省力化を図っていく。</p>					
令和4年度 主な取組と成果 (農林振興課)	<p>令和3年度に農機具メーカーとの連携協定を締結し、有機米の産地づくりを進める中で、自動抑草ロボットの効果検証を行った。</p> <p>また、他農機具メーカーとは自動操舵機械の導入による省力化を実証実験している。</p>					
今後の展開 (農林振興課)	<p>これらの民間企業との連携を継続し、地域農業の維持発展のために実証実験等を重ね、省力化の取組みを進める。</p>					
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価	
—	—	—	—	—	—	

I-9		観光情報の発信力強化																		
施策概要	観光客向けの情報発信については（一社）浜田市観光協会に集約してあるため「温泉」、「石見神楽」、「食の魅力」を中心にホームページやSNS等を活用した情報発信を総合的に行っている。 今後、観光客のニーズをリアルタイムで掴むため、ホームページのアクセス数や検索ワードなどを解析しながら、効果的な情報発信につなげる。																			
令和4年度 主な取組と成果 (観光交流課)	「はまナビ」については、観光情報やイベント情報等の積極的な発信を行い、令和元年度以降最多のアクセス数となった。 飲食店の情報を取り扱った「はまごち」は、株式会社ぐるなびによる運営に移行し、店舗の特色が反映しやすい体制となった。																			
今後の展開 (観光交流課)	ホームページ内に動画コンテンツを埋め込み、サイトの魅力向上を図る。また、Facebook、Instagram、Twitterなど各種SNSによる発信を継続的に行い、観光情報発信力の強化を図る。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】観光入込客数	938,866人	1,613,000人	1,340,757人	83%	B															
<p style="text-align: center;">観光入込客数</p> <table border="1"> <caption>観光入込客数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>1,340,757</td> <td>1,613,000</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>1,657,000</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>1,702,000</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>1,750,000</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実績	目標	2022	1,340,757	1,613,000	2023	-	1,657,000	2024	-	1,702,000	2025	-	1,750,000
年度	実績	目標																		
2022	1,340,757	1,613,000																		
2023	-	1,657,000																		
2024	-	1,702,000																		
2025	-	1,750,000																		

I-10		定住情報の発信力強化																		
施策概要	移住検討者が必要とする情報を効果的に提供することは移住者の増加に向けて重要となるため、移住定住サイトで世代別の情報を取得できるコンテンツを追加導入するなど欲しい情報が取得しやすいようにしていく。 また、関連する空き家バンクシステムを見直すことにより事務効率化を図りながら移住定住の促進に繋げていく。																			
令和4年度 主な取組と成果 (定住関係人口推進課)	移住定住情報サイトにおいて、随時、移住者インタビュー等を掲載した。加えて、新たに空き家バンクシステムを構築し、令和5年3月20日にシステム運用を開始した。																			
今後の展開 (定住関係人口推進課)	引き続き、移住定住情報サイトにおいて移住者へのインタビュー記事を掲載し、仕事面だけではなく、浜田での暮らしぶりを移住前と比較するなど、わかりやすい情報発信に努めるとともに、空き家バンクシステムによる事務効率化により、移住促進を図る。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】移住定住情報サイトトップページへのアクセス数（ページビュー数）	19,514件	21,960件	18,405件	84%	B															
<p style="text-align: center;">移住定住情報サイトアクセス数</p> <table border="1"> <caption>移住定住情報サイトアクセス数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>18,405</td> <td>21,960</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>24,410</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>26,860</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>29,300</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実績	目標	2022	18,405	21,960	2023	-	24,410	2024	-	26,860	2025	-	29,300
年度	実績	目標																		
2022	18,405	21,960																		
2023	-	24,410																		
2024	-	26,860																		
2025	-	29,300																		

I-11	<b>マイナンバーカードの交付促進</b>
<b>施策概要</b>	今後、マイナンバーカードの利活用が進む中、交付率を上げていくことが必要となっている。よって、マイナンバーカードの取得促進を図るため、市民への周知、休日窓口の実施、まちづくりセンターや商業施設等で出張申請受付を行い、マイナンバーカードのメリット（保険証利用、e-Tax、新型コロナワクチン接種証明書等）や、マイナポイント等の支援策を積極的に案内することで取得を促していく。
<b>令和4年度 主な取組と成果 (総合窓口課)</b>	休日窓口の定期的な開設、申請サポートカーによる出張申請受付（まちづくりセンター、商業施設等）、マイナポイントの窓口支援を実施。マイナポイントの取得促進効果もあり、取得促進につながった。
<b>今後の展開 (総合窓口課)</b>	未交付者への通知、休日窓口等、交付申請促進を図り、取得率増加に努める。 ※令和5年度からは、国の方針変更に伴い、普及の基準を交付率から保有率に変更する。

指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価
【累計】マイナンバーカード交付率	34.35%	55.0%	77.8%	141%	A



I-12	<b>保健福祉等情報発信方法の検討</b>				
<b>施策概要</b>	保健福祉等情報を多くの人にタイムリーに情報を伝えていくことは重要であるため、市内のまちづくりセンターや人が多く集まる場所においてデジタルサイネージ（電子看板）を設置することにより、情報を取得しやすい環境づくりに取り組む。また、メール等による各種健（検）診案内及び各種事業案内やWebによる予約が行えるようにすることで住民の負担軽減を図る。				
<b>令和4年度 主な取組と成果 (健康医療対策課)</b>	R5年度からの検診予約に向け、LOGOフォームを活用した検診予約フォームを作成。SNS活用による健康情報の発信の実施。				
<b>今後の展開 (健康医療対策課)</b>	web予約による効果検証を行う。 引き続き、効果的な情報発信を検討する。				
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価
—	—	—	—	—	—

I-13		子育て支援アプリの活用推進																		
施策概要	子育て世代が抱える孤独や不安を解消するには、子育てに必要な情報をリアルタイムに提供することやコミュニケーションの機会を増やすことが重要であるため、スマートフォンアプリを活用し、アドレス登録者の状況に応じた子育てに必要な知識と浜田市のサービスについて情報提供を行う仕組みを構築する。																			
令和4年度 主な取組と成果 (子ども・子育て支援課)	令和4年9月30日から運用を開始した。 妊娠届出時や赤ちゃん訪問時、子育て世代包括支援センター「すくすく」の行事等、親子と関わるタイミングでアプリの紹介をした。「すくすく」での行事の様子や予防接種などの母や子の健康に関する情報等、妊娠期から子育て期の各期に応じた情報を発信することで、アプリを利用したくなるような仕掛けに取り組んだ。 R4年度実績値は、アプリ登録者のうち乳児の数で、目標達成には至らなかったが、全体の登録者（R5年3月31日現在、妊婦含めすべての登録者）は、643人であり、幅広い年齢の登録者を得ている。																			
今後の展開 (子ども・子育て支援課)	アプリ導入から1年になるため、利用者へのアンケートの実施を検討している。その結果をもとに内容の見直し等図る。 引き続きアプリの紹介、様々な情報発信に努め、新規登録者の確保をめざす。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】アプリ登録者数（年間出生数の7割）	0人	198人	166人	84%	B															
<p style="text-align: center;">アプリ登録者数</p> <table border="1"> <caption>アプリ登録者数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>166</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>210</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>210</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>210</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実績	目標	2022	166	198	2023	210	210	2024	210	210	2025	210	210
年度	実績	目標																		
2022	166	198																		
2023	210	210																		
2024	210	210																		
2025	210	210																		

I-14		アプリによる環境教育の推進																		
施策概要	今後、地球温暖化防止に向けた取組を推進していくためには市民の意識向上を図る必要がある。そのため、環境に関する情報・知識や環境クイズ、講座動画などをスマートフォンを介した環境教育アプリで配信するなど取組みやすい環境を提供することにより、カーボンニュートラルや地球温暖化防止の機運の醸成を図っていく。																			
令和4年度 主な取組と成果 (カーボンニュートラル推進室)	環境啓発番組「はまだエコスクール」全6本の制作、CATVで計3回放送、市のYouTubeで計2回配信 ごみ分別アプリへスタンプラリー機能・クイズ機能の追加。番組視聴、クイズでポイントを獲得し、景品と交換できる仕組みを整備した。																			
今後の展開 (カーボンニュートラル推進室)	今後も番組の放送やクイズの配信を行い、継続的に市民が脱炭素について学ぶことで、市全体の脱炭素化に向けて家庭での取組が推進されることが予測される。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】アプリ登録者数	0人	250人	4,640人	1856%	A															
<p style="text-align: center;">アプリ登録者数</p> <table border="1"> <caption>アプリ登録者数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>4,640</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>250</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>500</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>750</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実績	目標	2022	4,640	250	2023	250	250	2024	500	250	2025	750	250
年度	実績	目標																		
2022	4,640	250																		
2023	250	250																		
2024	500	250																		
2025	750	250																		

## 体系Ⅱ（行政の情報化）

### みんなに優しい市民サービスのための情報化

Ⅱ-1	防災・防犯情報の伝達手段の強化																			
施策概要	<p>現在、災害時には防災行政無線、防災防犯メール、データ放送、ツイッター等を用いて個別に発信し、多くの市民が防災情報を取得できるよう努めている。今後、老朽化した防災行政無線を次期防災情報システムに更新する際、他の情報伝達手段（メール、ケーブルテレビ、SNS等）への同時発信ができるよう強化する。</p> <p>また、市民の防災情報取得について、啓発活動を継続する。</p>																			
令和4年度 主な取組と成果 (防災安全課)	<p>防災出前講座や防災防犯情報登録推進チラシ等を活用し、防災防犯メール等の登録者数増加に努めた。</p> <p>また、防災防犯メール、SNS及びぶすぐる（小中学校保護者等向けアプリ）の同時発信が可能となるようシステムの更新を行った。</p>																			
今後の展開 (防災安全課)	市民への情報伝達手段の強化に向け、防災無線の更新等に着手する。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】次期防災情報システムの導入進捗率	0%	10%	10%	100%	A															
<p>次期防災情報システムの導入進捗率</p> <table border="1"> <caption>次期防災情報システムの導入進捗率</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>実績 (%)</th> <th>目標 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>						年	実績 (%)	目標 (%)	2022	10	10	2023	-	40	2024	-	70	2025	-	100
年	実績 (%)	目標 (%)																		
2022	10	10																		
2023	-	40																		
2024	-	70																		
2025	-	100																		

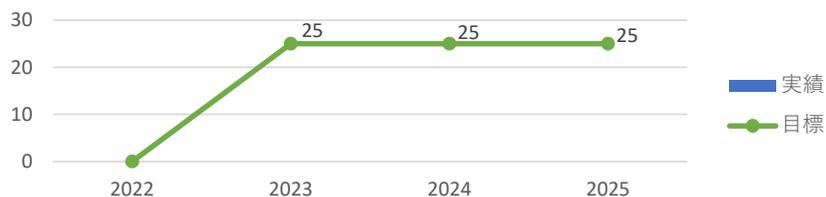
II-2		オンライン(電子)申請の拡充																		
施策概要	<p>国において行政手続きのオンライン化が進められており、浜田市においてもマイナンバーカードの普及とともに窓口での手続き事務のオンライン化を更に進めていく必要がある。</p> <p>よって、マイナンバーカードの電子証明書を利用したオンラインでの申請ができる環境を構築し、対象業務の拡充を図っていく。</p>																			
令和4年度 主な取組と成果 (総務課デジタル推進室)	子育て、介護、火災予防、転出転入に関する手続きをオンライン申請できる環境を構築した。																			
今後の展開 (総務課デジタル推進室)	新規導入するオンライン化プラットフォームを活用したオンライン申請を拡充する。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】マイナンバーカードの電子証明書を利用したオンライン申請の項目数	0項目	15項目	42項目	280%	A															
<p>オンライン申請の項目数</p> <table border="1" style="display: none;"> <caption>オンライン申請の項目数</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>42</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>						年	実績	目標	2022	42	15	2023	-	16	2024	-	16	2025	-	16
年	実績	目標																		
2022	42	15																		
2023	-	16																		
2024	-	16																		
2025	-	16																		

II-3		窓口手数料のキャッシュレス化の検討				
施策概要	<p>キャッシュレス決済が普及してきている中、自治体においてもその対応が求められている。</p> <p>よって、窓口における住民票や戸籍等、証明発行時の手数料を様々な支払い方法への対応として、キャッシュレス決済の導入を検討する。</p>					
令和4年度 主な取組と成果 (総合窓口課)	他市へ聞き取り調査を行い導入状況を取りまとめた。					
今後の展開 (総合窓口課)	キャッシュレス決済を導入している他市へ視察を行う等、導入の検討を進める。					
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価	
—	—	—	—	—	—	

II-4		放課後児童クラブの児童管理等システムの検討				
施策概要	<p>現在、児童の児童クラブへの入室、退室などはシステム化されておらず、支援員において管理している。そこで、児童の管理、保護者との連絡等を行うシステムを導入することで、事務の効率化や支援員の負担軽減を図っていく。</p> <p>また、児童の情報をスマートフォン等で配信できるシステムとすることで保護者の安心感に繋げていく。</p>					
令和4年度 主な取組と成果 (子ども・子育て支援課)	導入に向けた情報収集を行った。					
今後の展開 (子ども・子育て支援課)	令和7年度以降に運用開始できるよう準備を進める。					
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価	
—	—	—	—	—	—	

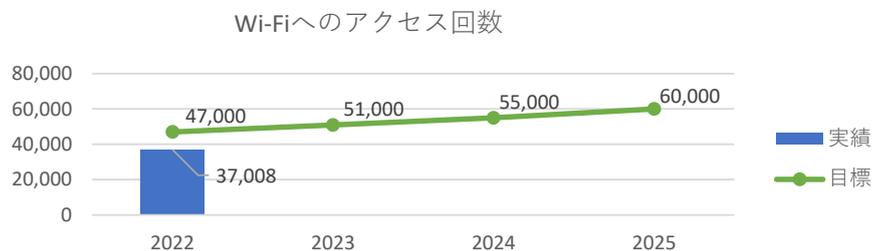
II-5		校務支援システムの導入				
施策概要	<p>市内小中学校での校務において、児童生徒名簿や出席簿の管理、通知表や指導要録の帳票様式が学校ごとに異なっているため、市内異動の教職員の負担になっている。また、学習指導要領の改訂の度に様式を変更する必要がある。</p> <p>教育面の学校ICT化が進んでいる中、全校で各種入力方法や出力帳票を統一することで校務を効率化させる。</p>					
令和4年度 主な取組と成果 (学校教育課)	<p>R5年度導入に向けて、三市三町で浜田地区校務支援システム共同利用協議会を立ち上げた。</p> <p>また、協議会において共同調達のスケジュール、プロポーザルの実施要領及び仕様書等の検討を行った。</p>					
今後の展開 (学校教育課)	R5年度にプロポーザルを実施し、運用方法の統一に向けた検討を行いながら、R6.1に稼働を開始する。					
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価	
【累計】校務システムの全校導入	0校	0校	0校	0%	評価しない	

校務システムの全校導入



<b>II-6</b>	<b>公衆無線LANの活用促進</b>
<b>施策概要</b>	まちづくりセンターや観光施設など市内39ヵ所に設置している公衆無線LANについては、災害時には防災用に、平常時には集会や観光用等に利用することを目的としている。 今後、災害時に有効に活用できるよう、また普段から市民の方に利用してもらうため、設置個所や使用方法、セキュリティ上の注意等の周知を行い、利用促進を図る。
<b>令和4年度 主な取組と成果 (政策企画課)</b>	フリーWi-Fiの1回の利用可能時間は従来1時間であったが、様々な用途に活用できるよう、2時間に設定変更を行った。 また、雲城、三隅、三保まちづくりセンター及び子育て世代包括支援センターに新たにフリーWi-Fiを設置した。
<b>今後の展開 (政策企画課)</b>	設置拠点全体的に利用者の減少がみられるため、原因の調査を行う。 合わせて、フリーWi-Fiの存在と利用方法の周知を行っていく。

指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価
【単年】Wi-Fiへのアクセス回数	43,300回	47,000回	37,008回	79%	B



<b>II-7</b>	<b>ホームページの見やすさ向上</b>
<b>施策概要</b>	市の公式ホームページは、行政情報を発信する主要な媒体となっているが、現在のシステムの導入から7年以上が経過した中、知りたい情報が検索しづらい、あるいは掲載内容が見えにくいなど課題も多くある。 よって、検索のしやすさ、見やすさの向上を図るため、システム及びデザインの改修を行う。
<b>令和4年度 主な取組と成果 (政策企画課)</b>	浜田市公式ウェブサイトについて、記事の見やすさや見つけやすさ、トップページのデザイン改善等を目的として、7月にリニューアルを行った。 新型コロナウイルス感染症が落ち着いた関係により、アクセス数が減少している。
<b>今後の展開 (政策企画課)</b>	より見やすくなるよう、需要が高い情報の集約、記事までの導線の最適化等を行っていく。また、各記事ページの下部に、アンケートを設置し、利用者からの意見を収集しているため、当アンケートの結果を職員に毎月周知し、分かり易い記事を作成するための意識改善を行っていく。

指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価
【単年】トップページへのアクセス数 (ページビュー数)	4,200,000件	4,250,000件	3,734,228件	88%	B



II-8		市が保有するデータのオープンデータ化の促進																		
施策概要	自治体が持っているデータは、民間事業者などにおいて事業戦略やマーケティングに活用できるものも多い。 市においても、県が運営するオープンデータ関連のサイトを活用しながらデータを公表しているが、引き続き有効活用してもらえるよう積極的にデータの公表に取り組んでいく。																			
令和4年度 主な取組と成果 (政策企画課)	広島広域都市圏において、新たにオープンデータのポータルサイトを公開し、浜田市からは、既存掲載3件分のデータを掲載した。																			
今後の展開 (政策企画課)	広島広域都市圏のオープンデータサイトとの連携が始まったため、より有益なデータを掲載するため、各課に呼びかけを行っていく。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】マップONしまね、オープンデータカタログサイトへの掲載件数	15件	17件	15件	88%	B															
<p style="text-align: center;">掲載件数</p> <table border="1"> <caption>掲載件数推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>15</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>						年	実績	目標	2022	15	17	2023	-	19	2024	-	21	2025	-	25
年	実績	目標																		
2022	15	17																		
2023	-	19																		
2024	-	21																		
2025	-	25																		

II-9		保健指導等におけるタブレット端末活用の検討				
施策概要	保健指導などを行う上で、データなどを迅速に表示、また数値ではなく動画を使った「見える化」をすることは、相手にもわかりやすく、また、ペーパーレスによる経費削減につながるなど、とても有効な手段となる。 そうしたことから、タブレット端末の導入による効果的な保健指導や栄養指導に向けて検討していく。					
令和4年度 主な取組と成果 (健康医療対策課)	ICT活用した保健指導の事例の情報収集。					
今後の展開 (健康医療対策課)	ICT活用した保健指導の事例の導入の効果、可能性についての研究、検討。					
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価	
—	—	—	—	—	—	

II-10		職員情報リテラシーの向上																		
施策概要	ICT活用には、専門的な知識や技術等が求められるため、適切に理解・解釈・活用する力が必要となる。 そうしたことから、ICTを活用して市の業務の省力化や新たな住民サービスを検討できるように職員研修を実施するなどしながら職員の育成を図っていく。																			
令和4年度 主な取組と成果 (総務課デジタル推進室)	これまでに実施してきた研修に加え、地方公共団体情報システム機構が提供する動画研修を職員向けに公開し、活用した。																			
今後の展開 (総務課デジタル推進室)	引き続き、庁内のデジタル化の推進に向け、職員向けの研修を実施する。さらに、職員向けに提供できる研修は広く周知し、利用者の拡大に努める。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】職員向け情報関連研修の実施件数	3件	4件	5件	125%	A															
<p style="text-align: center;">研修の実施件数</p> <table border="1"> <caption>研修の実施件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実績	目標	2022	5	4	2023	-	4	2024	-	4	2025	-	4
年度	実績	目標																		
2022	5	4																		
2023	-	4																		
2024	-	4																		
2025	-	4																		

II-11		業務システムの最適化																		
施策概要	現在、国では地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進している。 そうしたことで進められている業務システム標準化、共通化の動向を注視しながら、各種システムの新規構築や更新のタイミングにおいて、業務内容、規模、システム構成などを見直し、適切な規模と構成のシステムにすることで、運用効率と費用面で優れた形に最適化する。																			
令和4年度 主な取組と成果 (総務課デジタル推進室)	生活保護システム及び地籍システムを従来型から仮想基盤へ移行した。また、財務会計システムについては、引き続きLGWAN-ASPを使用する形で更新した。																			
今後の展開 (総務課デジタル推進室)	庁内システムサーバ及び庁内ネットワークの更新を実施する。更新にあわせて、近年増大する通信量やシステム容量に対応した構成への見直しを実施する。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】最適化を実施したシステム数	0件	3件	3件	100%	A															
<p style="text-align: center;">最適化を実施したシステム数</p> <table border="1"> <caption>最適化を実施したシステム数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実績	目標	2022	3	3	2023	-	4	2024	-	5	2025	-	5
年度	実績	目標																		
2022	3	3																		
2023	-	4																		
2024	-	5																		
2025	-	5																		

II-12		情報システムの耐災害性の向上																		
施策概要	<p>昨今、気候変動等によるこれまで経験したことのないような事象が多く見られ、市民の生活に多大な影響を及ぼしているため、災害等に対する情報システムの機能の向上は重要となっている。</p> <p>そうしたことから、情報システムを災害に強い構成に変更することや、バックアップの拡充、災害時に必要となるICT機器の整備など災害を意識した情報システムを整備していく。</p>																			
令和4年度 主な取組と成果 (総務課デジタル推進室)	更新した生活保護システム及び地籍システムのバックアップ環境を整備した。また、Web会議用の大型ディスプレイ等を新たに調達し、災害時にも活用できる環境を拡充した。																			
今後の展開 (総務課デジタル推進室)	更新を予定しているグループウェア及び庁内ネットワーク機器について、耐災害を想定したバックアップと構成を検討し、構築する。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】災害を意識して情報システムを整備した件数	0件	3件	3件	100%	A															
<p>災害を意識して情報システムを整備した件数</p> <table border="1"> <caption>災害を意識して情報システムを整備した件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実績	目標	2022	3	3	2023	-	4	2024	-	4	2025	-	5
年度	実績	目標																		
2022	3	3																		
2023	-	4																		
2024	-	4																		
2025	-	5																		

II-13		ICTを活用した業務最適化の推進																		
施策概要	<p>人口減少やグローバル化、安全・安心の実現など、ますます増大かつ多様化する行政ニーズに対応するためには、現在の業務のやり方を見直し、最新のICTを導入することで、業務の効率化を図り、職員の負担軽減及び生産性向上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>そうしたことから、議事録作成支援システム等をはじめとしたICT活用による業務の最適化を目指す。</p>																			
令和4年度 主な取組と成果 (行財政改革推進課)	<p>4月 AI-OCR導入（新型コロナワクチン予診票点検）▲3,000時間</p> <p>7月 議事録作成支援システム導入（全庁）▲400時間</p>																			
今後の展開 (行財政改革推進課)	申し込み、アンケート、施設予約等がオンラインでできるプラットフォームを導入する。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】業務削減時間	0時間/年	700時間/年	3400時間/年	486%	A															
<p>業務削減時間</p> <table border="1"> <caption>業務削減時間</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>3,400</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実績	目標	2022	3,400	700	2023	-	1,000	2024	-	1,000	2025	-	1,000
年度	実績	目標																		
2022	3,400	700																		
2023	-	1,000																		
2024	-	1,000																		
2025	-	1,000																		

## 体系Ⅲ(基盤の整備)

### 情報化を行うための環境の整備

Ⅲ-1	ケーブルテレビとの連携による行政情報の発信																			
施策概要	<p>石見ケーブルビジョンの「行政情報チャンネル」、「データ放送」及び自社アプリである「いわみる」は、お悔やみ情報、防災情報、行政情報など様々な情報が市と連携している。</p> <p>今後も、こうしたケーブルテレビを使った情報発信は市民に向けた情報発信の手段としては有効であることから、市民に向けてより効果的に情報発信できるよう、職員への周知や研修を行っていく。</p>																			
令和4年度 主な取組と成果 (政策企画課)	「行政情報チャンネル」、「データ放送」その他ケーブルテレビ放送を活用する方法をまとめ、周知を行った。																			
今後の展開 (政策企画課)	活用頻度が一部の部署に偏っているため、他部署がより活用するようわかりやすい手続き方法の解説や周知を行っていく。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】職員研修の4年間の累計回数	1回	1回	1回	100%	A															
<p style="text-align: center;">職員研修の4年間の累計回数</p> <table border="1"> <caption>職員研修の4年間の累計回数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実績	目標	2022	1	1	2023	1	1	2024	1	1	2025	1	1
年度	実績	目標																		
2022	1	1																		
2023	1	1																		
2024	1	1																		
2025	1	1																		

Ⅲ-2		小中学校のICT環境の向上																			
<b>施策概要</b>		<p>文部科学省が進める「GIGAスクール構想」に伴い、令和2年度に児童生徒及び指導者用端末1人1台端末環境を実現したため、全ての児童生徒が日常的に学校で端末を使うことを想定し、インターネット接続がスムーズに行える環境を整備することが必要である。</p> <p>これについて、光回線数の増、各種ネットワーク機器増強により急激に増えた通信量に耐えうる学校ネットワークの維持管理を行う。</p>																			
<b>令和4年度 主な取組と成果 (学校教育課)</b>		<p>定期的な回線速度の測定及び機器の更新を行ったことで、回線速度の低下に繋がる問題の改善を行うことができた。</p>																			
<b>今後の展開 (学校教育課)</b>		<p>引き続き定期的な回線速度の測定を行い、遅延箇所がある場合は随時改善を行う。また、機器の耐用年数を勘案し、更新にかかる費用の確保について検討を行う。</p>																			
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】各校の教育用端末1台当たりの使用帯域を3.0Mbps以上確保		1.0Mbps未満	3.0Mbps以上維持	3.0Mbps以上維持	100%	A															
<p>各校の教育用端末1台当たりの使用帯域</p> <table border="1"> <caption>各校の教育用端末1台当たりの使用帯域</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績 (Mbps)</th> <th>目標 (Mbps)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>							年度	実績 (Mbps)	目標 (Mbps)	2022	3	3	2023	-	3	2024	-	3	2025	-	3
年度	実績 (Mbps)	目標 (Mbps)																			
2022	3	3																			
2023	-	3																			
2024	-	3																			
2025	-	3																			

Ⅲ-3		ラジオ・携帯電話不感地域の解消				
<b>施策概要</b>		<p>ラジオや携帯電話については、災害時や緊急時の連絡手段として重要な役割を持っており、どこの地域でも利用できる環境が必要である。</p> <p>これまで、事業者へ要望するなどしながら不感地域の解消に努めてきたが、宅内における不感に対する意見などもあることから、引き続き、各事業者へ電波の改善要望を行っていく。</p>				
<b>令和4年度 主な取組と成果 (政策企画課)</b>		<p>県と連携し、携帯電話会社大手キャリア4社に、携帯電話が利用しにくい地域について解消されるよう要望を行った。</p>				
<b>今後の展開 (政策企画課)</b>		<p>不感地域の対象ではない地域でも、屋外で携帯電話が利用しにくい地域の状況把握に努める。</p> <p>また、継続して、携帯電話会社に件と連携して申し入れを行っていく。</p>				
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価
—		—	—	—	—	—

Ⅲ-4		地域情報番組の放送による地域間交流の促進				
施策概要	石見ケーブルビジョンの番組である「週間タウン情報」では、地域で活躍する人や地域活性化に向けた行事等に焦点をあてた地域番組として放送されている。現在、三隅地域のみを対象地域としているが、今後、浜田市全域を取材区域として広げ、各地域間の交流につながる情報となるよう展開させていく。					
令和4年度 主な取組と成果 (政策企画課)	令和4年度はケーブルテレビの統合の調整に努めた。その際、令和5年度からの「週間タウン情報」の後続番組について、放送内容の調整を行った。					
今後の展開 (政策企画課)	令和5年度から、「週間タウン情報」を「マイタウンはまだ」と改名し、リニューアルして放映を開始。三隅地域から市全域に取材エリアを拡大し、地域間交流につながる番組になるよう放映していく。					
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価	
—	—	—	—	—	—	

Ⅲ-5		高速情報通信基盤の構築																		
施策概要	市内ケーブルテレビの回線を光化する工事について、令和3年度に幹線工事を行い、令和4年度から4年間のうちに各宅内への引込工事を行っていく。令和7年度には全てのケーブルテレビ加入者が光回線に移行できるように、工事の周知とともに切替への理解を得ていく。併せて、加入率の向上に取り組んでいく。																			
令和4年度 主な取組と成果 (政策企画課)	市内ケーブルテレビ2局の統合及び光化工事に合わせ、必要となる手続きを、浜田地域(2,514件)、三隅地域(2,088件)の契約者に行った。その際、契約者にインターネットの加入を勧めた。																			
今後の展開 (政策企画課)	令和5年度からは、金城・旭・弥栄地域の引込宅内工事を行うため、手続きの際、契約者にインターネットの加入を勧め、通信回線の利用者増加に取り組む(浜田地域も令和6年度まで継続)。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2022年度)	実績 (2022年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】ケーブルテレビインターネット加入件数	3,650件	3,790件	4,311件	114%	A															
<p>ケーブルテレビインターネット加入件数</p> <table border="1"> <caption>ケーブルテレビインターネット加入件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>4,311</td> <td>3,790</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>-</td> <td>3,860</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>-</td> <td>3,930</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>-</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実績	目標	2022	4,311	3,790	2023	-	3,860	2024	-	3,930	2025	-	4,000
年度	実績	目標																		
2022	4,311	3,790																		
2023	-	3,860																		
2024	-	3,930																		
2025	-	4,000																		

浜田市地域情報化推進計画 指標の見直し

施策番号	施策名	指標		現状値 (2020年度)	年度ごとの目標値				目標	適用年度	見直しの理由
					2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2025年度		
I-1	デジタル利活用者の増加促進	デジタル活用基礎講座の各まちづくりセンターでの年間開催数の累計	現状	0回	6回	13回	19回	26回	26回	2023年度から	令和5年度から実施する講座開催数が目標値を上回る見込みのため。
			見直し後	0回	6回	30回	60回	90回	90回		
I-4	情報教育（モラル含む）の推進	端末や教育用ソフトウェアの使い方、著作権、情報モラル等の研修会の実施	現状	年2回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	2023年度から	2022年度実績が2025年度目標値を上回るため。
			見直し後	年2回	年4回	年13回	年13回	年13回	年13回		
I-6	情報関連企業の立地推進	情報関連企業の誘致数	現状	0件	1件	1件	2件	2件	2件	2022年度から	総合振興計画の進捗評価方法に合わせるため。
		情報関連企業の誘致数2件の進捗率	見直し後	0%	25%	50%	75%	100%	100%		
I-11	マイナンバーカードの交付促進	マイナンバーカード交付率	現状	34.35%	55.0%	60.0%	65.0%	70.0%	70.0%	2023年度から	2022年度実績が2025年度目標値を上回るため。また、令和5年度からは、国の方針変更に伴い、普及の基準を交付率から保有率に変更する。
		マイナンバーカード保有率	見直し後	34.35%	55.0%	79.0%	81.0%	83.0%	83.0%		
I-14	アプリによる環境教育の推進	アプリ登録者数	現状	0人	250人	500人	750人	1,000人	1,000人	2023年度から	当初は単独のアプリ開発を予定していたが、既存のごみ分別アプリに機能を追加したため、ごみ分別アプリの登録者数で計上し、目標の上方修正を行う。
			見直し後	0人	250人	6,000人	9,000人	10,000人	10,000人		
II-2	オンライン(電子)申請の拡充	マイナンバーカードの電子証明書を利用したオンライン申請の項目数	現状	0項目	15項目	16項目	16項目	16項目	15項目	2023年度から	当初予定していたマイナンバーカードを利用した申請のほか、独自の申請基盤の整備など、予定以上に申請項目の整備が進んだため。
			見直し後	0項目	15項目	45項目	50項目	55項目	55項目		
III-5	高速情報通信基盤の構築	ケーブルテレビインターネット加入件数	現状	3,650件	3,790件	3,860件	3,930件	4,000件	4,000件	2023年度から	2022年度実績が、2025年度目標値を上回るため。
			見直し後	3,650件	3,790件	4,370件	4,440件	4,500件	4,500件		

## 浜田市まちなか交流プラザの活用状況について

### 1 はまだ協働学舎ファンタス及び浜田商工会議所によるセミナールームの活用について (12月2日現在)

#### (1) はまだ協働学舎ファンタス (主催事業1回、共催事業7回、支援事業2回)



柏村印刷(株)・はまだ協働学舎ファンタス共同企画  
「県大生向け 広告・デザイン講座」(3回)



県立大学西嶋ゼミ・はまだ協働学舎ファンタス共同企画  
「はまだファンタスカフェ」(3回開催予定)

#### (2) 浜田商工会議所 (主催事業3回・共催事業6回)



「はまだ起業家育成塾」(5回)



「はまだビジネス・イノベーションスクール」  
(3回)

### 2 利活用促進への取組について

- ・はまだ未来ネットワーク会議※ 7月13日(木)・11月8日(水)開催
- ・浜田市まちなか交流プラザ活用・連携会議 12月以降毎月開催
- ・浜田市まちなか交流プラザスタッフ会議兼AED研修会 10月18日(水)開催

※はまだ未来ネットワーク

活用促進に向けた企画の検討や情報交換により、施設の有効活用を図ると共に、「浜田市まちなか交流プラザ」を核とした産・官・学・民の連携による「若者主体のネットワーク」を構築する。

構成団体：島根県立大学、魅力化コーディネーター、高大連携推進員、浜田商工会議所、日本海信用金庫、島根県、ふるさと定住財団、島根県、はまだ協働学舎ファンタス、浜田まちづくりコーディネーター、定住関係人口推進課

## 浜田市地域公共交通計画の策定について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「活性化再生法」という。)に基づき、「浜田市地域公共交通計画」を策定するため、浜田市地域公共交通活性化協議会において次のとおり協議を行っています。

### 1 浜田市地域公共交通活性化協議会

#### (1) 位置付け

活性化再生法に基づく法定協議会

#### (2) 設置目的

ア 浜田市地域公共交通計画の策定に関する協議及び交通計画の実施に関し必要な協議等を行う。

イ 市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議等を行う。

#### (3) 構成 (24 人)

No.	団体名等	役職	氏名	備考
1	浜田市	副市長	砂川 明	会長
2	島根県立大学	准教授	松田 善臣	副会長
3	中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画専門官	橋本 健司	
4	島根県地域振興部交通対策課	主任	実重 和成	
5	浜田警察署	交通課長	板倉 雅人	
6	国土交通省浜田河川国道事務所	副所長	安部 正和	
7	島根県浜田県土整備事務所	統括調整監	荒木 伸次	
8	浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	河野 良平	
9	浜田女性ネットワーク	会員	金本 妙子	
10	浜田市医師会	監事	河野 通久	
11	浜田商工会議所	副会頭	今井 久晴	
12	石央商工会	事務局長	山川 俊二	
13	浜田地域協議会	委員	三浦 美穂	監事
14	金城地域協議会	委員	川合 克志	
15	旭地域協議会	副会長	今田 泰	
16	弥栄地域協議会	委員	三浦 通江	
17	三隅地域協議会	委員	野上 理	
18	西日本旅客鉄道株式会社浜田鉄道部	運輸科長	高山 典之	
19	石見交通株式会社	常務取締役	渡辺 健一	
20	島根県旅客自動車協会浜田支部	支部長	砂田 光	監事
21	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	丸山 武	
22	株式会社 From ハート	事務長	足立 豪	
23	有限会社弥栄総合企画	代表取締役	三浦 道憲	
24	大新東株式会社松江営業所	所長	福間 公啓	

## 2 浜田市地域公共交通計画

### (1) 計画の趣旨

活性化再生法に基づいた「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするための公共交通政策のマスタープランを示すこと。

### (2) 計画期間

令和 6 年度～令和 11 年度 [6 年間]

### (3) 委託業者

株式会社バイタルリード（出雲市）（指名競争入札により決定）

### (4) 計画の構成（案）

第 1 章 浜田市の現状整理

第 2 章 公共交通の現状整理

第 3 章 市民の移動実態・公共交通に対する意識・ニーズ

第 4 章 公共交通の課題整理

第 5 章 計画の基本方針と目標

第 6 章 計画に掲げる事業・実施スケジュール

第 7 章 計画のモニタリング方法と評価指標

### (5) パブリックコメントの実施

実施期間 令和 5 年 12 月 25 日～令和 6 年 1 月 25 日

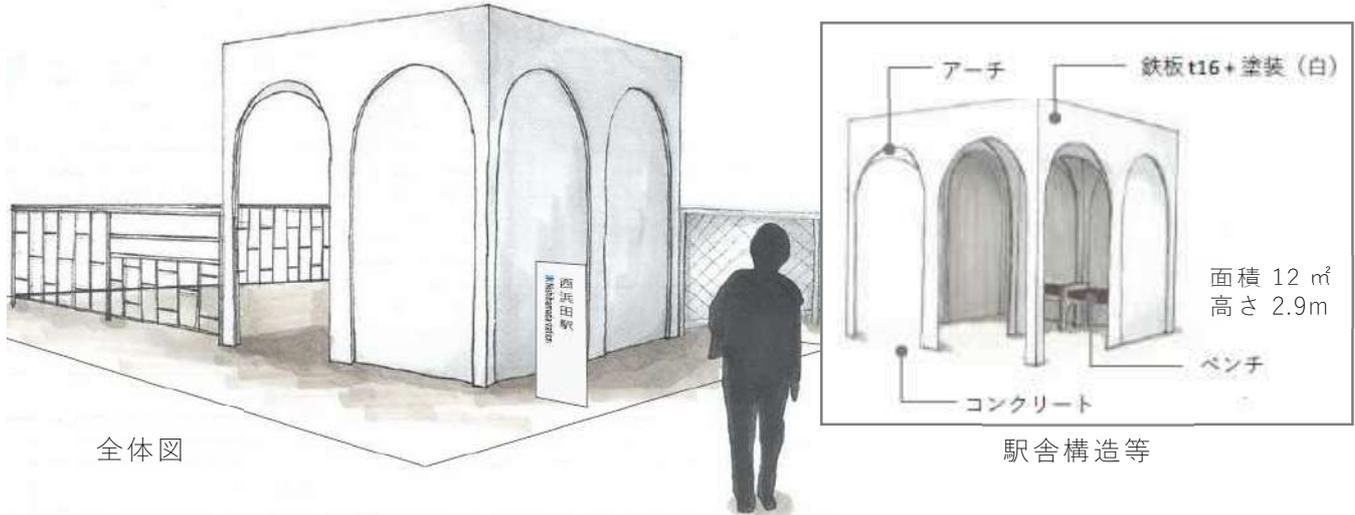
## 3 策定スケジュール

時期	会議	議会 (総務文教委員会)	その他
7 月 10 日	第 1 回協議会		
9 月 4 日 ～9 月 25 日			アンケート調査
10 月 25 日	第 2 回協議会		
12 月 11 日		方針説明	
12 月 15 日	第 3 回協議会		
12 月 25 日 ～1 月 25 日			パブリックコメント
1 月		中間報告	
2 月	第 4 回協議会		協議会后計画決定
3 月		最終報告	

## J R 西浜田駅舎の更新等について

J R 西日本から、J R 西浜田駅の新駅舎のパス図等及び解体工事等の情報提供がありましたので、次のとおり報告します。

### 1 新駅舎パス図等



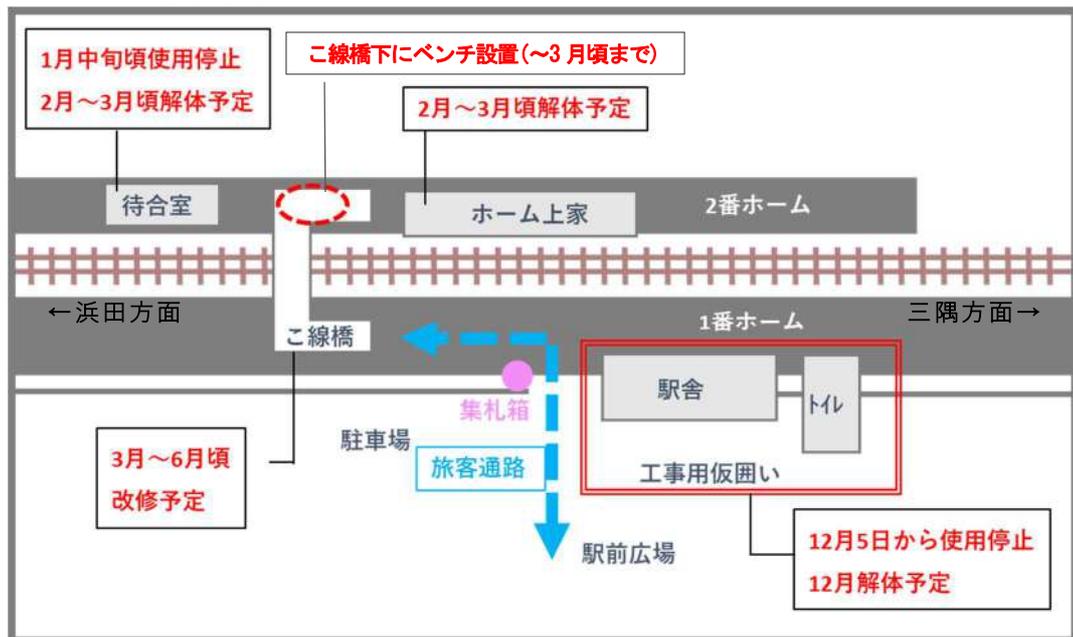
全体図

駅舎構造等

### 2 工事時期等

工事箇所	工事時期(予定)	備考
駅舎、便所	令和5年12月～ 令和6年3月	・令和5年12月5日から使用停止 ・駅舎の供用開始は令和6年3月頃
ホーム待合所、旅客上家	令和6年2月～3月	令和6年1月中旬から使用停止
こ線橋	令和6年3月～6月	令和6年3月頃までベンチ設置

< J R 西浜田駅位置図 >



### 3 便所の撤去後の対応

長浜まちづくりセンターの利用を案内する。また、センター閉館時間の対応として、施設横に仮設トイレを設置する。

## 令和 6 年浜田市二十歳の集いの開催について

令和 6 年浜田市二十歳の集いについては、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行を踏まえて、引き続き感染予防対策を行いつつ、次のとおり開催します。

また、今回から参加に係る事前申込は不要とし、家族の方も入場可能としています。

### 1 開催日時

令和 6 年 1 月 3 日（水）13 時 30 分～14 時 15 分

※12 時 30 分より受付開始

### 2 場 所

石央文化ホール 大ホール（浜田市黒川町 4175 番地）

### 3 対 象

平成 15 年 4 月 2 日～平成 16 年 4 月 1 日生まれで、次のいずれかに該当する方

- (1) 浜田市在住者（浜田市出身でなくても可）
- (2) 浜田市出身の市外在住者

※対象者 469 人（平成 31 年 3 月浜田市内中学校卒業生）

【過去の参加者数及び出席率について】

令和 5 年：319 人／454 人（70.3%）

令和 4 年：237 人／484 人（48.9%）※開催延期による

令和 3 年：258 人／467 人（55.2%）※開催延期による

令和 2 年：378 人／468 人（80.8%）

### 4 主な内容（予定）

- (1) 市民憲章唱和
- (2) 主催者挨拶及び来賓祝辞
- (3) 代表挨拶
- (4) ビデオメッセージ上映

## **5 出席者（主催）**

市長、副市長、教育長

## **6 来 賓**

島根県議会議員、浜田市議会議員、浜田市教育委員

## **7 参加案内（案内状送付）**

10月末時点で浜田市内に住民登録のある対象者へ案内状を送付。

※浜田市を転出された方については、転出前の世帯が浜田市にある場合に限り、10月末時点の世帯主宛に案内状を送付。

和田サービスステーションの状況について

給油地下タンクの改修を行った浜田市旭町和田地内の和田サービスステーション（JA 和田給油所）は、令和 4 年 11 月 1 日のリニューアルオープンから 1 周年を迎えました。その状況等について報告します。

記

1 支援組織

和田給油所運営支援の会

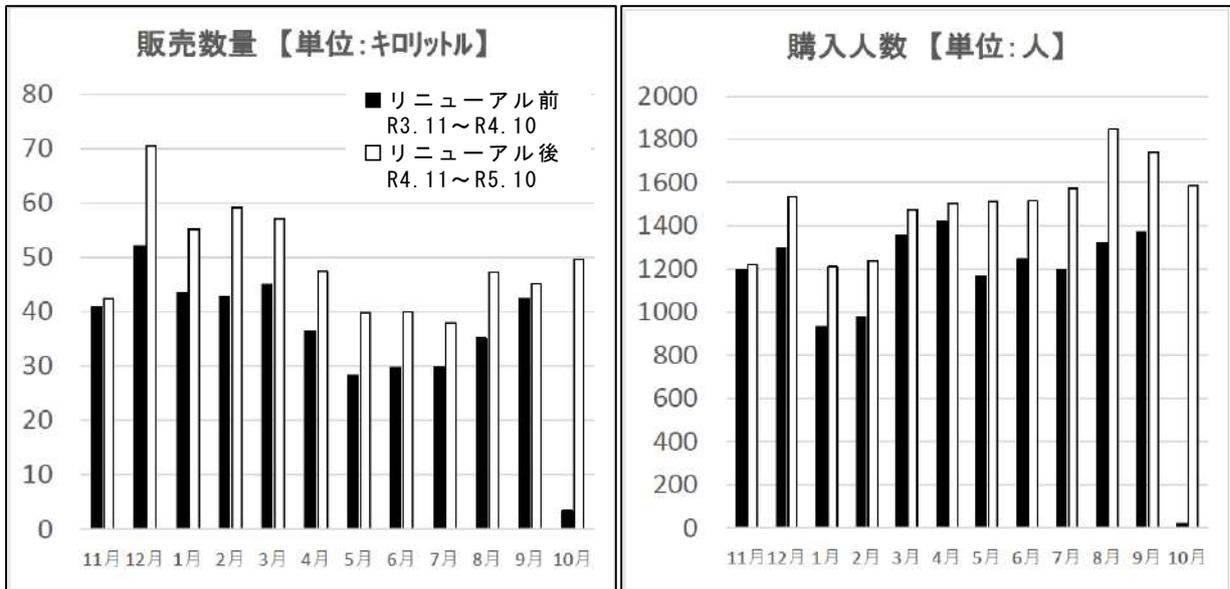
安定した給油所運営が継続できるよう地域を挙げた支援を目的に、旭町和田地区の住民により組織。支援会員数 178 戸。

（和田地区世帯数 223 戸。令和 5 年 11 月現在）

2 支援の会による活動状況

リニューアルオープン時に来場記念品の配布。のぼり旗設置や応援ステッカー掲示による利用促進。

3 和田サービスステーションの利用状況



	販売数量【kL】	購入人数【人】
リニューアル前 11 か月	425.85	13,464
リニューアル後 11 か月	541.60	16,366
対前年比	127%	122%

令和 4 年 10 月は施設改修工事により休業であったため、11 月から 9 月の 11 か月を比較対象とした。

販売数量／和田給油所で販売されたガソリン、軽油、灯油の合計数量

購入人数／和田給油所で購入があった客数

令和 5 年 12 月 11 日  
総務文教委員会資料  
教育委員会教育総務課

# 教 育 委 員 会

## 自己点検・評価報告書

令和 5 年 11 月



浜田市教育委員会

## 自己点検・評価に当たって

少子高齢化による人口減の進行、急速な技術革新による飛躍的な ICT の発展、人生 100 年時代の到来が見込まれるなど、教育を取り巻く環境は日々変化しています。

令和 3 年度には、浜田市総合振興計画後期基本計画（令和 4 年度～令和 7 年度）が策定されました。これに合わせ、教育委員会も同計画の実現をより具現化するための実施計画（アクションプラン）として、新たな浜田市教育振興計画（令和 4 年度～令和 7 年度）を策定しました。

教育委員会としては、本計画に沿って浜田市の教育振興を着実に推進し、教育行政の執行責任を果たしてまいります。

令和 4 年度は、新たな教育振興計画実施の初年度となりました。

教育委員会による自己点検及び評価は、教育委員会自らがその権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育委員会が決定した基本方針に沿っているのか、時代の要請に応えたものになっているのか等について点検・評価を行うものであり、その執行責任を果たすために必要な事務です。

なお、この点検及び評価に関することは、教育行政の基本方針に関することなどとともに、教育長に委任できず、教育委員会自らが管理・執行する事務として位置づけられ（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 25 条第 2 項）、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています（地教行法第 26 条）。

浜田市教育委員会では、浜田市教育振興計画（令和 4 年度～令和 7 年度）の施策体系に基づき、主要施策と具体的取組一覧に掲げたそれぞれの事業について、事業終了後に事務局から執行状況の報告を受け、点検・評価を行いました。

その結果を、「教育委員会自己点検・評価結果報告書」のとおり取りまとめましたので、地教行法第 26 条の規定により報告します。

令和 5 年 11 月

浜田市教育委員会

## 《 目 次 》

	ページ
1 教育委員会自己点検・評価（総評）	1
2 浜田市教育振興計画事業進捗状況 教育委員会自己点検・評価項目一覧	7
I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～	
(1) 生きる力の育成	
① 幼児教育の充実 (教育総務課) No. 1	8
② 幼児教育センターの設置 (教育総務課) No. 2	10
③ 学力育成総合対策事業 (学校教育課) No. 3	12
④ ふるさと郷育推進事業 (学校教育課) No. 4	14
⑤ 小中連携教育推進事業 (学校教育課) No. 5	15
⑥ 教職員の働き方改革 (学校教育課) No. 6	17
⑦ 小中学校統合再編 (教育総務課) No. 7	19
⑧ 学校施設整備事業 (教育総務課) No. 8	20
(2) 一人一人を大切にする教育の推進	
① 幼児通級教室の設置 (教育総務課) No. 9	22
② 問題行動、いじめ等の指導相談 (学校教育課) No. 10	23
③ ICT機器を活用した授業改善事業 (学校教育課) No. 11	24
④ 学校における人権・同和教育推進事業 (人権同和教育室) No. 12	26
(3) 食育と健全な体づくりの推進	
① 食育推進事業 (教育総務課) No. 13	28
② 学校給食での地産地消の推進 (教育総務課) No. 14	30
③ 学校体育大会支援事業 (学校教育課) No. 15	32
II 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～	
(1) 家庭教育支援の充実	
① 浜田親子共育応援プログラム (HOOP!) の実施 (学校教育課) No. 16	34
② 放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施 (学校教育課) No. 17	36

	ページ
③ 「家読」の推進 (教育総務課) No. 18	38
(2) 青少年の健全育成	
① 青少年団体及び関係協議会等への補助事業 (学校教育課) No. 19	39
② 不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援の継続 (学校教育課) No. 20	40
③ 居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携の充実 (学校教育課) No. 21	42
<b>III 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～</b>	
(1) ふるさと郷育及びはまだっ子共育の推進	
① ふるさと郷育推進事業【再掲】 (学校教育課) No. 22	44
② 教育魅力化推進事業 (教育魅力化コンソーシアム支援) (学校教育課) No. 23	45
③ はまだっ子共育推進事業 (学校教育課) No. 24	47
④ 放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施【再掲】 (学校教育課) No. 25	49
(2) まちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進	
① はまだっ子共育推進事業【再掲】 (学校教育課) No. 26	51
② まちづくりセンター活動推進事業 (学校教育課) No. 27	53
③ まちづくりセンター等における人権・同和教育推進事業 (人権同和教育室) No. 28	55
(3) 図書館サービスの充実	
① レファレンスサービスの充実 (教育総務課) No. 29	56
② ボランティア団体との連携、充実 (教育総務課) No. 30	58
③ イベントなどの読書活動推進事業 (教育総務課) No. 31	59
<b>IV 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～</b>	
(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	
① 総合スポーツ大会の開催 (文化スポーツ課) No. 32	61
② 軽スポーツ活動の推進 (文化スポーツ課) No. 33	63

## (2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上

## ① トップアスリート等の各種スポーツ教室の開催

(文化スポーツ課) No. 34…………… 65

## (3) スポーツ・レクリエーション環境の整備

## ① 学校開放事業の利用増加

(文化スポーツ課) No. 35…………… 66

## V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

## (1) 芸術文化の振興

## ① 石央文化ホールの管理運営

(文化スポーツ課) No. 36…………… 67

## ② 世界こども美術館の管理運営

(文化スポーツ課) No. 37…………… 69

## ③ 石正美術館の管理運営

(文化スポーツ課) No. 38…………… 71

## ④ 文化振興事業

(文化スポーツ課) No. 39…………… 73

## (2) 伝統文化の保存継承

## ① 文化振興事業【再掲】

(文化スポーツ課) No. 40…………… 75

## ② 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)

(文化スポーツ課) No. 41…………… 77

## (3) 文化財の調査・保存と活用

## ① 各指定文化財の保護管理

(文化スポーツ課) No. 42…………… 78

## ② 市内に所在する様々な文化財の調査研究

(文化スポーツ課) No. 43…………… 79

## ③ 市内遺跡発掘調査事業

(文化スポーツ課) No. 44…………… 80

## ④ 市誌編纂事業

(文化スポーツ課) No. 45…………… 81

## ⑤ 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】

(文化スポーツ課) No. 46…………… 82

## (4) 地域文化の交流拠点づくり

## ① 市内各資料館の管理運営

(文化スポーツ課) No. 47…………… 83

## ② 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】

(文化スポーツ課) No. 48…………… 84

## (5) 認定された日本遺産の活用

## ① 浜田城資料館管理事業(北前船関係展示)

(文化スポーツ課) No. 49…………… 85

②	歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】 (文化スポーツ課) No. 50.....	86
3	浜田市教育振興計画の目標達成度について	..... 87

# 1. 教育委員会自己点検・評価（総評）

空 白

## 1. 教育委員会自己点検・評価（総評）

浜田市教育委員会の自己点検・評価は、令和3年度に策定した浜田市教育振興計画（令和4年度～令和7年度）の施策体系に基づいて点検・評価を行っている。

浜田市教育振興計画の基本理念は、「人権尊重」、「共生」、「学校、家庭、地域の連動」の3つの「教育推進」により形作られており、この3点からなる基本理念を体現するための5本の施策の柱である「Ⅰ 学校教育の充実」、「Ⅱ 家庭教育支援の推進」、「Ⅲ 社会教育の推進」、「Ⅳ 生涯スポーツの振興」、「Ⅴ 歴史・文化の伝承と創造」について、総括評価を行う。



## I 学校教育の充実

学校教育では、幼児期から高校まで一貫して「生きる力」を育み、子ども一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが重要である。

これを踏まえ、幼児教育の質の向上に係る取組を進めたほか、各学校においては、子どもの能力や興味を引き出し、ICT 機器等も活用しながら個別最適化された指導の推進に努めた。

また、このような一人一人に応じた指導を可能にするには、教職員が子どもとじっくり向き合う時間を確保することが重要であるとの認識から、教職員の働き方改革にも積極的に取り組んだ。

環境整備の取組について、課題である学校施設の老朽化対応を最優先とした浜田市立小中学校統合再編計画を保護者や地域の一定の理解を得て、策定した。

児童生徒の健全な体づくりについて、学校給食においては、物価高騰による食料費への影響に対し、保護者負担の軽減を行い、給食の安定供給を図るとともに、学校給食などを通じて魅力ある食育活動の推進を図った。

## II 家庭教育支援の推進

家庭環境をはじめ、子どもたちを取り巻く環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域における教育力の低下が懸念されている。

そのため、幼児教育施設、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、一体となって次世代を担う子どもの育ちを支え、子どもも大人も成長できるような取組の推進に努めた。

また、日常生活を円滑に営むうえでの困難を抱える子どもや若者に対し、引き続き専門職員の配置や一人一人に応じた支援を行い、相談・支援体制の充実や安心して過ごせる居場所づくりなど、青少年の健全育成に取り組んだ。

### Ⅲ 社会教育の推進

学校では、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められ、これまで以上に地域と学校の連携・協働の推進が重要になっている。

さらに、社会教育・生涯学習を基盤とした協働のまちづくりを推進するためには、地域で活躍する人材を育成していく必要がある。

これらを踏まえ、子どもたちの郷土愛の心を育む「ふるさと郷育」の推進、まちづくりセンター職員の社会教育士称号取得者数の増加、地域社会に関心を持ち積極的にまちづくりに参画できる人々や団体の育成、高校生が主体的に取り組む地域活動への支援等に取り組んだ。

図書館においては、レファレンスをはじめとする資料提供機能の向上に取り組むとともに、市民ボランティア等と連携し、図書館サービスの充実に取り組んだ。

### Ⅳ 生涯スポーツの振興

少子高齢化により競技人口が減少するなか、市民のスポーツに対するニーズは多様化している。また、「人生 100 年時代」を見据え、心身ともに健康で過ごせる健康寿命の延伸が課題となっている。

このことから、一人一人のライフスタイルに応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められている。

これらを踏まえ、子どもから高齢者まであらゆる世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進、スポーツ少年団や各種競技団体等との連携によるスポーツ精神の高揚と競技力の向上、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境整備等に取り組んだ。

## V 歴史・文化の伝承と創造

市民が芸術文化をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるようにするには、日常的に芸術文化に触れられるような環境づくりと、市民が主体となった文化活動の推進が必要である。

また、本市に伝え残された石見神楽などの伝統文化、三隅大平桜などの天然記念物、浜田城跡などの史跡等、多くの文化財を調査・保存活用し、次世代へ伝承していくことが重要である。

これらを踏まえ、文化施設を活用した市民参加型のイベントを実施するなど、芸術・文化活動の活性化を進めるとともに、地域性に富んだ様々な文化財の保存・活用の一環として支所での資料展示等に取り組み、市民が歴史・文化に親しめる環境整備と人づくりの推進に努めた。

## 2. 浜田市教育振興計画事業進捗状況 教育委員会自己点検・評価項目一覧

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 1

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		① 幼児教育の充実
担 当 課		教育総務課
内 容		<p>幼児教育の質の向上のため、幼児教育施設、家庭、地域、行政が一体となり、以下に重点的に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼児教育施設における保育・教育の質の向上 質の高い保育・教育を提供するために、令和5年度に設置予定の「浜田市幼児教育センター」を中心とした幼児教育推進体制を構築し、保育・教育に携わる人材の専門性の向上などの取組を推進する。</li> <li>2 地域資源を活用した教育・保育 乳幼児期は、「遊び込む」ことが重要であり、そのためには、子どもの興味・関心に即した環境に出会わせることが必要である。幼児教育施設においては、これらの環境を園内だけの活動にとどまらず、まちづくりセンターや社会教育施設などと連携し、地域全体に求めていく取組を推進する。</li> <li>3 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 特別な配慮を必要とする子どもに対しては、一人一人に応じた丁寧な支援を行う。特に、子どもの発達状況や保護者のニーズに応えるためには、様々な選択肢が必要であるため、令和5年度、統合幼稚園内に「幼児通級教室」を設置する。</li> <li>4 幼児教育施設と小学校との円滑な接続・連携 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児教育施設と小学校との合同研修会などの連携を促進するとともに、学びの連続性を確保するための取組を推進する。</li> <li>5 家庭等における子育て支援 幼児教育施設と家庭が連携し、浜田親子共育応援プログラム（H00P!）の愛着形成プログラムを活用するなど、保護者支援を実施する。また、子育て世代包括支援センターなどの関係機関とも連携しながら、家庭や地域の子育て支援にも取り組む。</li> </ol>
4 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度浜田市幼児教育センター設置及び幼児教育アドバイザー配置の決定並びに幼児教育アドバイザーの人材育成</li> <li>2 令和5年度幼児通級教室の設置及び利用手続き等の決定</li> <li>3 幼小連携・接続研修の開催</li> <li>4 幼児教育施設における浜田親子共育応援プログラム（H00P!）の活用</li> </ol>

点 検 ・ 評 価 項 目

<p>4 年 度 の 実 績</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度に浜田市幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザー2名を配置することを決定した。また、浜田市幼児教育センターの開設に向けて、島根県幼児教育センターが行う市内幼児教育施設への訪問指導に幼稚園職員も同行し、幼児教育アドバイザーの人材育成を行った。</li> <li>2 令和5年度に新たに幼児通級教室の設置及び担当職員2名を配置することを決定した。また、市内の幼児教育施設の意見も聴きながら、対象年齢や利用手続き等について決定した。</li> <li>3 市主催で市内幼児教育施設及び小学校職員を対象とした幼小連携・接続研修を開催した。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理職研修 令和5年1月24日(幼児教育施設32名、小学校16名参加)</li> <li>(2) 職員研修 令和5年1月16日(幼児教育施設30名、小学校13名参加)</li> </ol> </li> <li>4 浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)を活用した施設は8施設だった。</li> </ol>
<p>教 育 委 員 会 の 評 価</p>	<p>令和5年度に浜田市幼児教育センター及び幼児通級教室を設置することが決定し、浜田市全体の幼児教育の質の向上を目指す体制が構築されたことは評価できる。幼児教育の質の向上には、民間の幼児教育施設との連携が不可欠であるため、意見をしっかりと聴きながら取り組む必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 2

点検・評価項目		
教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		② 幼児教育センターの設置
担 当 課		教育総務課
内 容		<p>乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育施設においては、保育・教育の質の向上が重要となっている。</p> <p>そのため、令和5年度の公立幼稚園の統合に併せて、統合幼稚園内に市内幼児教育力向上の拠点として、「浜田市幼児教育センター」を設置する。浜田市幼児教育センターでは、市内幼児教育施設への個別訪問を中心とした支援を行うことで、公私や施設類型の枠を超え、市全体で0歳から質の高い保育・教育の提供を目指す。</p>
4 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>令和5年度浜田市幼児教育センター設置及び幼児教育アドバイザー配置の決定並びに幼児教育アドバイザーの人材育成</li> <li>保育従事者等に対する研修の実施</li> </ol>
4 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> <li>令和5年度に浜田市幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザー2名を配置することを決定した。また、浜田市幼児教育センターの開設に向けて、島根県幼児教育センターが行う市内幼児教育施設への訪問指導に幼稚園職員も同行し、幼児教育アドバイザーの人材育成を行った。</li> <li>市主催で市内幼児教育施設及び小学校職員を対象とした幼小連携・接続研修を開催した。 <ol style="list-style-type: none"> <li>管理職研修 令和5年1月24日(幼児教育施設32名、小学校16名参加)</li> <li>職員研修 令和5年1月16日(幼児教育施設30名、小学校13名参加)</li> </ol> </li> </ol>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教 育 委 員 会 の 評 価

令和5年度に開設する浜田市幼児教育センターは、市全体の幼児教育の質の向上を目指す上で大きな役割を担うこととなる。幼児教育施設への訪問支援だけでなく、浜田幼稚園内に設置するメリットを最大限発揮できるよう、公開保育なども積極的に実施し、民間保育所等との関係構築に力を入れていかなければならない。

また、幼小連携・接続の取組は、各幼児教育施設や学校だけでの取組では限界があるため、この取組が軌道に乗るまでの間、引き続き市が取組を主導していく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 3

点検・評価項目	
教育振興計画 における項目	<p>施策の柱 I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～</p> <p>主要施策 (1) 生きる力の育成</p>
具体的取組	③ 学力育成総合対策事業
担当課	学校教育課
内容	<p>1 全国学力・学習状況調査結果を分析して成果と課題を明らかにするとともに、課題解決方策を各学校へ周知する。</p> <p>2 市の授業改善方策実現のため、教科等の授業に関する市指導主事による学校訪問指導を行い、教員の授業力向上を図る。</p> <p>3 学力育成総合対策事業の各事業の充実とその成果の普及を図る。</p>
4年度の目標	全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学の浜田市平均正答率が県平均正答率を上回る。
4年度の実績	<p>1 学力調査結果</p> <p>(1) 全国学力・学習状況調査（対象：小学校6年、中学校3年）            小学校6年：国語-4.0P・算数-4.0P            中学校3年：国語±0P・数学-3.0P</p> <p>(2) 県学力調査（対象：小学校5年・6年、中学校1年・2年）            小学校5年：国語-2.9P・算数-2.0P            6年：国語-2.4P・算数-2.9P            中学校1年：国語-2.2P・数学-5.9P            2年：国語-2.7P・数学-2.9P</p> <p>学力調査結果分析及び成果と課題、今後の方策についてまとめ、各学校へ情報提供をした。特に、全国学力調査結果については、分析結果を臨時校長会において説明するとともに、音声付きパワーポイントにまとめ、各学校での校内研修実施及び授業改善の取組推進を働きかけた。</p> <p>2 市指導主事による学校訪問指導            各学校への訪問指導を年間4回実施した。1回目は授業改善方針を中心とした聞き取り及び協議、2・3回目は授業研究訪問指導、4回目は県学力調査結果を基にした課題の検証と今後の授業改善方策の聞き取り及び指導・助言を行った。2・3回目については、授業構想段階から関わった。この他に令和3年度の取組を踏まえた授業改善プランを音声付きパワーポイントにまとめ、各学校の年度初めの研修で活用し、授業改善の取組が推進できるようにした。</p> <p>3 学力育成総合対策事業の各指定校事業等における取組</p> <p>(1) 各指定校事業            指定校は年間2回以上の公開授業及び研究協議会を開催し、教員は指定校の公開授業及び研究協議会に年1回は参加することとした。            各指定校の取組は、学力向上推進室だより等で各学校へ周知した。</p> <p>(2) 研修会の実施</p> <p>① 調べる学習研修会 6月8日 参加者25名            ② 協調学習研修会 8月3日 参加者66名            ③ 図書館活用教育研修会 8月4日 参加者50名            ④ 算数・数学アドバイザー前田教授講義 11月1・2日参加者54名</p>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

学力調査の平均正答率は、県平均を下回っている。全国学力・学習状況調査においては、特に小学校に課題がある。分析結果についての臨時校長会での説明や各学校において研修ができるように働きかけを実施し、県学力調査の小学校平均正答率に改善が見られていることは評価できる。しかしながら、算数・数学については小中学校共に依然課題であるため、算数・数学アドバイザーの前田教授による指導を各学校へ更に広げるなど、各学校における着実な授業改善の実践により個々の教員の授業力向上が図られるように努める必要がある。

教師の授業力向上のために、授業改善プランを基にした市指導主事による授業構想段階から関わる支援や指定校の公開授業に各教員が年1回は参加するなどの教員の研修機会を充実させたことは評価できる。特に授業改善プランについては取組の重点を定め、授業研究訪問指導や学力向上推進室だよりなどを通じて、各学校の取組が充実するように取り組む必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 4

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		④ ふるさと郷育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		<p>島根県事業である「ふるさと教育推進事業」及び本市で取り組む「海洋教育・自然体験推進事業」を通じて、小中学校9年間を体系化し、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を実施し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する。</p> <p>また、地域ぐるみでふるさと教育の支援を行うことにより、子どもだけでなく、大人、家庭、学校といった地域ぐるみの取組とする。</p>
4 年 度 の 目 標		<p>全ての小中学校において、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を年間35時間以上実施し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する。</p> <p>市内全ての公立幼稚園、小学校において、市内及び近隣市町の豊かな自然に関わる海洋教育や自然体験活動を実施する。</p>
4 年 度 の 実 績		<p>「ふるさと教育推進事業」では、浜田市校長会と連携して、中学校区単位で実施計画を立てたうえで、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を全ての小中学校において年間35時間以上実施した。それぞれの小中学校では、地域の特色を活かし、学年に応じて様々なふるさと教育を実施した。</p> <p>この学校の取組については、内容をとりまとめた「特色あるふるさと教育事例集」を作成し、学校に配布して共有化を図るとともに、市のホームページに掲載して広く公開した。</p> <p>また、「海洋教育・自然体験活動推進事業」では、浜田市立幼稚園長会、浜田市小学校長会と連携して行った。この結果、全ての浜田市立幼稚園、小学校において自然体験活動を授業の中で実施することができた。また、実施した内容を取りまとめた「特色ある実施事例集」を作成し、学校に配布して共有化を図るとともに、市ホームページに公開した。</p>
教育委員会の評価		<p>学校での取組を事例集としてまとめ、事業の見える化や小中学校間での情報共有を図ったことについて評価できる。</p> <p>事業実施においては、まちづくりセンターや地域のボランティアの協力を得て、子どもたちに、ふるさとに対する愛着や誇りを涵養する取組が教育活動に定着してきている。</p> <p>「地域に開かれた教育課程」を実現し、学校教育での取組が、多様な他者ととともに協働しながら学ぶ教育活動となるよう、地域と学校の一層の連携強化を図っていく必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 5

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～ (1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		⑤ 小中連携教育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		浜田市小中連携教育基本方針に基づき、小中連携教育推進委員会で方向性を定め、9つの中学校区をそれぞれのブロックとして地域実態に応じた小中連携教育の推進を図る。小中学校の9年間を見通して互いに連携する中で、学校・家庭・地域が一体となった教育を展開する。
4 年 度 の 目 標		小中連携教育基本方針に基づき、「中学校区で一体となった生活習慣づくり」「学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子ども」「学校不適応を考慮し、変化に対応できる子ども」「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子ども」の育成に向かい、評価項目を設定し、その目標値を達成する。
4 年 度 の 実 績		<p>1 浜田市小中連携教育基本方針に基づき、小中連携教育推進委員会において本年度の重点「メディア接触時間と家庭学習時間の改善を図るための、子どもたちのタイムマネジメント能力の育成」を決定し、各中学ブロックが実態に応じた取組を実施した。</p> <p>2 基本方針に基づく以下の4つの取組について、各中学校ブロックの成果と課題を実践記録集としてまとめた。またリーフレットにまとめ、全保護者に配布するとともに市のホームページにアップした。</p> <p>(1) 中学校区で一体となった生活習慣づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日当たり2時間以上テレビゲーム等をする子どもの割合 小学校58.5%（対前年度比+5.4%）中学校51.6%（-10.2%）</li> <li>・ 1日当たり1時間以上家庭学習をする子どもの割合 小学校49.6%（対前年度比-12.3%）中学校53.0%（-2.0%）</li> <li>・ 家で自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合 小学校60.7%（対前年度比-7.9%）中学校58.6%（+0.5%）</li> </ul> <p>(2) 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成</p> <p>(3) 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の夢や目標をもっていると思う子どもの割合 小学校76.8%（対前年度比+0.5%）中学校68.7%（+5.4%）</li> <li>・ 自分には良いところがあると思う子どもの割合 小学校63.1%（対前年度比-5.0%）中学校72.1%（+6.8%）</li> </ul> <p>(4) ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や社会をよくするために何をすべきか考える子どもの割合 小学校40.2%（対前年度比+4.1%）中学校36.4%（-1.1%）</li> <li>・ 総合的な学習の時間に、集めた情報を課題に沿って整理して考え発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合 小学校59.6%（対前年度比+9.7%）中学校62.3%（-7.7%）</li> </ul>

## 点検・評価項目

### 教育委員会の評価

中学校区で一体となった生活習慣づくりについて「子どもたちのタイムマネジメント能力育成」を重点として取り組んだことは評価できるが、中学校のテレビゲーム等をする子どもの割合以外は前年度を下回っており、取組成果が表れていない。各中学校区での取組の在り方を見直し、その取組について家庭・地域に伝え、連携して取り組んでいく必要がある。

学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成については、小学校の「自分には良いところがあると思う子どもの割合」以外は前年度を上回っており、これまでの取組の成果が表れている。

ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもつ子どもの育成については、中学校において2項目ともに前年度を下回っている。地域を題材とした学びにおける課題設定を大切にし、探究的な学習となるようにするとともに、子どもたちが学びの成果を実感できるようにしていく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 6

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		⑥ 教職員の働き方改革
担 当 課		学校教育課
内 容		教育の質の向上に向けて、教職員がゆとりをもって児童生徒に向き合ったり教材研究を行ったりする時間を確保するため、人的支援や学校事務の効率化につながる取組を推進する。
4 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校支援員、学校司書、スクール・サポート・スタッフ及び部活動地域指導者を継続して配置し、人的支援に取り組む。</li> <li>2 共同学校事務室と連携し、グループウェアの導入や規則等の見直しを行い、事務の効率化を図る。</li> <li>3 保護者等への新たな連絡システムを導入し、学校の業務負担の軽減を図る。</li> <li>4 上記の取組等を通して、教職員の時間外勤務時間の縮減を図る。</li> </ol>
4 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人的支援の取組               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校支援員 特別な支援が必要な児童生徒の学習支援・生活支援等（25校・55人）</li> <li>(2) 学校司書 学校図書館の運営及び図書館活用教育の推進等（25校・25人）</li> <li>(3) スクール・サポート・スタッフ 教員の負担軽減のための授業準備や給食準備等（10校・10人）</li> <li>(4) 部活動地域指導者 部活動顧問のサポートや技術指導等（8校・延べ28人）</li> </ol> </li> <li>2 事務効率化の取組               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) グループウェアの導入 メールやスケジュール管理等の機能を有するソフトウェアを全校に導入した。</li> <li>(2) 規則等の見直し 共同学校事務室からの提案を踏まえ、浜田市立学校の職員の服務規則を改正し、職務専念義務の免除に係る手続きの簡略化等を図った。</li> </ol> </li> <li>3 新たな連絡システムの導入 教育委員会から直接保護者へ通知ができる新たな連絡システム「すぐーる」を全校に導入した。</li> <li>4 時間外勤務時間の縮減               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小学校 R3 月36.5時間 → R4 月33.4時間（▲月3.1時間）</li> <li>(2) 中学校 R3 月51.9時間 → R4 月46.5時間（▲月5.4時間）</li> </ol> </li> </ol>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教 育 委 員 会 の 評 価

教職員の働き方改革を推進するため、人的支援や新たなシステムの導入等に積極的に取り組んだ結果、教職員の時間外勤務時間の縮減につながったことは評価できる。

しかしながら、中学校では依然として月45時間を超える時間外勤務の実態があることから、市校長会とも連携して部活動改革や校務支援システムの導入等に取り組み、さらなる教職員の負担軽減と長時間労働の是正を図っていく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 7

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		⑦ 小中学校統合再編
担 当 課		教育総務課
内 容	<p>浜田市立学校統合計画審議会では、学校施設の老朽化対応を最優先すべきとの方向性を持って、重点的に審議が行われた。審議会の答申の中で、校舎棟残耐用年数が10年未満の学校としてあげられた4校について、説明会等で出された意見を考慮しながら、浜田市立小中学校統合再編計画（案）を策定し、小中学校の統合再編を進める。</p>	
4 年 度 の 目 標	<p>令和3年3月に策定した浜田市立小中学校統合再編計画（案）を基に該当校の保護者や地域の方を対象とした説明会（意見交換会）を開催し、令和4年度早期の計画策定に向けて取り組む。</p>	
4 年 度 の 実 績	<p>1 説明会等開催実績                      (1) 雲雀丘小 2回（保護者1回、地域1回）                      (2) 美川小・第四中 1回（保護者・地域合同1回）</p> <p>2 パブリックコメント実施実績                      (1)実施期間 令和4年6月1日～令和4年6月30日                      (2)意見提出件数 1件（1名）</p> <p>令和4年5月に浜田市立小中学校統合再編計画（案）を一部修正した上で、地元説明会を開催し、保護者及び地域の方から統合再編について一定の理解を得られたため、令和4年10月に計画を策定することができた。</p>	
教 育 委 員 会 の 評 価	<p>令和元年度からの学校統合計画審議会答申説明会（意見交換会）及び令和3年度からの小中学校統合再編計画（案）の説明会（意見交換会）等において保護者及び地域の方と意見交換を重ね、一定の理解を得た上で計画を策定したことは評価できる。</p> <p>今後、学校統合再編計画の実施に当たっては、児童、生徒が円滑に統合を迎えることができるよう配慮し、また閉校となる学校の地元に閉校記念行事などへの助成を行うことで、学校の歴史を地域に残していくべきである。</p>	

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 8

点検・評価項目																		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～																
における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成																
具 体 的 取 組		⑧ 学校施設整備事業																
担 当 課		教育総務課																
内 容		老朽化した学校施設の改修等を実施し、教育環境の向上を図る。 屋内運動場等の吊り天井等非構造部材の落下防止等耐震対策を計画的に実施する。 また、トイレの洋式化の設置率を高めるよう整備計画を立てて実施する。																
4 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設改修工事 老朽化や劣化した学校施設の改修については、既存事業に加え、令和3年度から3年間（年間50,000千円）集中的に行うことで、教育環境の改善を図る。</li> <li>2 非構造部材の耐震化工事 三隅中学校屋内運動場及び柔剣道場の吊天井改修工事を行う。</li> <li>3 学校施設屋内運動場照明更新 松原小学校及び三隅小学校の屋内運動場の水銀灯照明をLED照明化するための工事を行う。</li> <li>4 小中学校校舎トイレ洋式化工事 小中学校14校の校舎トイレを洋式化するための工事を行う。</li> </ol>																
4 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設改修工事 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 石見小学校外壁改修工事</td> <td style="text-align: right;">10,560千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 第二中学校防火シャッター改修工事</td> <td style="text-align: right;">7,120千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 第一中学校フェンス修繕工事</td> <td style="text-align: right;">1,001千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 第二中学校駐車場整備工事</td> <td style="text-align: right;">923千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 松原小学校通学路溝蓋設置工事</td> <td style="text-align: right;">2,178千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 石見小学校トイレ屋上防水改修工事</td> <td style="text-align: right;">2,695千円</td> </tr> <tr> <td>(7) 今福小学校フェンス新設工事</td> <td style="text-align: right;">274千円</td> </tr> <tr> <td>(8) 小学校屋内運動場照明設備改修工事（2校）</td> <td style="text-align: right;">18,535千円</td> </tr> </table> </li> <li>2 非構造部材の耐震対策工事 三隅中学校屋内運動場及び柔剣道場の工事を行った。</li> <li>3 小中学校校舎トイレ洋式化工事 小学校10校、中学校4校の洋式化工事を行った。 (原井小学校、松原小学校、周布小学校、長浜小学校、国府小学校、雲城小学校、今福小学校、波佐小学校、弥栄小学校、岡見小学校、浜田東中学校、金城中学校、旭中学校、弥栄中学校)</li> </ol>	(1) 石見小学校外壁改修工事	10,560千円	(2) 第二中学校防火シャッター改修工事	7,120千円	(3) 第一中学校フェンス修繕工事	1,001千円	(4) 第二中学校駐車場整備工事	923千円	(5) 松原小学校通学路溝蓋設置工事	2,178千円	(6) 石見小学校トイレ屋上防水改修工事	2,695千円	(7) 今福小学校フェンス新設工事	274千円	(8) 小学校屋内運動場照明設備改修工事（2校）	18,535千円
(1) 石見小学校外壁改修工事	10,560千円																	
(2) 第二中学校防火シャッター改修工事	7,120千円																	
(3) 第一中学校フェンス修繕工事	1,001千円																	
(4) 第二中学校駐車場整備工事	923千円																	
(5) 松原小学校通学路溝蓋設置工事	2,178千円																	
(6) 石見小学校トイレ屋上防水改修工事	2,695千円																	
(7) 今福小学校フェンス新設工事	274千円																	
(8) 小学校屋内運動場照明設備改修工事（2校）	18,535千円																	

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

学校施設の修繕、改修については、令和3年度から集中的に改修等を行うことで教育環境の改善を図っていることは評価できる。

非構造部材の耐震対策工事については児童・生徒の命を守るため、遅滞なく完了するよう計画通り実施していく必要がある。

学校施設屋内運動場照明については、LED照明に交換したことにより、照度が改善され、児童・生徒の教育環境の向上に寄与している。

また、トイレの洋式化をおこなうことで、教育環境の向上に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染リスクの逡減が図られたと考える。

当市は老朽化した学校施設も多いため、今後も、教育環境の向上に向け、取り組んでいかなければならない。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 9

点検・評価項目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(2) 一人一人を大切にす教育の推進
具 体 的 取 組		① 幼児通級教室の設置
担 当 課		教育総務課
内 容		<p>言葉、行動面、人との関わりなど、特別な配慮を必要とする子どもについては、生活上などの課題の早期発見と早期支援が必要である。</p> <p>さらに、子どもの発達状況や保護者のニーズに応えるためには、様々な選択肢が必要であるとともに、タイムリーな支援の提供が重要となっている。</p> <p>これらに対応するため、令和5年度の公立幼稚園の統合に併せて、統合幼稚園内に、「幼児通級教室」を設置する。幼児通級教室は、市内の保育所などに在籍しながら通うことができ、一人一人の得意なことや興味があることを活かしながら、生活上などの課題の克服を目指す。</p> <p>また、教育機関である幼稚園内に設置するため、小学校への接続や就学後のフォロー、統合幼稚園内の園児との集団活動を通じた支援も可能となる。</p>
4 年 度 の 目 標		令和5年度幼児通級教室の設置及び利用手続き等の決定
4 年 度 の 実 績		令和5年度に幼児通級教室を設置し、担当職員2名を配置することを決定した。また、市内幼児教育施設の意見も聴きながら、対象年齢や利用手続き等について決定した。
教育委員会の評価		<p>特別な配慮を必要とする幼児は増加傾向にあるため、幼児通級教室は、これらの子どもの支援の充実に寄与するものと考え。市内幼児教育施設に在籍する児童が対象となるため、在籍園や保護者としっかり連携しながら、子どもの課題の改善や克服に努めていかなければならない。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 10

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(2) 一人一人を大切にする教育の推進
具 体 的 取 組		② 問題行動、いじめ等の指導相談
担 当 課		学校教育課
内 容		1 いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、児童生徒とその家庭への指導や相談等の支援を行う。 2 虐待等を防ぐために、児童生徒及び保護者への相談支援に加えて、関係機関が連携し、支援体制を充実する。
4 年 度 の 目 標		1 いじめ問題対策については、「浜田市いじめ基本方針」を元に、いじめの認知の共通理解を促進するとともに、早期発見に努める。 2 問題行動については、指導主事を中心に各学校の管理職及び担当教職員と連携して、早期対応と相談支援体制の充実を図る。 3 虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、相談支援体制の充実を努める。
4 年 度 の 実 績		1 いじめ問題対策 ・浜田市いじめ問題対策連絡協議会 2回開催 ・浜田市いじめ防止対策推進委員会 2回開催 2 各学校や関係機関が開催するケース会議や支援会議に参加。 3 要保護児童対策地域協議会において毎月開催される児童相談連絡会議へ、生徒指導担当の指導主事が参加。
教育委員会の評価		いじめ問題対策については、学期ごとに実態を把握するとともに、いじめ問題対策基本方針に基づき「浜田市いじめ問題対策連絡協議会」、「浜田市いじめ防止対策推進委員会」を開催して対策を行っており、今後とも「いじめ見逃しゼロ」の観点から継続した取組が必要である。 ネットトラブルについては、各校において研修を実施し未然防止に努めているが、表面化しづらいことや、SNSをきっかけとしたトラブルや犯罪に巻き込まれる可能性もあることから、児童生徒の些細な変化を見逃さないように継続して周知が必要である。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 11

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(2) 一人一人を大切にすゑ教育の推進
具 体 的 取 組		③ ICT機器を活用した授業改善事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 ICT機器を活用した主体的・対話的で深い学びに向かった授業改善の取組が推進されるように、指定校の授業実践を広げていくとともにICT機器を活用した授業実践についての研修を行う。 2 ICT機器を活用した授業実践例を随時紹介し、各学校における授業実践の参考となるようにする。併せて、指定校の取組成果をまとめ、授業実践例及び「浜田市ICT活用教育ハンドブック」に反映する。
4 年 度 の 目 標		ICT機器を活用した主体的・対話的で深い学びに向かった授業実践が行われるように、指定校の授業実践を広げるとともに、「浜田市ICT活用教育ハンドブック」に本年度の指定校の取組成果及び授業実践例を掲載する。

点 検 ・ 評 価 項 目

<p>4 年 度 の 実 績</p>	<p>1 指定校の公開授業及び研究協議会による研修</p> <p>(1) 第5学年国語の公開授業及び研究協議会（6月15日開催）</p> <p>①単元名 新聞記者になって都の変化を記事にまとめよう</p> <p>②教材名 世界でいちばんやかましい音（東京書籍）</p> <p>③活用ICT機器 OneNote、Eshare、デジタル教科書、電子黒板</p> <p>④参加者 39名</p> <p>(2) 第4学年国語の公開授業及び研究協議会（11月25日開催）</p> <p>①単元名 みんなが読みたくなる「デジタルふるさとの食パンフレット」をつくろう</p> <p>②教材名 「ふるさとの食」を伝えよう（東京書籍）</p> <p>③活用ICT機器 PowerPoint、STUDYNOTE10、Forms、EShare</p> <p>④参加者 30名</p> <p>指定校の公開授業及び研究協議には69名の参加者があった。指定校が目指している、ICT機器を活用した個人思考やグループでの話し合いを受けた対話的な学びの実現について参加者による協議が行われた。このことについては、授業実践例として各学校へ情報提供をした。</p> <p>2 授業実践例の情報提供及び浜田市ICT活用教育ハンドブックへの反映授業実践例を13例作成し、情報提供をするとともに浜田市ICT活用教育ハンドブックにも掲載（令和3年度分を含め24例）した。併せて、指定校の取組概要及び成果と課題についてもまとめ、掲載をして各学校へ情報提供をした。しかし、ICT機器を活用した授業実践は教員によって差があるのが現状である。指定校の協力の下、浜田市情報活用能力系統表・チェックリストを作成し、各学校へ活用を促した。</p>
<p>教育委員会の評価</p>	<p>指定校の公開授業が約70名の参加者の下で開催され、主体的・対話的で深い学びの中でも対話的な学びに焦点を当てた研究協議が実施されたこと、このことについて各学校へ情報提供をしたことは、ICT機器を活用した授業改善の取組として評価できる。また、授業実践例を作成すると共に指定校の取組の成果と課題を浜田市ICT活用教育ハンドブックに反映させ、各学校へ情報提供したことも適切な取組であった。</p> <p>しかし、教員によってICT機器を活用した授業実践について差があることは課題である。ICT機器を活用した授業により、浜田市で学ぶ子どもたちに情報活用能力をはじめとした資質・能力を等しく育んでいかなければならない。このために、学校や個々の教職員へ対する働きかけとして、作成をした情報活用能力系統表及びチェックリストを活用した取組も充実させていく必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 12

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(2) 一人一人を大切にす教育の推進
具 体 的 取 組		④ 学校における人権・同和教育推進事業
担 当 課		人権同和教育室
内 容		児童生徒の模範となる教職員の資質の向上を図るとともに、児童生徒を対象とした人権教育や人権集会等の充実を図る。
4 年 度 の 目 標		人権集会や教職員の人権・同和教育研修を繰り返し実施し、令和4～7年度の累計実施回数240回を目指す。(令和4年度目標：60回)
4 年 度 の 実 績		<p>1 市内全小・中学校で教職員を対象とした学校職員人権・同和教育研修会を年2回以上実施した。うち1回は、運動団体講師の研修とした。(令和4年度実施回数：54回)</p> <p>2 教職員と児童・生徒に限らず、保護者や地域住民等を含めた人権意識向上のため、地域ぐるみで育てる人権意識講座(外部講師による人権集会等)を開催した。</p> <p>【開催実績】</p> <p>(1) 小学校 1回</p> <p>(2) 中学校 9回</p> <p>3 児童・生徒の人権に関する理解と認識を深めるとともに、その作品を啓発に活用することにより市全体の人権意識高揚を図るため、39回目となる人権作品コンクールを実施した。入賞作品は作品集にまとめるとともに、リーフレットを作成して広報はまだ3月号にあわせて全戸配布した。</p> <p>【応募数及び入賞作品数の内訳】</p> <p>(1) 中学校ポスター：応募70点、うち入賞7点</p> <p>(2) 小学校作文：応募12点、うち入賞5点</p> <p>(3) 中学校作文：応募32点、うち入賞5点</p> <p>(4) 一般標語：応募70点(34人)、うち入賞7点</p> <p>4 ふれあいフォーラムの開催(浜田市人権・同和教育研究集会)人権・同和教育や人権・同和教育・啓発の認識を深めるとともに、人権尊重のまちづくりへ向けた実践力を培うために開催した。</p> <p>(1) 開催日 令和4年8月4日(木)</p> <p>(2) 講師 学校法人湘南学園 学園長 住田正治さん</p> <p>(3) 演題 みんなが幸せになるカラフルな学校づくり</p>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

学校教職員の人権・同和問題研修会では、運動団体や外部の講師から、差別を受けた当事者としての経験談を通し、学校で伝えてほしい思いや望まれる人権教育について学ぶことができる。研修を通して人権感覚が磨かれ、授業・指導の場面での活用につながるため、継続実施が必要である。

地域ぐるみで育てる人権意識講座は、学校が抱く問題意識を基に企画され、教職員や児童・生徒、保護者等がともに学ぶことで人権意識の向上につながるため、今後も継続する必要がある。

人権作品コンクールは、中学校ポスター、小中学校作文、一般標語を募集している。応募する学校に偏りがあるため、応募方法の簡素化及び周知方法を検討し応募校及び応募数の増加につなげること、人権意識の啓発を図ることが課題である。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 13

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(3) 食育と健全な体づくりの推進
具 体 的 取 組		① 食育推進事業
担 当 課		教育総務課
内 容		<p>朝ご飯をしっかり食べることや、家族や仲間と一緒に楽しく食べることができるよう、浜田の様々な資源を活かした食育を推進する。</p> <p>また、SDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、学校給食の食べ残し量を削減するため、食育授業や家庭への啓発等を通じた食育を推進する。</p>
4 年 度 の 目 標		<p>給食だよりでの啓発、給食の朝ごはん献立の実施、食の指導、和食推進献立、郷土料理、行事食の提供等、地元の資源を活用した食育を行う。</p> <p>また、食育授業や家庭への啓発等を通じて、児童生徒の年間給食食べ残し量を14,696kg以下（20 %削減）とする。</p>

点 検 ・ 評 価 項 目

4 年 度 の 実 績

浜田を代表する食材を使用した浜田市統一献立「おいしい浜田の日」を実施し、まるごと一尾アジの塩焼きを提供した。  
また、食育だよりを通して骨付きアジの食べ方や児童の様子を家庭に知らせ、魚の良さや浜田の食文化について啓発を図った。

- ・浜田市水産振興課の出前授業を実施し、浜田の魚について知識を深めるとともに骨付きアジの食べ方を学習をした。(浜田地域)
- ・米生産者に米づくりや地域に対しての思いを語ってもらった。(旭地域)
- ・県内産食材の紹介等を給食時間に放送した。(三隅地域)

食育授業や家庭への啓発等を通じて、児童生徒の年間給食食べ残し量を減少させる取組を実施し、14,506kgであった。  
浜田学校給食センターでは、学校給食摂取基準認定を見直し、小学校でごはんの量を減少させた。  
・食品ロスを減らすため食育だより等を活用した啓発を行った。



教 育 委 員 会 の 評 価

まるごと一尾アジの塩焼きは食育の推進と地産地消をセットで考えられるもので、食育の教材として非常に優れている。地域でとれる食材の紹介や生産者に感謝の気持ちを持ち、学べる良い機会となり、評価できる。  
引き続き、各給食センター・学校調理場において地元製品の活用を進め、地域の特色を生かした食育指導に継続的に取り組む必要がある。  
また、学校給食の食べ残し量を削減する取組を行い、目標値を達成したことは評価できる。引き続き、目標達成のために食育授業や家庭への啓発等を通じた食育の推進が重要と考える。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 14

点検・評価項目	
教育振興計画	施策の柱
における項目	主要施策
具 体 的 取 組	
担 当 課	
内 容	
4 年 度 の 目 標	
4 年 度 の 実 績	

I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～

(3) 食育と健全な体づくりの推進

② 学校給食での地産地消の推進

教育総務課

地元の食材や旬のものを取り入れ、安全安心な給食を提供する。地元食材が活用できるよう仕入れの仕組みを研究し、使用割合の増加を図る。児童生徒の食に関する体験の機会を増やす。

島根県地元産品活用割合調査において70%を維持する。  
合わせて、地元の食材を使用した食育指導を行い、地域の食材や産業を知り、食への感謝の気持ちを育てる。

浜田市産のトマト（美味しまね認証産品）や小松菜（有機農産物）等を学校給食として提供し、地元産品を使用した食育指導を行うことができた。  
令和4年度から国の調査方法に合わせ、令和3年度までの食品数ベースから金額ベースに算出方法を変更し島根県地元産品活用割合調査の結果は86.5%となり、県内8市で1位となった。  
また、「どんちっちノドグロ学校給食実行委員会」が、地元の子ども達に思い出に残る給食をという思いから、美味で高級魚として有名なノドグロが調達され市内小中学校の各最終学年に提供した。下処理作業については、地元浜田水産高校食品流通科の生徒が行った。これらの取組を出前授業として実施され、浜田の水産業を学ぶとともに、浜田のブランド魚「ノドグロ」を教材に地産地消について学んだ。



また、物価高騰による給食食材料費の影響を、保護者に転嫁することなく、安定的に給食を提供できるよう、学校給食会等に食材料費の一部を支援した。

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教 育 委 員 会 の 評 価

島根県地元産品活用割合調査の結果が86.5%となり、県内8市で1位となり高水準であることは評価できる。

今後も引き続き地元食材を活用し、地元産品の安全性・美味しさを児童生徒に伝えるなど、食育の推進に努める必要がある。

また、浜田市の名産品のノドグロを給食で提供し、浜田の水産業と地産地消について学ぶ取組は評価できる。その他の食材も含め、さらに関係機関と連携し地産地消に取り組む必要がある。

物価高騰対策として、学校給食費の保護者負担軽減を図ったことは評価できる。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 15

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(3) 食育と健全な体づくりの推進
具 体 的 取 組		③ 学校体育大会支援事業
担 当 課		学校教育課
内 容		児童生徒の健康・体力づくりに対する自らの意識向上と体力の向上を図るため、小中学校体育連盟主催の大会等を支援する。
4 年 度 の 目 標		小中学校体育連盟主催の大会等の支援及び中学校の部活動に対する支援を通じ、児童生徒の健康・体力づくりに対する自らの意識向上と体力の向上を図る。
4 年 度 の 実 績		<p>1 小中学校体育連盟に対する支援</p> <p>(1) 補助金交付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜田市小学校体育連盟への補助金交付額 1,335,820円</li> <li>・ 浜田市中学校体育連盟への補助金交付額 1,150,000円</li> </ul> <p>(2) 概要</p> <p>浜田市小学校体育連盟において浜田市小学校陸上競技大会及び浜田市小学校体操競技大会が、浜田市中学校体育連盟において浜田市中学校総合体育大会及び浜田市中学校新人総合体育大会が、それぞれ開催された。</p> <p>補助金は、大会に参加するための貸切バス費用等に活用された。</p> <p>2 中学校の部活動に対する支援</p> <p>(1) 補助金交付実績 7,300,000円</p> <p>(2) 概要</p> <p>中学校9校において、延べ62の部活動が実施された。</p> <p>補助金は、大会へ参加するための貸切バス費用や部活動で使用する備品・器具等の購入費等に活用された。</p>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

補助金交付による支援の結果、小学校体育連盟、中学校体育連盟ともに無事に大会を開催され、児童生徒たちが日ごろの練習の成果を発揮して競技に取り組むことができた。

また、中学校の部活動についても、補助金の交付によって、各学校の部活動が活発かつ円滑に行われ、生徒の体力向上や保護者の負担軽減につながったことは評価できる。

中学校体育連盟主催の浜田市中学校総合体育大会及び浜田市中学校新人総合体育大会は令和4年度をもって終了となるが、令和5年度から実施される浜田地区ブロック大会も生徒たちの健康・体力づくりに対する意識向上と体力向上を図る上で重要な機会となるため、引き続き支援を行う必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 16

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～ (1) 家庭教育支援の充実
具 体 的 取 組		① 浜田親子共育応援プログラム (HOOP!) の実施
担 当 課		学校教育課
内 容		<p>浜田親子共育応援プログラム(以下、HOOP!という)は、県の「親学プログラム」をベースにした、市独自の家庭教育支援の取組である。乳幼児及び学童期の子を持つ保護者を対象に、ファシリテーターの進行のもと、対話を中心としたワークショップを行い、プログラムによっては専門家によるアドバイスタ임을設けている。このプログラムは、親子の愛着形成やメディアとのかかわり方、小学校入学前の子を持つ保護者同士のつながりづくりなど、子どもの発達段階や社会的なニーズを考慮した内容となっている。HOOP!の実施については、幼児教育施設や学校、まちづくりセンターにおいて行っており、この取組により家庭教育支援を推進する。</p>
4 年 度 の 目 標		<p>1 HOOP! ファシリテーターの計画的な養成、スキルアップ (ブラッシュアップ) 研修を実施する。 2 HOOP! を実施するための人材確保に努め、計画的に実施できる体制を整える。 目標値：プログラム実施回数の累計100回 (令和4年度～7年度) (年間約25回)</p>
4 年 度 の 実 績		<p>毎回振り返りのアンケート調査を実施しており、その中では「保護者同士で話をする機会がなかったのがよかった」、「他の方も同じような悩みを持っていることが分かって安心した」などの感想が多数あり、プログラムの参加者への効果を確認できた。 今後、より多くの保護者に機会を提供できるよう、市内の全ての小学校での実施を検討する。 その実施にあたっては、ファシリテーターの確保が必要となるため、まちづくりセンター職員を中心にファシリテーター養成講座を実施し、ファシリテーターの養成を図る。</p> <p>HOOP! の年間実施回数については、以下のとおり。</p> <p>1 令和4年度HOOP!実施回数 13回 (令和3年度 10回) 【内訳】 保育所4回、幼稚園2回、小学校6回、その他1回</p> <p>2 HOOP!ファシリテーターの養成・ブラッシュアップ研修の実施 1回</p>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

「保護者のつながりが出来た」等、参加者から効果を感じる感想が寄せられており、参加者にとって気づきやつながりづくりの場となっている点は評価できる。

また、事業の普及に向け、小学校へ働きかけを行うことや、それに伴うファシリテーターの確保を進めるための方策を検討していることも評価できる。

コロナ禍でもあり、令和4年度は実施回数が目標値の約半分に留っており、より多くの保護者に機会を提供できるよう、学校等と連携を図りながら普及・啓発に努めていく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 17

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～
における項目	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実
具 体 的 取 組		② 放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施
担 当 課		学校教育課
内 容		放課後子ども教室及び、地域学習支援事業は、地域住民及びまちづくりセンターが連携・協働し、放課後や休日において、子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し実施している。
4 年 度 の 目 標		まちづくりセンターを推進拠点とし、各種団体と連携しながら、より効果的な事業の実施に努める。
4 年 度 の 実 績		<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、計画通り実施することが難しい状況ではあったが、学校や放課後児童クラブとも連携を図り、対策をとりながら可能な限り活動を実施した。</p> <p>【放課後子ども教室】12教室実施 地域と学校及び放課後児童クラブが連携・協働して、放課後や休日において、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保した。また、学習や様々な体験活動の機会を定期的、継続的に提供した。</p> <p>【地域学習支援事業（勉強の場所づくり）】4教室実施 まちづくりセンター等を活用し、小学生、中学生、高校生に対する地域の人材を活用した学習支援を実施した。</p>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に万全を期した上で、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や体験活動の機会を最大限提供しようと工夫を凝らして取り組んでいる点や、教室によっては、地域住民のみならず、専門学校の学生や外部人材など幅広い年代や所属の人材を活用した学習支援を実施できた点は評価できる。子どもたちが主体的に学習に向かうことができるための機会や場所の提供は、家庭学習の習慣の定着の一助となることも期待され、評価できる。また、様々な家庭環境で育つ子どもたちが、学校や家庭以外の場所でも安心して過ごすことができる心の居場所が全中学校区にあることも評価できる。

今後は、学びに向かうための基礎的な力が育まれ、学力向上にもつながるよう、多様な資源を生かしながら子どもの居場所作りを行っていく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 18

点検・評価項目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～ (1) 家庭教育支援の充実
具 体 的 取 組		③ 「家読」の推進
担 当 課		教育総務課
内 容		「家読（家庭読書）」とは、特別なルールやノルマがあるものではなく、家庭で読書を通じて、家族の心の絆を深め、豊かな心を育むことを目的としているものである。方法も自由で、家族で話し合い、その家庭に一番合ったものにすることが大切である。読書には、子どもにとっても親にとっても、家庭教育の中で意義あるものである。「家読」の推進に向けて、具体的な取組を検討していく。
4 年 度 の 目 標		メディアとの適切な関わり方も含め、「家読」のよさを啓発し、推進していく。
4 年 度 の 実 績		小中連携教育の「生活習慣づくり」の中で、ノーメディア週間等において家読の方法や取組状況の紹介を行い、家読の啓発を行った。各校の図書館だよりにおいて、児童生徒の読書の状況や図書館の貸出冊数を増やす取組について保護者への周知を行った。 ママパパ学級、乳幼児健診、浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)の各事業において、絵本にふれあう機会を設け、家読の大切さについて伝えた。 市立図書館において、ボランティアによる定期的に読み聞かせ、ストーリーテリング、電子紙芝居等を行い、家読の普及に努めた。
教育委員会の評価		家読は読書の楽しさを知らせ、家族で同じ時間を共有することが大切である。強制的ではなく、あらゆる機会を通じて啓発に取り組んでいることは適切であると考え。 今後ともより多くの人に家読のよさを伝える活動を継続して行う必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 19

点検・評価項目									
教育振興計画 における項目	施策の柱 II 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～ 主要施策 (2) 青少年の健全育成								
具 体 的 取 組	① 青少年団体及び関係協議会等への補助事業								
担 当 課	学校教育課								
内 容	地域単位で設置している青少年健全育成協議会において、夏休み子ども映画上映会や、川遊びなどの事業を実施し青少年の健全育成に取り組んでいる。浜田市内の青少年育成を目的として活動している団体への活動支援を実施している。								
4 年 度 の 目 標	1 青少年健全育成協議会等への助成 弥栄地域を除く4地域に設置されている協議会等に補助を行う。 2 協議会統合の検討 4協議会はそれぞれの歴史があり、事業内容・予算等が異なる等の課題があるが、統合に向け検討を行う。								
4 年 度 の 実 績	1 青少年健全育成協議会等への助成 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 浜田青少年健全育成推進会議</td> <td style="text-align: right;">217,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 金城地域青少年健全育成連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">329,950円</td> </tr> <tr> <td>(3) あさひ子ども健全育成協議会</td> <td style="text-align: right;">55,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 青少年育成三隅町民会議</td> <td style="text-align: right;">131,374円</td> </tr> </table> 2 協議会統合の検討 浜田、金城、旭、三隅地域の組織で、統合に向けた検討を行った。令和5年度に連絡会設置を目指す予定。 3 青少年健全育成活動支援事業補助金申請団体数 5団体	(1) 浜田青少年健全育成推進会議	217,000円	(2) 金城地域青少年健全育成連絡協議会	329,950円	(3) あさひ子ども健全育成協議会	55,000円	(4) 青少年育成三隅町民会議	131,374円
(1) 浜田青少年健全育成推進会議	217,000円								
(2) 金城地域青少年健全育成連絡協議会	329,950円								
(3) あさひ子ども健全育成協議会	55,000円								
(4) 青少年育成三隅町民会議	131,374円								
教育委員会の評価	各協議会とも、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業の規模を縮小しているが、感染拡大防止に留意した事業内容を検討したうえで、地域に密着した青少年健全育成活動に取り組んでおり、評価できる。 また、4協議会とも沿革が異なり、事業内容や予算等も異なる中、組織の一本化に係る調整は困難を要するが、それぞれ会員の高齢化により会の運営が負担になっている等の問題もあり、今後の会のあり方について検討しながら、連絡会設立に向けた調整を図る必要がある。								

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 20

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～ (2) 青少年の健全育成
具 体 的 取 組		② 不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援の継続
担 当 課		学校教育課
内 容		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不登校及び不登校傾向児童生徒の未然防止、学校への復帰に向けて児童生徒及び保護者への相談支援体制の充実を図る。</li> <li>2 不登校、ひきこもり・ニートなど日常生活を送る上で様々な困難を抱える子どもから概ね40歳までの若者に対して、青少年サポートセンターへの来所や、電話、手紙、訪問などにより、相談者の気持ちや思いに寄り添いながら、社会参加や就学・就労等自立に向けた支援を行う。</li> </ol>
4 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不登校及び不登校傾向児童の未然防止、学校復帰に向けては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員を学校に配置・派遣することで相談支援体制の充実を図るとともに、教育支援センター山びこ学級により学校以外の場所での相談支援体制の充実を図る。</li> <li>2 青少年サポートセンターにおいて、相談者のうち一人でも多くの者が社会参加・自立に向けて、自信をつけながら少しずつでもステップアップできるよう、総合的に支援を継続していく。</li> </ol>

点 検 ・ 評 価 項 目

4 年 度 の 実 績

- 1 学校における対策
  - ・スクールカウンセラー活用事業  
相談件数延べ1,216件（うち教職員 9件・保護者 93件）
  - ・スクールソーシャルワーカー活用事業  
訪問時間延べ416時間（不登校 12件、家庭環境の問題 9件）
  - ・子どもと親の相談員  
石見小学校、国府小学校に各1人配置
- 2 青少年サポートセンターにおける対策
  - ・相談件数 1,522件（方法内訳：来所 726件、電話 372件、手紙 159件、訪問 265件）
  - ・令和4年度当初相談対象人数 74人
    - 〃 新規相談人数 8人
    - 〃 相談人数 82人
    - 〃 未支援終了人数 8人
  - 令和5年度当初相談対象人数 74人
  - ・支援修了者の内訳 40歳到達 2人、市外の学校へ進学 1人、連絡全く取れない 1人、本人死亡 1人、支援不要の申し出 3人
  - ・若年無業者（ひきこもり、ニート）相談 22人
  - ・所内支援検討会議の開催（定期 月1回、状況に応じ随時あり）

教 育 委 員 会 の 評 価

学校は児童生徒の家庭への訪問や連絡などで状況把握を行い、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの連携や、関係機関への相談を行いながら、未然防止や学校復帰に向けて取り組んでいる。不登校は、複数の要因が積み重なっていることが多いことから、様々な関係機関が連携して取り組む必要があるため、今後も一人ひとりの実態に寄り添いながら進めていく必要がある。

相談件数は、前年度と比較して約13%減少した。相談方法別では、来所と訪問はほぼ横ばいであったが、電話と手紙が減少している。相談はそれぞれの相談者に合わせて、その方法やタイミングを見計らって行うことが重要である。

就労、職業的自立により支援終了した者はいなかったが、本人の困り感を丁寧に聴くことに重点を置き、関係づくりを深め、一人ひとりに合った対応をし、その人の状況に合わせて継続的に支援していることは評価できる。

今後も、不登校、ひきこもり・ニートなどの困難を抱える子ども・若者が安心して利用できる居場所の確保及び参加しやすい体験教室・活動の検討を適宜行い、さらには相談支援体制の充実を図って、社会参加・自立に向けた支援を継続することが必要である。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 21

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～
における項目	主要施策	(2) 青少年の健全育成
具 体 的 取 組		③ 居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携の充実
担 当 課		学校教育課
内 容		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育支援センター山びこ学級により学校以外の場所での居場所を作り、学習指導及び相談支援体制の充実を図る。</li> <li>2 社会参加に大きな不安を抱えている子どもや若者たちに、自宅から出て過ごすための居場所となるように、青少年サポートセンターをオープンスペースとして開放し、各種教室やクラブ活動などを実施する。</li> <li>3 「浜田市子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議、研修会、並びにケースにより関係機関との検討会等を行う。</li> </ol>
4 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育支援センター「山びこ学級」を運営し、不登校の児童生徒の居場所としての役割を果たすとともに、学校などの関係機関と連携しながら、学校復帰に向けての相談支援に取り組む。</li> <li>2 不登校やひきこもりの子ども・若者が気軽に過ごせる居場所の提供及び、自立に向けて他者と関わりながら行う体験活動などを実施する。</li> <li>3 困難を抱える子ども・若者に関わる様々な機関がそれぞれの専門性を生かした支援ができるように、関係機関とのより綿密な連携を図る。</li> </ol>
4 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 山びこ学級通級者の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生（実数）：3人（不登校児童数50人）</li> <li>・中学生（実数）：5人（不登校生徒数77人）</li> </ul> </li> <li>2 青少年サポートセンター関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所利用者 延べ1,214人 <ul style="list-style-type: none"> <li>※実利用者 25人（内訳：小学生1人、中学生5人、高校生9人、大学生1人、学生以外9人）</li> </ul> </li> <li>・体験教室及び活動 85回、延べ195人参加</li> <li>・浜田市子ども・若者支援地域協議会開催実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年2月10日 研修会 25人参加</li> <li>令和5年3月22日 代表者会議 20人参加</li> </ul> </li> <li>・関係機関との検討会、情報交換等の実施</li> </ul> </li> </ol>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

教育支援センター山びこ学級の基本方針にもあるとおり、学校に行きにくい児童生徒の心の居場所として、一人ひとりの実態に合わせた学習指導を行うとともに、学校や相談機関と連携しながら相談支援を行っている。

居場所の延べ利用者数は、前年度と比較して約16%増加となった。これは、青少年サポートセンターに隣接している山びこ学級へ通っている児童生徒が居場所に寄って帰ることが増えたのが大きな要因であると考えられる。

各種教室やクラブ活動では、少人数の参加者と一緒に、集中して作業に取り組む時間を経験することができ、参加者にとっては、自信をつけながら、次のステップへ繋がるものとなっている。

浜田市子ども・若者支援地域協議会において、研修会では大多数の参加者から好評を得ることができ、また、代表者会議では活発な意見交換が成されたことは意義がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 22

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育及びはまだっ子共育の推進
具 体 的 取 組		① ふるさと郷育推進事業【再掲】
担 当 課		学校教育課
内 容		子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、まちづくりセンターを中心に中学校区毎のネットワークを構築し、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進する。 また、まちづくりセンターを推進拠点に、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもを育むとともに大人も共に高まり合う取組とする。
4 年 度 の 目 標		1 中学校区毎にネットワーク会議（地域学校協働本部会議）を実施する。 2 まちづくりセンターを推進拠点として、事業の運営に携わる人材（地域ボランティア等）を増やす。 3 事業関係者の資質向上や情報交換等を図るため、ふるさと教育担当教員と共育コーディネーター等の合同研修会等を実施する。
4 年 度 の 実 績		1 教育委員会主催で8つの中学校区で年間1回以上のネットワーク会議を開催した。 2 社会教育法第9条の7の規定により地域学校協働活動推進員を委嘱した。 3 ふるさと教育担当者・はまだっ子共育担当者合同研修会の開催した。（2月24日）
教育委員会の評価		各中学校区を単位として学校・家庭・地域が連携・協働し、よりよい地域社会の実現に向け、方策を進めていることは評価できる。 事業実施においては、まちづくりセンターや地域のボランティアの協力を得て、子どもたちに、ふるさとに対する愛着や誇りを涵養する取組が教育活動に定着してきている。 今後は「地域ぐるみで子どもを育み、子どもも地域（大人）も高まり合おう」の実現のため、各エリアのネットワークの拡大化を図り、様々な立場の人たちが参画した地域学校協働活動を推進していかなければならない。 また、「地域に開かれた教育課程」を実現し、学校教育での取組が、多様な他者ととともに協働しながら学ぶ教育活動となるよう、地域と学校の一層の連携強化を図っていく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 23

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育及びはまだっ子共育の推進
具 体 的 取 組		② 教育魅力化推進事業（教育魅力化コンソーシアム支援）
担 当 課		学校教育課
内 容		HAMADA教育魅力化コンソーシアムが目指す「魅力ある学びによる人づくり」と「地域活性化の好循環」を達成するため、島根県の教育魅力化人づくり推進事業交付金を活用し、魅力化コーディネーターを2名を配置し、高等学校等が地域と連携して実施する授業の支援や高校生の主体的な地域活動への参画を支援する。
4 年 度 の 目 標		魅力化コーディネーター2名を配置し、高等学校が地域と連携して実施する授業の支援や高校生の主体的な地域活動への参画を支援する。 また、HAMADA教育魅力化コンソーシアムの運営を支援するため、同組織の事務局を担うとともに、運営に必要な補助金を交付する。 島根県の教育魅力化人づくり推進交付金を活用し、全校に共通するHAMADA教育魅力化コンソーシアム事業を実施する。
4 年 度 の 実 績		魅力化コーディネーターを2名配置し、高等学校が地域と連携して実施した授業（浜田高校ちよこっトークやPBL、水産高校SuiSuiトーク）に対して助言、地域住民への周知、参加の呼びかけなどの支援を行った。 HAMADA教育魅力化コンソーシアムの運営を支援するため、地域学校連携係が事務局を担うとともに、運営補助金を交付し、各種会議を主催するなかで、専門家の助言を得ながら事業方針の策定や次年度の事業計画を策定した。 高校生の主体的な地域活動を促進するための仕掛けづくりとして、地域活動へ参加を高校生に呼びかける地域協働マッチングシステムを運用するとともに、魅力化コーディネーターが高校生の要望を受け個別に地域活動参加の支援を行った。更に、事務局事業として、高校生の探究活動を支援するワークショップを開催するとともに、浜田城資料館高校生学芸員の取組を実施した。 また、「地域住民が高校教育を支援するための仕掛けづくり」として、高等学校が地域資源を活用して行う授業並びに高校生の主体的な学びや活動を組織的に支援するための人材バンク（HAMADA教育魅力化パートナーバンク）を設置、運営した。 なお、コンソーシアムのこうした活動内容については、FacebookなどのSNSで広く発信するとともに、HAMADA教育魅力化コンソーシアムだよりを発行し、市内と江津市の全ての中学校やまちづくりセンター、図書館などの社会教育施設にも配布して住民にも周知を図った。

### 点 検 ・ 評 価 項 目

#### 教育委員会の評価

令和4年度から魅力化コーディネーターを2名体制とし、地域の実情に詳しい者と高等学校教育に精通した者を配置したことで、両名が協力して生徒の興味関心を聞き出し、高校生の自分自身の興味関心に基づく地域協働活動へのニーズを高めることに繋がっている。

その結果、地域活動の中で高校生の姿が見える機会が増え、学校と地域との信頼関係の構築にも寄与している。

また、コンソーシアムの取組をSNSやコンソーシアムだよりで広く周知していることについても評価できる。

引き続き、高等学校等の「地域に開かれた学校づくり」の取組を支援し、高校生の地域貢献意識を高め、当事者意識を持ったふるさとへの貢献意欲を高めていくとともに、高校生が社会に主体的に参画していくために必要な力を育む必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 24

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
	主要施策	(1) ふるさと郷育及びはまだっ子共育の推進
具 体 的 取 組		③ はまだっ子共育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		「地域学校協働活動（学校支援）」「放課後支援」「家庭教育支援」の3本柱として、まちづくりセンターを推進拠点に、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもを育むとともに大人も共に高まり合う地域づくりを目指し取り組んでいる。
4 年 度 の 目 標		1 まちづくりセンターを推進拠点として、事業の運営に携わる人材（地域ボランティア等）を増やす。 2 事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修会等を実施する。

点 検 ・ 評 価 項 目

<p>4 年 度 の 実 績</p>	<p>子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、まちづくりセンターを中心に中学校区毎のネットワークを構築し、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進した。 また、社会教育法第9条の7の規定により地域学校協働活動推進員を委嘱した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域学校協働本部会議（ネットワーク会議）の開催 中学校区毎にエリアコーディネーターを配置し、会議を実施した。</li> <li>2 はまだっ子共育運営委員会 開催2回 9月12日(月)、3月23日(木)</li> <li>3 エリアコーディネーター会 開催4回 ①5月12日(木)、②7月29日(金)、③12月14日(水)、 ④2月24日(金)</li> </ol> <p>※2, 3回目は共育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）と合同開催</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 研修等             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) HOOP!ファシリテーター養成&amp;ブラッシュアップ研修会 内容：説明「親学プログラムについて」 「ファシリテーターの主な役割」 演習「プログラム体験」</li> <li>(2) まちづくりセンター主事研修 内容：説明「HOOP! 浜田親子共育応援プログラムについて」 演習「HOOP! を体験してみよう！」</li> </ol> </li> <li>5 情報発信 リーフレット・チラシの作成、まちづくりセンターだよりによる事業紹介等</li> </ol>
<p>教 育 委 員 会 の 評 価</p>	<p>各中学校区を単位として学校・家庭・地域が連携・協働し、よりよい地域社会の実現に向け、方策を進めていることは評価できる。 はまだっ子共育推進事業の基本理念である「地域ぐるみで子どもを育み、子どもも地域（大人）も高まり合おう」の実現のため、各エリアのネットワーク化を図りつつ、様々な立場の人たちが参画し、学校支援、放課後や休日の活動支援、家庭教育支援活動を推進していかなければならない。 また、事業の推進拠点であるまちづくりセンターの職員や、学校と地域のつなぎ役である共育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）等に対する研修会や情報交換の場づくりに努める必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 25

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
	主要施策	(1) ふるさと郷育及びはまだっ子共育の推進
具 体 的 取 組		④ 放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施【再掲】
担 当 課		学校教育課
内 容		放課後子ども教室及び、地域学習支援事業は、地域住民及びまちづくりセンターが連携・協働し、放課後や休日において、子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し実施している。
4 年 度 の 目 標		まちづくりセンターを推進拠点とし、各種団体と連携しながら、より効果的な事業の実施に努める。
4 年 度 の 実 績		<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、計画通り実施することが難しい状況ではあったが、学校や放課後児童クラブとも連携を図り、対策をとりながら可能な限り活動を実施した。</p> <p>【放課後子ども教室】12教室実施 地域と学校及び放課後児童クラブが連携・協働して、放課後や休日において、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保した。また、学習や様々な体験活動の機会を定期的、継続的に提供した。</p> <p>【地域学習支援事業（勉強の場所づくり）】4教室実施 まちづくりセンター等の社会教育施設等を活用し、小学生、中学生、高校生に対する地域の人材を活用した学習支援を実施した。</p>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に万全を期した上で、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や体験活動の機会を最大限提供しようと工夫を凝らして取り組んでいる点や、教室によっては、地域住民のみならず、専門学校の学生や外部人材など幅広い年代や所属の人材を活用した学習支援を実施できた点は評価できる。また、放課後や休日に、体験活動や学習活動を通して、子どもたちが様々な人やものと触れ合う取組もできていることは、子どもたちの心身の成長につながることであり、評価できる。

子どもたちだけでなく、そこに関わる大人の知識や技能が活かされることで、大人も生きがいや社会の中で貢献することへの喜びが感じられることは、地域全体の活性化につながるため、意義がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 26

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(2) まちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進
具 体 的 取 組		① はまだっ子共育推進事業【再掲】
担 当 課		学校教育課
内 容		「地域学校協働活動（学校支援）」「放課後支援」「家庭教育支援」の3本柱として、まちづくりセンターを推進拠点に、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもを育むとともに大人も共に高まり合う地域づくりを目指し取り組んでいる。
4 年 度 の 目 標		1 まちづくりセンターを推進拠点として、事業の運営に携わる人材（地域ボランティア等）を増やす。 2 事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修会等を実施する。

## 点 検 ・ 評 価 項 目

4 年 度 の 実 績	<p>子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、まちづくりセンターを中心に中学校区毎のネットワークを構築し、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進した。</p> <p>また、社会教育法第9条の7の規定により地域学校協働活動推進員を委嘱した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域学校協働本部会議（ネットワーク会議）の開催 中学校区毎にエリアコーディネーターを配置し、会議を実施した。</li> <li>2 はまだっ子共育運営委員会 開催2回 9月12日(月)、3月23日(木)</li> <li>3 エリアコーディネーター会 開催4回 ①5月12日(木)、②7月29日(金)、③12月14日(水)、 ④2月24日(金)</li> </ol> <p>※2、3回目は共育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）と合同開催</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 研修等             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) HOOP!ファシリテーター養成&amp;ブラッシュアップ研修会 内容：説明「親学プログラムについて」 「ファシリテーターの主な役割」 演習「プログラム体験」</li> <li>(2)まちづくりセンター主事研修 内容：説明「家庭教育支援の意義、HOOP！浜田親子共育応援プログラムについて」 演習「HOOP！を体験してみよう！」</li> </ol> </li> <li>5 情報発信 リーフレット・チラシの作成、まちづくりセンターだよりによる事業紹介等</li> </ol>
教 育 委 員 会 の 評 価	<p>各中学校区を単位として学校・家庭・地域が連携・協働し、よりよい地域社会の実現に向け、方策を進めていることは評価できる。</p> <p>子どもだけでなく、関わる大人も自身の知識や技術を活かし活躍することで、生きがいややりがいを感じ、積極的に地域活動に関わろうとする人が増えていくよう、様々な立場の人たちが活動に参画し、学校支援、放課後や休日の活動支援、家庭教育支援活動を推進していくことが大切である。</p> <p>この取組をさらに進めるため、共育事業をはじめ、人づくり・まちづくりの拠点であるまちづくりセンターの職員や、学校と地域のつなぎ役である共育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）等に対する研修会や情報交換の場づくりに努める必要がある。</p>

## 教育委員会自己点検・評価表

No. 27

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～ (2) まちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進
具 体 的 取 組		② まちづくりセンター活動推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		まちづくりセンターを拠点として、学校と地域の繋がりづくりや家庭教育支援などを引き続き実施すると同時に、社会教育・生涯学習を基盤とした地域活動の支援を実施している。 また、本事業をとおして地域における社会教育を推進し、人材を育成することにより、住民主体のまちづくりにつなげる。
4 年 度 の 目 標		まちづくりセンター職員における社会教育士称号取得者数の増加（令和4年度目標：22名）

点 検 ・ 評 価 項 目

<p>4 年 度 の 実 績</p>	<p>1 令和4年度社会教育士称号取得者数 14名                  2 各まちづくりセンターにおける主な取組                  以下のとおり、各センターの取組や各地区の概要をまとめた、「令和4年度まちづくりセンター活動報告書」を発行した。</p> <p>(1) 浜田 出張！てごセンター                  (2) 石見 暮らしの保健室                  (3) 長浜 ながはまチャレ・砂浜ウォーク                  (4) 周布 ラジオ体操で延ばそう“健康寿命”                  (5) 大麻 まちづくり組織活動支援事業・地域交流活動推進事業                  (6) 美川 ミニ感謝祭☆美川まちづくり楽市一周年記念                  (7) 国府 新しいことはじめてみよう～竹灯籠・朝市出店～                  (8) 久佐 予約型乗合タクシー『かなぎふれあい号』体験ツアー                  (9) 今福 地域住民主体の「支えあう、いま・福のある里づくり」を目指して                  ～防災・防犯部会のICTを活用した取り組みについて～                  (10) 美又 秋のお楽しみ会『うる肌日本一 美又温泉の周辺を歩きクイズに挑戦♪♪                  (11) 雲城 あいのりタクシーと独り暮らしの高齢者へ鉢花プレゼント                  (12) 波佐 あいのりタクシー事業を活用した『おでかけときわカフェ』                  (13) 小国 自然豊かな地区を活かした事業                  (14) 今市 集まれ！あさひっ子☆わくわく夏休み～竹水鉄砲とシャボン玉で遊ぼう～                  (15) 木田 木田さんぽ♪+あいのりタクシー                  (16) 和田 お魚を使った男性料理教室                  (17) 都川 映画上映会                  (18) 市木 観光交流事業（ほたる鑑賞）                  (19) 安城 弥栄の未来創造会議の円滑な運営、活動支援                  (20) 杵束 この夏『君が』『地域が』…変わる                  (21) 岡見 地域で大豆を栽培し、減塩みそを作ろう！                  (22) 三保 三保ふれあい運動会                  (23) 白砂 わくわく白砂！収穫祭                  (24) 三隅 lienmarche リアンマルシェ                  (25) 黒沢 魚食普及活動「食卓に魚を増やそう」                  (26) 井野 日常における生命の危険を回避する事業</p>
<p>教育委員会の評価</p>	<p>まちづくりセンター職員における社会教育士取得者数について、令和4年度は目標人数に達していないため、計画的に増加を図る必要がある。</p> <p>また、事業実施においては、協働のまちづくりを推進する拠点施設として、前例を踏襲するだけでなく、目標に沿った事業の見直しを行うPDCAサイクルを意識した事業の促進を図っており、評価できる。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 28

点検・評価項目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(2) まちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進
具 体 的 取 組		③ まちづくりセンター等における人権・同和教育推進事業
担 当 課		人権同和教育室
内 容		市民一人一人が人権尊重の意識をもって行動できる社会の実現を目指し、まちづくりセンターや事業所等と連携して人権教育・啓発活動を推進する。
4 年 度 の 目 標		まちづくりセンターで繰り返し人権学習を実施し、令和4～7年度の累計実施回数170回を目指す。(令和4年度目標：35回)
4 年 度 の 実 績		<p>1 まちづくりセンター独自で人権・同和教育研修等を企画・開催したほか指導主事派遣による巡回講座の実施に努めた。</p> <p>(1) 人権・同和教育研修等を開催したまちづくりセンター数 22センター (前年度：18センター)</p> <p>(2) 人権・同和教育研修等の開催回数 延べ45回</p> <p>ア 同和問題をテーマとした研修 6回</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症をテーマとした研修 0回</p> <p>ウ その他の人権課題をテーマとした研修 39回</p> <p>2 各地域人権・同和教育推進協議会が主催する人権講演会・人権を考える集いに、まちづくりセンター職員が参加した。</p> <p>3 島根県が主催する人権啓発指導者養成講座等各種研修に、まちづくりセンター職員が参加した。</p> <p>4 人権意識の高揚・啓発を図ることを目的に39回目となる人権作品コンクールを実施した。一般市民を対象とした人権標語の他、小・中学生を対象とした作文及びポスターを募集した。人権標語については、まちづくりセンターにも参加を促し、令和4年度は70点(34人)の応募があった。入賞作品は作品集にまとめるとともに、リーフレット(A3二つ折り)を作成して広報はまだ3月号と併せて全戸配布した。</p>
教育委員会の評価		<p>令和4年度の目標実施回数は達成している。研修等未実施のまちづくりセンターへは、人権同和教育室が所管の巡回講座を周知し実施に向けた支援が必要である。</p> <p>また、島根県主催の地域指導者養成講座は、受講者のレベルに応じて基礎講座(入門編)、専門講座(活用編)、地域中核指導者養成講座(実践編)等が開講され、講座で得られる最新の知識やスキルは、センター職員の業務や地域内への波及効果が期待できることから積極的に研修情報の共有及び参加促進を図るべきである。</p> <p>人権標語の入賞作品は市内全戸に配布されるため、応募数の増加に向けた取組の検討が必要である。</p> <p>まちづくりセンターは、社会教育の拠点であるため、人権・同和教育の推進を図る上で、まちづくりセンターでの啓発は有効であると考える。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 29

点検・評価項目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
具 体 的 取 組		① レファレンスサービスの充実
担 当 課		教育総務課
内 容		さまざまな市民が来館する図書館において、市民ニーズや地域の課題解決の一助となるよう、資料収集や情報提供を進めるとともに、「レファレンスサービス（参考・調査の手伝い）」の機能を強化する。
4 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 島根県立図書館による巡回訪問、研修とともに、図書館で休館日に行う全体会での情報交換やミニ研修を大切にし、図書館員が必要なスキルを充実させていく。</li> <li>2 司書に限らず、全職員が簡単なレファレンス（資料の所蔵確認等）が出来るよう研修を行う。</li> </ol>
4 年 度 の 実 績		<p>県主催の研修や巡回訪問を積極的に活用するとともに、市職員による郷土資料研修や新規採用職員研修等を実施し、職員のレファレンス対応のスキル向上を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県主催による研修の受講 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 島根県立図書館巡回訪問 各館2回</li> <li>(2) 島根県立図書館地域図書館職員研修「著作権」 1回</li> <li>(3) 公共図書館職員専門研修 1回</li> <li>(4) 郷土資料モニター研修 1回</li> <li>(5) 公共図書館初任職員研修 1回</li> </ol> </li> <li>2 図書館主催による研修等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 郷土資料研修 2回</li> <li>(2) 新規採用時初任者研修</li> <li>(3) 全体会の実施 8回</li> <li>(4) 小研修 3回</li> </ol> </li> </ol>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

新人の職員でも、ベテランの職員と同等のサービスができるよう初任者研修を計画したり、OJTによる研修を行ったりしたことは、職場の人間関係作りにも有意義であると感じる。

また、島根県立図書館に依頼をして、著作権の研修を行ったことは、様々な事案に対応していくためにも評価できる。

郷土資料の整理という課題解決に向けて、図書館において郷土資料の研修を行ったことは重要であると考える。

今後も、休館日に併せて行う研修や、島根県立図書館が企画する地域研修などの機会を活用し、図書館員全体のスキルアップを図ることが必要である。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 30

点検・評価項目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
具 体 的 取 組		② ボランティア団体との連携、充実
担 当 課		教育総務課
内 容		読書活動団体による読み聞かせや朗読、IT技術を利用した独特のおはなし会を実施する団体などの支援を受けて、子ども達の読書への関心を高める活動を行っていく。 併せてこれらボランティア活動を更に発展させるための活動支援、人材育成に取り組む。
4 年 度 の 目 標		読み聞かせ等ボランティアの活動を支援するとともに、ボランティアとの協働によるイベントの充実を図る。
4 年 度 の 実 績		ボランティアによる読み聞かせ等の活動を定期的に行った。 中央図書館 読み聞かせ 毎週土曜日 電子紙芝居 毎月2回 ストーリーテリング 毎月1回 金城、旭、三隅図書館 読み聞かせ 毎月1回 (三隅図書館はこのほか 季節のおはなし会を年2回) 中央図書館では、しまね国際センターからの依頼を受けて、外国語による読み聞かせを年2回行った。(中国、ロシア、アメリカ、インドネシア) 来年度も引き続き開催する予定である。 来年度の中央図書館・三隅図書館の10周年記念事業に向けてボランティア団体と協働して準備会を立ち上げた。
教育委員会の評価		外国語による読み聞かせについては、子ども達の視野を広げるためにも大切な取組であり、定期的に取り組むことに意義があると考えられる。 10周年記念事業の取組をとおして、ボランティア団体同士の交流の場を作るよう工夫する必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 31

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
具 体 的 取 組		③ イベントなどの読書活動推進事業
担 当 課		教育総務課
内 容		各読書週間を中心に、おはなしボランティアとの協働により、中央図書館をはじめ各分館で行う読書関連行事を通じて、本そのものへの興味を喚起する活動を実施していく。
4 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中央図書館をはじめ各館では、ボランティアと連携したイベントを展開して施設への親密度を高め、もって読書普及につなげる。</li> <li>2 「子ども読書週間」に合わせた各種行事の開催 1種類以上</li> <li>3 「秋の読書週間」に合わせた各種行事の開催 1種類以上</li> <li>4 季節に合わせた行事にも取り組む。</li> </ol>
4 年 度 の 実 績		<p>新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、各館において読書週間に合わせて各種行事を企画、実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定例のおはなし会等の開催 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中央図書館 おはなし会、電子紙芝居</li> <li>(2) 金城図書館 おはなし会</li> <li>(3) 旭図書館 ブックんのおはなしタイム</li> <li>(4) 三隅図書館 おはなし会、季節のおはなし会</li> </ol> </li> <li>2 子ども読書週間に合わせた各種行事の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中央図書館 おはなし会&amp;ワークショップ、映画上映会</li> <li>(2) 金城図書館 企画展示、本の福袋</li> <li>(3) 旭図書館 本のおたのしみ袋、読み聞かせ&amp;工作</li> <li>(4) 三隅図書館 本のおたのしみ袋、企画展示</li> </ol> </li> <li>3 「秋の読書週間」に合わせた各種行事の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中央図書館 開館時間延長、一夜一冊、図書館寄席等</li> <li>(2) 金城図書館 本のリサイクル市、企画展示</li> <li>(3) 旭図書館 ブックん記念撮影、本のリサイクル市等</li> <li>(4) 三隅図書館 スタンプラリー、みんなのおすすめ本展示等</li> </ol> </li> <li>4 季節ごとの行事の実施 <p>夏には、「おしえて浜田の海と魚のこと」、「こわいおはなし会」、冬には「アドベントコンサート」、「星空観察会」の実施。</p> </li> </ol>

点 検 ・ 評 価 項 目

教 育 委 員 会 の 評 価

新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながらイベントを工夫して開催した点は評価できる。  
子ども読書週間や読書週間中のイベントや展示以外にも季節行事や各種強調月間等において関係団体等と協働で展示に取り組んだ点も図書館が利用者にとって身近な存在になるよう工夫を重ねていると感じる。今後も、ボランティアや各種団体と連携を図りながら、効果的な事業の展開を続けていかなければならない。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 32

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～
における項目	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
具 体 的 取 組		① 総合スポーツ大会の開催
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		浜田市体育協会の主催事業として、年に一度、浜田市総合スポーツ大会が開催されている。競技によって開催期日が異なり、各スポーツ団体が独自に大会運営を行っているが、「スポーツの日」には、加盟団体が一堂に会し、総合開会式を開催している。
4 年 度 の 目 標		各競技団体が開催する大会に1人でも多く参加していただき、心身ともに明るい健康なまちづくりと体力づくりを図るため、多くの市民参加のもと、総合スポーツ大会を開催する。
4 年 度 の 実 績		<p>第16回浜田市総合スポーツ大会</p> <p>1 総合スポーツ大会開催期間 令和4年7月24日（日）～令和4年12月17日（土） （総合開会式は、10月2日に島根県立体育館で実施）</p> <p>2 会 場 浜田市陸上競技場 他</p> <p>3 開催競技数 19競技 陸上、柔道、水泳、バレーボール、ソフトボール、インディアカ、軟式野球、ソフトテニス、卓球、ユニカール、ゲートボール、ペタンク、弓道、剣道、空手道、硬式テニス、ボウリング、バドミントン、グラウンド・ゴルフ</p> <p>※サッカー及びバスケットボールは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。スキー競技は、スキー場休業により中止。</p> <p>4 参加人数 1,903人（前年度1,609人、294人増）</p> <p>5 参加団体 競技スポーツ団体 14団体 生涯スポーツ団体 5団体</p>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

開催期間中における新型コロナウイルス感染症の影響や天候等により3競技が中止となった影響もあり、参加者は目標値である2,400人に対し497人少ない状況であるが、令和3年度より294人の増加となっている点は評価できる。

新型コロナウイルス感染症の影響が減少するのに合わせ、参加者数は増加すると予想するが、引き続き各団体に対して参加者を増やす取組を働きかける必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 33

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～
における項目	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
具 体 的 取 組		② 軽スポーツ活動の推進
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		生涯をとおしてスポーツに親しむ機会をもち、楽しく・気軽に・無理なく心身の健康をめざすことは、すべての世代において、大変重要である。 スポーツ関係団体やスポーツ推進委員との連携によりスポーツ・レクリエーション活動推進体制の充実を図り、まちづくりセンター等地域コミュニティの協力を得ながら参加しやすい教室の開催に取り組む。
4 年 度 の 目 標		浜田市民の体育・スポーツの普及振興を図り、市民の体力向上、健康増進と、地域の活性化の推進と、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる軽スポーツの普及を目指す。
4 年 度 の 実 績		各地域の指導者等（スポーツ推進委員等）が中心となり、市民を対象とした主に以下の活動を実施し、軽スポーツの推進及び普及を図った。  (1) 浜田地域 ア ファミリースポーツ教室（5会場）                      参加者 68人 イ 軽スポーツの集い    参加者 58人  (2) 金城地域 ア さざんかカップグラウンド・ゴルフ、ゲートボール大会                      参加者 133人  (3) 旭地域 ア 旭温泉まつり温泉卓球大会                                      中止  (4) 弥栄地域 ア 弥栄運動会    参加者 200人 イ モルック大会    参加者 40人  (5) 三隅地域 ア ソフトバレーボール大会                                      参加者 45人

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

各地域の地域指導者（スポーツ推進委員等）が中心となり企画、開催されているさまざまな教室・大会等は、新型コロナウイルス感染症の影響もほとんどなく、予定どおり開催された。

軽スポーツは、ルールが簡単で体への負担も少なく、老若男女問わず誰でも楽しめ、心身の健康づくりや、世代や地区を越えた交流の場となるため、感染拡大防止対策を徹底し、開催方法等を工夫して実施する必要がある。

地区毎で活動状況に差があることから、今後は、地区間の連携を強化し、活動を充実させていく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 34

点検・評価項目		
教育振興計画	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～
における項目	主要施策	(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上
具 体 的 取 組		① トップアスリート等の各種スポーツ教室の開催
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		<p>夢を持つことや実現のために努力すること、一人一人の個性を認め合い、自分や他人を大切にすることなど、子どもの心身の健全な成長と社会で生きていく上で必要な心を、様々な経験から伝えていただく場とする。</p> <p>また、トップアスリート等による技術指導やメンタル強化のための教室を開催し、競技力の向上と競技人口の拡大を図るとともに、ハイレベルなスポーツ環境に触れる機会の充実に向けて取り組む。</p>
4 年 度 の 目 標		JFAこころのプロジェクト「夢の教室」を市内で2教室開催する。
4 年 度 の 実 績		<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従来の講師を招いての参加型事業はほとんど実施することができなかった。</p> <p>しかし、競技団体が主となって、中国電力陸上競技部によるランナーズスクールや当市出身選手を招いての教室等が実施され、市も支援を行った。</p>
教育委員会の評価		<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかった事業もあったが、様々な競技において当市出身のアスリートの活躍が多く見られたことは、市民にとってスポーツの良さや楽しさを再確認し、今後の活動への意欲の向上につながる機会となった。特に子ども・若者世代に対し、十分な情報発信を行うことや直接交流の場を設けることで、大いに意義のある事業となったと考える。</p> <p>今後も継続されるよう各競技団体と協力をしながら、トップアスリートとふれあえる事業等の実施に向けた検討を行っていく必要がある。</p>



# 教育委員会自己点検・評価表

No. 36

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(1) 芸術文化の振興
具 体 的 取 組		① 石央文化ホールの管理運営
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		市民が芸術文化をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるよう、各種規模の公演や市民参加型のイベント等を実施するとともに、各文化団体による文化活動の発表の場としても活用する。 管理運営にあたっては、施設設置目的に沿った成果が得られるよう指定管理者と協力し、管理運営を進める。
4 年 度 の 目 標		1 浜田地域の芸術文化の振興のための事業実施 2 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用人数の回復 3 利用人数 26,100人 4 計画的な施設設備の修繕、改修の実施
4 年 度 の 実 績		1 実施事業 施設設備の適切な管理運営を行うとともに自主事業においては「鑑賞事業」「参加事業」「育成事業」を3つの柱として事業実施に努めた。 (1) 鑑賞事業 ア 映画上映会5回、しまね映画祭3回（うち出前上映会1回） イ ピアノ・リサイタルトーク&コンサート「名曲の花束」 ウ オペラ「森は生きている」 (2) 参加事業 ア バックステージツアー!!ホールの裏側探検隊集合 イ ロビーコンサート ウ ニューイヤー里帰りクラシックコンサート エ 夏井いつき句会ライブ オ おしゃれなしめ縄づくりを楽しもう (3) 育成事業 ア 最高峰のピアノスタインウェイを弾いてみよう イ 石央文化ホール女子神楽同好会「舞姫社中」公演（2回開催） 2 利用人数 26,728人（前年度：20,146人） 3 施設修繕 内装改修工事 9,680千円 吸収式冷温水機(1号機)吸収液ポンプ更新工事 1,287千円 4 内装改修工事実施に伴う臨時休館期間 令和5年2月1日～令和5年2月28日（28日間）

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教 育 委 員 会 の 評 価

施設の利用人数は、令和3年度から約6,500人増加し、事業実施等による一定の成果がみられた。

管理運営の状況としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、感染防止対策を講じて実施延期となっていた「ニューイヤ一里がえりクラシックコンサート」の開催や、展示ホールを使った「しめ縄づくり」イベントの新たな実施など、自主事業数の増加が図られたことは評価できる。

また、令和2年度から映画の出前上映会を継続的に実施しており、来館できない市民に対しても芸術文化に触れる機会を広く提供することで、市の文化振興に寄与している。

今後とも文化活動を継続することで更に利用人数の回復を図り、市の芸術文化振興に寄与していく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 37

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(1) 芸術文化の振興
具 体 的 取 組		② 世界こども美術館の管理運営
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		子どもの美術鑑賞及び創造力の育成を図り、海外の子どもたちとの文化交流を推進するとともに、美術に関する市民の知識及び文化振興に寄与する活動を実施する。また、子どもや市民の芸術文化意識向上のための事業も実施する。
4 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 展覧会事業や創作活動の開催を通じて次代を担う子どもたちの創造力と感性を育み、文化芸術の創造性を高める。また、子どもや市民の芸術文化意識向上のための各種事業を実施する。</li> <li>2 創作活動等の受講者数 5,550人</li> <li>3 計画的な施設設備の修繕及び入館者の安全確保</li> </ol>
4 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施事業 新型コロナウイルス感染防止対策に十分配慮しながら施設の管理運営を行い、自主事業として展覧会、創作活動の実施に努めた。 (1) 展覧会事業 ア 観覧者が参加体験できる展覧会の開催に努めた 「柚木沙弥郎の世界展」「すぐろく世界旅行展」 「川と遊ぶアート展」「浜田市美術展」 「鏡の不思議展」「浜田こどもアンデパンダン展」 「つみき×パズル展」ほか</li> <li>(2) 創作活動事業 ア ミュージアムスクール・ホリデー創作活動、市内幼稚園・保育所等への出張ワークショップを実施</li> <li>2 ブータン王国における美術教育支援委託事業 (1) ブータン王国美術教員対象の技術研修会 リモートで2回実施 ブータン国内で1回実施 (2) ワークショップ 浜田市立第一中学校とブータン・ズンネイ小学校とでオンラインによる交流ワークショップを実施 (3) ブータン研修員の浜田市への受入れ ①期 間 令和5年1月11日～1月23日 ②実施内容 教員研修及びリーダー研修を実施</li> <li>3 利用人数 42,504人（前年度：25,957人） うち創作活動等の受講者数 6,383人（前年度 4,397人）</li> <li>4 施設修繕 2階入口天井改修工事 1,100千円</li> </ol>

## 点 検 ・ 評 価 項 目

### 教育委員会の評価

施設の管理運営の状況は、新型コロナウイルス感染症による令和3年度末の臨時休館の影響で、例年開催している地元出身作家の展覧会が開催できなかったが、感染防止対策に十分配慮して施設運営に努めたことで、展覧会によっては観覧者の5割以上が県外から来館するなど利用人数は令和3年度から約16,000人増加し、一定の成果があったと評価できる。

また、ブータン王国における美術教育支援委託事業において、オンラインによる市内中学校とブータン王国の小学校との交流ワークショップを実施し、海外の子どもたちとの文化交流の推進に寄与した。

引き続き、各種事業を継続して施設の利用人数回復に努めることにより、当市の芸術文化振興を図っていく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 38

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
	主要施策	(1) 芸術文化の振興
具 体 的 取 組		③ 石正美術館の管理運営
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		<p>浜田市三隅町出身の石本正画伯の作品を収蔵・展示し、市民の美術や芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、地域文化の振興に寄与する。</p> <p>また、地域発のユネスコ無形文化遺産である石州半紙や石州和紙を活用した創作活動の実施や作品展示など、地域の芸術文化の発信拠点としての取組を行う。</p>
4 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 多様な芸術に触れる機会の創出と地域の芸術文化振興を目的とした展覧会事業、教育普及事業、絵画教室事業等の実施</li> <li>2 石本正画伯の作品に関する調査研究の実施</li> <li>3 講座等の受講者数 550人</li> <li>4 計画的な施設設備の修繕及び入館者の安全確保</li> </ol>

点 検 ・ 評 価 項 目

<p>4 年 度 の 実 績</p>	<p>1 実施事業          新型コロナウイルス感染防止対策を講じて展覧会事業や教育普及事業、絵画教室事業などの自主事業に取り組んだ。</p> <p>(1) 展覧会事業          「石本正生誕100年回顧展」 「第7回石本正日本画大賞展」          「第12回石州和紙に描いた日本画展」          公募展「小さな世界展」 「光の回廊」 「干支展」 の実施</p> <p>(2) 教育普及事業・絵画教室事業          ア 教育普及事業          石正美術館まつりの開催（11月12日～13日）          イ 絵画教室事業          絵画教室、創作教室は感染防止対策を講じながら実施</p> <p>(3) 石本ギャラリー企画展事業          京都市の石本正自宅に新設されたアトリエM a y のオープニングとして「石本正日本画大賞展」のこれまでの受賞作を展示する企画展を開催。</p> <p>(4) その他          三隅中央公園内施設と連携して「いわみの冬至祭2022in三隅中央公園」を開催し、美術館の情報発信を行った。また、収蔵作品の燻蒸作業を行い収蔵作品の保全に努めた。</p> <p>2 利用人数 7,807人（前年度：8,104人）          うち講座等の受講者数 294人（前年度 319人）</p> <p>3 施設修繕          旧館空調設備更新工事 34,045千円</p> <p>4 旧館空調設備更新工事実施に伴う臨時休館期間          令和5年1月6日～3月13日（67日間）</p>
<p>教育委員会の評価</p>	<p>施設の利用状況としては、旧館空調設備の更新工事に伴う臨時休館の影響により令和3年度より利用人数はやや減少したものの、感染防止対策を講じた事業実施や3年ぶりとなる石正美術館まつりの開催などによる地域向けの情報発信のほか京都市内での企画展を開催し、県外における情報発信にも努めたことは評価できる。</p> <p>また、施設の管理運営では、引き続き植栽管理作業におけるボランティアの協力や、職員間で協力体制を講じた情報発信の取組など、地域や職員間で協力した管理運営体制を取っており評価できる。</p> <p>今後とも石本正画伯の取組と精神を発信、継承するとともに、石正美術館が地域独自の芸術・文化の発信拠点となるよう、努めていく必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 39

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(1) 芸術文化の振興
具 体 的 取 組		④ 文化振興事業
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		<p>美術展等の市民団体イベントの開催を支援し、市民が主体となった文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくりに取り組む。</p> <p>子どもたちが芸術文化を身近に感じ、豊かな心を創造できるよう、各種助成制度を活用した芸術文化に触れる機会提供に取り組む。</p> <p>本市に伝え残された石見神楽などの伝統文化や浜田節、邦楽など和の伝統文化について、市民団体が主体となって実施する市民芸術文化祭や、浜田市文化協会などが実施する後継者の育成等に係る活動支援を行うことにより、保存継承に取り組む。</p>
4 年 度 の 目 標		<p>1 市民が主体となった文化活動を支援し、文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくり及び伝統文化の保存継承に取り組む</p> <p>2 スクールコンサートの実施校数 9校</p> <p>3 文化庁等の各種助成制度を活用し、小中学校の児童・生徒が芸術文化に触れることのできる機会提供を行う</p>

点 検 ・ 評 価 項 目

<p>4 年 度 の 実 績</p>	<p>1 市民が主体となった文化活動の支援  (1)文化団体に対する活動支援  事業後援を27件行ったほか、広報はまだ、浜田市ホームページ等により事業の情報発信を支援した。  (2)第53回浜田市美術展事業  ①一般公募展 10月1日(土)～10月10日(月・祝)()は市民出品数  出品数 173点(150点)、入館者数921人  ※前回出品数 198点(165点)、入館者数757人  ②児童・生徒書写展 10月13日(木)～10月19日(水)  出品数 1,006点 入館者数2,092人  ③児童・生徒図画展 10月21日(金)～10月26日(水)  出品数 917点 入館者数1,420人  (①～③の入館者数は世界こども美術館全体の入館者数)  (3)浜田市文化協会に対する活動支援  助成金及び情報発信等により支援を行った。  ①助成事業 活動助成 助成金額 450千円  市民芸術文化祭の助成 助成金額 190千円  ②浜田市文化祭協賛行事等の支援 広報はまだへ掲載し情報を発信  2 スクールコンサートの実施  演奏団体について感染リスクがより低い近隣地域の団体に変更して実施  (1)主 催 浜田市教育研究会音楽部会  (2)演奏団体 一般社団法人石見音楽文化振興会  (3)演奏内容 ハイブリットウインドオーケストラメンバーによる  スペシャルスクールコンサート～音楽のスタイル♪～  (4)実施校数 9校  3 各種助成制度の活用  文化庁「文化芸術による子供育成推進事業」の採択を受け、生徒に対して本物の芸術文化に触れる機会を提供した。  実施校：金城中学校 公演団体：バレエシャンブルウエスト</p>
<p>教育委員会の評価</p>	<p>市民主体の文化活動を支援することで文化活動の活性化や文化活動に関わる人づくりに一定程度取り組んでいることは評価できる。  浜田市美術展は県内でも歴史ある美術展であり、美術展の実施内容や方法については工夫しながら取り組んでいるところであるが、出品者の高齢化等から出品数が減少傾向にあるため、引き続き出品数確保に向けた取組が必要である。  スクールコンサートについては、新たな演奏団体によるコンサートが実施校から一定の評価を得たところであり、他の実施校についても継続して取組む必要がある。</p>

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 40

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(2) 伝統文化の保存継承
具 体 的 取 組		① 文化振興事業【再掲】
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		美術展等の市民団体イベントの開催を支援し、市民が主体となった文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくりに取り組む。 子どもたちが芸術文化を身近に感じ、豊かな心を創造できるよう、各種助成制度を活用した芸術文化に触れる機会提供に取り組む。 本市に伝え残された石見神楽などの伝統文化や浜田節、邦楽など和の伝統文化について、市民団体が主体となって実施する市民芸術文化祭や、浜田市文化協会などが実施する後継者の育成等に係る活動支援を行うことにより、保存継承に取り組む。
4 年 度 の 目 標		1 市民が主体となった文化活動を支援し、文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくり及び伝統文化の保存継承に取り組む。 2 文化庁等各種助成事業の活用により、文化団体の後継者育成に係る活動支援を行う。
4 年 度 の 実 績		1 市民が主体となった文化活動の支援 (1)文化団体の活動支援 事業後援を27件行ったほか、広報はまだ、浜田市ホームページ等により事業の情報発信を支援した。 (2)浜田市文化協会に対する活動支援 助成金及び情報発信等により支援を行った。 ①助成事業 活動助成 助成金額 450千円 市民芸術文化祭の活動助成 助成金額 190千円 ②浜田市文化祭協賛行事等の支援 広報はまだへ掲載し情報を発信 2 文化庁等各種助成制度の活用支援 市民団体等が主体となつて行う文化活動に対して各種助成制度の情報提供や活用のための支援を行った。 (1)地域文化財総合活用推進事業（補助金申請を支援） ア 申請団体 浜田市文化遺産活用事業実行委員会 イ 内 容 石見神楽団体の用具等整備費の助成(10団体) ウ 交付要望額 9,469千円 (2)伝統文化親子教室事業（助成事業の情報提供） ア 実施団体 三隅生け花子ども教室 イ 内 容 児童による生け花の体験に対して助成 ウ 計 画 額 90千円

点 検 ・ 評 価 項 目

教 育 委 員 会 の 評 価

市民主体の文化活動を支援することで伝統文化の保存継承に一定程度取り組んでいることは評価できる。  
今後とも文化庁等各種助成制度を広く市民団体等に周知し活用してもらうことで、市民団体の後継者育成や伝統文化の保存継承を支援していく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 41

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～ (2) 伝統文化の保存継承
具 体 的 取 組		② 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		伝統文化の保存継承に関する情報は、歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)の資料収集や保存、調査研究をはじめ、展示、活用の計画を検討するにあたって、重要な事項である。
4 年 度 の 目 標		有形、無形の伝統文化の保存継承状況を把握し、検討の参考とする。
4 年 度 の 実 績		浜田を代表する伝統文化である石見神楽の神楽面や衣装、蛇胴などの基礎調査を進め、これらの成果を蓄積するとともに、保存継承状況の把握を行った。
教 育 委 員 会 の 評 価		歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)については、現在、具体的な展示、活用計画等について検討を進める段階になっていないが、把握した伝統文化の保存継承に関する蓄積は、計画に反映できるものと考えている。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 42

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～ (3) 文化財の調査・保存と活用
具 体 的 取 組		① 各指定文化財の保護管理
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		貴重な文化財を保護し、将来にわたって保護、活用が図られるよう、行政、所有者、地域が一体となって管理に努める。
4 年 度 の 目 標		1 指定文化財の保護管理の実施 2 未指定文化財を含めた文化財の網羅的把握
4 年 度 の 実 績		1 指定文化財の保護管理 国指定天然記念物三隅大平桜について、文化庁などの指導を受け、所有者の協力のもと、き損枝の処置や長期的な樹勢回復を見据えた土壌改良を実施し、文化財の保護管理に努めた。 2 未指定文化財を含めた文化財の網羅的把握 文化財保存活用地域計画策定のため、未指定も含めた多様な文化財の事前把握を行い、浜田地域507件、金城地域212件、旭地域171件、弥栄地域392件、三隅地域260件の文化財リストを作成した。 また、弥栄地域においては、各まちづくりセンターと協力し、地域からの意見聴取を実施した。
教 育 委 員 会 の 評 価		指定文化財の保護管理については、国指定天然記念物三隅大平桜において関係各所から適切な助言を受け、き損部の処置を図るとともに長期的な保護管理を見据えた事業を遂行できたことは評価できる。 未指定文化財を含めた文化財の網羅的把握については、既刊行物を中心に調査を進めるとともに、弥栄地域においては各まちづくりセンターと協力し、地域の意見を直接受け付けることができおり、評価できる。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 43

点検・評価項目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～ (3) 文化財の調査・保存と活用
具 体 的 取 組		② 市内に所在する様々な文化財の調査研究
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		浜田固有の地域財産である文化財を網羅的に把握し、調査研究を図るとともにその成果を蓄積することで、情報提供等の活用が円滑に図られるように努める。
4 年 度 の 目 標		1 専門機関等への協力や調査研究の充実 2 文化財指定の推進
4 年 度 の 実 績		1 専門機関等との協力・共同調査業務 (1)周布地区古墳出土遺物調査(島根県古代文化センター) (2)引札所在調査(加賀市産業振興部文化振興課) (3)弥栄町古墳出土遺物調査(島根県立八雲立つ風土記の丘) (4)金城町七条新開の景観研究(大和大学) 2 指定文化財候補の調査 (1)波佐の諸職用具 (2)石見神楽蛇胴製作技術
教育委員会の評価		専門機関等との協力・共同調査業務では、各類型の文化財調査を実施し、浜田市内に所在する文化財の着実な研究、調査成果の蓄積を行っていることは評価できる。 文化財指定の推進においても、専門家の指導を仰ぎながら調査を進め、文化財としての価値把握に努めており、さらに推進していく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 44

点検・評価項目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～ (3) 文化財の調査・保存と活用
具 体 的 取 組		③ 市内遺跡発掘調査事業
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		開発事業に対する分布調査や試掘確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護の調整を図る。また、浜田地域を中心とした詳細分布調査を実施し、開発事業に対して速やかな対応ができるよう取り組むとともに、重要遺跡の内容確認を行う。
4 年 度 の 目 標		開発事業と埋蔵文化財保護との調整では、各開発案件に対して速やかな調査を実施し、円滑な調整を行う。 浜田地域を中心とした詳細分布調査では、重要遺跡である県指定史跡浜田城跡の内容確認を行う。
4 年 度 の 実 績		1 開発事業と埋蔵文化財保護との調整 60件の開発事業に対して、文化財の有無確認のための現地調査を実施し、速やかな調整を行うことができた。 2 県指定史跡浜田城跡の内容確認調査 令和4年12月に近世城郭研究の専門家を招き、浜田城跡の包括的な指導を受けるとともに、元和期の石垣として貴重な中ノ門石垣の一部を実測し、重要遺跡である浜田城跡の着実な内容確認を行った。
教 育 委 員 会 の 評 価		各開発事業に伴う調査を実施し、文化財保護と開発事業との円滑な調整を図ることができたことは評価できる。 市内の重要遺跡の調査では、専門家と協力することにより、浜田城跡の着実な基礎資料の作成と内容確認を行うことができおり、適切と考える。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 45

点検・評価項目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～ (3) 文化財の調査・保存と活用
具 体 的 取 組		④ 市誌編纂事業
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、散逸する資料の収集整理を行う。
4 年 度 の 目 標		市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、全市的な資料の収集、整理、調査研究を行い、その成果を活用していくとともに、広く情報発信を行う。
4 年 度 の 実 績		1 石見地域に関する史料収集と調査 (1)史料の撮影と解読整理 浜田町行政文書、唐鐘公民館文書、宇野屋・俵家文書(真光寺町)、中森屋文書(三隅町室谷) 2 情報発信 (1)講演会への講師派遣 地域団体への浜田に関する講演 3回
教育委員会の評価		継続して古文書撮影、史料整理、解読の作業を行うことで、着実な史料収集と調査研究が実施できていることは意義がある。 引き続き、市誌刊行に向けての長期的な方向性と計画の検討が必要である。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 46

点検・評価項目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～ (3) 文化財の調査・保存と活用
具 体 的 取 組		⑤ 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		文化財の調査・保存と活用に関する情報は、歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）の資料収集や保存、調査研究をはじめ、展示、活用の計画を検討するにあたって、重要な事項である。
4 年 度 の 目 標		文化財の調査・保存と活用状況を把握し、検討の参考とする。
4 年 度 の 実 績		浜田藩の終焉となった1866年の幕長戦争に関わる絵図や古文書などを収集し、保存、調査研究、展示活用を進め、浜田の新たな歴史文化を把握、蓄積した。 また、歴史資料の保存のため、遊休施設の活用について検討した。
教 育 委 員 会 の 評 価		歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）については、現在、具体的な資料収集や保存、調査研究をはじめ、展示、活用の計画を検討する段階になっていないが、把握した市内の文化財に関する蓄積は、計画に反映できるものと考えている。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 47

点検・評価項目		
教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
	主要施策	(4) 地域文化の交流拠点づくり
具体的取組		① 市内各資料館の管理運営
担当課		文化スポーツ課
内	容	市内の各資料館(浜田郷土資料館・金城資料館・浜田城資料館・旭歴史民俗資料館・弥栄郷土資料展示室・三隅歴史民俗資料館)及び金城・旭・弥栄・三隅支所の一部を利用した支所展示の実施。
4年度の目標		常設展示に加え企画展を開催することにより、地域文化を知り、ふるさとを学習する場として展示の活用を行う。 支所展示に関しては、地域の特色を活かした展示を行う。
4年度の実績		常設展及び企画展(浜田郷土資料館3回、金城資料館1回、浜田城資料館4回)を実施することにより、地域文化を知り、ふるさとを学習する場として展示の活用を行った。 支所展示においては、各支所の特色を活かした展示を行うことにより、金城支所949人(前年度506人)、旭支所47人(同61人)、弥栄支所122人(同31人)、三隅支所125人(同61人)の来場者があった。
教育委員会の評価		各資料館においては、常設展に加えて企画展を開催することで、来館者に地域文化を知り、ふるさとを学習する場として活用することができたことは意義がある。 支所展示に関しては、地域の特色を活かした展示を行うことで、前年度に比べて多くの来場者があったことは評価できる。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 48

点検・評価項目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～ (4) 地域文化の交流拠点づくり
具 体 的 取 組		② 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)については、検討を一旦立ち止まり、市民の意見を伺った上で、今後の進め方を考える。
4 年 度 の 目 標		浜田郷土資料館は、昭和35年に建設され、築60年以上を経過しているため、老朽化と狭隘化が著しい状況にある。 そのため、施設の現状を知っていただくための見学会を開催し、意見を伺う。
4 年 度 の 実 績		浜田郷土資料館の見学会は、7月から8月にかけて各まちづくりセンターの協力を得て、141人が参加した。 また、令和5年2月には、若手世代の団体14人や高校生12人、小中学校の児童、生徒とその家族24人が参加した。 参加した191人にはアンケートを実施し、浜田郷土資料館に対する意見をいただいたが、参加者のうち、初めて来館された方が100人を占めた。
教 育 委 員 会 の 評 価		浜田郷土資料館の見学会では、各まちづくりセンターの協力によって、市内の各地域から参加を得ることができたことは評価できる。また、参加者数は少ないが若手世代の方々の参加も得ることができたことは意義がある。 しかし、今回の参加者には、初めて浜田郷土資料館に来館された方も多く、施設の現状について理解を深めていただくための見学会の開催が引き続き必要と考える。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 49

点検・評価項目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～ (5) 認定された日本遺産の活用
具 体 的 取 組		① 浜田城資料館管理事業（北前船関係展示）
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		浜田城資料館は、浜田城や浜田藩をはじめ、北前船寄港地として日本遺産に認定された外ノ浦や歴史的建造物である御便殿（本資料館施設）等に関して、資料の収集、保存、展示及び普及事業を行う。
4 年 度 の 目 標		日本遺産である北前船寄港地・外ノ浦について、企画展示等を開催し、周知を図る。
4 年 度 の 実 績		企画展示では、浜田の中世港から北前船が活躍した近世港について紹介する展示や浜田城や城下町を支えた港の展示を行い、北前船寄港地である外ノ浦の周知を図った。 関連企画では、北前船の物流に関わる各種問屋や廻船問屋の絵図を紹介する中で、来館者が絵図の複製品に塗り絵をするワークショップも行い、興味を持つことができるよう取り組んだ。 また、ふるさと歴史探究プロジェクトに参画し、高校生学芸員による北前船寄港地の調査研究に協力した。
教育委員会の評価		北前船寄港地・外ノ浦に関する企画展や関連企画の開催により、浜田の発展にとって北前船が重要な役割を担っていたことを周知できたことは意義がある。 今後は外ノ浦をはじめ、瀬戸ヶ島、長浜、三隅といった市内の北前船寄港地だけではなく、日本遺産に認定された他地域の北前船寄港地も取り上げ、認識を深めていく必要がある。

# 教育委員会自己点検・評価表

No. 50

点検・評価項目		
教育振興計画 における項目	施策の柱 主要施策	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～ (5) 認定された日本遺産の活用
具 体 的 取 組		② 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】
担 当 課		文化スポーツ課
内 容		浜田の代表的な歴史文化である北前船寄港地・外ノ浦や石見神楽は、歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)の資料収集や保存、調査研究をはじめ、展示、活用の計画を検討するにあたって、重要な事項である。
4 年 度 の 目 標		日本遺産に関わる展示・活用計画の検討のため、情報を収集し、蓄積する。
4 年 度 の 実 績		北前船寄港地については、浜田城資料館において市内の北前船寄港地やその歴史に関する調査・研究を踏まえた企画展を2回開催し、情報発信を行った。 また、若い世代への歴史・文化の継承の一環として、市内高校生に「高校生学芸員」を委嘱し、北前船について調査・研究を行った。 石見神楽については、神楽面や衣装、蛇胴などの基礎調査の成果の蓄積を行った。
教 育 委 員 会 の 評 価		歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)については、現在、具体的な展示、活用計画等について検討を進める段階になっていないが、把握した日本遺産に関する蓄積は、計画に反映できるものと考えている。

### 3. 浜田市教育振興計画の目標達成度について

### 3 浜田市教育振興計画の目標達成度について

#### 数値目標実績一覧

#### I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～

番号・項目	数値目標	現状値	目標値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
I-(1)-① 幼児教育の充実 I-(1)-② 幼児教育センターの設置	幼児教育センターが実施する研修参加者数	-	累計 480人	0				0
I-(1)-③ 学力育成総合対策事業	全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学の浜田市平均正答率が県平均を上回る。 (県平均値との差)	R3年度 小・国-2.0%	1.0%以上	-4.0				
		小・算-3.0%		-4.0				
		中・国-1.0%		±0				
		中・数-2.0%		-3.0				
I-(1)-④ ふるさと郷育推進事業	自分が住んでいる地域が好きであると思う子どもの割合	R2年度 小5 85.6%	90.0%	87.7				
		中2 80.7%	85.0%	83.9				
I-(1)-⑤ 小中連携教育推進事業	①平日に1日あたり2時間以上テレビゲームをする児童生徒の割合	R3年度 小 53.1%	50.0%	58.3				
		中 61.8%	55.0%	51.6				
	②平日に1日あたり1時間以上家庭学習をする児童生徒の割合	小 61.9%	65.0%	49.6				
		中 55.0%	65.0%	53.0				
	③家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合	小 68.6%	70.0%	60.7				
		中 58.1%	60.0%	58.6				
I-(1)-⑥ 教職員の働き方改革	教職員の時間外勤務の削減	R3年度 4月～12月 時間外勤務月 平均時間	月平均 時間外 勤務時間 45時間以内	33.4				
		小 月36.5時間		46.5				
		中 月51.9時間						

番号・項目	数値目標	現状値	目標値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
I－(1)－⑧ 学校施設整備事業	屋内運動場の吊天井等の非構造部材の耐震工事の計画的な実施	R2年度 吊天井等の非構造部材耐震化未対応施設  4か所	対応施設 累計 4か所	2				2
I－(2)－① 幼児通級教室の設置	幼児通級教室の利用者数	-	累計 50人 【内訳】 R5：10人 R6：20人 R7：20人	0				0
I－(2)－③ ICT機器を活用した授業改善事業	研修会回数	R2年度 2回	累計 16回	2				2
I－(2)－④ 学校における人権・同和教育推進事業	小・中学校での人権集会及び教職員対象の人権研修の実施回数	R2年度 年間57回	累計 240回	61				61
I－(3)－① 食育推進事業	年間給食食べ残し量の20%削減 (浜田学校給食センターの給食食べ残し量)	R2年度 18,370kg	R7年度 14,696kg	14,506				
I－(3)－② 学校給食での地産地消の推進	島根県地元産品活用割合調査における活用割合	R2年度 61.9%	70%	86.5				

## II 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～

番号・項目	数値目標	現状値	目標値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
II-(1)-① 浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)の実施	HOOP!実施回数	R2年度 年間10回	累計 100回	13				13
II-(1)-② III-(1)-④【再掲】 放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施	まちづくりセンターを推進拠点に、各種団体と連携し事業を実施する教室数	R2年度 7教室	17教室	16				
II-(2)-① 青少年団体及び関係協議会等への補助事業	浜田市青少年健全育成活動支援事業補助金申請団体数	-	令和3～7年度 累計 20団体 (R3年度4件分除く)	5				5

### Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～

番号・項目	数値目標	現状値	目標値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
Ⅲ－(1)－① ふるさと郷育推進事業	自分が住んでいる地域が好きであると思う子どもの割合	R2年度 小5 85.6%	小5 90.0%	87.7				
		中2 80.7%	中2 85.0%	83.9				
Ⅲ－(1)－② 教育魅力化推進事業 (教育魅力化コンソーシアム支援)	高校生が地域活動に参画する人数	-	R7年度 150人	175				
Ⅲ－(1)－③ Ⅲ－(2)－①【再掲】 はまだっ子共育推進事業	地域ボランティア数	R2年度 年間3,830人	累計 25,000人	5,891				5,891
Ⅲ－(2)－② まちづくりセンター活動推進事業	まちづくりセンター職員の社会教育士称号取得者数	R2年度 4人	累計 37人	5				5
Ⅲ－(2)－③ まちづくりセンター等における人権・同和教育推進事業	まちづくりセンターでの人権学習の開催回数	R2年度 年間28回	累計 170回	45				45
Ⅲ－(3)－① レファレンスサービスの充実	図書館司書有資格正規職員数	R2年度 0人	R7年度 1人	1				
	研修回数	R2年度 7回	累計 30回	5				5
Ⅲ－(3)－② ボランティア団体との連携、充実	ボランティア受入れ延べ人数	R2年度 190人	累計 900人	255				255

番号・項目	数値目標	現状値	目標値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
Ⅲ－(3)－③ イベントなどの読書活動推進事業	展示・イベント開催回数	R2年度 298回	累計 1,200回	357				357

#### IV 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～

番号・項目	数値目標	現状値	目標値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
IV-(1)-① 総合スポーツ大会の開催	総合スポーツ大会の参加人数	R2年度 1,907人	累計 9,600人	1,903				1,903
IV-(1)-② 軽スポーツ活動の推進	軽スポーツ開催回数	R2年度 6回	累計 48回	10				10
IV-(2)-① トップアスリート等の各種スポーツ教室の開催	トップアスリート事業開催回数	R2年度 0回	累計 10回	0				0
IV-(3)-① 学校開放事業の利用増加	学校体育施設利用件数	R2年度 6,091件	累計 26,800件	6,587				6,587

V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

番号・項目	数値目標	現状値	目標値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
V-(1)-① 石央文化ホールの管理運営	利用人数	R2年度 11,473人	累計 142,200人	26,728				26,728
V-(1)-② 世界こども美術館の管理運営	創作活動等の 受講者数	R2年度 2,797人	累計 29,300人	6,383				6,383
V-(1)-③ 石正美術館の管理運営	講座等の受講 者数	R2年度 277人	累計 2,900人	294				294
V-(1)-④ V-(2)-①【再掲】 文化振興事業	スクールコン サート実施 校数	R元年度 9校	累計 33校	9				9
V-(3)-② 市内に所在する様々な 文化財の調査研究	文化財指定件 数	R2年度末時点 100件	104件	100				
V-(4)-① 市内各資料館の管理運 営	支所展示回数	-	各支所 累計 8回	7				7
V-(5)-① 浜田城資料館管理事業 (北前船関係展示)	企画展の開催 回数	R2年度 1回	累計 4回	2				2

## 島根県立高等学校の寄宿舎整備に関する要望書

島根県教育委員会におかれましては、平素から本市の教育行政に対しまして格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、浜田市には、島根県立浜田高等学校、浜田商業高等学校及び浜田水産高等学校の3校が設置されています。

現在、この3校では、少子化等の影響で定員確保に苦慮する状況が続いており、このままでは学級数の減少や学校統合が進み、地域の教育力が低下することを危惧しています。

このため、入学者の確保に向けて、本市では高校の教育魅力化などに取り組んでいます。市外や県外からの入学確保に当たっては、受入に必要な寄宿舎等の不足が喫緊の課題となっています。

本市としましては、県立学校の寄宿舎は、設置者である島根県において整備をお願いしたいと考えていますが、既に島根県におかれましては、県外生徒の増加を理由に寄宿舎の新增築等を行わないとの方針を示されています。

こうした状況を踏まえ、本市では、市内県立高校3校の定員維持に向けて、市外・県外生のみならず、市内中学生の進路先の選択や学校から遠方で通学できない生徒の住まいの確保のため、民間施設を借り上げる手法により県立高校3校の男子共同寄宿舎を整備したいと考えています。

つきましては、下記のとおり要望しますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 本事業の実施に当たり、島根県の「県立高校生のための共同下宿運営費補助金（補助率：1/2、補助上限：4,000千円）」の活用を検討しています。共同寄宿舎の運営には多額の費用が必要になること、県立高校3校の共同寄宿舎であることにご配慮いただき、補助率や補助上限の引き上げを要望します。
- 2 今後、市外・県外からの女子生徒獲得に取り組みたい高校があることから、浜田高等学校の女子寄宿舎への市内他校の女子生徒の受入を認めていただくよう要望します。

令和5年11月30日

島根県教育委員会  
教育長 野津 建二 様

浜田市教育委員会  
教育長 岡田 泰宏

## 浜田郷土資料館建替え整備について

### 【施設整備の方針】

(1) 建替えによる整備を行う

(2) 建替え整備は「複合化（併設）」を基本とする

- ・核となる展示室と収蔵庫を充実させつつ、事業費を極力抑える。
- ・基本的に温湿度管理が必要な資料、頻繁に入れ替える資料等の収蔵を行い、他の資料は既存施設を活用する。

### 1 建替え整備の必要性

- (1) 郷土資料館は、建築後 60 年以上が経過し、施設の老朽化・狭隘化が著しい。
- (2) 令和 4～5 年度に実施した郷土資料館の市民見学会においても、整備が必要（81%）、展示室が狭い（81%）、収蔵庫が狭い（91%）との意見が寄せられた。

### 2 複合化（併設）を基本とする理由

- (1) 複合化（併設）は、既存施設の玄関、受付、トイレ等を共有することや職員の兼務等で、単独建替えに比べ事業費や運営費を抑えやすい。
- (2) 既存建物との相乗効果が期待できる。

※なお、遊休施設（雲雀丘小学校、勤労青少年ホーム等）や民間施設の利用は、老朽化や賃貸の関係で長期使用や整備の自由度に制約があり候補物件も見当たらない。また、運営費は単独建替えと同様に多額になる。

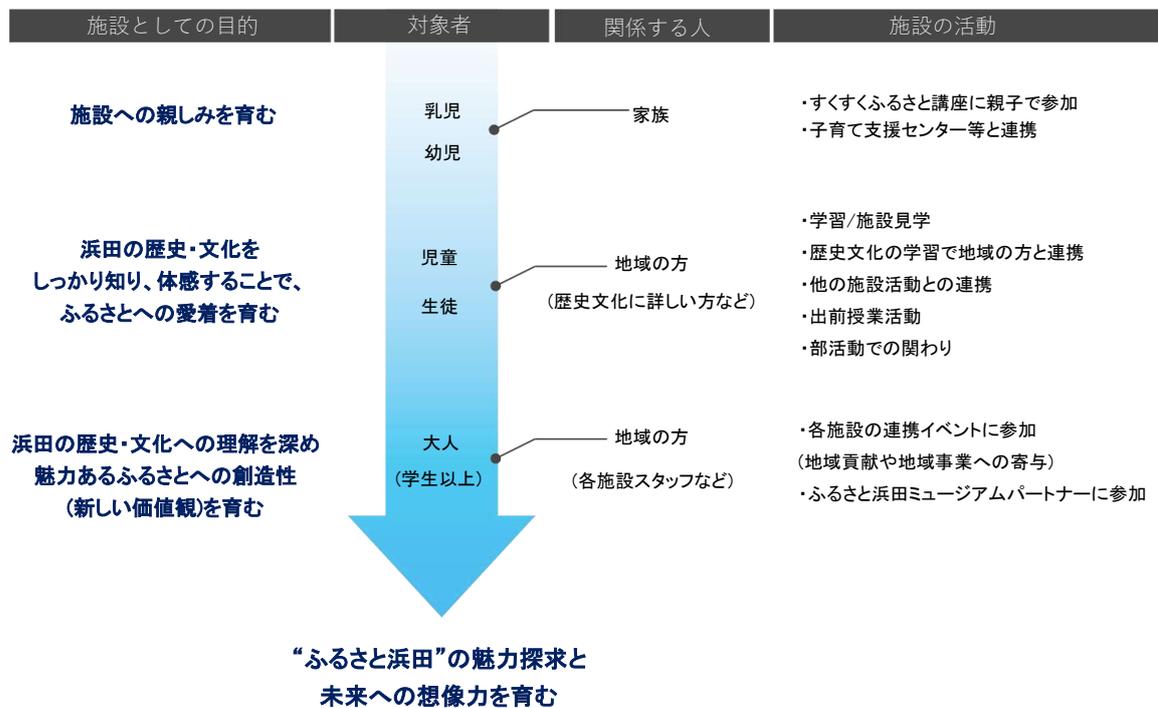
### 3 展示内容及び活用について（詳細別紙参照）

- (1) これまでの歴史文化保存展示施設専門検討委員会や市民見学会などの意見をふまえた検討を行う。
- (2) 施設のターゲットは、「児童・生徒」の世代を中心に、すべての世代が「地域の博物館」として活用してもらえる施設を目指す。
- (3) 常設展示は、浜田市の歴史を時系列に展開し、体験やデジタル機器を用いて楽しく学べる展示とする。
- (4) 企画展示は、浜田の歴史文化を様々な視点から紹介し、テーマを変えながら来場者のリピートを目指す。
- (5) 施設は、歴史文化資料の管理・調査活動の拠点、学校教育・生涯学習活動の拠点、市民や観光客の交流活動の拠点とする。
- (6) 郷土資料のデジタル化についても並行して検討する。

## ■ 施設の考え方イメージ

学校との連携による「児童・生徒」をターゲットの中心としながら、世代ごとに目的を設定します。それにより、「地域の博物館」としてすべての世代に対して、生涯通して活用してもらええる施設とします。

### ● ターゲットごとの目的



## ■ 展示イメージ

### ● 展示テーマ

浜田市の特徴を主軸とした展示を展開します。

- ◆ 山に抱かれ、海に開かれた環境を有する浜田市  
中国山地に抱かれた里山文化と海への展開(浜田のイメージ)
- ◆ 石見における政治的中心を担った浜田市  
古代寺院や石見国分寺が示す石見の中心地、山城が示す中世の領主たち、  
絵図や甲冑等が示す近世の浜田藩の城下町や津和野藩、写真などが示す  
近代の浜田県成立や軍都
- ◆ 山間での生産と港の発展に支えられた浜田市  
中世の港と朝鮮や日本海沿岸地域との交易、近世の北前船寄港地等  
で流通した津和野藩領内等の地場産業(石州半紙、たたら製鉄、石見焼)
- ◆ 文化を継承する浜田市  
石見神楽や田囃子
- ◆ 偉人を輩出する浜田市  
政治や文化、芸術等で活躍

#### 石見神楽と風土

- ・石見神楽や石州半紙、北前船のイメージ
- ・浜田の自然・風景

#### 浜田の大地

- ・石見畳ヶ浦と日本海の形成
- ・黄長石霞石玄武岩と長浜大地 など

#### 古代石見の中の浜田

- ・石見国分寺・国分尼寺と石見国府  
など

#### 城下町としての浜田

- ・浜田藩と津和野藩
- ・浜田城とその城下
- ・参勤交代
- ・文化と暮らし
- ・浜田落城 など

#### 浜田県の成立と近代化

- ・浜田県と浜田地震
- ・軍都としての浜田
- ・山陰線の開通と浜田 など

#### 暮らしのうつりかわり

- ・暮らしの道具 (民具など)
- ・民俗や習俗 (石見神楽、田囃子、  
大名行列) など

#### 古代浜田の形成

- ・弥生・古墳からみる地域の形成
- ・古墳から寺院へ など

#### 中世浜田の領主たち

- ・浜田の領主と山城
- ・中世の港と海外交易 など

#### 北前船寄港地・浜田

- ・浜田の港
- ・浜田の地場産業と流通  
(石州半紙、たたら、石見焼、  
石州瓦、長浜人形) など

#### 浜田の発展

- ・戦争から平和な暮らしへ
- ・「まち」の移り変わり など

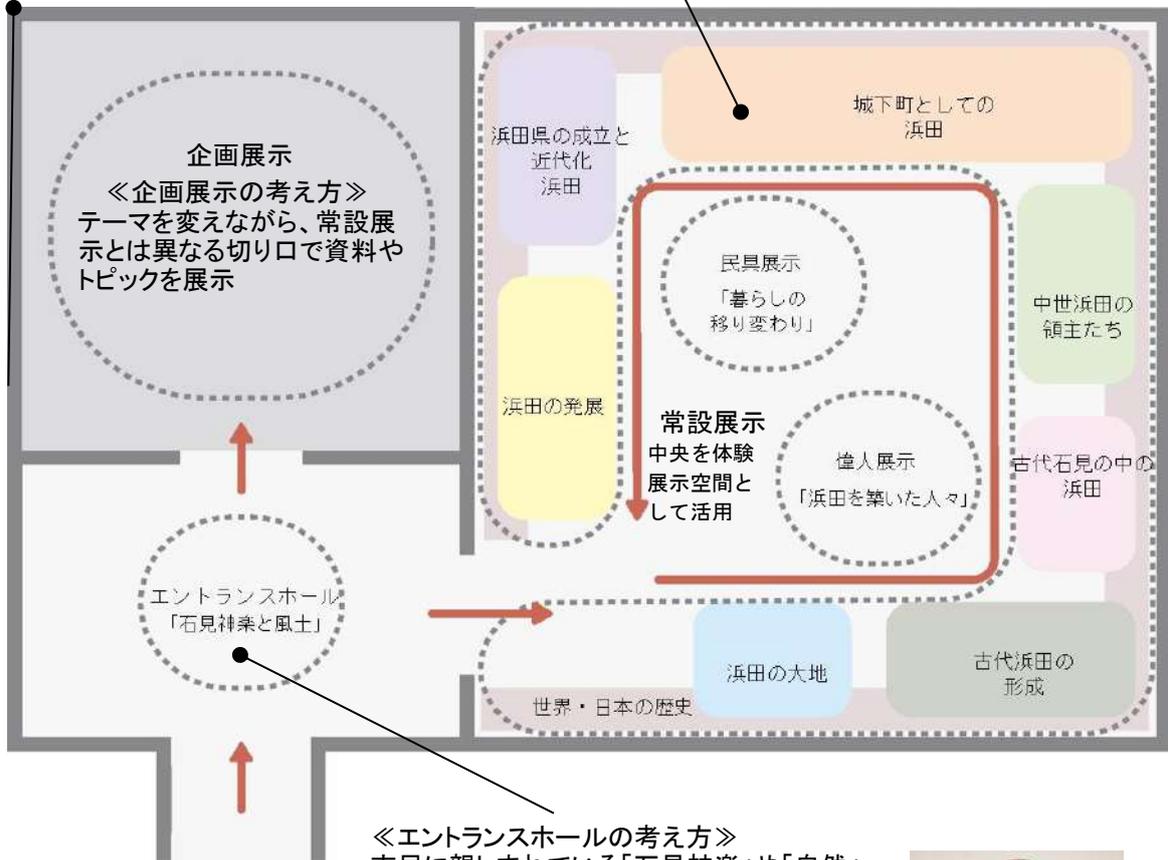
#### 浜田を築いた人々

- ・政治や文化などで  
活躍した人物

● 展示室の概念図

《常設展示の考え方》

空間全体を使って浜田市の歴史を時系列に展開するとともに、世界・日本の歴史と浜田市の歴史を照らし合わせながら、浜田市の特徴とまちの移り変わりを知る。  
また、デジタルなどを活用しながら体験展示を行う。



《エントランスホールの考え方》

市民に親しまれている「石見神楽」や「自然」をテーマとした象徴的なイメージを導入空間に展開。市民への求心的な役割をもたせるとともに、奥へと続く展示室への期待感を醸成します。



弥生土器



中世の食器



甲冑



古文書



民具とくらし



石見神楽面

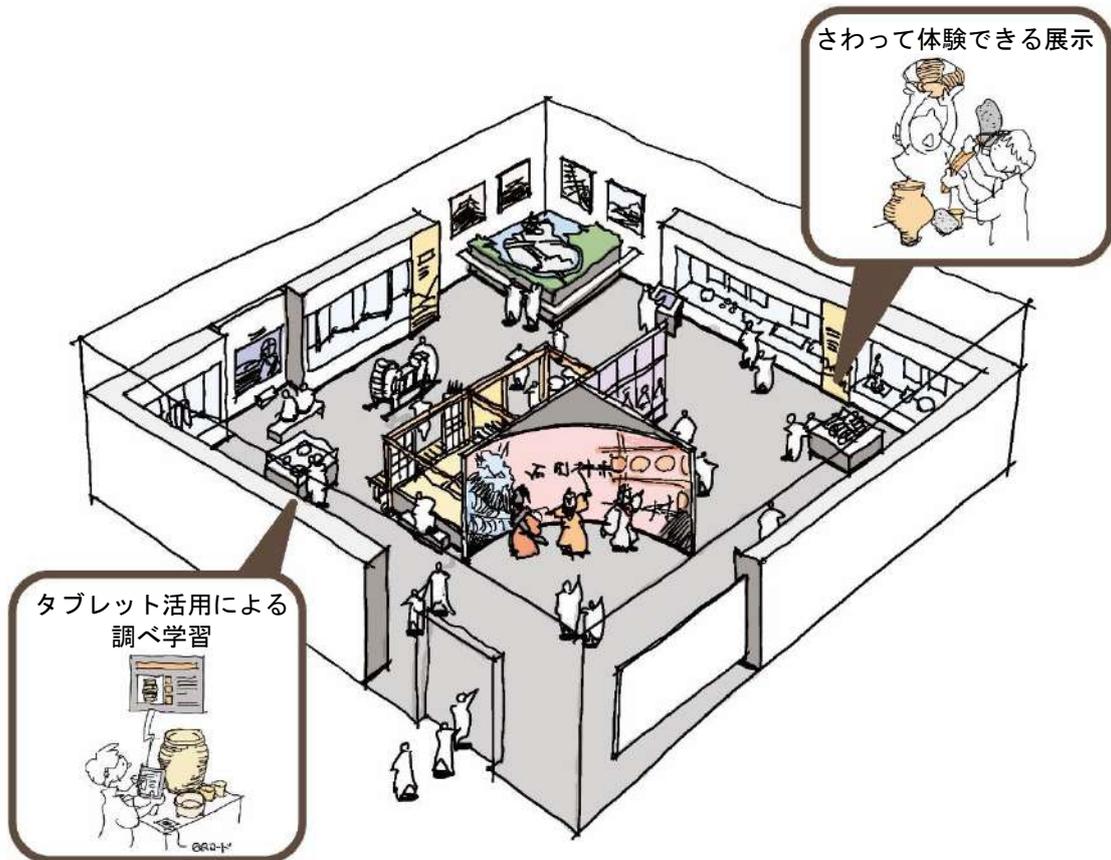
## ● 展示の手法

施設では、ふるさと郷育の対象である子どもたちをメインターゲットとし、まずは興味を持ち、自ら思考し、調べていくことのできる、受動的でない、能動的な学習を誘発する展示手法としていきます。

また、大人や観光客にも配慮した手法とし、より詳しい情報を提供できるようにしていきます。

- ① 子どもたちに興味をもってもらう展示
- ② 子どもたちに問いを投げ掛け思考を促す展示
- ③ 子どもたちが自ら疑問をもって調べるような展示
- ④ タブレットなどを活用しながら、それぞれが情報を深掘りできる展示

## ■ 常設展示室イメージ



## ■ 活用イメージ

浜田市の歴史に触れ、文化を感じることができる活動 とします。

### 1 歴史文化の保存・継承の拠点

展示活動	▶学芸員中心の活動
<b>常設展示</b> 全国的な時系列とともに浜田市の歴史を体感することができる体験展示を行う。	
<b>企画展示</b> 浜田の歴史文化を様々な視点から紹介する。	
資料管理・調査研究活動	▶学芸員中心の活動
<b>展示資料研究活動</b> 収蔵されている考古・文書・民具などに関する調査研究活動を行い、展示や各活動などへ反映する。	

### 2 ふるさと郷育の拠点

学校教育に関わる活動	▶学芸員など+学校による活動
<b>ふるさと学習活動(学校の見学受け入れ)</b> 市内の学校向けに、学芸員の口頭解説やタブレットを活用しながら展示室を見学してもらう。	
<b>ふるさと工作活動</b> 展示室の見学後などに資料の観察を踏まえて、工作につなげる。 ex.縄文土器を見たあとに、縄文土器をつくるなど。	
<b>教材提供活動</b> 学芸員が学校の授業に合わせた資料作成の相談や資料の提供、共同開発などを行う。	
<b>出前授業活動</b> 学芸員が地域の学校に出向いて単元に沿って資料などを持ち込み、授業の提供を行う。	

生涯学習に関わる活動	▶学芸員など+市民による活動
<b>ふるさと講座(学芸員or市民などによる歴史文化講座)</b> 学芸員だけでなく、外部講師や地域の歴史文化に詳しい方が先生となり浜田の紹介を行う。 ex.音の道具の使い方やエピソードを地域のお年寄りから紹介していただくなど。	
<b>すくすくふるさと講座(未就学児向け歴史文化体験)</b> 0歳～3・4歳(年中を想定)は神楽の音などを体験させる。4歳～6歳(年長を想定)は浜田の歴史文化を紙芝居などで紹介したり、作ったりする。 子育て支援センターなどと連携し、四季折々に親子で参加できるプログラムを実施。	
<b>ふるさと浜田ミュージアム・パートナー(市民による博物館活動への参画)</b> 各人の興味関心ごとに分かれて活動し、ミュージアム活動に参加する。 ex.活動グループ・調査研究、展示解説、古文書解読など。	

### 3 市民や観光客の交流拠点

交流に関わる活動	▶市の施設全体に関わる活動
<b>情報提供と他施設との連携(観光施設、資料館などの関連施設との連携)</b> 市民同士や市民と観光客の交流を促進させるため、情報を提供。 ex.市内の文化財やイベントをはじめ、関連施設の紹介や連携を行う。	